



# 博山市史

第三卷 近世 I

— 森藩時代 —

国指定史跡

表紙写真 図1 津山城跡の石垣  
(江見 正氏写)

題 字 津 山 市 長

津山市史

第三卷

近世 I

— 森藩時代 —

目次

第一章 美作の統一

一、統一へのみち

内戦の終息

宇喜多秀家の時代

花房職之のこと

戸川秀安のこと

宇喜多氏の滅亡

小早川秀秋の時代

二、美作津山藩の創始

森忠政の美作受封

森家の成り立ち

忠政の出世

忠政の入国

院庄の城普請

院庄の惨事

第二章 津山城と城下町

一、津山の築城

城地の選定

三

六

六

七

八

八

一〇

一一

一六

一八

二〇

二一

二七

### 第三章 森氏と藩政

#### 一、森藩の前期

領国の統制	.....	六七
社寺の保護と統制	.....	六九
重臣の争い	.....	七二
森可政の参政	.....	七四
大阪役に出陣	.....	七四
広島城の受け取り	.....	七六
幕命による出役	.....	七六
家臣の異動	.....	七七
忠政の死	.....	七九
森氏の家紋	.....	八一

#### 二、城下の町づくり

城郭の構成	.....	二八
美作の府城	.....	三一
築城の余話	.....	四〇
城の後園	.....	四一
治	.....	四三
城下町の構成	.....	四五
侍の屋敷	.....	四七
町人の町	.....	四八
社寺の配置	.....	五一
	.....	六〇

二、森藩の中期

長 継 の 時 代	八二
幕藩制の没透	八四
出役と預かり	八五
島原の乱と津山藩	八六
長 継 と 社 寺	八六
切支丹と不受不施	九〇
支 藩 の 関 氏	九二
長 継 の 隠 居	九四

三、森藩の後期

長 武 の 時 代	九五
森長俊の分封	一〇〇
隠居後の長武	一〇一
長 成 の 時 代	一〇二
文 治	一〇八
津山蘭学の芽生え	一一〇
江戸の犬小屋普請	一一〇
長 成 の 死	一一二
森 氏 の 除 封	一一四

四、藩の組織

藩の仕組み	一一五
軍制の大要	一一六
藩政の役職	一一八
給人と扶持取り	一二二

五、森氏除封のあと

津山城と領国の引渡し

.....

一二六

森氏の再興

.....

一三〇

支藩両氏の移封

.....

一三一

森氏の家臣たち

.....

一三二

津山駐在の代官

.....

一三四

第四章 城下の発展

一、町政のしくみ

町奉行

.....

一四三

年寄と五人組

.....

一四四

城下の防火

.....

一四六

制札と法度

.....

一四七

二、町人と商工業

商人町と職人町

.....

一五八

藩の用聞き

.....

一六〇

座と株のはじめ

.....

一六一

商品の流通と商人

.....

一六三

鍛冶と鋳物

.....

一六六

富商の抬頭

.....

一六八

西鶴が描いた津山商人

.....

一六九

三、町の人たち

各地からの来住

.....

一七一

住む人のさまざま

.....

一七二

城下人口の動き	一七三
津山祭りのにぎわい	一七四

四、四方への道路

国内交通の中心	一七五
官道出雲街道	一七六
二筋の備前街道	一七八
因伯への二街道	一七九
国境の峠と川	一八〇
宿駅と人馬	一八〇
松並木と一里塚	一八二

五、上下する川船

津山川の水運	一八四
高瀬船の繁盛	一八五
船の取締り	一八八
所々の船着	一八九

第五章 村と農民

一、郡村と郷庄

村の沿革	一九五
郡と郷庄	二〇二

二、村政と農民

村政担当の藩役人	二〇四
農民中の村役人	二〇五
帰農した国侍	二〇八



農民のいろいろ	二〇九
農民の結合	二一一
三、検地と石高	
慶長以前の検地	二一三
慶長の検地	二七三
検地の修正	二七七
美作国内と津山市域の石高	二二三
四、農地の開発	
新田の造成	二二九
溜池と井堰	二三〇
農村集落の強制移転	二三一
五、山林検地	
山林の管理	二三六
山林検地と課税	二三七
入会山林の設定	二三七
六、農民と農地	
幕藩制と農民	二三八
田畑の永代売買禁止	二三九
七、賦課される年貢	
忠政が定めた年貢の法	二四一
年貢免定と諸運上	二四二
八、郷中の商業	
郷中の商業	二四八

郷中の物産	二四九
一宮の市町	二五〇
九、法度と禁令	

## 第六章 補 説

正保の禁令	二五一
元禄の郷中法度	二五二
一、たびたびの災害	二五九

### 二、森忠政をめくって

森長可の遺書	二六一
森家と茶道	二六三
養母大野木殿	二六四
きらず粥	二六四
忠政の願文	二六五

### 三、話題の人々

弟の仇を討った北村六郎兵衛	二六七
武道の達人	二六八
高木右馬助の強力	二六九
佐良川改修と河原善右衛門	二六九
孝子太郎助の話	二七一
伝説の女性お花	二七一
津山から出た赤穂義士	二七二
歴戦の勇士牧左馬助	二七六

第三卷の参考文献

第三卷年表

第三卷図版一覧表

第一章  
美作の統一



図2 森 忠政木像 (津山市小田中本源寺蔵)

# 第一章 美作の統一

## 一、統一へのみち

### 内戦の終息

南北朝から室町時代を通じて、美作は山名・赤松両氏が守護を争い、くだつて戦国の世には、尼子・毛利・浦上・宇喜多など近隣諸豪の侵略を受けて争乱のちまたとなり、しばしば兵火の難を被り、また生命の安全をも脅かされるという状態が続いた。この間に、国侍たちは、おのおのこれらの諸豪に分属して、激しい対立を繰り返した。

天正一〇年（一五八二）六月、備中高松役のあとで成立した羽柴・毛利両氏の講和によって、美作国一円は備前びぜんの宇喜多氏の領に決定したが、美作に在国していた毛利

氏方の諸將は、国土を宇喜多氏に渡すことを拒んで、容易に承服しなかつた。中でも岩屋城（久米町）の中村頼宗、高田城（勝山町）の檜崎元兼、矢筈山城（加茂町）の草薙重継らは、みな死を決してその城を守り、さらに宇喜多方を国内から掃蕩しようとして激しく対抗し、毛利氏もまた本国から兵食を送つてこれを助けた。

これに対して、荒神山城（市内荒神山）の花房もとりで（助）兵衛、後に職之もとゆきや、篠葺山城（久世町）の江原親次（兵庫助）ら宇喜多方の諸將は、強く毛利方に対抗した。

翌天正一一年六月、毛利方の真木山城（勝山町）の鈴木近重らは、宇喜多方の立てこもる沖構城（鏡野町えんじゅうじ 円宗寺）を襲い、かろうじてこれを落したが、間もなく

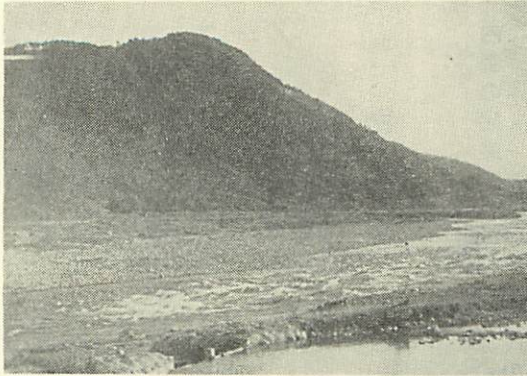


図3 嵯峨山城跡 (津山市中島)

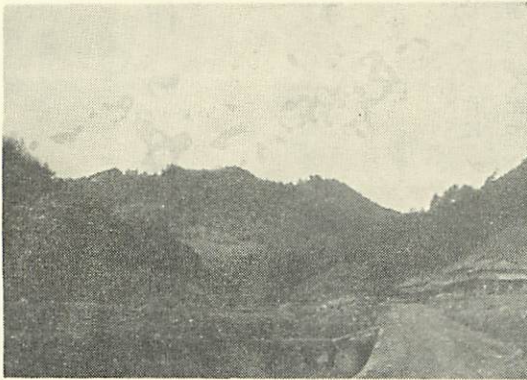


図4 岩屋城跡 (久米郡久米町)

花房職秀の精銳の來撃を受けて敗退した。この年八月には、草薙重繼の軍兵が、宇喜多方の嵯峨山城(市内中島)を攻略して氣勢を揚げた。

明けて天正一二年三月、宇喜多氏は、当時美作の毛利方が最要の拠点と頼む岩屋城の攻撃を企て、戸川秀安・岡家利の両宿將に、大軍を率いて襲撃させ、また職秀・親次ら美作宇喜多方も挙げてこれに加わり、その城を攻

囲したが、戦いはたがいに一勝一敗を繰り返すのみで、勝負は容易に決しなかった。

この形勢を見た羽柴秀吉は、その頃備後に滞在していた前將軍足利義昭と謀り、これら両氏の和議の斡旋に乗り出した。秀吉は黒田孝高・蜂須賀家政、義昭は福井又兵衛・矢島惣八郎を使として、毛利輝元の將井上新兵衛、吉川元春の將青木本助と会見させて和を勧めた。毛利方も宇喜多方も士卒はみなす

でに戦いに疲れ、和を望む氣風が強まっていたので、諸將の説得は効を奏し、頼宗をはじめ毛利方の諸將は、みな兵をまとめて安芸・備後に引き揚げた。

市の西北境に接した枳形城(鏡野町藤屋)は、地勢が險しく要害堅固をきわめ、ここに毛利將、福田勝昌(玄蕃)が立てこもり、付近の利元・勝山(ともに市内上横野)などの城砦をも支配していた。さきに天

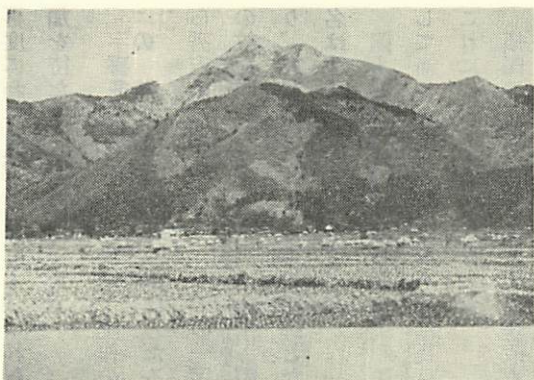


図5 柘形城跡(苫田郡鏡野町) —後の高い峯—

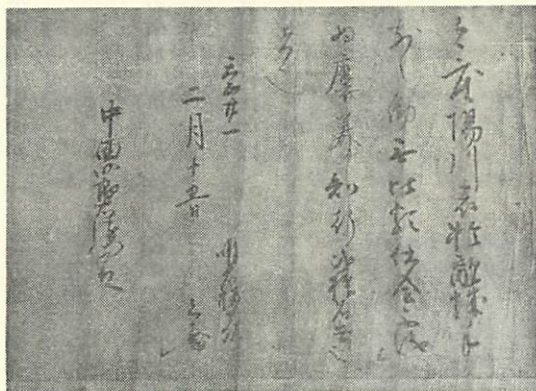


図6 朝鮮陣の武功感状(津山市牧山政雄氏蔵)  
— 宇喜多氏の将明石掃部が美作の国侍  
中西に与えたもの— 天正廿一の文字が見える

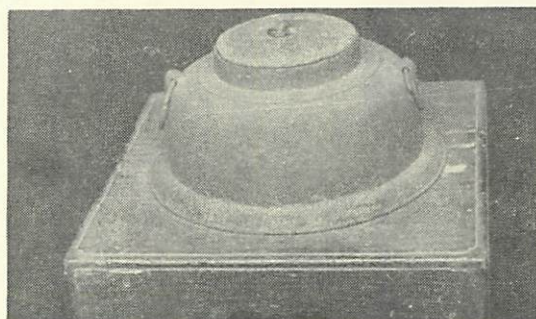


図7 国侍が朝鮮出陣中入手した茶釜(津山市中島宏氏蔵)

正七年、織田氏おだの後援を頼んだ宇喜多直家なおいえが万余の精兵をもって来襲した際にも、多大の損傷を受けながらよく耐えて屈しなかったものである。しかしこの勝昌かつむねらも大勢には抗し難く、のちついに一族郎党とともに城を退去した。

ここにおいて、これまで毛利氏を頼っていた国侍たちもみな兵をおさめたので、ようやく平和が回復した。そ

の後美作各地の国侍たちの中には、宇喜多氏に召されて仕えたものもあつたが、古来の縁故の村にとどまって帰農したものも少なくなかつた。しかし、地方における彼等の土豪としての実力と声望とは、この後もなお無視することができず、新領主宇喜多秀家ひでいえ(直家の子)の、文禄元年(一五九二) — 三月出發、翌二年一二月帰還 —、慶長二年(一五九七) — 三月出發、翌三年一〇月帰還 — の

再度にわたる朝鮮出陣にも、これら多数の国侍たちの参加を待たねばならなかった。

宇喜多秀家 秀家は備前・美作の両国と、備中の東半、  
の時代 播磨の一部にわたる大封を領し、早くか

ら秀吉の寵遇を受け、「秀」の一字および豊臣の姓と桐の紋を賜り、長じて従三位権中納言の高位高官にのぼり、文禄の役では出征軍の総帥となって出陣し、その威名はすこぶる高かった。

国もとの政務は、はじめは岡利勝・戸川達安が仕置として当ったが、文禄の初めには長船貞行（紀伊守）がこれに代わって威権を振った。

領国の安定を見るときにも藩政も膨張し、そのうえ、外征による出費は多大で、藩財政は次第に困難を加えた。

この頃領国の総検地を実施して、家臣の給地や社寺の所領にまで手を加えて整理統制し、これによって二〇余万石を量り出したといわれる。これはいわゆる太閤検地の一環としてなされたもので、近世の土地制度はこれによって定まった。このことは藩にとっても重要な財政対策となったのであるが、一面では家臣間の不和を深め、

各方面の恨みを招く原因にもなった。

花房職之の 花房職之（初め職秀）は美作久米郡の出  
こ 身といわれるが、生地は明らかでない。

剛勇で智略に富み、宇喜多直家に仕え、元龜元年（一五七〇）久米郡長岡庄（現在市内）に荒神山城を築き、ここを本拠として、近郷各地を攻略した。天正七年（一五七九）毛利氏の将大蔵尚清の立てこもった神楽尾城

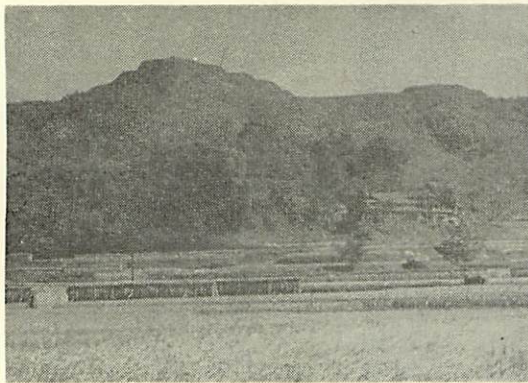


図8 神楽尾城跡（津山市田邑）

（市内田邑）を

攻め落したあと  
は、いまの津山  
市域の過半はその  
支配下に属した。  
これから美作はもとより両備の各地に進出し、しきりに毛利方の属城を攻略し、武敷によって七、〇〇〇石を領した。



その後、小田原出陣中に、秀吉の面前でその威勢をばからず所信を直言して、人材を認められた。朝鮮役でも拔群の武功をたてて名声をあげた。長船貞行が権をほしいままにするに至ってこれを憤り、国政をみだすものとして、その罷免を秀家に訴えた。

秀家がかえって職之の不遜をとがめて閉門を命じたうえ、切腹を申付けようとしたが、職之がすでに秀吉に認められている

ため、独自の制裁をはばかり、秀吉の決裁を請うた。

そこで秀吉は職之とその子職則(五郎左衛門)を常陸の佐竹義宣に預けた。

職之の留守を預って荒神



図9 荒神山城跡 (津山市荒神山)

山城を守っていた家臣の苔口利長・難波信正・柴田与一郎らもやむなく城を出て帰農した。文禄三年(一五九四)のことで、職之が築城してから二五年にして廢城となった。

その後職之は徳川家康に迎えられて関が原の大戦に出陣し、慶長一九年(一六一四)の大坂冬の陣には、老驍ながらも駕籠に乗って戦場に出た。子の職則もまた武功を立てたので、家康は職之に備中高松七、〇〇〇石余を与えた。元和三年(一六一七)二月、六九歳で没した。

職之は風雅をたしなみ和歌をよくしたという。また関が原戦後、伊豆の八丈島に配流された旧主秀家が、配所で故郷の白米の味をなつかしんでいることを聞き、幕府の許可を得て毎年多量の米を輸送して慰問したという美談も伝わっている。

戸川秀安の天文の頃(一五三二)、富川村(津山市戸川町)に富川禪門という近郷に聞えた郷

士がいた。禪門には妻子が無かったので、妻の妹の子門田平助を養ってその家を嗣がせた。平助は天文六年備後門田に生まれたが、五歳の時父をうしない、母とともに禪門を頼り、養われて富川氏を名乗り、後戸川に改めた。

平助は幼にして才智に富み武勇にすぐれ、長じて宇喜多直家に仕えて武勲をたて、ことに直家の美作攻略には平助の功が甚だ多く、ついに重臣にあげられ、戸川平右衛門秀安と称した。天正一三年(一五八五)、従五位下に叙し豊前守に任ぜられて、備前児島郡常山城の守将となり、慶長三年(一五九八)八月没した。男達安は徳川家康に仕えて功をたて、肥後守に任ぜられ、備中庭瀬に封ぜられて二万五、〇〇〇石を領した。〔野史〕、『津山誌』、『岡山県人名辞書』

宇喜多氏の  
滅亡 花房職之の退去した事件は、宇喜多家中における職之らを中心とする武将派と、

長船貞行らの官僚派との激突であるが、この裏には信仰上の問題が深く絡んで、いよいよその対立を激しいものにしていた。職之ら武将派はみな熱烈な日蓮宗の信者であり、貞行ら官僚派のほとんどは、極めて強固な切支丹宗の信者で、たがいとその信仰を固持して相対し、両立できない仲となっていたのである。

その後、この両派の対抗はますます激化し、家臣間の内争はいよいよ深刻化した。

このような間にも、秀家の地位はしだいに上って、つ

いには豊臣家五大老の一人となり、徳川家康・前田利家・毛利輝元・上杉景勝と席をならべるに至った。

しかし当時の秀家は、家臣たちを統制する実力を失い、宿将老臣の中からも離反者を出すような情勢にたち至っていた。

このような時に、慶長五年(一六〇〇)秋の関が原の大戦を迎えたのである。秀家は石田三成ら大坂方にかつがれ、西軍の主将となって奮戦したが、小早川秀秋が東軍に内応したことなどで、戦況は急転して大敗した。ために宇喜多氏は全く滅亡し、その美作支配は、一八年にして終った。

小早川秀秋 慶長五年一〇月、宇喜多氏の遺領は、  
の 時 代 関が原で西軍を裏切って徳川方に内応

し、戦勝に導いた小早川秀秋に授けられ、秀秋は旧領筑前名島(福岡市の東部)から備前に移り、岡山城に入った。こうして、美作も秀秋の支配に移った。

秀秋は名将小早川隆景の養子で、実は木下家定の四男に生まれ、豊臣秀吉の夫人高台院の甥にあたる。その縁故によって秀吉に養われ、深く寵愛されて豊臣の姓と羽柴の苗字を賜わり、隆景の懇請によって小早川家を相続

した。若くして従三位中納言の高い官位にのぼり、世人は金吾殿と呼んだ。金吾とは衛門府の唐名であり、養父隆景が左衛門督に任ぜられ、秀秋もまたこの官を継承したための呼び名である。

慶長二年の朝鮮再征には、全軍の総帥という重任を帯びて出陣したが、出陣中の秀秋の言動について秀吉の側近にある石田三成が批判したため、その間に生じた不和が、関が原合戦中徳川方への内応の起因となったともいわれる。

秀秋は杉原重政（紀伊守）と稲葉通政（内匠頭）を仕置として政務に当らせた。「備前軍記」によると、財政立て直しを目的に、領国の総検地を実施して石高を打ち出し、これによってほとんどの寺社領は削減されたといわれるが、検地帳も全く残存せず、その実情はよくわからない。

当時、秀秋はこの美作をどのようにして治めたか。「美作略史」によると作西の要衝高田城（勝山町）に服部隠岐守・服部勘助・木下斎之助を置いて鎮めさせ、また作東の要地倉敷城（美作町林野）を重臣稲葉通政に守らせたことが見え、当時の文書では、慶長六年六月、杉

原・稲葉両仕置の連名で、中山神社に納めた社領一〇石の寄進状が残っている。

秀秋は放鷹・殺生を好み、遊情にふけることが多かったと伝えられる。そのためか国政もしいに乱れて家中の不和を生み、諫言した重政はかえって殺害にあい、通政も望みを失って亡命するに至った。そして慶長七年一〇月、秀秋は二三歳をもって若死し、嗣子が無かったため、その家は在封わずか二年で断絶した。なおこの時の秀秋の死因については、かずかずの奇怪な伝説が流布している。

また「東作誌」によると、小早川氏の除封がきまった直後の一〇月二日付で、大坂の奉行浅野長政（弾正）が、美作東北条郡の庄屋にあてて、「小早川家の遺臣どもが、勝手に折紙（年貢徴収状）を発行して納米を申し付けても、決してこれに應じてはならない。」むねを厳達し、つづいて同月二四日付で国府内蔵之丞（長政の属吏か）から同じく庄屋にあてて「国内の百姓たちは弾正殿（長政）のお達しのとおり、決して騒ぎ立てぬように。また、もとの小早川家の侍から年貢米の納付を申して来ても、これに應じてはならない。」旨を通達している。

二、美作津山藩の創始

森 忠政の  
美作 受封

天下分け目の関が原の大戦から二年五  
か月を経た慶長八年(一六〇三)、すな

わち小早川秀秋が没した翌年の春二月六日、徳川家康は  
その遺領のうち美作国一八万六、五〇〇石に森忠政を封  
じた。忠政ははじめ美濃金山城主で、関が原役に先だつ  
慶長五年二月、信濃川中島に移封されていたものである。

同じ慶長八年の正月、隣国備前一円二八万石余には、  
森氏と縁故の深い池田忠継が封ぜられていたので、小早



図10 森 忠政花押

川氏の遺領は  
新たに徳川氏  
の支配下に加  
わったこの兩  
氏によって治  
められること  
になった。そ  
して忠政が封  
を受けた日か

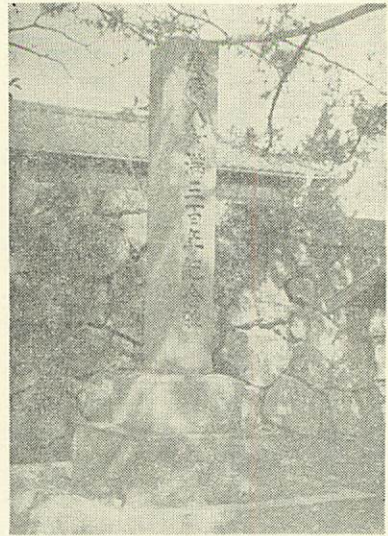


図11 森侯入封満三百年記念碑  
(津山城本丸跡) -明治36年建

ら六日後の二月一二日には、家康は正式に征夷大將軍に  
任ぜられ、江戸幕府を創立して、名実ともに「天下人」  
となった。

室町時代の初期以来、いつも播磨・伯耆・出雲・安芸・  
備前などの諸国を根拠とした諸豪の支配のもとに置かれ  
ていた美作も、はじめて一国一領の支配体制が固められ  
た。ここに美作津山藩の出現を見るにいたり、地方の情  
勢は大いにかわった。

美作の新領主となった忠政は、領国の中央鶴山(津山)  
を選んでここに府城を築き、これを中心として着々と支  
配の基礎をかためた。森氏はその後長継・長武・長成と相

継ぎ、四代九五年にわたって美作を統治したのである。

当時大名がその所領の土地人民を支配する機構を、史書では「藩」と呼び、藩主・藩士・藩政などの語を用いるが、これは当時の公式の用語ではなく、一般には藩士は「森美作守家中」または「何々家来」、領地は「何々領分」と呼んだ。江戸時代中期に、当時の儒者が中国の古代の制度にならって「藩」の名称を使ったことからこの名が広まり、「美作藩」「作州藩」「津山藩」などと呼ばれるようになった。藩が公式の名称となったのは、明治維新の際で、当時の政府は従前の藩主を、あらためてそれぞれの藩知事に任命した。

なお幕府の下に藩を置いて支配させる政治の形態を最近の史書では「幕藩制」と呼んでいる。

また江戸時代には、幕府を指して「公儀」、その直轄する土地すなわち幕領を「天領」と呼んだ。

森家の 忠政の入封を記すに先だって、森氏の成り立ちについて、『森家譜』・『森家

山町史』によって略叙しよう。

森氏は清和源氏、八幡太郎義家の六男義隆(陸奥六郎)

を祖とする。義隆は相模の森の庄を領したので、これより「森」を苗字とした。平治元年(一一五九)の平治の

乱に、源義朝に従って京都で平氏と戦い、敗れて東走中近江の比叡山麓龍華越で、山法師の放った流れ矢に中

て命を落した。その子頼隆は、生まれてまだ月余に過ぎ

なかったが、父の故をもって下総に流された。治承四年

(一一八〇)、源頼朝が平氏討伐の兵を起こした時、頼隆

は年二二歳で、関東の豪族千葉常胤に伴われ、下総国府

台で頼朝に見参した。頼朝はその非凡な風貌を見て、こ

れこそ源氏のともがらとして頼むに足る武士と大いに喜

び、常胤の上に座らせた。これから頼朝に隨身して功勞

をたてた。

頼隆は、頼朝の没後執権北条氏との間に不和を生じて

退けられたため鎌倉を去り、若槻氏を称して信濃に潜居

した。その二子頼胤・頼定があとを継ぎ、頼定の時、森

氏に復した。頼定の後定氏・頼氏・光氏・氏清と続き、

氏清(一に泰氏とも)は暦応年間(北朝の年号、一三三

八)美濃に移り、守護土岐頼貞の一族明智の土岐頼重

に仕えて、その娘をめぐった。その後頼俊・頼師・頼長

を経て頼継におよび、頼継は嘉吉の乱(一四四一)に明



図12 森家発祥の地—美濃尾張地方

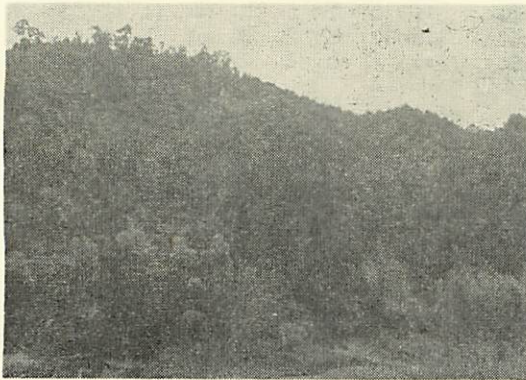


図13 美濃金山城跡(岐阜県兼山町)

智の土岐頼秀に従って播磨の赤松満祐征討に出陣し功をたてた。その子可光を経て、可房(越後守)は永正九年(一五二二)、室町幕府第一〇代の將軍足利義尹(のち義種)の近江佐々木氏征討に参加して近江赤田城で戦死した。可房の子可秀(越後守)も、その一六六年後の享禄元年(一五二八)に室町幕府第一一代將軍義晴を守って近江の朽木谷で戦死した。

その後、天文二一年(一五五二)、土岐宗家の頼芸が新興の斎藤道三のために滅ぼされ、明智の土岐定明もまた戦死したので、可秀の子可行は主家を失い、子の可成をつれて美濃の連合に潜居した。この可成がすなわち忠政の実父である。

これについて新井白石の『藩翰譜』の所説は、やや異なっているので、参考として摘記する。

「左中将兼美作守源忠政は三左衛門尉可成が六男、舎兄武蔵守長一が嗣なり。はじめ陸奥守義家朝臣の六男森六郎義隆の末葉、美濃国の住人森左衛門尉泰家、当国の守護土岐頼貞に属せしより、累代の子孫彼家の被官たり。天文年中土岐兵部大輔定明が亡びし時、泰家九代の孫左衛門尉泰政戦死す。三左衛門可成は泰政が嫡男なり。」

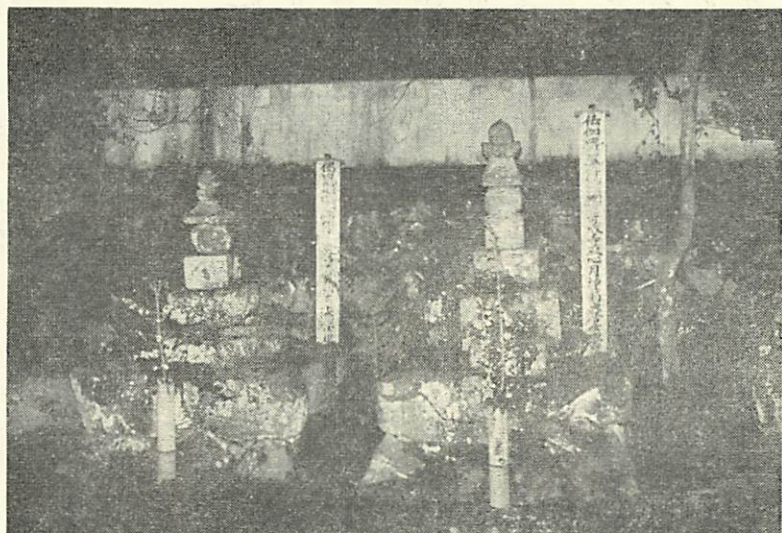


図14 森 可成(右)と長可(左)の墓 (岐阜県兼山町可成寺)

可成は幼名満、のち与三、長じて三左衛門尉と称した。若くして主家の滅亡によって流浪し、一時齋藤道三

に身を寄せたが、間もなく去って尾張の織田信長に仕えた。可成は武略に長じ、信長の尾張平定については大いに活躍し、永禄三年(一五六〇)の桶狭間合戦には抜群の勲功を表わし、ついで永禄八年、信長の美濃経略においても戦功をたて、これによって金山城主にあげられた。金山城は一名鳥が峰みねといい、木曾川きそがわに沿うた要害の地に建てられた山城である(現在岐阜県兼山町)。永禄一〇年、齋藤氏を亡ぼして美濃を手に入れた信長には、宿願の京都への途が開けたが、まだその前途にはこれをささぐる越前えちぜんの朝倉義景あさくらよしかげ、近江の浅井長政あさいながまさらがあった。よって信長は元亀元年(一五七〇)越前攻略の兵を進めた。この年四月、可成は織田軍の先鋒せんほうとして越前手筒山城てづつじょう(敦賀市街の東端)を攻めて陥れたが、可成に従って初陣した長男可隆よしたか(伝兵衛)は、このとき年一九歳で戦没した。その後間もなく可成は近江の志賀宇佐山の城(大津市)によって浅井・浅倉両氏の連合軍と対峙した。この地は信長の本拠岐阜と京都を結ぶ中間の要衝であった。可成はこの年九月、この両氏の大軍と戦い、衆寡敵せず、坂本(大津市)において討死した。時に年四八。

可成の長男可隆はさきに戦死したが、二男長可ながよし(勝かつ)

藏<sup>ぞう</sup>・三男長定<sup>ながさだ</sup>(蘭丸<sup>らんまる</sup>)・四男長隆<sup>ながたか</sup>(坊丸<sup>ぼうまる</sup>)・五男長氏<sup>ながぢ</sup>(力丸<sup>りきまる</sup>)はみな信長に仕えて寵遇<sup>ちようぐう</sup>を受けた。その名乗りの「長」は、信長の名の一字を賜わったもので、特に名誉とされていた。

長可は通称勝藏、はじめ長一<sup>ながかず</sup>のち長可と名乗った。父に劣らぬ剛の者で、元龜元年、年一三で金山城主となり、天正二年(一五七四)、年一七にして信長の伊勢長島<sup>いせ</sup>の一向一揆<sup>いっかい</sup>征伐に初陣して武功をたて、その後数次の合戦にいつも勇名をとどろかせた。天正一〇年春の武田勝頼<sup>たけのり</sup>征討には、織田軍の先駆となって信濃・甲斐<sup>かい</sup>・上野<sup>こうずけ</sup>の諸州に連戦して大功をたて、広く「鬼武藏<sup>おにむさし</sup>」の勇名をもって敵味方に恐れられるにいたった。武藏というのはこの軍功を賞して織田信忠<sup>のぶただ</sup>が武藏守の官名を公称させたためである。この役後、長可は信長から北信濃四郡<sup>はに</sup>(埴科<sup>はに</sup>・更科<sup>さらしな</sup>・高井<sup>たかい</sup>・水内)を賜って海津<sup>かいづ</sup>に入城した。この時武田方の残党をはじめ国侍<sup>くにざむらい</sup>ら一万余は、隣国上杉景勝<sup>かげかつ</sup>の後援を頼んで川中島周辺で兵を起したが、長可は精兵を率いて立ち向い、敵首三、〇〇〇余をあげて鎮圧した。

またその弟長定(蘭丸)は、幼時から英資俊敏と容姿

端麗をもって知られ、常に信長に近侍して信頼をうけ、少年ながら軍国の枢機にも参画するにいたった。天正一



図15 森 蘭丸(左)・坊丸(右)・力丸(中)の墓 (京都市阿弥陀寺)



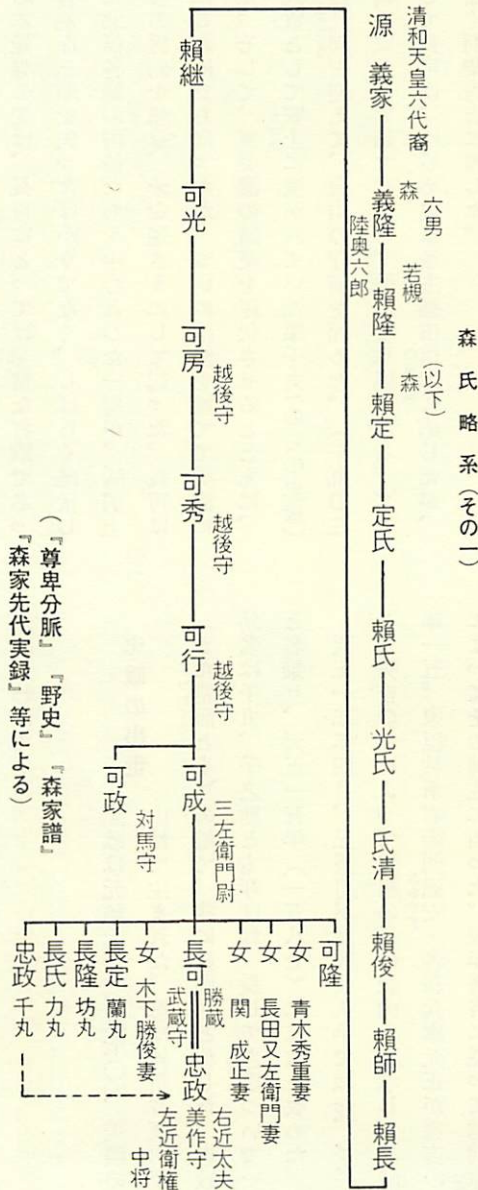


図16 森 長可の画像  
(岐阜県兼山町可成寺蔵)

○年武田氏の滅亡後、信長は長定に美濃岩村五万石を授けた。これは亡父可成の旧勲に対する追賞の意を含めて行われたことで、森家の宿老各務兵庫元正が陣代となつて、現地の軍政に當つた。

その後間もなく突発した同年六月の京都本能寺の変で、長定ら三兄弟と姉婿青木治郎左衛門秀重は、ともに信長を守護して勇敢に明智勢と戦い、ついにみな悲壯な最期を遂げた。三兄弟の年齢は、この時、長定一八、長隆一六、長氏一四であつた。

この本能寺の変は、長可にとっては非常な打撃であった。有為な三弟を失ったばかりでなく、しばらく雌伏していた北信各地の国侍たちを中心とした一揆が、隣国上杉氏らの援助を頼み、矛を逆さまにして起った。長可は直ちにこれに立ち向ったが、ついに信濃を捨てて美濃に帰った。そして、東美濃の諸豪を屈伏させるとともに、当時人質として安土あづちに置かれていた弟千丸ちのちの（のちの忠政）と母妙向みょうこうを迎えて、金山の守備を固めた。（千丸の在地は『森家先代実録』による。他に岐阜説もある。）

そして長可は、はじめ岐阜城主織田信孝のぶたかに応じたが、まもなく羽柴秀吉に属した。

天正一二年春、秀吉が徳川家康と兵を交えるにいたった時、長可は妻の父池田信輝のぶてるとともに羽柴方の先陣として尾張長久手ながくてに入り、徳川軍の背後を突こうとしたが、かえって敵の包囲に陥って全軍壊滅し、信輝らとともに討ち死にした。時に年二七。秀吉は深く長可の戦死を悼み、弟千丸すなわち忠政をその後嗣として金山城主を継がせ、七万石を授けた。

森氏では、その祖先以来戦場で非命にたおれたものが相つづき、ことに可成とその五子は、みな陣中で最期を

遂げたわけである。

### 忠政の出世

忠政は元亀元年（一五七〇）、美濃の金山城で生まれた。母は林新右衛門通安みちやす（また常照つねてるとも）の娘で、後に妙向尼と称した。忠政の幼名は千丸、千之助とも呼ばれ、長じて忠重ただしげついで一重と名乗り、天正一五年（一五八七）に忠政と改めた。

天正一二年四月、兄長可が尾張長久手で戦死したあと、秀吉の命によって父祖の遺領金山を継承した。時に年一五。家臣林新右衛門通安みちやす・各務兵庫元正が秀吉の命によってその補佐に当った。翌年秀吉に従って越前津幡つばた城主佐々内藏助成政征討に出陣したのが初陣で、この年一〇月従五位下に叙せられ、またこのころ右近大夫うごんたゆうと名乗った。同一五年、従四位下侍従に任ぜられ金山侍従と呼ばれた。同年二月、秀吉の九州出征には、忠政は病気の為、陣代林長兵衛ながたて為忠に軍兵を率いて出陣させた。

翌一六年四月、秀吉が後陽成天皇ごようせいをその聚楽第じゅうらくだいに迎えた時には、忠政は行幸の供奉くぶに加わり、つぎの和歌一首を詠進した。

夏日侍 行幸聚楽第

松 祝 侍 従 豊 臣 忠 政

みとりさへ年にまさりて松蔭かかげのふかきやち代の  
根さしなるらん

このころ忠政はすでに秀吉から豊臣とよとみの姓と羽柴の苗字を賜わり、その上に豊臣氏の家紋「五三きり」を用いることも許されて、格別の寵遇ちようぐうを受けていた。

その後天正一八年、秀吉が相模小田原の北条氏政征討の軍を起こした時には、忠政も家中の精銳を挙げてこれに参加し、北条氏一門の雄将美濃守氏規うじのりの立てこもった伊豆いずの葦山城あしやまを攻囲して戦功をたてた。

その二年後の文禄元年（一五九二）に始まった朝鮮征討の役では、忠政は六、〇〇〇の軍兵を率いて九州に出陣し、太閤秀吉の本営肥前名護屋城なごやの築造に参加し、ついでその警衛を担当した。また同三年、秀吉の伏見築城にも、その普請を手伝った。

慶長三年（一五九八）八月、太閤秀吉が伏見城で没したあと、天下の形勢は一変し、豊臣・徳川両家の間にある忠政の立場は、すこぶる微妙なものとなった。かねてから忠政は、秀吉の側近にあって威を振るった石田三成いっせなりらに対して快く思っていなかった。そして忠政は池田輝政いけだてるまさ

や細川忠興ただなきらとともに、大勢の赴くところを察して意を家康に通じ、家康もまた忠政の材を認めてこれを厚遇した。

この年の暮、大坂の奉行ぶぎようらが、当時伏見の向島むとうじまに居た家康の襲撃を企て、まさに大事に至ろうとした時の忠政の心遣いについて、新井白石は「藩翰譜」に、つぎのように記している。

「太閤薨とうじ給たまひし後、大坂の奉行等ひそかに軍兵を催し、徳川殿のまします伏見の御館やかたを襲はんとす。徳川殿の方にも、あまたの大名馳はせ集りて、御館を守護し参らせんとす。斯かくては中々世の騒ぎにも成るべしとて、まづ人々をば帰さる。忠政ひとり人々に後れ遠とほ侍ざむらいに侍候しじうして、己が館には帰らず。徳川殿此の由よしを聞召きこしめし、重ねて御対面あつて、其の志を感じ給ふこと浅あからず。」

このような忠政の心遣いは、非常に家康の信頼を増し、慶長五年二月、信濃川中島四郡一三万七、五〇〇石に封ぜられた。この地は北陸・東山両道への要地であり、かつて上杉・武田の両雄が多年にわたって鎬しのぎを削った有名な場所、森氏にとつても先代長可の旧領であつ

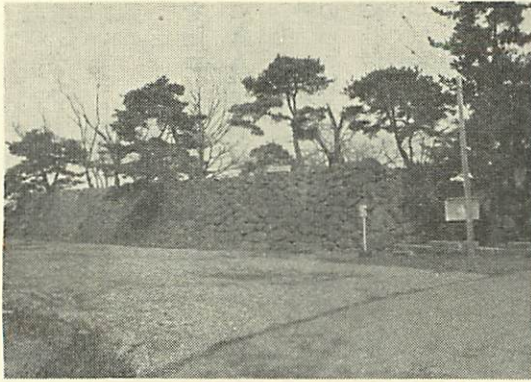


図17 信濃松代城跡（長野市・川中島）

たので、忠政も大いに喜んで、その三月、川中島の松代（元の海津―長野市内）に入城した。

同じ慶長五年八月、家康は越後の上杉景勝征討の軍を起こし諸將を率いて関東に下ったので、忠政もまた応じて下野に出陣した。その虚に乗じて石田三成らが、大坂において家康追討の兵を挙げたため、家康は諸將とともに急ぎ大軍を擁して西上したが、忠政は本隊と離れ、秀

忠政を守って信濃

に帰り、大坂方の勇将真田昌幸を上田城に囲んで、その西上のみちを断った。このため自らは関が原の決戦の檜舞台での活躍はできなかつたが、背後に当る東山・北陸の強敵の西上を食い

止めた功績は高く評価された。これによって後におよそ五万石の加増を得て、美作一国の国主大名に昇進したのである。

このように、もと美濃国内の国侍に過ぎなかつた森氏が、織田・豊臣・徳川の三氏の時代を通じて家を興し、ついに国主大名にまで成長した過程は、近世の大名家成立の一つのモデルケースといふべきであろう。

忠政の入国 慶長八年（一六〇三）二月、美作の国

主となつた忠政は、直ちに家臣伴伊兵衛・同久六・河村庄助・名護屋九右衛門の四人を美作に先行させた。四人は英田郡倉敷村（いま美作町林野）で小早川氏の遺領を受取るとともに、美作各郡から有力な国侍を二人づつ招いて、詳しく国内の事情を聴取して忠政に報告した。

かくて三月中旬、忠政は旧領川中島を發して入封の途につき、播磨の三日月から道を北方にとり、平福（兵庫県佐用町）を経て美作の吉野郡に入り、二一日に讚甘庄下庄村（現大原町内）の庄屋宮本九郎兵衛の宅に到着した。この時九郎兵衛と大野保川上村（現大原町内）の新免喜左衛門は鐵の柄一〇〇挺ずつを、また勝北郡高圓村（現

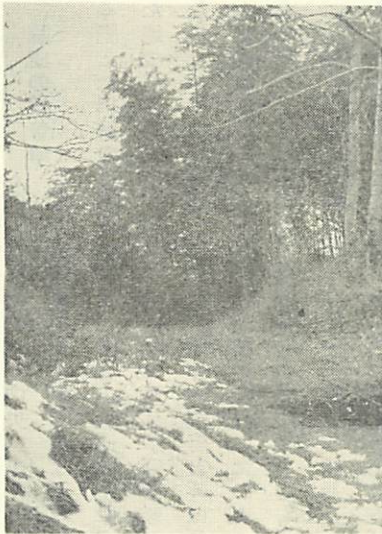


図18 忠政入国の道一鎌坂  
(兵庫県佐用町一当時は美作国吉野郡)

奈義町内)の庄屋有元平左衛門は馬船三〇隻を献進した。こうして忠政はその月二六日に院庄(いんじょう)に入った。

この忠政の入国に当って、これを快く思わない宇喜多・小早川諸氏につながる作東の土豪たちが結束して、森氏の入国を阻止しようとした企てがあつて、「慶長の浪人一揆(ろうにんいっけい)」として『美作太平記』などに伝えられている。

小早川氏の時倉敷城を守つて地方に威を振つていた難波完守(むねもり)は、入道して逸甫(いつぽ)と称したが、一族と謀り、直ちに作東の諸豪に呼びかけた。

「森氏の制法は、はなはだ非義にして、領民はみなそ

の過酷に苦んだと聞く。いまかかる非道のもの入国を許すは、古来武をもつて聞こえた美作の恥辱である。もし森が入国に向かい、おめおめと土下座(どげざ)するならば、われらはいよいよ土民となりはててしまふであろう。一致して国境の險阻を固めて対陣におよべば、彼の軍勢の過半を討つことも、さして困難ではあるまい。この時、地の利にうとい彼は、手だても尽きて、必ずや和を請うにちがいない。この時にこそ本領安堵(ほんりょうあんどう)を条件に家勢の存続を図るべきだ。」との主張である。

そして、集つた軍勢三、〇〇〇余、おのおの手わけして万(まん)の岨(たわ)、杉坂峠などの嶮(けん)を固めた。しかし、結集した一揆勢の中にも見解を異にするものもでき、また先行入国した森氏家臣の説得の効果もあつたものか、初め加盟していたものたちの間にも、「森氏の入国は徳川將軍の命によるもので、これを阻む(はば)ことは、すなわち天下を敵とすること、やがては自滅へのみちにほかならない。」とする意見が有力となつて結束は崩れ、浪人一揆は未だに終わった。のちになつても、森氏の側から、この土豪たちには何のどがめもなかつた。

院庄の城普請

院庄いんのしょうは美作のほぼ中央にあたり、西と

南には大河がめぐり、地は平らかでよく肥えた農耕の先進地であり、水陸の交通の便に恵まれた地である。ことに鎌倉時代以後は歴代の守護職がおおむねここに本拠を置いたため、美作の州府しゅうふと呼ばれた。

南北朝時代に足利氏あしかがが美作の安国寺を置いたのもこの地域であった。そのため、戦国争乱の世になっても、ここには多くの民家が軒を並べて町を形作り、慶長（一五九六―）の初めには二〇〇戸ばかりの町家まちやがあった。

忠政はまず院庄に本拠を定め、古城である構城かまえじょうをもとにして築城を企て、重臣井戸宇右衛門らを奉行として、普請に着手した。

構城は全くの平城ひらじょうでながら、地方制御の要衝にあたるため、南北朝時代から諸将によって攻防が繰り返され、天正の末（一五九二）には、毛利氏の将片山奎允かまのじょう・同左馬助が立てこもり、宇喜多氏の代になって廢城となっていた。

『森家先代実録もりけせんだいじつろく』によると、忠政の企画した当時の院庄の城郭の規模は、本丸五〇間四方、周囲を幅八間ないし一三間の堀ほりでかこみ、堀の総長一九八間、さらに、外

に若干の外堀をつけるというものであった。

しかしこの地帯は、東南に嵯峨山ささが、東北に局笠つばねがさの山丘など防備上油断のならぬ高地があり、また土地が低湿で水害の恐れもあって、大名の領国統治の

府城の地として最適とは考えられない。『先代実録』が「院庄構かまえは忠政君津山城御取立御普請の内、当座の腰かけ城也なり。」と述べていることから考えると、永久の府城としての企てではなかったのであろう。また元禄四年（一六九一）に著わされた『作陽誌さくようし』は、つぎのように述べている。

「諺ことわざに曰う、『作の州府院庄は四方高くして地塞ふさが

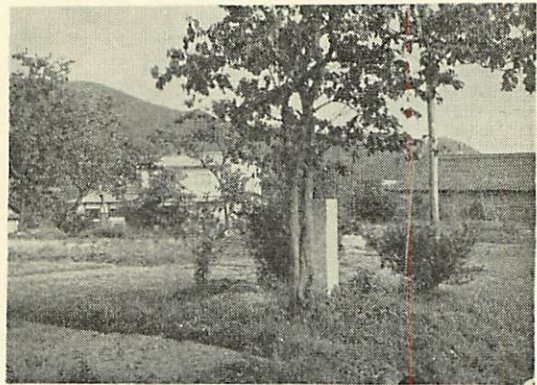


図19 院庄構城跡（津山市院庄）

る」と。すなわち此の地なり。(中略) 出雲・石見・伯耆・備中・備後より往來の旅人常にここに宿る。但し駅伝にあらず。(中略) 慶長中本源君(忠政)州に入り、まさに旧貫に仍り此の地を府となさんとし、こゝに居ること歳余、事果たさず。既にして津山を府となし、初めて廢たる。」

城普請をはじめてやつと一〇日余りたつたばかりのころ、つぎに述べるような家中の不祥事件が起こつて、歴戦の勇士と新參の能吏がたがいに闘死したことは、入封早々の森氏にとっては、容易ならぬ出来事であつた。このち忠政は思案の結果院庄の城づくりを中止した。「作陽誌」はこれについてつぎのように記している。

「慶長八年、本源君(忠政)州牧を領し、国府(院庄を指す)賢旨にかなわず、遂に津山に城く。其の間歳余院庄を以て仮の居處となす。寛永十五年(一六三八)その墨跡を壊ち、尽く田畝となす。今壕塹纒かに存するのみ。」

その後しばしば行われた農地の開發によつて、城跡は次第に形を損し、ことに大正年間の鐵道の敷設工事のため、土砂を掘り採られたので、現在は昔の本丸の一部が

わずかにのこされているだけとなつた。

### 院庄の慘事

院庄の城普請が始まつてからまだ間もない頃、普請の現場で大慘事が起こつた。

奉行として普請に當つていた井戸宇右衛門は剛直な武將で、家は父祖以來歴戦の武功を以て聞こえ、禄四、〇〇〇石の重臣であつた。当時忠政の側近で能吏として重用されていた名護屋九右衛門は、忠政の妻の実弟で、その家は織田家とも關係をもつ尾張の旧家であつた。九右衛門をはじめ山三郎といひ、会津藩主蒲生氏郷に仕えたが、氏郷の死後浪士となつて流浪し、姉の縁故によつて忠政に召し抱えられ、禄三〇〇石で小性役を勤めた。才智に富み世故に長じ、実務に役立つため深く寵遇された。しかし、宇右衛門ら旧勲の家臣たちからは、浮薄な小人とさげすまれた。九右衛門もまた、宇右衛門を時代におくれた一徹ものと忌みきらい、この両者の間には、大きな間隙ができていた。

宇右衛門は、故国を離れるに際し、年來の親友である飛弾の国主金森長近を訪れて別れを告げたとき、奸臣が君側にあつて家中を乱すとしてしきりに慨嘆し、自らの

決意を示し、これに対して長近は名刀一ふりを贈ったという。

ある日、九右衛門は忠政に迫って強いて宇右衛門誅滅の命を請い、数人の武士をつれて普請場に急行し、「君命」と大呼して宇右衛門に切りつけたが、その剛勇に勝つはずもなく、かえって九右衛門は一刀のもとに落命した。宇右衛門も取り巻かれた武士たちと奮闘のすえ、ついに命を落した。また宇右衛門の二弟甚三郎・惣十郎も、九右衛門らがさしむけた刺客によって討たれた。慶長八年（一六〇三）初夏のことであった。

井戸兄弟三人は院庄往還の南側に、名護屋はまたその北側に相對して葬り、ともに墓上に松を植えた。この二つの塚の松は、今に至るまで「睨み合いの松」と呼ばれて、当年の惨劇を伝えている。のちの道筋の改変のため、いまは二つの塚はともに道路の南側になっている。

またこの事件の余波として、重臣林為忠をも失う結果になった。宇右衛門の妻の兄を林長兵衛為忠と云って、森家譜代の名将林新右衛門の嫡子であり、忠政の母妙向尼の兄である。この為忠も旧勲の士で、忠政の家督の初めには、秀吉から特に補佐を申し付けられたほどの重臣

であった。このたびの移封にも、川中島の跡始末を受け持ったため、後れて美作に向った。備前西大寺で上船して北上中、鴻

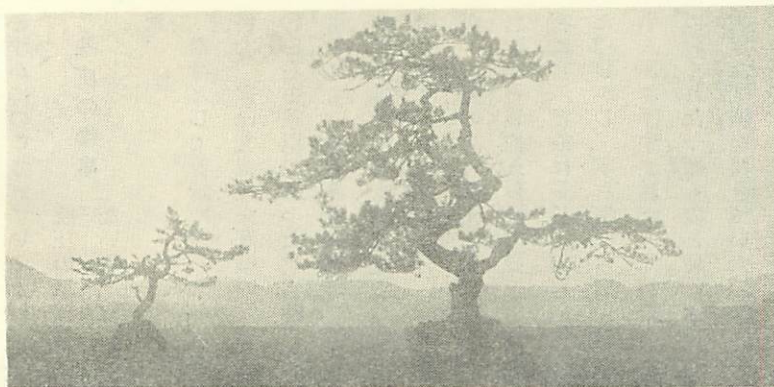


図20 にらみあいの松（津山市院庄）  
一大正年間の写真一

左(南方)井戸兄弟の墓  
右(北方)名護屋の墓

て北上中、鴻の瀬という所で、宇右衛門の凶報を聞いて慨嘆し、一族とともに船を返して退去し、安芸の福島正則に仕えた。のち福島氏の改易にあい、播磨姫路の本多忠政に召し抱えられたという。なお林長兵衛の道筋については『作陽誌』



によつたが、『森家先代実録』では陸路播磨と美作の国境土居まで来たとしている。

この事件については、宇右衛門の剛正勇武の名望に同情し、九右衛門を軽薄の小人として憎み、忠政がそのざん言に迷つて宇右衛門とその二弟までも討ち果たさせたことは、旧勲を忘れた残酷な仕うちで、拭いがたい過ちであるという批判もある。井戸宇右衛門、林長兵衛一族は、森家にとつて忘るべからざる旧勲の臣で、また親族の縁につながる家筋でもあり、これを失つたことは、大きな損失であるにはちがいない。しかし一面、忠政の九右衛門に対する寵遇は、妻につながる縁故のみではなく、新しい世代に要する人材を認めたこととも考えられる。この惨事も家中の統制を厳しくして藩主の權威を確立するとともに、新時代に適應した新しい藩の体制をうちたてるための、やむを得ない犠牲であつたかも知れない。戦乱の世を去ることがまだ遠くない当時、譜代の重臣と新參の寵臣との間の軋轢あつれきや、武功を誇る古參の士と、時務にすぐれた新參の臣とのトラブルは、どここの藩でもあつたことではあるが、この院庄でおきた血なまぐさい騒動は、森家にとつて容易ならぬ大事件であつた。

忠政は、その後間もなく、この城普請をとりやめ、早急に城地の物色に乗り出した。

名護屋九右衛門が山三郎と称して流浪していたころ、京都で念仏踊りをもつて売出していた歌舞伎かぶきの元祖出雲お国との間にあつたというロマンスが、広く世に語り伝えられ、芝居にも上演されているが、これについてどのような事実があつたのか、確実なことはわからない。ただ九右衛門に山三郎という遺児があつたことは、その後元和年間（一六一五—）、忠政が妙願寺にあてた書簡で察せられ、のちに加賀の前田氏の家臣となつた那古屋蔵人なごやくらんどがこの山三郎であるともいわれる。

第二章 津山城と城下町

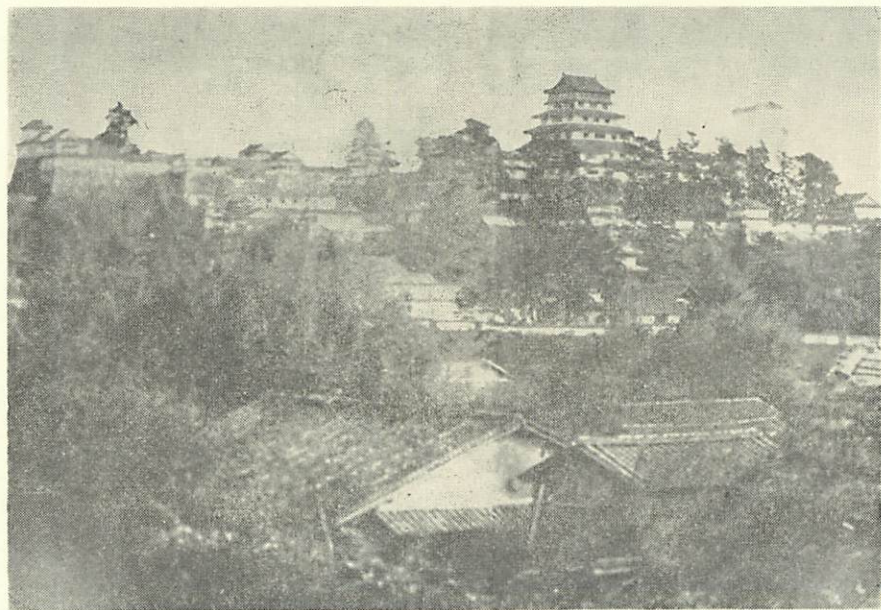


图22 津山城西北面(明治初年写)

## 第二章 津山城と城下町

### 一、津山の築城

#### 城地の選定

院庄いんのしょうの城普請を取りやめた忠政は、直ちに各地を巡視して築城の適地を物

色した。戦鬪攻防を専らにした中世では、自然の天險を最大の頼みとしたため、山頂や山腹に築城するものが多かったが、近世に近づくにしたがって、築城技術も長足に進歩し、戦鬪の様式も全く変化して来た。城の任務も単に軍事上の本拠であるだけでなく、領国統治の上で、政治経済上の中枢としての立場が最も重要となった。したがって近世の城郭は、付近一帯の生産性が高く、水陸交通の便に恵まれ、そのうえ要害の地で、広大な城郭

と、これをめぐる大規模な城下町を営むに適したところ  
でなければならなかった。

このような観点から加茂川の東の河辺庄かわなべのしょうひかみむら日上村ひのうらむらの小丸山こまるやま(いま天王山てんのうやま)と、もと嘉吉元年(一四四一)に山名忠政が居城を築いていた田中郷山たなかごうやまたたけ北村の鶴山つるやまを有力な候補地として選んだが、考慮のすえ慶長九年(一六〇四)の春、鶴山に決定した。

この鶴山は美作みまさかのほぼ中央にあたる津山盆地の中枢を占め、林田丘陵はやしたを東に、神楽尾山かぐらおやまと小田中の丘陵おだなかを西に、神南備山系かんなびの連山を南に巡らし、北は苦田くまだの原のかに、中国山脈を望み、国府くにのみや・一宮いちのみや・二宮にのみや、また国分寺もほど遠からぬ所にあつて、一国の府城として、すぐれた適地であると思われる。

この鶴山の西南、河岸に沿うた低地にできた富川村（後に戸川と書く）には、宿場や市場ができて、水陸交通・物資集散の要地となり、元龜（一五七〇）・天正（一五七三）の頃には、神楽尾城や荒神山城の将士もここで用を足した。また鶴山の東、林田郷（古林田、山根付近）にも、毎月ついでたち（朔）、一五日には地方の人々が群集する市場があった。

鶴山は、はじめ嘉吉元年（一四四一）、美作守護となつた山名教清が、その一門の将山名忠政（判官）に城を築かせて、この地方を鎮めさせたが、その後わずかに三〇余年を経た文明年間（一四六九）、山名氏が衰えて廢城となった。戦国末期には近村の神楽尾城の城主大蔵尚清（毛利氏の属将）の手に移り、天正七年に神楽尾城が陥つたあとは、荒神山城の城主花房職秀（宇喜多氏の属将）の支配となっていたのである。

忠政は、一世紀半の昔ここに初めて築城した山名忠政も同じく清和源氏義家の流れであり、しかもその名乗りも全く同じであることに不思議な因縁を感じ、自らも山名判官の生まれかわりと信じ、厚くその靈をまつたとす。

## 城 普 請

慶長九年（一六〇四）春、忠政はまず「鶴山」の用字を改めて「津山」とした。「作陽誌」に「鶴と津とは和訓相通ず。鶴山は即ち今の津山なり。」と述べていることによると、この時、通俗の便によって用字を津山に統一したものであろう。しかし鶴はめでたい文字として広く愛用されるため、この城名の津山も、「鶴山城」また略して「鶴城」とも呼

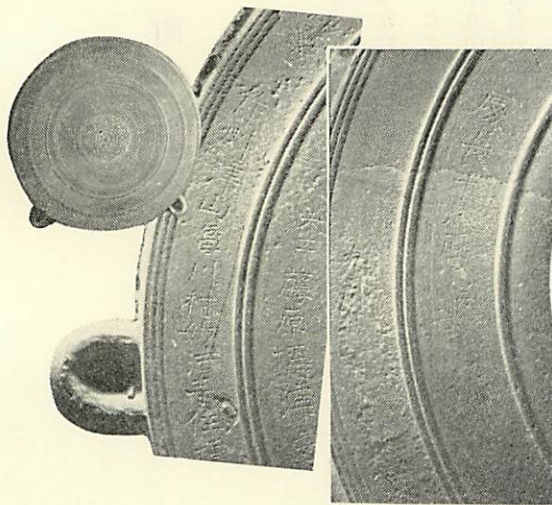


図23 妙法寺（津山市西寺町）鯛口の銘  
—慶長の年号と津山の文字が刻まれている—

ばれ、文人墨客の間では、これにならって、この城下をさして「鶴府」の称を使うものもあった。

城下町に「津山」の名称を用いたものは現存史料では、西寺町妙法寺鰐口の銘文に、「慶長十八曆九月十一日美作国津山富川村妙法寺」とあるのを初見とする。慶長十八年は一六一三年で、妙法寺はその頃富川村の内、いまの南新座にあった。

当時山上には、城の鎮守である鶴山八幡宮とこれに附属した小祠の千代稻荷宮があった。また山腹の柳の壇（後の三の丸、いまの鶴山館と動物園のあたり）には妙王院という日蓮宗の仏刹が建っており、また西側の中腹（いまの桜の馬場のあたり）には八子町の集落があった。八幡宮は嘉吉年間に城主山名忠政が城の鎮守、また源氏の氏神として勧請し、稻荷宮は其の後福神としてまつったものである。

忠政は八幡宮と稻荷宮を城南親山に（のち慶長一三年に山北村八子に再遷）、妙王院（のちの妙法寺）を城南南新座に（元和三年一六一七―城西西寺町に再遷）、また八子町は城北山北村の台地に移した。

妙王院の創始については、嘉吉に築城した山名忠政が

入道して茅庵と号し、一寺を開いたのを起源とする説（『妙法寺由緒書』）と、永禄年間（一五五八―）日蓮宗の僧日充が、当時葛下城（いま鏡野町）主中村頼宗らの庇護によって創立した（『森家先代実録』・『津山誌』）との二説があるが、いずれにしてもこの地方に進出した日蓮宗の有力な拠点であった。

中世に寺社が根拠としていた形勝の地が、近世大名の居城となったことは、大坂城・姫路城など、諸国にその例が多く、この津山城もまたその一つである。

これから、広く国内に命令して、労役と資材の提供を申付けた。石材は主として久米南条郡長岡庄の大谷山と金屋山（ともに現在は市内）から切り出し、木材は北部の山地をはじめ、広く領内の各地に求めた。

慶長九年の秋、手斧始めとして徳守神社の神殿を造営し、これを城下の総鎮守とした。これから大いに土工を起こし、忠政みずからも日々院庄の仮殿から馬に乗って現場に出動し、重臣の婦女も、毎日河原に出かけて土砂を集め、ふごをかついだといわれる。

各地の古い城砦の用石もことごとく採り集め、はては古墳の石材や墓地の石塔までも搬出させた。久米北条

郡<sup>は</sup>坪<sup>が</sup>和<sup>が</sup>庄<sup>が</sup>の山中には、老婆が愛用していた石臼をさし出したという昔語りもある。

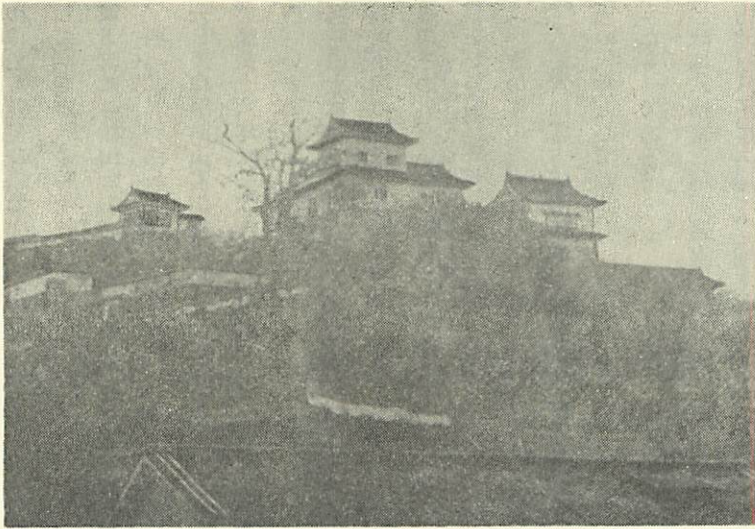


図24 津山城東北面月見櫓(左)・粟積櫓(中)・大戸櫓(右) (明治初年写)

また供木について例をあげると、天主閣の主柱に用いた柱の巨材は、香々美庄大町村から、土豪の岸新兵衛によって切り出された。城内の東北を固める粟積櫓の用材は、檜・松が主で、伯耆境に近い真島郡粟積山の山中から、土豪進五左衛門の手で採取し、旭川を備前の海まで運び、さらに津山川をさかのぼって北上させたという。まことに手のかかったものであった。粟積櫓の隣の大戸櫓の用材も、久米南条郡大戸山から切り出した。

用材の供出について、『美作一國鏡』には勝南諸村についてつぎのような実例をあげている。河辺村深途の松一本、新田村源右衛門屋敷で檉の大木一本、金井村丸山の松二本、同村鼻山の松四本、池ヶ原村助友山の松杉合せて五本、同村惣山の松三本栗二本(以上、いま津山市内)、黒坂村(以下八村ともに勝央町)押田山の松一本、末村中村の松五本、為本村深山の松四本、畑屋村の松五本、岡村高塚の松三本栗三本、東吉田宮山の松三本松二本、小矢田村宮山の栗一本杉三本、平村河内山の、杉五本の提供を申付けられた。これらの用材が搬出されたのは、同書によれば慶長一五年(一六一〇)から一七年までの間で、その殆どは無償であったが、檉の良材につい

ては代銀を渡されたという。

このような築城の最中にも、忠政はしばしば幕府の要請によって、諸城の普請の手伝いなどに駆り出されて、領国を離れることが多かった。またそのために領内の士民の力もいちじるしく割かれた。それでなくても入封後日も浅く、領内の統制も十分できていないところで、工事も予定どおり進まず、三年ばかりは中だるみの有様になった。そこで慶長一七年、幕府の許しを得て叔父の可政を津山に迎えて補佐とし、鋭意築城の完成を急いだ。このようにして大坂両度の陣が終わった後一年を経た元和二年の春に至って完成し、この年三月下旬壬辰（二二日に当る）の吉日に落成の祝典を挙げた。慶長九年の春の起工から一三年、また美作入国からは一四年目にあたる。森氏の家中はもとより美作全州士民の総力を結集した空前絶後の大事業であった。（落成の日付は『森松平両公治績調書』による。）

普請の初め、作事奉行薮田助太夫・宮原七郎右衛門は、忠政の許しを受けて大工安田惣右衛門・同五郎右衛門・同惣右衛門を伴って豊前の小倉に行き、舟を海上に出して、小倉城の櫓の配置や形状などを詳しく見取っ

ていた。それを城兵に見とがめられて城内に引かれたが、薮田らは隠すことなくその目的を申述べたところ、城主細川忠興は深い厚意を示して城内をくまなく見分させたので、大いに便宜を得たという。特に天守閣の造作には、最もこれを参考にした。忠興はかねてから忠政と親交のある間柄でもあったので、後に落成を祝ってあみ笠型の釣鐘を鑄造して贈った。津山ではこれを「朝顔の半鐘」と名づけ、天守閣の上層に掲げて好意を記念した。なお、小倉城が落成したのは慶長一三年であるから、作事奉行らが小倉に赴いたのは、その後のことであろう。

#### 城郭の構成

津山城は城郭の形式上から平山城といわれる。城は、山岳に営む「山城」、平地に築いた「平城」、また小高い山丘などを利用した「平山城」などと分類されるが、近世封建領主の居城としては、平山城が軍事上からも行政上からも、最も理想に近いものとして、各地で多く採用された。

津山城では、まず山頂を広く削って平らかにして、ここに本丸を定め、これをかこんで、二の丸・三の丸をほぼ輪郭式に取った。三の丸の下には、南から西にかけて広く馬場を回らし、そのふもとをゆたかに区切って内山下

とし、さらに、その外側を堤と堀で囲み、郭外と嚴重に区分した。

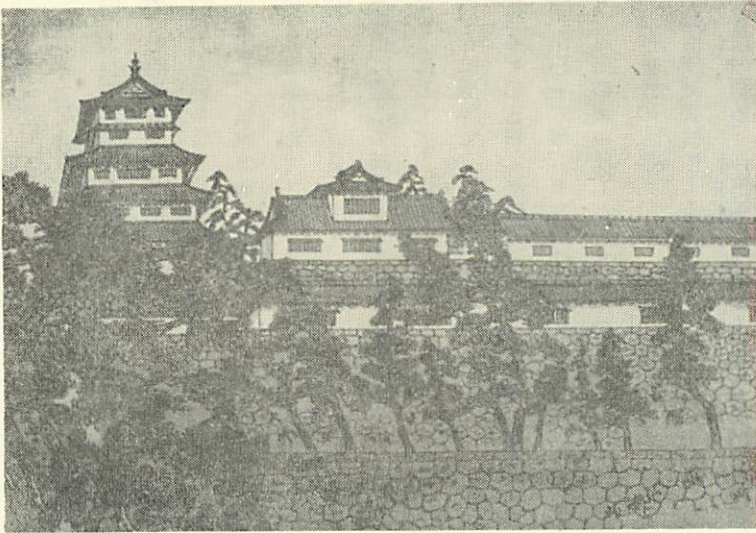


図26 津山城南面の絵（津山郷土館蔵）

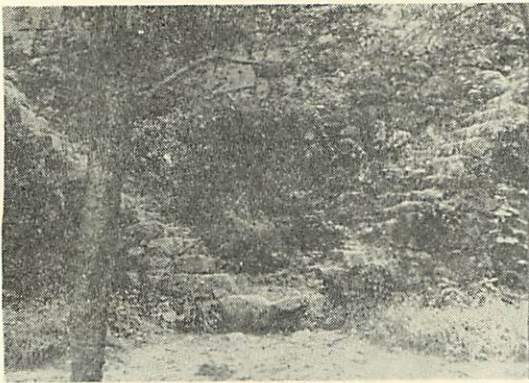


図27 津山城本丸東側石畳の武者走り

北側は地勢が急であるため、二の丸・三の丸と十分なゆとりを取ることができないが、かえってその地形を巧みに利用して堅固な防塁を築いた。東面は懸崖けんがいをもって宮川に臨んでいるため、段階の区画もつけず、險阻と河流とを防禦線にあてた。このように城郭の繩張りなわばは輪郭式ではあるが、その一部は変態をなしている。

また山頂本丸の東側には、特に高く堅固な石畳を構築して、東方の林田丘陵に備える「かざし」とし、これには斜あいさかに合坂あいさかになった武者走りをつけ、壘上には二、三の櫓を配している。山頂は東北に向けて本丸を強く張り出し、ここ



に最も高い石塁を築いて、上に屈強な二層櫓を設けた。

本丸内の西部を堅固な石塁で嚴重に区切り、ここを天守曲輪とし、中央の高い石塁上に、城郭の中心となる五層の天守閣を営んだ。この天守曲輪の西・南・北の三方は、二の丸から築きあげた優美な、いわゆる「扇の勾配」をなした壮大な石垣で支えられている。

この城を築いた慶長年間（一五九六—）は、わが国築城の最盛期で、当時盛んに行われた軍学の上からも深い研究が積まれ、技法も前後にたぐいのない著しい進歩を見せた時代であった。

本丸の平面は、山麓からおよそ二五間（当時の一間はおよそ二mに相当する、以下同じ）の高さで、城郭全体の平面は、やや南北に長い方形をなしている。またその面積は『作州記』によれば、つぎのようである。

本丸	三、四九五・七五	坪
同石垣敷	六二六・二五	坪
二の丸	四、五九八・二五	坪
同石垣敷	一、一八四・二五	坪
三の丸	四、一一五・七五	坪
同石垣土居敷	八八七・五〇	坪

総曲輪内 四〇、一四〇・五〇

同土居石垣敷 八、八二四・二五

合計 六三、八七二・五〇

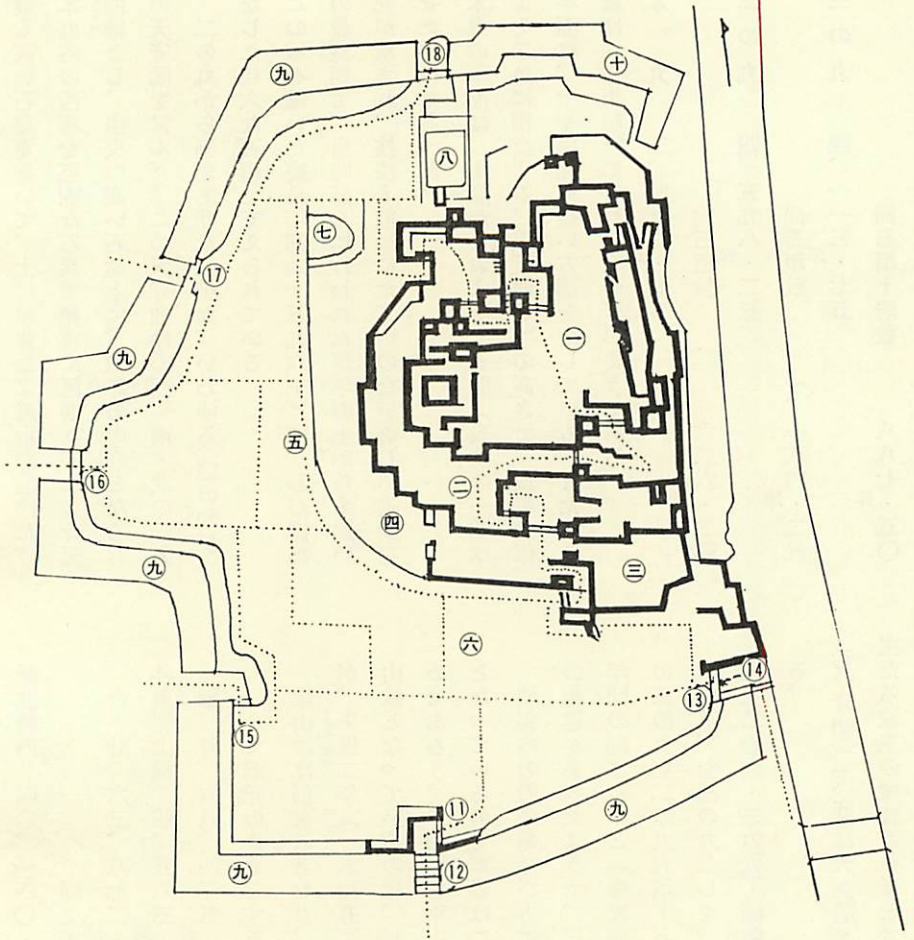
外東側山根 四、五六三・〇〇

総計 六八、四三五・五〇（度量衡の表示はすべて旧記のままとする、以下同じ）

津山城は前記のとおり、その形態は平山城であるが、正保二年（一六四五）に幕府に提出した図には、山城となっているのは、単に平城に対して大別したためであろう。津山城を平山城とするのは、一般の定説となっているので本書はこれに従った。

城郭内の段階の呼び方についても、時によって多少の相違があったようで、『作州記』—享保（一七一六—）年間の編さん—と『森家先代実録』の附図とは、いまの三の丸を二の丸石垣下とし、山下総曲輪（すなわち内山下）を三の丸として、現在一般に使っている本丸・二の丸・三の丸・総曲輪と異った表示を用いている。

〔天守閣〕天守は天主閣または殿主ともいい、封建領主たる城主の権威の象徴とされ、また実戦に当っては、



- |    |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|----|-----|
| ①本 | 丸  | ⑦厩 | 堀  | ⑬旭 | 門   |
| ②二 | の  | ⑧薬 | 研堀 | ⑭宮 | 川門  |
| ③三 | の  | ⑨  | 堀  | ⑮二 | 階町門 |
| ④松 | の  | ⑩空 | 堀  | ⑯田 | 町門  |
| ⑤桜 | の  | ⑪京 | 町  | ⑰作 | 事門  |
| ⑥表 | 馬場 | ⑫京 | 橋  | ⑱北 | 門   |
|    | 坂  |    |    |    |     |

図28 津山城城郭平面図

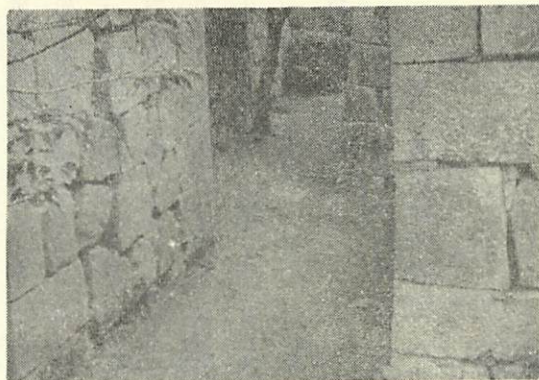


図29 津山城天守曲輪の虎口 てんしゅくわのこくち

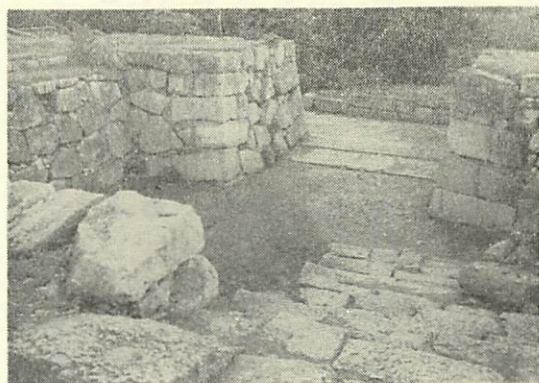


図30 津山城天守閣跡 一中央は穴蔵一

最後の抛戰場とも頼むべきところで、最も入念に造った。津山城の天守閣の建築は、いま見るよしもないが、現存の天守台と、これをめぐる天守曲輪くわわの豪壮で精妙な構えによって昔の偉容をしのぶことができる。

天守曲輪の四周は、強固な石塁で守り、東側は南北二か所の口で本丸に通じ、その北口は八番・九番の二重の門、南口は五番の虎口門こくちでかためた。別に西北の七番の

小門から裏の二の丸に連絡ができた。

天守台の高さは三間余り、東西一一間、南北一三間一尺、上に五層の天守閣がそびえ立ち、天守閣の下層は石室状の穴蔵造りで、東側の入口は鉄扉てつびをもって固く閉ざした。

天守閣の外形は、一重から三重までは寄せ棟式よせむねしきで漸減の形をとり、四重と最上層の五重とはほぼ同尺で、その間には簡単な庇ひさしがあるだけであつた。頂上の棟は南北に通り、屋根は入母屋造りいりもやづくりで、またどの重にも唐破風からばふや千鳥破風ちどりなどの裝飾はなく、はなはだ質実な造りで、当時の天守閣としては極めて珍しいものであつた。

天守閣内の下重は、まえにのべたように穴蔵で、一重には湯殿、二重には城主の公式の座である御調台みちようだいの設けがあつた。最上層の五重には弓狭間ゆみざま、四重以下一重までの各重には弓狭間・

鉄砲狭間があり、特に一重には石落しもあって、実戦に処する用意が見えた。

また徳川時代の軍学者は「天守の十徳」として、(一)城内を見る、(二)城外を見る、(三)遠方を見る、(四)城内武者配り自由、(五)城内の気を見る、(六)守禦の下知自由、(七)寄せ手の左右を見る、(八)飛び物掛り自由、(九)非常変化、(十)一城の飾りを挙げているが、これらについても、よく配慮の跡がうかがえる。

左の表は、『貞享四年(一六八七)改書』による  
天守閣内部の構造

重項	東(間・尺)	南(間・尺)	内部の様	窓の数	鉄砲狭間	弓狭間	石落し	其の他の設
五重	五・一	六・一	縁上 段側	二〇	二〇	三四		
四重	五・一	六・一	縁中 側間	二〇	二〇	一〇		
三重	六・三	七・三	縁中 側間	一四	二六	一二		
二重	九・〇	八・〇	縁上 中側	一六	三四	一四		御調台
一重	一〇・〇	一一・〇	縁中 側間	一七	二三	一七	八	湯殿
下重	穴藏 (入口鉄門)							

て、津山城天守閣内部の構造を示したものである。

〔本丸〕城内で最も主要なところで、櫓などの建物が大小三一棟と、門が大小一五棟あって、この中に城主が軍務や政務を決裁する表御殿や、諸役人の詰所などがあった。東南の表口は大規模な櫓門形式の表鉄門とその外側の切手門、北側の裏口は裏鉄門で二の丸に通じる。

この区域のおもな櫓は、東側の壘上に包櫓(鼓櫓)・太鼓櫓・矢切櫓・月見櫓、東北に粟積櫓・大戸櫓、北側に腰巻櫓・涼櫓・長櫓、南側に備中櫓・長局・到来櫓、表鉄門外に辰己櫓・弓櫓が立ち並んだ。

中でも天守曲輪の南にあたる備中櫓は、南面に大きく張り出した石壘上にあって広く城下が見渡され、城主の居館にあてられた。東北隅の粟積櫓は高くそびえ立って、俗に小天守の名があった。また東の壘上にある月見櫓は優美な和様の建築で、東の山上にのぼる月を見る

第二章 津山城と城下町

にふさわしく、北方の勝景を見渡せる涼櫓とともに、自然の風光に親しむことのできるものであった。東の太鼓櫓からは毎日一二刻を報ずる太鼓の音が内外に聞こえたであろう。

本丸の殿中には、七〇に近い大小さまざまな部屋があつて、畳の数も一、一一五を数えた。各部屋には、つぎのようにいろいろな名称があつた。

鍵の間・虎の間・桜の間・藤の間・松の間・紅葉の間・下鷺の間・松の間・手鞠の間・楊貴妃の間・千鳥の間・宇治橋の間・山吹の間・芥子の間・柳の間・泥引の間・小書院・植込みの間・焼火の間・宮島の間・梅の間・墨絵の間・薄の間・大広間・猿猴の間・上鷺の間

〔二の丸〕二の丸には一二棟の櫓と大小七棟の門があつた。南側の備中櫓の雄大な石塁のすぐ

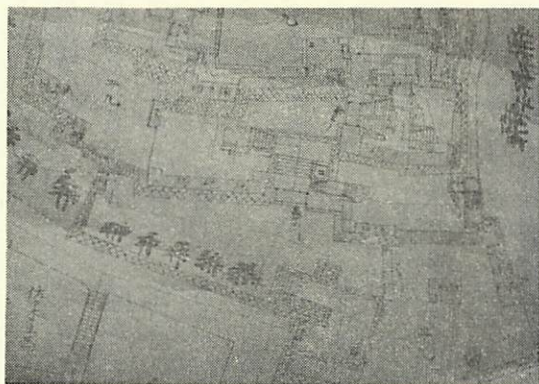


図31 津山城表鉄門・表中門付近の図 (津山郷土館蔵)

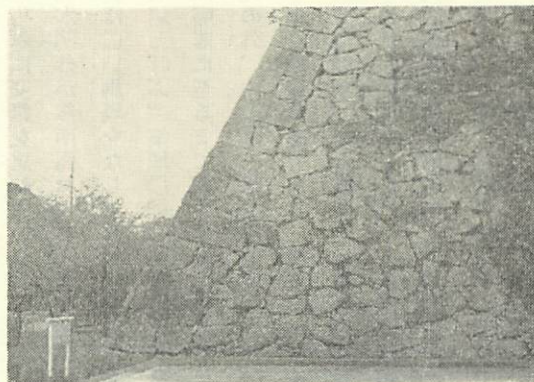


図32 津山城表中門跡付近

下にあたる所には、二の丸御殿があつて、ほとりには風雅な内庭もあつた。三代長武は貞享二年六月、この二の丸に常居を移した。二の丸の殿舎は、松平氏の時、享保年間(一七一六)撤廢した。この二の丸には南面に四脚門・表中門(二の丸門)・玉櫓・見付櫓・鉄砲櫓があり、北面は裏中門の外に小性櫓・色附櫓・荒布櫓・道明寺櫓・干飯櫓・紙櫓が通路をはさんで立っていた。

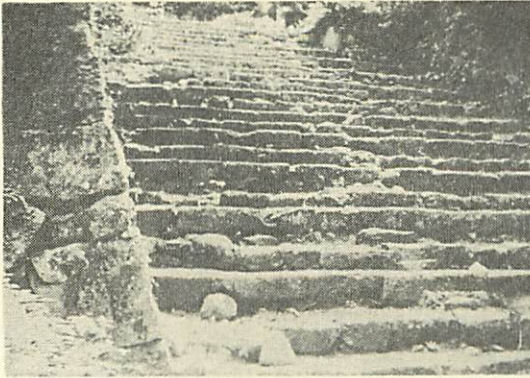


図33 津山城裏下門跡付近

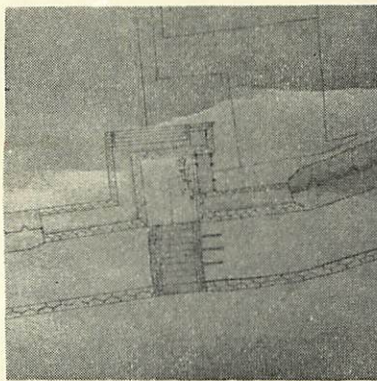


図34 津山城大手口京橋門付近の図  
(津山郷土館蔵)

〔三の丸〕三の丸には一七棟の小櫓と大小一一棟の門があり、現在の松の段および鶴山館と動物園の地は、みなこの域内である。南口の冠木門内には豪壮な石塁で築き立てた枳形の勢溜りがある。また北側上り口の裏下門付近の厩濠と薬研濠は、ともに嘉吉（一四四一）の昔に山名氏が造った遺構と伝えられる。

以上の各段にわたる城の縄張りは、まことに精妙で、

豪壮堅固な石塁が巧みに交錯を重ねている。

三の丸南口の冠木門外から南面および西面に拡がり、厩濠西に至る一帯は広い馬場をなしており、そのうち西側の部分を桜の馬場と呼ぶ。築城以前の八子町の集落のあとで、築城後は廃藩に至るまで練馬の場に使われた。

〔総曲輪〕三の丸の外、内山下一帯を総曲輪という。城郭の重要部を取り巻く地域の意である。城主の一門や家中の重臣の屋敷が立ち並び、また幾つかの重要な施設もあった。南面大手口は京橋門（京町門）、東南口は旭門とその外の宮川門、西南口は二階町門、西口は田町門、西北口は作事門、そして北面搦め手口は北門（北口門）

で固め、城下との間は周濠をもって境とした。

〔城の門番〕城郭の各門には、それぞれに番人を置いた。その人数は次のようである。

- 冠木門四人 表中門四人
- 四脚門三人 切手門三人
- 表鉄門四人 裏下門六人
- 裏中門四人 裏鉄門四人

第二章 津山城と城下町

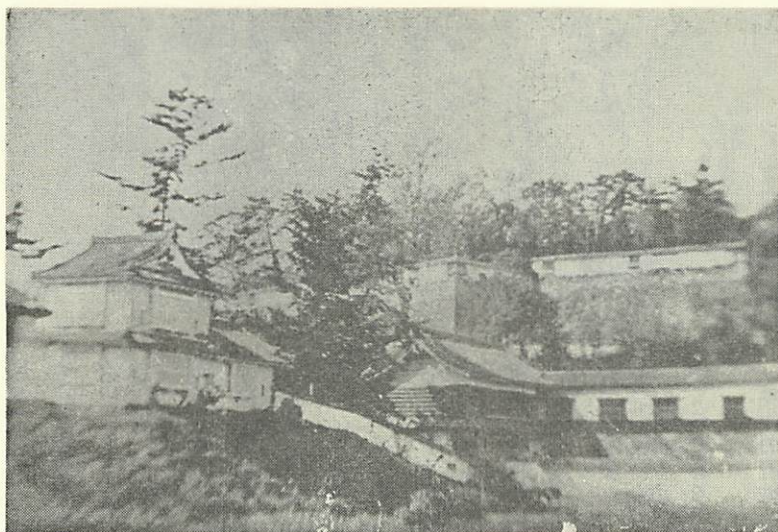


図35 津山城東南口・旭門付近（明治初年写）

旭門 四人  
 京橋門 五人  
 二階町門 五人  
 北口門 三人  
 作事門 五人

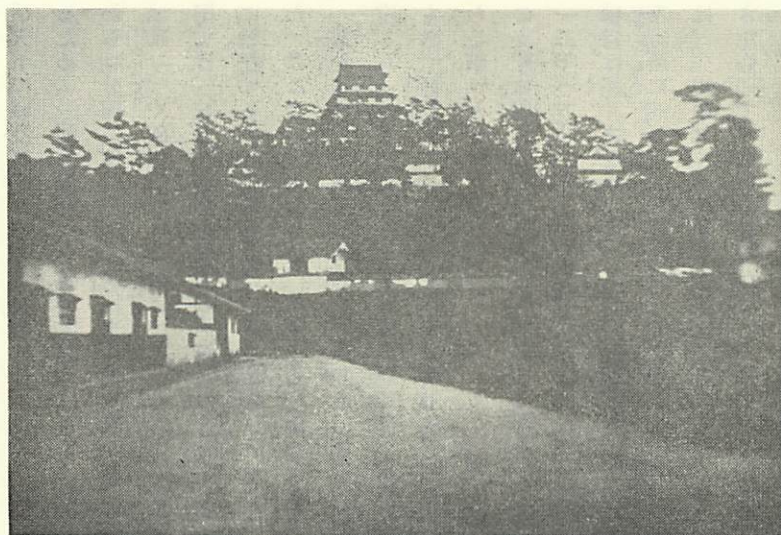
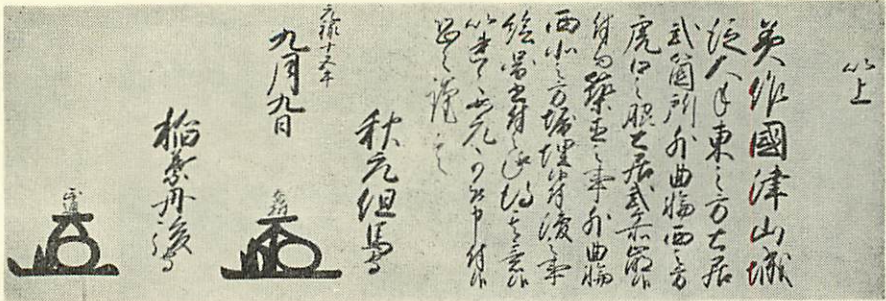


図36 津山城西面 堀端より（明治初年写）

東大番所 四人  
 西大番所 五人  
 其他略

〔森家先代実録〕



(津山郷土館蔵)

書 状

〔城郭外をめぐる河川〕

城郭の東麓を南流する宮川、城下を隔てた西の蘭田川、さらにその西方の紫竹川、城下町の南を東流する津山川（吉井川）は、いずれもちようど自然の外堀に当る存在である。さらに城下を離れた東方の加茂川（兼田川）、西方の院庄川（津山川の上流）も、付近に起伏する丘陵とともに防衛上の重要な役割をなすものである。

美作の府城

大坂夏  
の陣直

後の元和元年（一六一五）閏六月、幕府は再

び天下に戦乱が起ることを恐れて、長く平和を維持するため『一国一城令』を定めて諸大名に布達した。すなわち「分国（領国）中の居城をば残し置かれ、其の外の城は悉く破却あるべきの旨」で、これより諸大名の領国では、統治上必要な領主の居城だけを存置して、領内に散在するその他の諸城は、みな廃毀すべきこととなった。ここでいう一国とは、地理上の一国ではなく、一領一藩を指すのである。さらにこの年七月には、新たに制定した『武家諸法度』で「諸国の居城は、修補たりと雖も必ず言上すべし。況んや新規の構営は、堅く停止せしむる事」と厳しく取り締まった。そしてこの制限は、幕府の支配体制強化のためますます厳しくなり、その後寛永一二年（一六三五）の『武家諸法度』では、「新規の城郭構営は堅く之を禁止す。居城の墮墨石壁以下敗壞の時は奉行所に達し、其の旨を受くべき也。櫓・塀・門等の分は、先規の如く修補すべき事」とあって、どのような小さな修理でも幕府の許可なくしてはできないことになった。

図37の老中書状は、松平氏入封の直後の補修に対する幕府の許可状である。



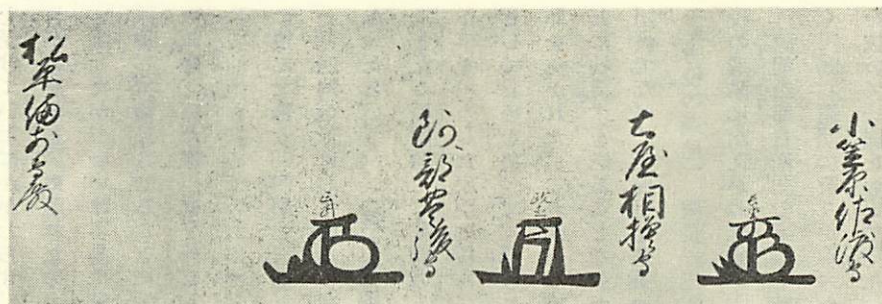


図37 元禄15年老中

ちなみにわが美作で

は、南北朝以降の兵乱で、各地にしきりに城皆が築かれ、のち正保二年（一六四五）森長継が幕府にさし出した「古城調書」にはその数が合せて一五七か城となっており（「美作餐鏡」）、そのうち現市域内だけでも二三か城を数える。もとよりこれらの諸城は、慶長（一五九六—）以前にすでに廃墟となっていたのである。ただそのうち真島郡高田城（勝山町）のみは、作西の要衝を占めているので、この後も重臣を番将として

警備に当らせた。

その後津山城には、元禄年間（一六八八—）に森氏の除封、松平氏の入封と、城主の更迭はあったが、築城後二世紀半にわたって一度の兵戦に遭うこともなく太平の歳月を重ねて、明治維新を迎えた。

そして明治政府の方針によって廃城となり、土地建物は民間に払い下げられ、明治七年（一八七四）、天守閣をはじめ、櫓や門など一切の建物を取り払い、つづいて堀も堀もみな姿を消したが、幸に城郭のうち本丸、二の丸、三の丸の重要部分は、破壊をまぬがれて旧形を存置することができた。よって津山町は、明治三三年城跡を町有に移し、修補を加えて「鶴山公園」と名付けて公開した。その後昭和三八年（一九六三）九月、国は文化財保護法による史跡に指定した。

#### 築城余話

つぎに城普請について伝えられている物語などを付説しよう。

〔天守閣の五層〕 天守閣が五層四庇という類例の少ない形であることについて、古老から伝えられるつぎのような秘話がある。もとより史実としての裏づけはない。天守閣については、忠政はかねて四層として幕府の了解

を受けていたにかかわらず、実際には五層を造った。これが幕府の忌諱きいに触れたので、忠政はやむなく四層と言いつ張ったが、疑いは容易に解けず、幕府は役人を津山に派遣して検証させることにした。この時忠政に従って江戸に来ていた家臣に、伴唯利ばんたんとしという武士があったが、かねて仙術せんじゆつを修めていたので、一夜のうちに江戸から津山に飛んで帰り、四層と五層との間の「おだれ」を撤して一見四層の形にして臨検に供えたため、何のとがめもなかったという。〔『美作略史』〕

またこの問題で、幕府のとがめを受けたとき、実地に作事を担当した家臣の桜井二蔵が、自ら独断でしたこととして責めを負って、隠岐おきに配流され、そのため忠政は罪を免かれた。これから森家では、毎年隠岐の二蔵のもとに扶持米ふちまいを送ることを欠かさなかった。二蔵の子孫は隠岐でながく美作屋を名乗ったという。〔『東作誌』〕

〔労役の過酷〕 慶長一三年（一六〇八）春、普請の労役の過酷に耐えかねた数十人の足輕あしがらは、結束して普請奉行そのまえしろう前四郎右衛門えもんの下城を待ち受け、内山下の辻つじで激しく四郎右衛門に殴りかかった。四郎右衛門は、すぐに刀を抜いて一同を追い払った。忠政はこれ聞き、四郎右

衛門の処置をほめて禄ろくを加増かぞうし、足輕たちには成敗せいばいを加えた。〔『森家先代実録』〕

この足輕たちの苦役は想像に余るものがあつたにちがいない。そしてまたこの大規模な築城のために流した美作の全住民の汗と脂は、量り知れないものであろう。

〔みことな石垣〕 城郭の総てが堅固な石垣で支えられ、さまざま形式の石垣が、みなよく調和統一して雄

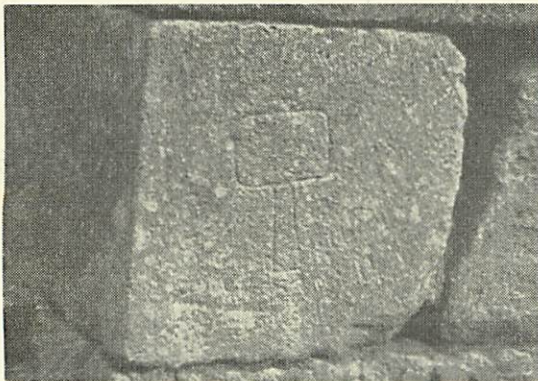


図38 津山城石垣に残る符刻

大壮美の観を呈している。中でも本丸を囲む四周の大規模な石垣の表面が「扇の勾配」といわれるみことな曲線美を表わしていることなどは驚嘆せざるを得ない。天守曲輪南の虎口門こくちもん付近や、いまま栗積

櫓下などの石垣面には、施工者の面白い符刻が残っている。これら石垣技工の責任者は、戸波平左衛門と伝えられ、平左衛門の父は、幕府ご用の石垣師として名高い名手であった。忠政はこの平左衛門の功績をほめて家臣に列し、二〇〇石の禄を授けた。この戸波氏は近江の穴生村(大津市坂本町の内)の出で、この村には、石垣の築造に優れた特技を持ち、穴生者と呼ばれる集団があつて、信長の安土城をはじめ、戦国末期から近世初期にわたつて、諸国の築城に特技を示して重宝がられた。平左衛門もその一人であつた。

〔金具の鍛冶〕 城内諸建築に使用した金具は、まことにおびただしいもので、これらはおもに金具師張田八左衛門の手で造つた。八左衛門は京都北野から特に招かれた名工で、表裏の両鉄門や天守閣入口の鉄扉などは、その最も精巧なものであつた。この時の工場は、津山川岸の河原町にあつて、のち長く鍛冶場の名をもつて伝えられた。

### 城の後園

津山城が完成してからおよそ四〇年を経た明暦(一六五五)のころになる

と、世はようやく太平に慣れ、藩政の基礎も固まつたの

で、城主赤長継は、城の北方の山北村の平地に東西一四二間、南北一六二間余、面積二三、五〇四坪の地域を割いて数寄をこらした後園を築造し、ここに別殿を設けた。城郭内の営みではないが、城郭に付属した設営で、城主の清遊の場であるとともに、他藩の使節の接見にもあてられたので「御対面所」と名付けられ、ほかに「北園」とも呼ばれた。

世上が平靜になるとともに、新しい文化が生活の上には芽ばえ初めたところで、優雅な庭園で風流を楽しもうとする気風が地方にも及び、この庭園の形式も、京都の仙洞御所などを範とし、林泉園池を中心にしたはなはだ優美なものである。築造の技術者も京都から招いたと伝えられる。俗に当時一世の權威と仰がれた小堀政一(遠江守)の設計との説もあるが、政一は明暦に先立つ八年の正保四年(一六四七)に没しているので、その流れに属する技術家によつたものと解してよからう。

東は宮川を隔ててなだらかな丘陵を望み、西は神楽尾山、南は津山城の雄姿、北は黒沢などの山々を仰ぎ、また、はるかに那岐の高峰も望見され、このような四周の秀景を巧みに借景として、造園の妙を尽くした。



図39 衆 楽 園

園の中央やや東よりに、南北に長い池を掘り、清水をたたえて魚を泳がせ、中に大小四個の島を配して、これにはさまざまの趣向をこらした。北の霧島には躑躅を咲かせ、中島には木々が枝を交え、傍らにうかぶ浮島は、伝説の蓬萊島になぞらえ、その奇岩は神仙を思わせる。

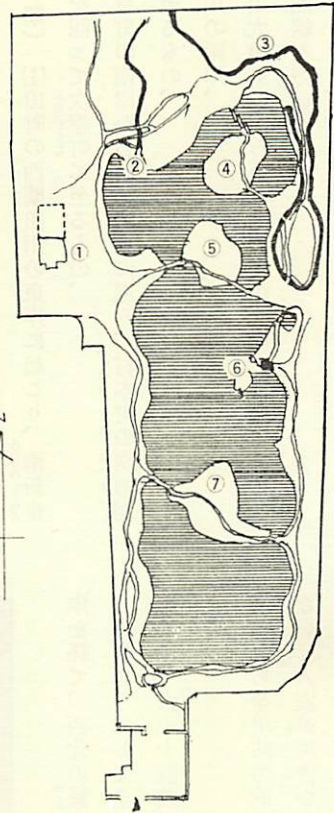
また紅葉島の楓林の樹間には石造層塔を隠見させて中国の西湖の景になぞらえた。なお、池畔に二棟の小亭を配して休憩にあてた。また池は北・中・南の三分に分かれて、それぞれ特殊の趣を見せている。北の老樹の間を縫うて南下する溪流、立ちならぶ奇岩奇石の間から落ちる滝など、心を洗うに足るものがある。

園内には余芳閣・迎賓館・能楽堂など数多くの建築があり、また矢場や馬場の設けもあった。いまま余芳閣のみは森家の創園当時のおもかげを伝えている。園の周囲は堤と堀でかこみ、さらにその内側に内堤を設けてこれに竹林を付けた。また南面正門から北松原に至る道路の両側には松を植えて風致を添えた。

森氏の後、松平氏もまたこれを御対面所にあて、のちまたその西部に西御殿を造って藩主の隠居所とした。幕末になって規模は著しく縮小し、面積も明暦の創園当時

の半ばにも足らなくなったが、園池の主要部分だけは、旧形を保って秀景を存続した。

明治三年（一八七〇）、津山藩は、衆楽園しゅうらくえんと命名し、公園として一般に公開した。翌四年の廃藩後は全く荒廃していたが、明治一八年、岡山県は旧藩主松平家の協力を得て県営の津山公園とした。大正一四年たいしせう（一九二五）津山町は、県からその移管を受け、衆楽園に復称して今に至っている。現在面積二九、二四三㎡（八、八四六坪余）。



- |        |        |
|--------|--------|
| 1. 余芳閣 | 5. 中之島 |
| 2. 瀧   | 6. 蓬莱島 |
| 3. 曲水  | 7. 紅葉島 |
| 4. 霧島  |        |

図40 衆楽園現況平面図

## 二、城下の町づくり

### 治 水

森氏は城下の町づくりに当って、まず治水ちすいに力を注いだ。河流について、水

源からの距離と雨水分派の流域を調べ、これに基づいて川幅を規制し、かつ川床の深浅を考慮して、およそ水流一里に対して川幅を六間ないし八間とすることを基準とした。まず津山川よしい（吉井川）は水源上齋原村からの川筋および一、二里に対し、城下で川幅最狭の勝間田町岸かつまたまちと対岸のぞきやまとの間に、八二間の川幅を保たせた。このために

は、市街を貫通する出雲街道の道路を橋本町で北方に一曲させ、東の中之町の大曲りまで沿道の町家を北方に控えさせた。また市街を南流する宮川は、水源の上横野奥谷から三里余にあたるので、宮川大橋の長さを二四間に規定した。また西の蘭田川は水源までの距離が一里なので、翁橋の長さを八間とした。その他西の紫竹川、南の佐良川もまたその基準によった。〔森松平両公治績調書〕

また河岸に石堤を築いて、水災を防いだことについては、郷土史家矢吹金一郎著『津山の沿革』をもとにして、その大要を述べよう。森氏は築城にあたって、深く浸水の害を恐れて、津山川の北岸に、堅固な石堤を築いた。しかしこれは一時に全堤を築いたものではない。

〔第一期〕 (1) 田町の西蘭田川の東岸に起こり、南新座の西南を回って吹屋町に至るもの、

(2) 吹屋町の南岸から始めて東に進み、材木町の南追廻に至るもの、

(3) 宮川の兩岸、

(4) 宮川大橋東詰から東に向って中之町岸に至るものの四線を築いた。

〔第二期〕 (1) 鉄砲町の東南端から西に進み、曲折して

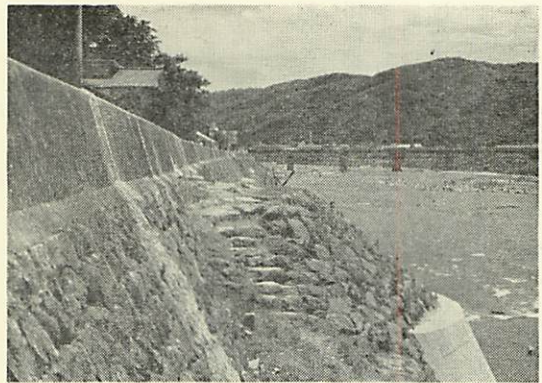


図41 安岡町裏の堤防 (明石屋測)

妙法寺裏を過ぎ茅町・安岡町の北裏を通るもの、

(2) 東方の中之町岸から起こして東の旧百間敷(百間堤)の西端にまでおよぶものを築いた。

〔第三期〕 鉄砲町境・新茅町の東端から、茅町・安岡町の南岸を経て、西北の藪の鼻に至るまでを築造した。

このようにして全堤防を完成し、なお津山川本流の沿岸には、大小十数箇所に水剝ねの石塁を付けて浸水に備えた。

これら全堤防の成立についての一々の年歴は明らかでない。人家が稠密を加え、町家の域が拡張するに従って、漸次増築したものであろう。なお元和七年(一六二

一)に大洪水があつて、これまで小田中丘陵に沿うて北方を東流していた津山川の水筋が南変したもので、西部の地形が大きく変動したことに対応したものであろう。

森氏のもと美濃の木曾川沿岸に成立した豪族で、家臣にも治水に関する識見と経験豊富な者が少なくなかつたので、この城下の治水には、まことに用意周到をきわめた。後の松平氏もまた、その基本策を踏襲し、津山川の対岸には簡易な護岸堤防のほかは、決して高堤を築造させなかつた。

### 城下町の構成

城の普請とともに、城下の町づくりを始めた。城下町にあつた地域は、田中郷の富川村と小田中・山北の両村、および宮川の東林田郷の林田村のうちで、この地域は慶長九年(一六〇四)に実施した検地でも、縄除けとして石高から除外した。

まず城郭につづいて、家臣の士邸を配置し、そのつぎに町人の住む町家の地域を定めて、市街の企画ができた。これによって城下を大別すると、侍の屋敷町(家臣たる武士団の居住する地域)と、町人の町(商工業を営む町家の地域)の二つになり、ほかに社寺の地(神社寺院の占める地域)があつた。

侍の屋敷町は城郭の防衛上に最も大切な要所に置き、町人の町はおおむね経済上交通上の便否を考慮して定めた。中でも侍の屋敷町は広大な地域を占めた。明治初年の調べによると、城下のうち社寺地を除いた総面積二三七、一五八坪のうち、侍屋敷は一四九、七〇〇坪を占め、町家の八七、四五八坪より遙かに多く、全面積の六〇%以上を占めている。森藩の侍屋敷は、維新当時の城下外にもおよんで広い地域にわたっていたから、総面積に対する比率は、さらに大きく上回っていたものと思われる。

城下町というのは侍の屋敷町と、町人の町および社寺地を総括したものであるが、一般には町人町のみを指して呼ぶ場合もあつた。

津山城下の地域は、初めは東は勝間田町、西は坪井町、西南は福渡町、南は木知ヶ原町(のちの堺町)をもつて限つたが、寛永(一六二四—)以後数次の拡張によって、東は東新町、西は安岡町、南は津山川の河岸に達した。

その時期に城下に隣接していた村々は、東は林田郷川崎村、西と南西の一部は田中郷小田中村、南は長岡庄の北(今の津山口)・一方・大谷・横山・八出の五か村、

北東は林田郷林田村、北は田中郷の山北村および小田中村に隣接した。

つぎに、侍の屋敷町と町人の町、および社寺の地に分けて、その成り立ちを略述しよう。

侍の屋敷町

新城下で最初に実現したのは、家中の武士団を城下に集居させることであつた。

城下に軍事能力を結集して、大規模で優勢な兵団を持つことは、近世の封建制のもとでは、城郭の防衛はもとより領国の安全のためにも、何よりも肝要なことであつた。

そこで城下の地域割りは、まず家臣団の邸宅配置から着手した。第一に家臣団の首脳に当る城主の一門を含めた重臣を城郭内に居らせ、つぎに中堅幹部級の家臣を、城郭に近接した要地に配置し、以下地域を定めて居住させた。そしてその邸宅の占める面積も、重臣は甚だ広く、その他格式の高下によって広狭の差があり、かつ同格の者は、同じ地域に集居することを原則とした。

―城郭内―

〔内山下〕―明治以後は山下―は、堤と堀に囲まれ、城門によって市街に通じた。

ここには創設以来廃藩まで、常に城主の一門や重臣の邸宅が軒をならべ、重要施設が置かれた。明治三年（一八七〇）、城下との区画を撤して市街に編入し、城郭全域を併せて山下と改称した。維新後も藩の政庁、また引き続いて北条県庁、学校諸官庁等の所在地となった。いまは旧藩当時の姿は一変して、近代都市の中核となり、現に市役所、県に分庁舎などをはじめ、地方の重要施設がここに集中している。

―城郭の付近―

〔田町〕 城西

の広い地域を占め、内山下と同時に開けた。開設当時田園であつた所から、この名がついたという。町内には縦横各五条の道路が整然と直交

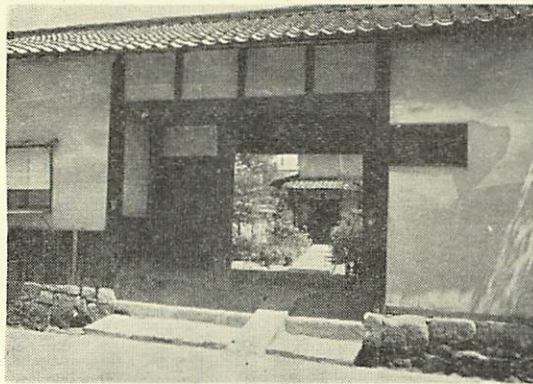


図43 田町の武家屋敷



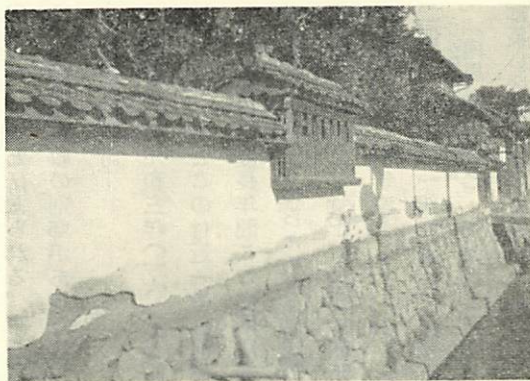


図44 椿高下の武家屋敷

この地域の北部の十六夜山（県立津山高学校校地内）には古い円墳が残存し、その東一〇〇m余の所から平安初期の古い瓦の断片が出土した。出雲街道から分岐した伯耆道は、田町とこの

し、南の町人町との間は大溝をもって断ち切り、各士邸も広い面積を持たせた典型的な屋敷町である。町の東端田町門に近く堀端に面した所には、森氏除封後の八か月間は、幕府代官が駐在して民政に当った。

〔椿高下〕 城郭の西北にあたり、田町北方の広い高地で、その中部以東は田町につづいて造成され、当時椿の繁茂していた所からこの称ができたといわれる。この町の西部の士邸は寛永一四年（一六三七）の冬に置かれた。

町を貫いて北行する。この町も明治以来学校や官公庁が設けられて旧形は変わったが、まだ田町とともに藩政当時を思わせる士邸も所々に残存し、森藩以来屋敷境に植えた榎（四つ境の榎と呼ぶ）もまだ幾つかは見受けられる。

〔城代町〕 椿高下の西、蘭田川に平行して南北に伸び、承応二年（一六五三）に城代組の足軽屋敷を置いたのが始まりで、松平氏の時にはその他の侍屋敷にもあてた。

〔御北〕（明治三年北町と改称）慶長（一五九六―）後に士邸を置いた地で、北の山北村との境には東西に連なる松並木があつて勝景をうたわれた。延宝末年（一六八



図45 現存する御北並木の松

○頃)の植栽と伝えられる。東の宮川に臨んだ二本松には、支藩関長政の別邸があった。

―城南の屋敷町―

〔南新座〕みなみしんざ 元和三年(一六一七)に開設した広い土邸の地である。もとの付近一帯は河岸に開けた富川村のうちで、森氏は慶長年間ここに妙法寺ほか二か寺を置いたが、元和になってあらためて侍屋敷とし新座と名づけた。寛永一四年(一六三七)に城西に西新座が成立したとき南の字を冠して南新座とした。松平氏の時享保九年(一七二四)、東南の一部を割いて吹屋町に編入した。

〔南馬場前屋敷〕みなまばまえやしき 津山川と宮川の合流点の西に、東西に長い区画を取って置いたもので、北半を広く区切って重臣の下屋敷にあて、南を「追廻し馬場」として侍の練馬の場とした。明治五年(一八七二)にこれを廃して材木町に編入した。

〔鉄砲町〕てつぱうち 南新座の西、藁田川を隔てた一画で、鉄砲組の足輕を定住させた。森藩の時には城東の河岸にも東鉄砲町があったので、西鉄砲町と呼んだが、元文(一七三六―)以後今の町名になった。この町には東西に小人町こびとまち筋・中之町筋なかのまちすじ・土手筋どてすじの三条、南北に上・中・下および

藁田川筋の四条の道がある。この藁田川筋は森藩当時から明治二年まで備前街道(岡山道)がとおり、町の西南広瀬から対岸の久米南条郡北村(いま津山口)に出た。

南新座の南の河原は大谷村、鉄砲町の南の河原は小田中村、またさきに述べた追廻し馬場の南の河原は横山村の地で、ともに郷中に属していた。明治三三年の郡制施行のとき、改めて津山町に移し、それぞれ隣接の町につけた。

―城東の屋敷町―

〔上之町〕うへのちやう 城東の林田丘陵を東西に広く区切ったつくった屋敷町で、慶長後、家臣の一部と足輕の屋敷を置いた。町の背に当る丹後山は森氏の重臣大塚丹後が下屋敷を設けたのが、地名のおこりといわれる。町の東部山腹には、城東の産土である大隅神社を林田村(現在の古大隅)から移した。町を東西に貫く道路と、南の町人町の通りとを南北につなぐ十二条の小路がある。東から瓦屋小路・下撞木町(また東美濃屋小路)・中撞木町(大隅小路)・上撞木町(また札場小路)・藁田小路・福田屋小路・松の木小路・長柄小路・関貫小路・国信小路(矢師国信

九郎左衛門宅の傍らに通ずる)・美須屋小路・美濃屋小路とする。また西の宮川筋からの上り口の南北二条の坂を小入道坂と入道坂と呼び、西南宮川筋への東西の二条の小町は、北を意齋町、南を弓之町という。宮川に面した宮川屋敷は松平氏の中期以後のもので、もとは足輕を置き、後にはその他の侍も居住した。また林田町土手裏にも松平氏の中期以後に数戸の足輕屋敷ができた。

―後年廃絶した屋敷町―

森氏の時代には、きわめて多数の士卒の屋敷が必要であったが、松平氏ではその必要が減少し、ことに享保二年(一七二七)の領土半減後は、一そうその必要が少なくなったのでつぎの屋敷町は廃止された。

〔西新座〕 寛永一四年(一六三七)、城西小田中村のうち本源寺から聖徳寺までの間に開いた侍の屋敷町で、大塚兵庫ら一五人が住んだのが始めである。元禄(一六八八―)初年には戸数三〇戸であったが、松平氏の時、享保年間ごとく屋敷を撤して農地とした。

〔雑賀町〕 本源寺の南西、西今町北の一画で、雑賀衆と呼ばれる一団がいた。もと紀伊国(和歌山県)雑賀庄

から出たもので、戦国の世に勇敢敏速をもつて恐れられ、かつて本願寺門徒の中にあつて精銳を發揮し、さすがの信長もこれには手を焼いたほどであった。その一党のうちから忠政に召し出されたのであつたが、太平の世には銳鋒を現わす機会もなくなった。元禄の初めにはまだ一二戸が残っていたが、森氏の除封とともに衰退し、元文年間(一七三六―)に至つて全く消滅した。

〔小田中屋敷〕 正保(一六四四―)以後小田中村の白神社(いま白加美神社)の東の道に沿うて開いた数戸の侍屋敷で、西端に鉄砲練習場があつた。元文四年に廃止した。

〔新屋敷〕 ―安岡裏新屋敷― 延宝年間(一六七三―)、安岡町の北方にあつた竹林をひらいて設けた足輕屋敷で、これも元文四年に廃止した。

〔東鉄砲町〕 正保以後中之町の河岸に沿うて鉄砲組の足輕屋敷を置いて東鉄砲町としたが、これもまた元文年間に廃して、中之町に編入した。

### 町人の町

侍の屋敷町について、商業や工業を営む町人の町ができた。城郭の南から西南にかけて、平坦な地域を広く取り、古く開けた富川

(戸川)の集落の地も含め、東へも伸ばして宮川を越えた地域にもおよんだ。

城郭の南側の大手口を中心に出雲街道を東西にとおし、これに沿うた表筋を主要な商人町とした。ことに城門に接した京町・二階町などには、町づくりに参加し、また直接藩の需要に応じる有力な町人の店舗が軒を並べた。各種の職人町は表筋を外れた横町や裏町に配した。そして当初の企画による町造りは、元和初年にほぼでき上った。同八年(一六二二)に同職の者は同町に集居する基準を定め、職人町は職名を町名とすることとした。

その後の発展によって、町並みは南の河岸まで連なり、東部もまた河流に平行して大きく伸び、寛永(一六二四)初年には東・西両新町が成立した。また西部でも市街は藺田川を越えて西今町ができ、さらに西寺町の寺院の地区を隔てた西に茅町と安岡町が成立して、紫竹川まで達したのは寛文年間(一六六五ごろ)で、ここで津山城下町が大成した。町の造成をはじめてからすでに半世紀を越えていた。

城下を東西に貫通する出雲街道は、一、九八〇間(およそ三、六〇〇m)におよび、その間の一八か所に曲折を

つけたのは、河川の流向に適應するとともに、町内の見とおしを防ぐ軍事上の必要によったのである。縦横の道路はおおむね直角に交差して、町並みは概して整然としている。

宮川に架けた出雲街道の大橋西詰めと、宮脇町の翁橋(藺田川橋)東詰めには、延宝六年(一六七八)、大番所を設けて番兵を常駐させた。またこの番所に相對して天和二年(一六八二)に制札場(高札場)を置いて、幕府や藩の布告を公示した。また城下の各町々の出入口には関貫と呼ぶ扉を付けた門を建てて、番人(自身番と呼んだ)を置き、往来を取り締まらせ、夜間は扉を閉じて往来をさし止めるのを本体とした。この関貫の数は、城下全町を通じて、元禄一〇年(一六九七)には五四か所であったが、漸次これを減じて明治元年(一八六八)には三八か所になっていた。この大番所・高札場および関貫は、明治の初めにみな撤去した。

これらの町々には商工業者のほか、医師や浪人(牢人)なども居り、その他横町や裏町には作人と呼ばれて、近村に出て農耕に従事する農民も住んでいた。

城下町では、すべて地子すなわち地租を免除した。領

内の各郷村には高率の年貢をかけた当時、城下に限つてこの特典を与えたことは、織田信長や豊臣秀吉の政策に倣つて、当時の諸大名が多く実施したことで、忠政もまた城下の繁栄を願つてこれを行った。この特権は明治五年まで継続した。

## —中部の町—

城郭の南を東西に貫く街道に沿つて、材木町・片原町（伏見町）・京町・木知ヶ原町（堺町）・二階町・元魚町・二丁目・三丁目・坪井町・宮脇町が連なり、ほかに戸川町・福渡町・美濃職人町（美濃町）・鍛冶町・細工町・上紺屋町・下紺屋町・新職人町・桶屋町があり、また南方河岸に近く、新魚町・小性町・吹屋町・船頭町および河原町（川原町とも）ができた。

〔材木町〕 宮川大橋の西詰めで、築城当時用材集散の場として開けた町である。

〔片原町〕 —のち伏見町— 材木町の西にあって、初

め町家が道路の南側のみにあって、北は直ちに城郭の堤に接していたので、この名ができたが、その後北側にも町家を置いたので、元禄一二年（一六九九）に伏見町と改

めた。この伏見町の町名については、つぎに述べる京町とともに、京都や伏見の物資を商なう町人がいたためとも、また京都や伏見の繁栄にあやかりたいとの願望によつたものともいわれる。町の南、河岸に臨んだ所に御木蔵と呼ぶ藩の材木庫と、牢舎（籠舎）があった。今の消防署付近である。

〔京町〕 城郭の大手口の京橋門の外を東西に延びた町で、城下町の中樞を占め、全町の指導的立ち場にある有力な町人が居住した。寛文年間（一六六一—）、藩はこの町に使者屋敷を設けて、他藩使節の接待の場とした。

この邸はじめ町づくりの功労者で、全城下町の年寄頭を勤めた小豆屋（神崎氏）の屋敷跡である。のち松平藩時代の宝暦九年（一七五九）、この使者屋敷を藩から譲り受けて全町の町会所を置いた。天明二年（一七八二）、その一部を割いて駅伝の場（入馬問屋）にあてた。明治七年、その跡に小学校（成器小学）を創設し、その後津山町役場となり、昭和四年（一九二九）から同九年までは、市制当初の市役所となった。

〔木知ヶ原町〕 —のち堺町— 慶長（一五九六—）二元和の頃、川下の勝南郡木知ヶ原村（いま柵原町吉ヶ原）

付近から入居した人々によってできたため、この名がついた。松平氏の時、享保一二年（一七二七）にいまの名に改めた。はじめこの町は京町と西京町（いま二階町）の中間に成立したので、東西の境界の町の意で、堺町と呼ばれたのが、後に町の正称になったと伝えられる（玉置家記録）。この町も経済交通上で優位を占めて発展した。森氏は初めこの町の西、新魚町角に町奉行所を開設し、正保二年（一六四五）に廃止した。

〔二階町〕 城郭の西南を南北に通じる町で、初めは西京町と呼んだのを、万治（一六五八）の頃今の名に改めた。当時この町に住む豪商が、初めて二階造りの邸宅を建てたことから、この名がついたといわれる。西に平行して開けた元魚町との間に三条の通りがある。南から旅籠町・伝馬町（馬方町）・八百屋町と呼んだ（万治年間の古図）。伝馬町の名は、駅馬を置いたことよってついた。この三条の通りは、その中間で二階町と元魚町に分属した。森氏の時代には二階町通りから、伝馬町を経て元魚町に出るのを本通りとしていた。また延宝四年（一六七六）に森長武が銀札を發行した時、この町に銀札場を設け、この町の豪商に取扱わせた。

〔元魚町〕 町づくりの初め魚商を置いたため、魚町と呼ばれたが、のちに南に新魚町ができたので古魚町、後に元魚町となった。徳守神社境内の住吉神社にある寛文年間の石灯籠に古魚町とあり、元禄一〇年の改書には元魚町となっている。また一説には、この町ははじめ一丁目と称したのが魚商の町として魚町となったともいわれる。

〔二丁目・三丁目〕 一いま本町二丁目・本町三丁目一  
元魚町の西にできた町人の町で、昭和二七年本町の二字を冠して呼ぶことに改めた。

〔坪井町〕 町づくりの初め久米北条郡坪井村付近からの来住者をもって開いた町人町で、もとは城下の西端であった。

〔宮脇町〕 坪井町の西に藺田川との間にできた町人の町で、徳守神社の宮脇の意である。そのうち、街道の北側は明暦元年（一六五五）に田町の竹の馬場の侍屋敷の一部を、南側西部は元禄四年、南新座の侍屋敷の一部を割いてつくった町人町である。のち松平藩時代の宝永三年（一七〇六）、徳守神社境内のうちを分割して南側東部の町をつくった。

## 第二章 津山城と城下町

以上は城下中部の表筋の町で、何れも出雲街道に沿っている。

〔戸川町〕 中世以来発展した集落富川の宿の跡で、最も古い由緒をもつ町である。慶長の末頃からは戸川の文字を使っている。はじめ天文年間（一五三二）、富川

禪門という土豪が居住して、付近に勢を振っていたと伝えられる。新しい町づくりで、旧形は全く変って中世の姿をしのぶよしもない。

〔福渡町〕 はじめ久米南条郡福渡村（御津郡建部町）

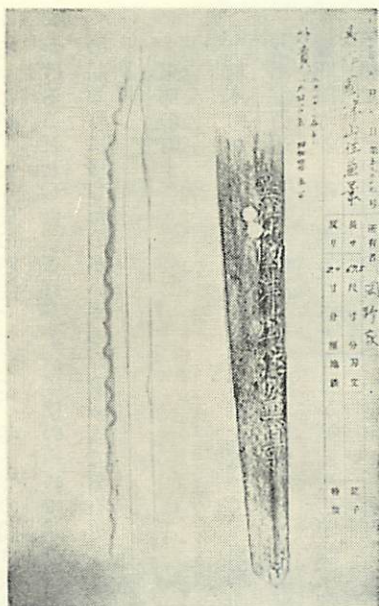
付近からの入居者でできた町人の町で、城下の西南口の要所であったが、寛文以後、西部の町筋が発展するとともに、交通の状況が変化した。

〔美濃職人町〕 ーいま美濃町ー 森忠政の招きに応じて、美濃から入国した大工などの職人の町である。この

職人たちははじめは院庄に居たが、築城工事とともに、この地に移った。城下の中で成立の古い町の一つである。

〔鍛冶町〕 刀鍛冶など金属工業の町で、この町も美濃

から招かれた職人によってできた。慶長年間の兼景長右衛門をはじめ、同宗右衛門・同新五右衛門らの名工が輩



蔵氏夫加野岡市津山銘の刀作景兼

出した。

〔細工町〕 田町の南にある町で木工を業とする職人が集居した。

〔上紺屋町・下紺屋町〕 ともに染め物を業とする職人町で、はじめ上紺屋町は本紺屋町、下紺屋町は片原紺屋

町と呼んだ。片原は町家が南側のみにあったためである。元禄の記録にはすでに今の名に改まっている。

〔新職人町〕 元魚町と戸川町との間の職人の町で、

正保二年に、京都・大坂・尾張から来た職人で成立したと伝えられ、具足師・研師・塗師・鞆師・銀細工師が軒をならべた。

〔桶屋町〕 戸川町に隣接し、桶職人の集居した町で、

万治年間の地図には飯田町とあり、寛文の記録にはいまの名になっているので、その間の改称と思われる。「いいた」とは桶職人を指した古い語である。この町の東の溝に沿うた横町を小川町と呼ぶ。この溝は町の成立以前に、このあたりを貫流していた小川の名残りであろう。

〔新魚町〕 元魚町の南を東西に通り、魚商を集めて店を開かせたので、この名がついた。延宝二年の開設といわれ、後長く魚類の販売はこの町に限定された。

〔小性町〕 新魚町の東に位し、築城の当時森氏が中小性と呼ぶ階層の家臣をこの地に居らせたので、その跡にできた商人町を小性町と呼んだのである。中小性は士分と足軽との間であって、諸般の用務を分担した。

〔吹屋町〕 河岸に近接して発展した職人町である。「吹く」とは金属を铸造することで、吹屋とは铸造業者を指し、寛永二年(一六二五)、川下の金屋村(いま市内金屋)などから招き寄せた铸物工に開かせた町である。古くは铸物師町と呼ばれた。美作の山中から採掘した豊富な原材料を用いる铸物業は、この後大いに発展した。

〔船頭町〕 河岸の船着き場を中心に展開し、藩の貢米

をはじめ、諸物資や旅客の運輸で繁昌した。町には船持ちをはじめ、船頭などの船乗りが居住した。船着き場はいまの今津屋橋の上手にあつて、がんじょうな石畳で囲み、傍らには着船の目標となる石の高灯籠があつた。その近くに藩の禁令を掲げた高札場があつた。また、いまの今津屋橋下手には、藩の用船を納める船蔵と船頭屋敷があつた。

〔河原町〕 船頭町の東にあつて、河岸の川戸蔵は藩の貢米の収納庫である。また河岸の鍛冶場には渡し場があつて、備前方面や対岸諸村への往来には、ここで川を渡つた。冬と春は渡し船を用い、夏と秋は徒渡りの定めであつたが、松平氏の時宝永年間に、冬・春の間は板橋をかけることとした。これが鍛冶場橋の始めて、後に上手の船頭町に移したのがいまの今津屋橋である。

#### —東部の町—

材木町から宮川に架けた宮川大橋を渡つて、東に向かう出雲街道(播磨街道)に沿うて、西から橋本町・林田町・勝間田町の三町がある。ここまでが築城当初の城下町の区間で、その後寛永の初めに、中之町・西新町・東新町



の三か町が城下に編入された。

〔橋本町〕はしもとまち 宮川大橋の東岸にできた町で、交通の要路として栄えた。

〔林田町〕はいだまち この地方一帯にわたる林田郷はいだのじょうの各村から集まった人たちがつくった町で、元和三年（一六一七）の成立である。

〔勝間田町〕かつまだまち 慶長の末、元和の初めの間に、勝南郡しょうなんぐん勝間田村付近からの来住者によってできた町である。

〔中之町〕なかのちよ 寛永（一六二四—）の初めにすでに人家が立ち並んで町家を形成し、寛永三年に東の林田新町はいだしんまちが城下に編入されたので、もともと城下であった勝間田町との間を結ぶ中間の町の意でこの名がついて、城下に編入された。のち正保四年（一六四七）、北の上之町の一部の割

譲を受け、その後松平藩時代の元文元年（一七三六）に南河岸みながしの東鉄砲町が廃止されたので、この地を町内に繰り入れた。

〔東新町・西新町〕ひがししんまちにししんまち 林田郷内の要地として早くから交通の便が開け、元和の末には林田新町と呼ばれ、すでに町家がたち並んでいた。寛永三年、町に住む浪人さざ佐々木太郎兵衛きたるべえの請願によって城下に編入されて、地子を免

除され、この時東・西二町に分かれた。水陸交通の便に恵まれ、次第に繁栄した。なお特別の職人町でない東新町に、鍛くわや鎌かまなどの農具を生産する鍛冶屋を配置して、村方の農民の便をはかった。これもまたこの城下町の特徴の一つである。

—西部の町—

寛永以後市街は西に伸び、寛文（一六六一—）以前すでに西今町ができ、その後寺町の寺院街をこえて、さらに茅町・安岡町が出現した。宮脇町と西今町との間の闊



図47 東新町鍛冶屋の屋根

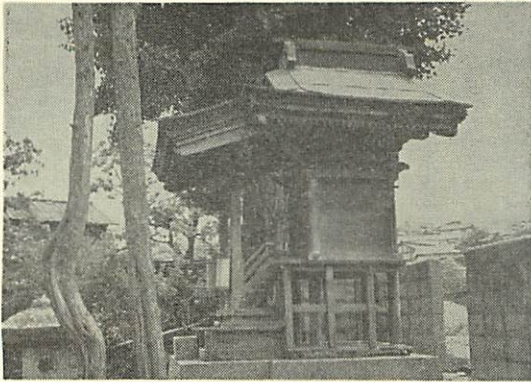


図48 義信神社 (津山市安岡町)

田川に翁橋（藺田川橋、またの名を九蔵橋・茅橋）がある。翁橋の名は藺田川の別名翁川によったもので、九蔵橋は東詰め近くに住んだ森氏の家臣今村九蔵の名、茅橋は西今町の旧名茅町からついた。

〔西今町〕 寛文初年城下に列した時、旧名茅町を改称した。この町の東端を川沿いに南下する通りを藺田町（湯田町ともいう）と呼び、備前岡山往還の本通りであった。

〔茅町〕 西今町の西に連なる西寺町の更に西に接した町で、貞享（一六八四―）以前は茅屋町とも書いた。

〔安岡町〕 茅町の西に連なる。安岡はこの町域と北方の小

田中村のうちの台地の古名である。さきに西今町が城下に加えられた時、茅町・安岡町もしきりにこれを願ったが、藩は容易に聴き入れなかった。たまたまこの町に来住していた南海（四国地方）の浪人渡辺藤左衛門義信が、権威を恐れず進んで強願したため、ついに両町とも城下に編入された。しかし藩では、義信の不敬の罪を責めて、これを死罪に処した。のち両町では長くその恩をたたえ、毎年申元には万灯を点じてこれを祭ったが、嘉永（一八四八―）の初めに祠を建てて義信神社と称し、この両町の鎮守とした。またこの町の南の河岸には、上下する河船の船着きがあった。町の西を南流する紫竹川は、郷中の小田中村との境で、出雲街道はこの川に架けた筋違橋によって西部の村に通じた。

このほか、茅町の南河岸に接したところを、明治五年（一八七二）に「新茅町」と名づけて市街に入れた。――各町の戸口――

城下には三三の町人町があった。その総人口は森氏の除封した元禄一〇年（一六九七）一〇月の調べで、一万六、四四五人で、内男八、七八二人、女七、六六三人である。その内、当時他所に出働き中のものが一六一人あ



社寺の配置

城下の町づくりにあたっては、社寺の配置にもまた、深い考慮が払われた。

津山城下には、城西に広い寺院の町を造成したほか、また城下の要所要所に社寺を配置した。

一寺町一

城西蘭田川の西、小田中村のうち（いまの西寺町と小田中の一部）を区切って、ここに各宗の寺院を集めた。この区域を一般に寺町と呼んだ。

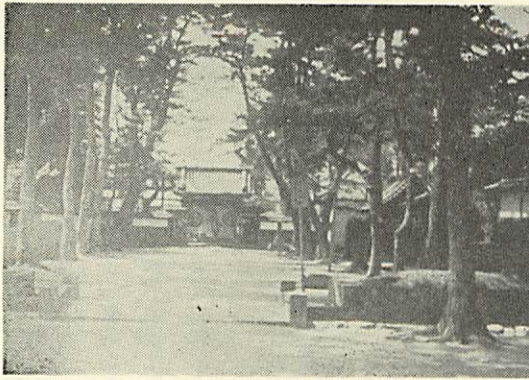


図49 泰安寺（津山市西寺町）

慶長年間、町づくりを始めて間もなく、蘭田川の西に、涅槃（のち泰安）・来迎（成道）の浄土宗の二寺ができた。浄土宗は鎌倉時代の初め、美作出身の名僧源空（法然）が開いた宗旨で、

森氏の元領地である美濃地方では盛んに行われていた。忠政に従って入国した僧俗によって、本国から移して開いたのがこの二寺である。のちまた一寺を宮んで成覚寺とした。この涅槃寺には、森長継が秀忠・家綱両將軍の靈牌を安置した。また後の藩主松平氏は、その菩提所とした。

当時また金剛（のち愛染）・光厳（初め清眼）の両寺、その後には福泉寺と、真言宗の三寺ができた。美作において古い伝統をもつ真言密教も新時代に応じた新しい活動を初めた。

慶長一二年（一六〇七）、藩主忠政は、菩提所として臨濟

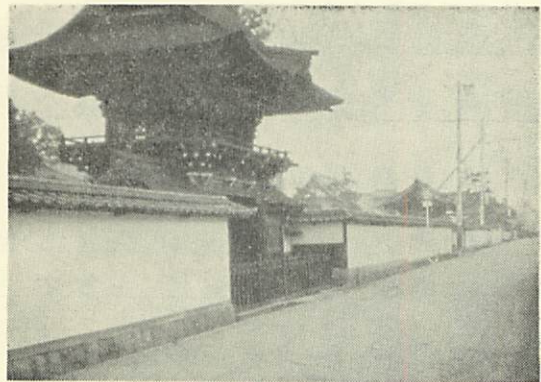


図50 西寺町の寺院街

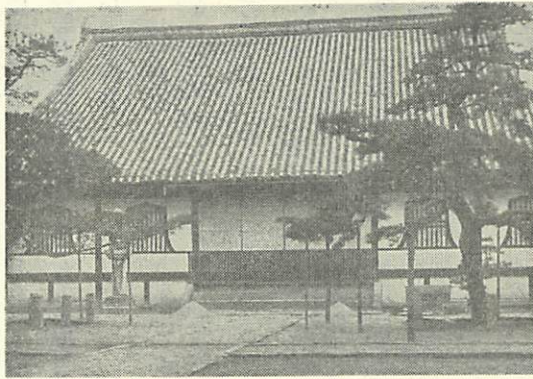


図51 本源寺 (津山市小田中)



図52 妙法寺 (津山市西寺町)

宗しゅうの本源寺ほんげんじを造営した。この寺は南北朝の頃足利尊氏あしかがたかうじがとまにしくんじんごむら苦西郡神戸村に創建した安国寺あんこくじの後身であって、これをいったん小田中の丘陵地に移して、竜雲寺りゅううんじと改名し、この年さらにその南に移して広荘な造営を行ない、寺中に森氏一門の墓所を営んだのである。この寺が、後節で述べるように、のち本源寺と改名された。

その後忠政の叔父可政よしまさによって景徳寺けいとくじ(のち寿光寺じゆこうじ)、

森氏の重臣原氏によって大雄寺だいおうちができ、また元和元年(二六一五)、関成次せまなりつぐは亡妻森氏(忠政の女)のため溪花院けいかいんを建立した。ともに臨済宗である。

元和の初め、西方河流に近く造成した広い地域を取って、ここに日蓮宗妙法寺にちれんしゅうほうじが建立された。この寺はさきに述べたように、もと鶴山にあったが、築城のためいまの南新座に移り、また南新座が士邸の地となったので、ここに再遷したのである。こ

の年代について同寺『由緒書ゆいしょがき』にはこれを慶長一七年と記し、『津山誌』では元和三年としているが、同寺の鰐口わにくちの銘には「慶長一八年津山富川村」(今の南新座)とあるのでそれより後のことと思われる。この寺は多くの壇信徒だんしんとをもち、美作における日蓮宗最大の寺院として栄え、元禄(一六八八―)初年には寺中に九坊を数えた。

これと同時に同所に、同宗の妙

勝・本行の両寺が移転した。もと妙勝寺は神戸村、本行寺は林田村にあって、ともに慶長年間南新座に転じていたのである。

寛永年間（一六二四—）には、この地に浄土宗の本覚寺・松樹院（栄巖寺）の二寺、正保元年（一六四四）には、曹洞宗の長安寺ができた。

なお、此の間この地域には、いまの二階町付近から移った天台宗大円寺（初め善六寺）、苫西郡野介庄（鏡野町上森原）から分派した真言宗聖徳寺（初め寂静院）のほか、臨済宗大仙寺、曹洞宗大竜寺、日蓮宗顕性寺、同大乘寺などができた。

ついで明暦二年（一六五六）、藩主森長継は本源寺の傍らに亡母森氏のため臨済宗宗永寺を建立した。

この宗永寺を最後として、この地域の寺院建立は終了した。寺院街創成の当初から、まさに半世紀である。

そして元禄五年寺院調べでは、この寺町の寺院は、臨済宗七、曹洞宗二、浄土宗五、日蓮宗五、天台宗一、真言宗四、合わせて二四か寺となっている。

このように多くの寺を集めて寺町をつくったことは、宗教上の意味よりも城下防衛を最大な目標としたもの

で、寺町はまさに城下の囲郭と見るべきである。—その他の社寺—

その他城郭防衛の立ち場から、新しい社寺の配置を定め、また古い社寺の所在を利用した。

〔城郭防衛上危険とする方面の社寺〕 津山城にとって西北に当る山北の丘陵は、背後において最も警戒を要する地点である。忠政は慶長一三年（一六〇八）、もと鶴山から城郭防衛上危険とする方面の社寺）

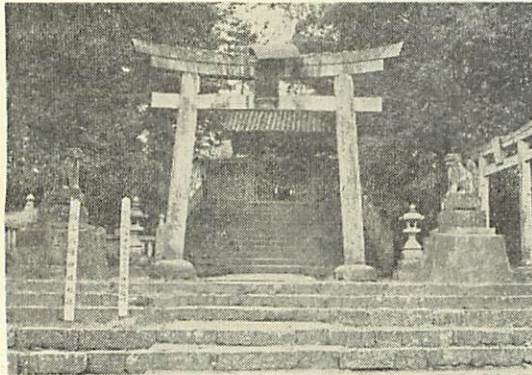


図53 鶴山八幡神社（津山市山北八子）

移していった鶴山八幡宮を城から数百メートルを隔てた山北村不知夜山に移し、傍らに威徳寺を設けて社僧を置いた。また付近に地藏院・寿延寺（小田中村）、および庚申・長久・吉

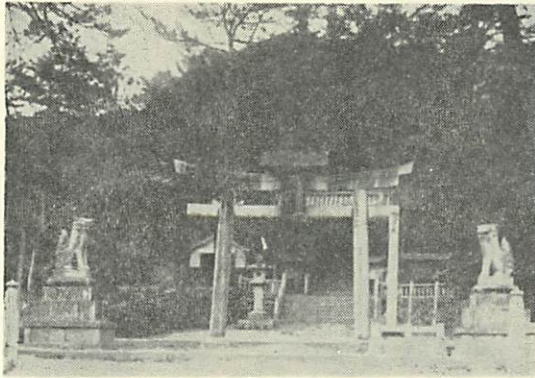


図54 大隅神社 (津山市上之町)

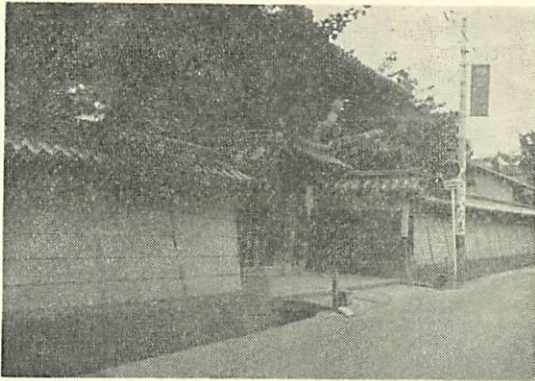


図55 妙願寺 (津山市戸川町)

祥の修験の三寺（山北村八子）を配した。  
さらにその西、小田中丘陵の古社白神社（白加美神社）と、古寺の真言宗長雲寺、および元禄初年にできた臨済宗善福寺（のち安国寺）も、防衛線上大切な存在であった。

城の東にある丹後山も防衛上油断のならぬ所で、その東端の一区に、城東の産土大隅神社を移した。ほかにこ

の付近には、慶長年間に日蓮宗の本蓮・蓮光の二寺、元和七年に浄土宗大信寺ができた。その他年代は明らかでないが、曹洞宗の千光・香寅・長松の三寺、浄土宗の延命寺、日蓮宗の本伝寺（以上八寺は林田村の内）、浄土真宗浄円寺（上之町）があつて、その一帯を俗に東寺町とも呼んだ。

〔城下内要地の寺院〕

忠政は元和三年（一六一七）に城下の中央戸川町に、浄土真宗妙願寺を建立した。同宗西派の中本寺として栄え、寺中に長泉・養元・教念・善正の末寺をもった。その地は城下の中央に当る要地で、非常の際には直ちに城郭と連携する防禦線の形成ができる重要な支砦である。また城南の要地伏見町（当時片原町）の南に、元和七年に開いた同宗東派の本琳寺も、同じ立場である。



図56 徳守神社（津山市宮脇町）

出入口警備に当てる意図が含まれている。

以上は城下とその近接した地域における社寺の配置についてであるが、さらにやや離れた郊外についても、西方二宮の高野神社、北方の総社また一宮中山神社、および河南八出天神社（八出神社）などの神域もまた、城郭の外防線の一部に当るものであった。

〔城下への通路  
出入口を制する  
神社〕 町づく  
りの初めに、城  
西の出入口近く  
にある町の総鎮  
守徳守神社の規  
模を拡め、広壮  
な社殿を造営  
し、なお神宮寺  
として天台宗清  
閑寺を付けた。  
これには城下の

この項に記載した寺院の名称は、森藩末期の称号を用い、創立当時の称と、森藩除封後の改称にかかるとは括弧内に記入した。



第三章 森氏と藩政

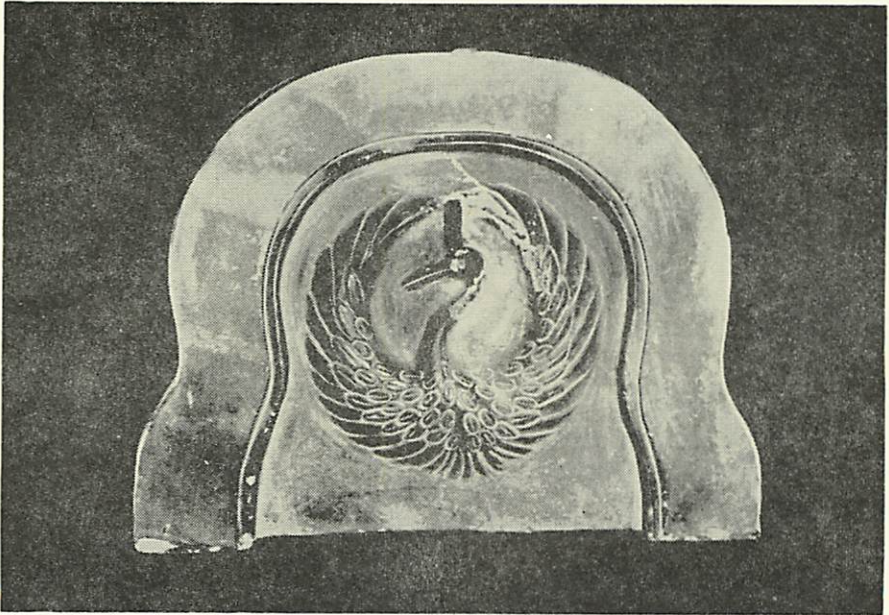


図57 津山城本丸の鶴丸紋の棟瓦（山本直廉氏寄託—津山郷土館蔵）

## 第三章 森氏と藩政

森氏が忠政・長継・長武および長成にわたる治世九五  
年間に、藩主を中心に展開した施政の主要を、前期（忠  
政時代、就封後およそ三二年間）、中期（長継時代、寛  
永一一年—一六三四—からおよそ四〇年間）、後期（長  
武・長成時代、延宝二年—一六七四—からおよそ二四年  
間）に大別して記し、つぎに森藩の組織および森氏除封  
のあとについて述べよう。

### 一、森藩の前期

#### 領国の統制

忠政は築城に着手すると同時に、領内  
の総検地を開始した。まず村々に令し

てその境界を正させ、検地奉行の指揮によって、田畑はも

とより宅地にいたるまで、ことごとく「竿入れ」を行って  
反別を細かに実測し、地勢と地味とを勘案して村位（上・  
中・下）を定め、「坪刈り」によって米穀の実収を調べ  
て石高を査定した。領国支配の基礎を固めるため、強硬  
に実施し、短日月の間に終らせたため、行き過ぎや過失  
もあって、後に補正を加えねばならなかったところも少  
くなかった。しかし、これによって領国の支配体制が明  
確になった。この時に定めた石高にもとづいて年貢（貢  
租）を定め、また、これによって家臣に給地をわかち、  
神社や寺院に領地を寄進した。

また、慶長一一年（一六〇六）、村々に対してつぎの  
三か条の「定」を出して、秩序を立てた。

定

一、諸役郡奉行相触れ候旨、背く村これ有らば、曲事たるべき事。

一、百姓走り申すにおいては、その村々の庄屋、宿老百姓、並びに走り申す者の隣まで堅く糾明を遂げ、その上をもつて曲事に行うべき事。

一、郷中在々において、偽事を申し候て、百姓迷惑候事申し懸くる者これ有るにおいては、成敗致すべき事。右条々堅く申付くべき者なり。

慶長十一年

正月十五日

忠政判

〔森家先代実録〕

この「定」は奉行を通じて、村々に布達された。忠政の領民に臨む態度は、これに示されたように、まことに峻烈なものであった。

従来の国侍の所有する武力と土地の支配力とを、彼らの手から放棄させて、彼らを農民の階層に繰り入れることは、近世封建制の樹立上重要なことであるが、さきの領主宇喜多氏も小早川氏も、まだ果し得なかつたことであつた。

忠政は入封の後、有力な国侍たちから、武士としての格式を取りあげ、その代りに、頭百姓(長百姓・おとな百姓)として農民の中での優位を与えた。そして、その中から人材を選んで大庄屋・肝煮・庄屋などの農村支配の要職の座に着けて、巧みに藩の施政の中に組み入れ、刀槍を棄てて営農の第一線に立ち向わせた。その他あらゆる機会を利用して、農民の保有する刀や槍などの武器を取りあげるいわゆる「刀狩り」を行なつて、その戦鬪力の根絶を図つた。

このことと、検地によつて領内の農地と農民をことごとく藩主の支配力に掌握したことによつて、封建領主として忠政の目的とする農村支配体制ができてきた。

城下の町づくりには、国内各郡村はもとより広く近隣諸国からの来住の受け入れが必要であり、その発展は、来住した町人たちの積極的な協力にまたねばならなかつた。このためには適当な受け入れ策を立て、地子(土地に対する税)免除などの特典を与えて安住を図つた。そして町奉行を置いて町政を執らせたが、奉行は藩の基本方針によつて指導監督し、治安の維持につとめることを

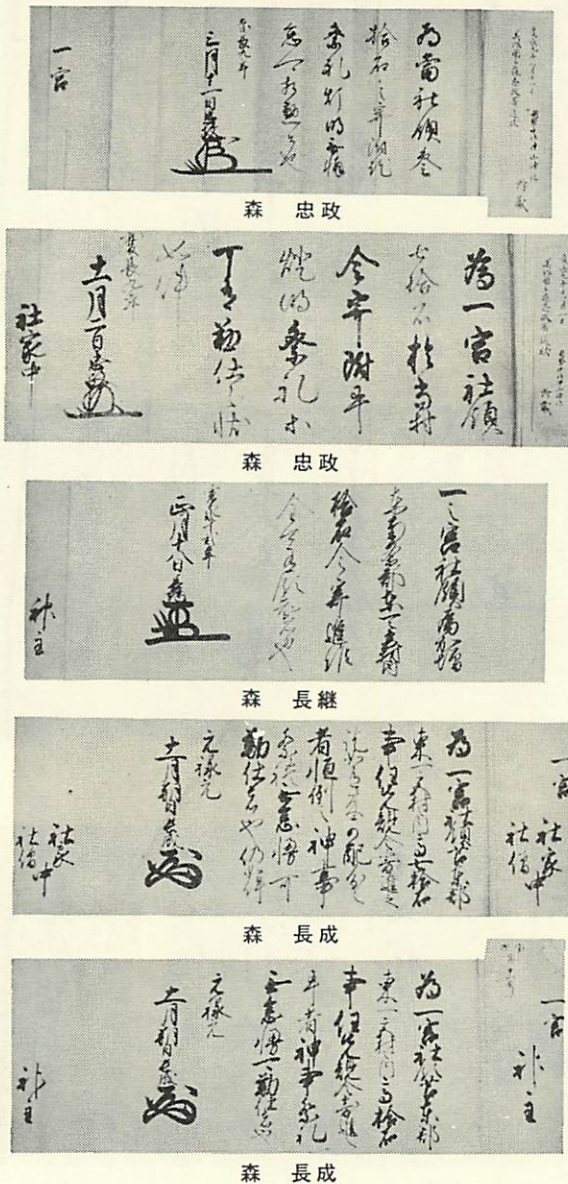


図58 中山神社領寄進状 (中山神社蔵)

主とし、町内の日常の小事については、町人の中から選任した町役人に運営を任せることを本体とした。

社寺の保護と統制

忠政は施政のはじめ慶長九年(一六〇

四)三月、領内の中山(一宮)・高野

誕生寺(浄土宗)久米南町・

本山寺(真言宗)落合町)・本山寺(天台宗)柵原町)の

三寺に社寺領を寄せたが、その年十一月、さらにこれを加増したほか、徳守神社および円通寺(真言宗)鏡野町)・

長福寺(真言宗)英田町)・仏教寺(真言宗)久米南町)・

慈恩寺(天台宗)久米町)・金剛頂寺(真言宗)鏡野町)・

大聖寺(真言宗)作東町)・興隆寺(真言宗)鏡野町)・神

林寺(真言宗)落合町)・化生寺(禅宗)勝山町)・瑞景寺



森 忠 政



森 長 継



森 長 成

(禅宗—落合町)の一〇か寺にも、それぞれ寄進した。その後慶長一六年に両山寺りょうざんじ(真言宗—中央町)、寛永二年

(一六二五)に豊楽寺ぶらく(真言宗—建部町)、同三年に森氏の菩提所龍雲寺ぼだいしよ(後の本源寺)、同五年に鶴山八幡宮にも若

図59 龍雲寺(後の本源寺)寺領寄進状(本源寺蔵)

干の社寺領を付けた。

以上のうち新たに興した徳守・八幡の両社と本源寺は別として、その他の古社寺の所領は、おおむね乱世に土豪などの武力によって奪われていたもので、いまその内の若干が寄進として、新領主から給せられたのである。

これによって古社寺は全く藩政のもとに帰属させられ、領主はこれによって人心を収らんし、領内の安定を促進しようとしたのである。これはかの秀吉が天下統一に当って、かつて信長が討伐の対象としていた比叡山延暦寺の復興を助け、また真宗本願寺を優待懐柔して、巧みにその政權下に入れたのと同様な政策であった。

ただ慶長九年、妙法寺が鶴山退去の際に忠政から寄進された寺領一〇〇石を、不受不施の宗義を固持して辞退したことは、珍しい例であった。

また忠政は前章に述べたように、新城下に各宗各派の寺院を配したが、これにもたがいに牽制して宗勢の均衡を保たせることに注意した。森氏と深いつながりを持つて特に優待を受けていた妙願寺についてさえも、その所属する浄土真宗西派に対し、別に同宗東派の本琳寺を城下に誘致して対立させた如きもその一例である。また領

内各郡村に広く信徒をもつ寺院の僧には、陰に民間の情報の提供に当らせたといわれる。

その他、中山をはじめ五神社には、付属の神宮寺（社僧寺・別当寺）を復興または新設して、社僧を社務に参与させ、古来の社家に対立させた。ちなみに神宮寺の名称・宗旨はつぎのとおりであった。

中山―真応寺（天台）、高野―神宮寺（天台）・竜沢寺（真言）、総社―神宮寺（天台）、徳守―清閑寺（天台）、八幡―威徳寺（真言）。竜沢寺のほかは明治維新の際廃絶した。

このような社寺対策は、森藩ではこの後もながく踏襲した。

長継の時、本山寺に徳川將軍家の壮麗な靈廟（みたまや）を営み、家光・家綱両將軍の靈牌を丁寧に祭った（供養料四〇〇石）。これは幕府に対する忠順を表したものである。

森時代の社領

社名	所在地	忠政の時代	長継以降
中山神社	一宮	慶長九年―七〇石 (一六〇四)	寛永一二年―八〇石 (一六三五)

高野神社	二宮	慶長九年—七〇石	寛永二年—八〇石
総社	同	七〇石	同
徳守神社	城下	七〇石	同
鶴山八幡宮	城北	寛永五年—二〇石	同
白神社	小田中	同	同
大隅神社	城下	同	同
八出天神社	八出	同	同

森時代の寺領

寺名	宗旨	所在	忠政の時代	長継以降
誕生寺	浄土	土久米南町	慶長九年—五一石	五二石
本山寺	天台	台榎原町	同	一〇〇石
木山寺	真言	言落合町	同	七〇石
円通寺	全	鏡野町	同	一〇〇石
長福寺	全	英田町	同	九一石
仏教寺	全	久米南町	同	八〇石
慈恩寺	天台	台久米町	同	五〇石
金剛頂寺	真言	言鏡野町	同	五〇石
大聖寺	全	作東町	同	五〇石
興隆寺	全	鏡野町	同	二〇石
神林寺	全	落合町	同	二〇石

化生寺	禪	勝山町	同	一七石
瑞景寺	同	落合町	同	一〇石
両山寺	真言	中央町	慶長六年—二〇石	二〇石
豊楽寺	同	建部町	寛永二年—一〇石	一〇石
本源寺	禪	小田中	寛永三年—二〇石	同
妙願寺	浄土	真戸川町	同	寛文九年—二〇石
万福寺	真言	東田辺	同	寛文九年—二〇石
涅槃寺	浄土	西寺町	同	寛文九年—一五〇石
千年寺	禪	下田邑	同	寛文—一五〇石
安養寺	真言	上田邑	同	寛文後—一〇石
宗永寺	禪	小田中	同	明暦後—一五〇石
本光寺	同	一宮	同	延宝七年—一五石

(付記) この社寺領は元禄一〇年除封のとき廃止された。  
(長継隠居領より)

重臣の争い

慶長一三年(二六〇八)一〇月一四日、城南大谷村石山の採石場で起こった重

臣三人の争いは、城普請さなかの森家にとって、思いもかけない大事件であった。時の執権であった各務四郎兵衛元峰(当時三六歳)は父兵庫元正以来の功績によって禄八、〇〇〇石で家老の最上席、かつ高田城(勝山町)番将の職にあり、その二人の弟藤兵衛・吉左衛門ともに



図60 築城用石材採掘の跡（津山市大谷石山寺境内）

家老に列し、その一門の権勢は並ぶものがなかった。

この頃、城普請のために、採石場には毎日二、三百人の人夫が働いており、藩の重臣が交替で現場の指揮に向いていた。この日の先番の小沢彦八（当時三七歳）は、

もと幕臣であったが、のち辞して忠政に仕え、禄六、〇〇石を領して重臣となった。彦八の妻は忠政の妻名護屋氏の妹であった。かねて彦八は四郎兵衛の専権をにく

み、二人の間は決して平らかでなかった。この日彦八が岩に腰を下して杖ではじいた小石が、たまたま上ってきた後番の四郎兵衛に当たったため、四郎兵衛は立腹して無礼をとがめ、彦八も強く言い争って

ついになぐり合いになった。この場に居合わせた重臣細野左兵衛は、驚いて中に入ったが、すでに彦八は抜刀して四郎兵衛の左手を斬り落した。左兵衛はあわてて四郎兵衛を谷間に突き落した。彦八はすかさず飛び下りて刺そうとし、かえって四郎兵衛に斬られて命を落した。この左兵衛は美濃金山以来の旧臣で七、〇〇〇石を領していた。四郎兵衛の家臣佐藤作太夫は、左兵衛がその主人を谷間に突き落したことを大いに怒り、槍をとって左兵衛を突き殺した。四郎兵衛は急を聞いて駆けつけた弟藤兵衛や家臣らに守られて邸に帰ったが、深く恥じてその夜自刃した。

この変事が伝わると、おのおのの組士たちは、みな武装してそれぞれに参集した。高田城（勝山）の守備に当たっていた四郎兵衛の弟吉左衛門も、軍兵を挙げて急いで帰邸し、小沢・細野の組士もまた戦備を整えて相対した。この三氏の邸はみな城郭内の内山下にあつて、付近一帯は大変な騒ぎになった。しかし家老大塚丹後の処置が適切であったため、大事に至らないで終った。

当時江戸に居た忠政は、この報を聞いて大いに怒り、三氏の家を取り潰した。



この事件も旧勲の門閥を誇る権臣と、新参で藩主と閥門の縁をもつ寵臣との間に生じた紛争として、入封早々院庄で経験した惨事と類を同じゅうするもので、家中統制の困難さを現わすものであった。

**森 可政** 忠政は幕命によって領国を離れねばならぬことが多く、そのために城普請

にも多大な支障があった。一面では家中の統制にも行き届かないことができ、さきに述べた三重臣の争いのような不祥事件まで引き起すに至った。そのうえ忠政が頼みにしていた大塚丹後などの重臣も、つづいて没したので、忠政は慶長一七年（一六一二）、特に幕府に請うて、当時旗本として將軍側近にいた叔父の森可政を、津山に迎えることにした。忠政の近親の多くは戦場でたおれ、わずかに残っているのはこの可政だけであった。

可政は可成の実弟で、別に家を興して信長・秀吉に仕え、その後は家康に属し、関が原役後、功によって対馬守に任じ従五位下に叙せられていた。そこで長子重信（伊豆守）と二子可澄（左兵衛）を幕臣に残し、自らは可春（采女）・正信（左近）の二子をつれて津山に入った。

忠政は可政に禄七、〇〇〇石を与えて執権職に挙げ、

内山下の邸（現市役所の地）に住ませた。可政は執権の職に在ること一二年、元和九年（一六二三）五月、東上の途中播磨（兵庫県）で六四歳をもって病没し、京都の建仁寺常光院に葬られた。二子可春・正信とともに森氏の重臣となり、可春は父の禄位を受けて、家老の最上位に座し、その子三信（宗兵衛）・孫三隆（采女）と続いた。

#### 大坂役に出陣

慶長一九年冬と翌元和元年夏の両度の  
大坂出陣は、森氏に取ってもはなはだ大きな事件であった。一九年の冬の陣が起った時には、忠政は江戸城の普請に出役中であったが、にわかに出陣の命が出たので急いで帰城して軍兵を整え、一〇月一六日に津山城を出発した。その夜は勝間田に泊まり、軍備を整えながら東行して大坂に向った。そして初めは仙波口を攻撃し、ついで天満口に転戦して一二月一九日に帰城した。

翌元和元年の夏の陣にも、大軍を率いて四月五日に津山を出発し、仙波口を攻撃して敵の首二〇八を討ち取り、五月七日の落城を見届けて帰城した。出陣の総勢は家臣四四五人、雑兵軍夫を合わせて九、九八六人におよんだが、味方の戦死は家臣五、雑兵三〇であった。この役

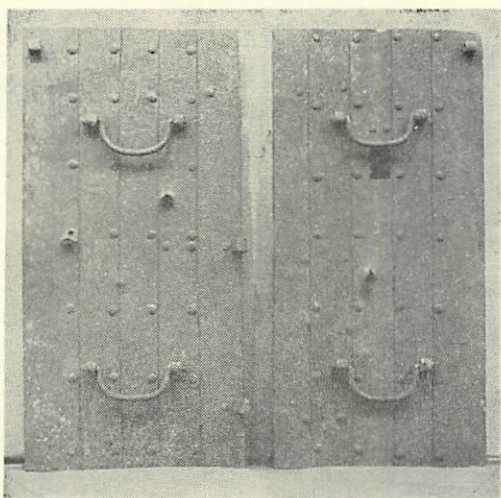


図62 森 忠政の鉄盾  
(津山市徳守神社蔵)

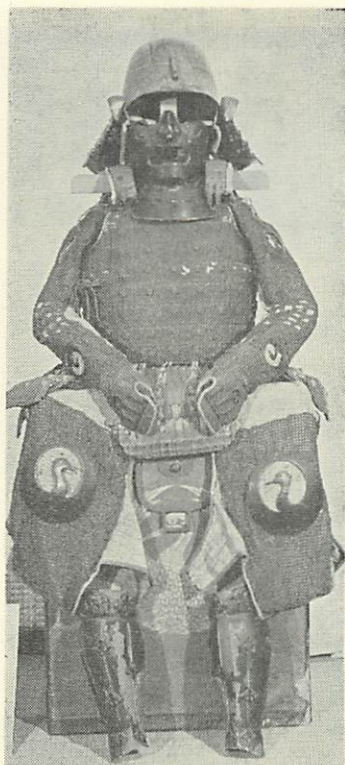


図61 森 忠政の甲冑  
(兵庫県赤穂市一赤穂大石神社蔵)

またこの役には、戦国以来の諸豪に仕えていた美作在  
住の国侍(大庄屋)らが、忠政の召しに応じて多数従軍し  
た。この国侍たちの中には戦功をたてて知行を受けるこ  
とを夢みて出陣した者もあったようであるが、忠政の意  
中には、留守中国もとの一揆の心配があったためとも  
伝えられる。

この元和の役に、誕生寺と本山寺の住僧は、ともに寺中  
の「ほら貝」に長じた若僧を山伏姿に変装させ、下男をつ  
けて使僧として忠政の陣場を見舞わせ、大いに感謝され  
た。誕生寺には次のような当時の黒印状が残っている。

「遠路見廻として使僧並びに杉原到来、喜悅の至りに候

恐々謹言

五月七日

忠政 黒印

誕生寺

これらの諸寺が、すでに新領主の統制に服し、さらに進んで忠勤を励もうとしたことがわかる。

広島城の受け取り

安芸・備後両国（広島県）四九万八、〇〇〇石の領主福島正則は、豊臣家創

立以来聞こえた豪勇の将で、その藩も全国屈指の大封で

あったが、元和五年（一六一九）六月、広島城修築のことによって幕府からとがめられ、信濃（長野県）のうち四万五、〇〇〇石に改易された。これは全国の人々を驚かせ、諸侯を震えあがらせた大事件であった。

幕府はこの時忠政をはじめ、備前岡山の池田忠雄、陸奥会津（福島県）の加藤嘉明、因幡鳥取の池田光政らの諸藩など一三藩に出役を命じた。そこで忠政も大軍を率いて出動し、任を果して帰城した。大藩を相手のことで、

忠政の心遣いもなみなみではなかつたという。

幕命による出役

幕府はその必要とする諸城の普請には、手伝いの名目でしきりに諸大名に勞役の提供を命じ

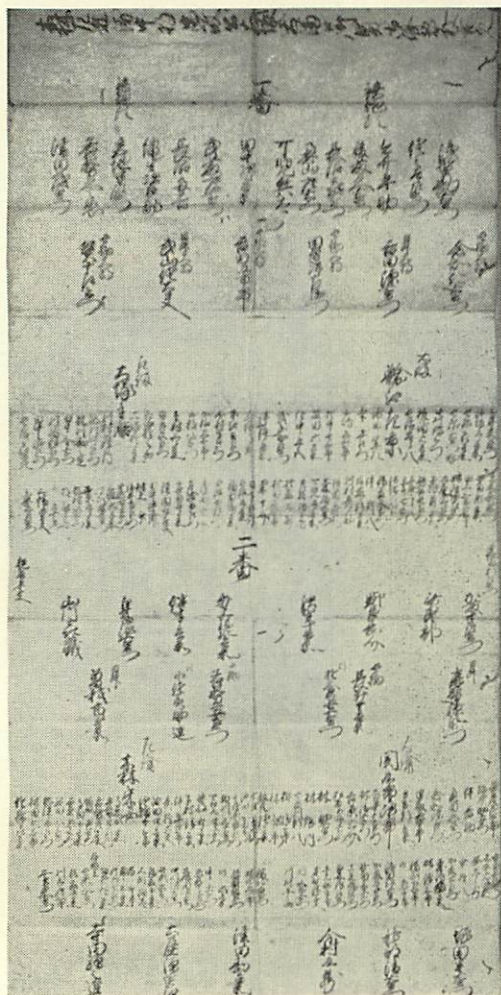


図63 大坂陣 森 忠政の陣立 (津山郷土館蔵)

た。そしてこれらの諸大名は領知の石高を標準に割り当てられた人数を出役させるだけでなく、工事に要する諸費も負担せねばならなかった。

津山築城の最中の慶長一年から元和元年までの間に、命ぜられたおもな出役は、つぎのとおりであった。

- (1) 慶長一年(一六〇六) 江戸城石垣普請えどじょう
  - (2) 同 一二年 駿河、駿府城(静岡)普請するが、すんぶ
  - (3) 同 一四年 丹波篠山城(兵庫県)普請たんばのささやま
  - (4) 同 一五年 丹波亀山城(亀岡城—京都府)および尾張名古屋城普請おわり
  - (5) 同 一八年 京都御所築地造営ついで
  - (6) 同 一九年 江戸城石垣普請
  - (7) 同 年 大坂冬の陣に出陣
  - (8) 元和元年(一六一五) 大坂夏の陣に出陣
- こうして元和二年に津山城の普請が終った後も
- (9) 元和五年 広島城受取に出役
  - (10) 同 六年 大坂城石垣普請
  - (11) 寛永元年(一六二四) 大坂城石垣普請
  - (12) 寛永五年 大坂城石垣普請 世子忠広ただひろもともに出動と出役は続いた。

丹波の篠山・龜山両城の普請は、大坂城攻撃に備えて急いで行ったものであった。元和六年の大坂城の石垣普請は、関西三二か国四八家で分担し、森氏も数千の士民を動員した。寛永元年および同五年の両度もまたこれに劣らぬ人力を要した。寛永五年の造営は大和(奈良県)以西三四か国五四家が出動し、森氏の分担した所は、二の丸南曲輪みなみまがらわであった。

このようにひき続いた出役や従軍は、容易ならぬ大きな負担であった。

#### 家臣の異動

忠政の一代三〇余年間は、世の中が混乱から安定に移る過渡期で、世相は短期間に急転したため、家臣の間にも著しい考え方の差異ができた。すでに述べたように、家臣相互の間にもたびたび争いがおこり、また藩主との間に意見の行き違いも生じ、禄をすてて退去するものも少なくなかった。したがって反面では忠政は新人材を求めて、これを登用することに努めた。

渡辺越中わたなべえちゅうは美濃金山以来旧勲の重臣で、かつての小田原役と両度の大坂陣では、その武功はことに優れて世に聞こえた。元和年間(一六一五—)のある年、忠政に従っ

て江戸出府の途中、大雨のため河水が著しく氾濫した。忠政は急いで越中を呼び出して水の深さを測らせた。越中は憤然として立ち、従者とともに流れを押し切って対岸に着くと、直ぐに大声で「戦場に臨んで流れを渡り敵をみな殺しにするのは、もとよりわれらの任務である。されども水の深淺を測るがときは、これみな足輕小者の作業に過ぎない。しかるにこれをわれらに命ずるとは、士を遇するの道を誤るもはなはだしい。」と、憤慨揚言し、従者を従えて退去した。槍一筋に生命をかけてきた武人が、時勢の急進に追いつけなかった一例ともいえよう。（『美作略史』による）

忠政の先代長可は気性が激しく、そのため姉婿の長田亦左衛門や家臣の原小一郎一春など、望みを失って家を離れたものもあった。忠政は元和元年、小一郎が流浪しているのを見て、その人物と旧勲を惜しんで帰参させ、一、五〇〇石の知行を与えて家老・組頭に登用し、子孫がこれを継承した。

福島正則の家臣の長尾隼人一勝は、福島家三傑の一に数えられ、高一万三、〇〇〇石を領して備後東条の城を守った。その子出羽もまた有為の人材で、忠政は小田原



図64 江村専齋の「老人雑話」  
(津山郷土館蔵)

攻めの時すでにこれを知っていたため、福島家除封のあと出羽を美作に迎え、高三、〇〇〇石を給して重臣に列した。

忠政が新たに召し抱えた家臣の中に、江村専齋という学者があった。専齋は名を宗具といい、倚松庵と号した。医を業としたが、儒者（朱子学派）として世に聞かされた。また和歌をよくして木下長嘯子や細川幽齋とも親交があった。はじめ肥後（熊本県）の加藤清正に仕えたが、寛永年間（一六二四―）加藤氏の亡後、忠政はこれを津山藩に迎えて賓師とし、七〇人扶持を給し、しばしば藩治

について諮問した。専齋はおもに京都に居たが、寛文四年（二六六四）一〇〇歳の時、後水尾上皇からの養生長寿の道の下問に対し、「日常たゞ些（わずか）の一字を心にとどめるのみ。物を食するにも些、飲みものを口にするにも些。」と答えたという。この年に京都で没した。

専齋は博覧強記で、元龜（一五七〇）天正（一五七三）以来の見聞を語って門人に筆記させたものを『老人雑話』といい、広く世に行われた。

元禄年間（二六八八）に津山藩に来て、長尾勝明を助けて『作陽誌』を編さんした江村宗普（春軒）はこの専齋の一門である。

### 忠政の死

寛永三年（一六二六）、忠政は従四位上にのぼり、左近衛権中將に任ぜられ、世子忠広も従四位下に叙し、侍従・右近大夫に任ぜられた。これより先將軍秀忠は、加賀金沢一〇〇万石の藩主前田利常の娘を養い、これを忠広に嫁がせた。もとよりこれは將軍が諸雄藩を懐柔する政策の一つにはちがいないが、また一面では、森氏の大名としての地位の向上を物語るものでもあった。

しかし寛永一〇年、忠広は三〇歳の壮齡で世を去っ

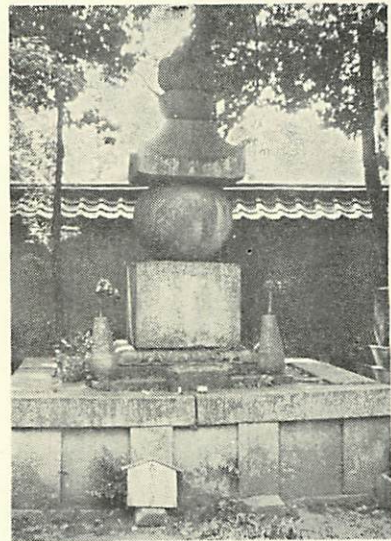


図65 森 忠政の墓  
(京都市大徳寺三玄院)

た。

翌一一年、將軍家光が上京したので、忠政もこれに随伴のため、津山を発して京都に上り、妙堅寺に宿泊した。

七月六日、藩の用聞商人大文字屋宗味に招かれた席で、にわかには食傷をおこし、医薬の効もなく翌七日、六五歳をもって急死した。本源院と諡し、京都紫野大徳寺三玄院に埋葬した。この寺はかつて忠政が浅野幸長・石田三成らと協力して建立したものである。また津山でも城西の竜雲寺に分葬して墓を営んだ。この寺は後に天和三年（一六八三）、忠政の五〇回忌にその諡にちなんで本源寺と改称した。

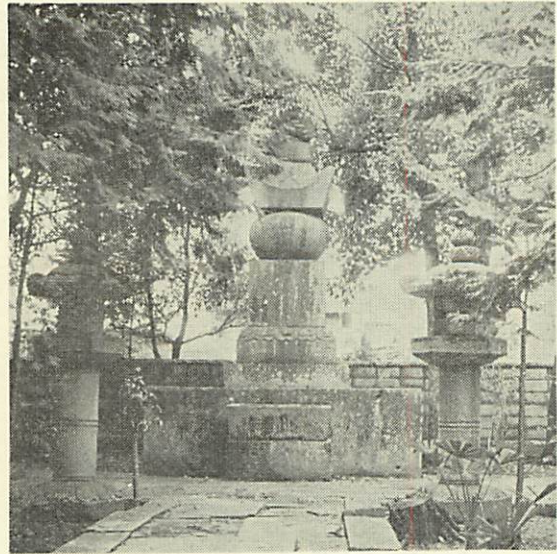


図66 津山にある森 忠政の墓 (津山市本源寺)

忠政の突然の死は、地方の人心に大きな衝撃を与えた。この日の夕は、七夕たなばたの星祭りに当るが、美作ではこの後この忌日を避けて、その前夜に七夕祭を行うことが例となったと伝えられている。また苫西郡大野庄（現鏡野町）の男山・女山おん めんの両霊山は、この日の夕からにわかには地震をはじめ、ものすごい音響をたてて鳴動して終夜止まなかつたが、果たしてこの凶事があったと『作陽誌』

に記している。

当時、大名をはじめ有力な武士などの格式の表示に、任官の制度があった。忠政も前に記したように、侍従、左近衛権中将という朝廷の高官に任ぜられ、また美作守みまさかのかみという国司の長官になっているが、もとよりこれらは古代の律令りつりょうによつたこのような官職の実務とは関係なく、ただ古くからの高官に任ずる形式を踏襲して、身分を表現したものにほかならない。のちの長武の伯耆守ほうぎのかみ、長成の美作守などみな同じである。

忠政は、はじめ織田信長の部将で摂津茨木せつついばな（大阪府）藩主となった中川清秀きよひでの娘をめとつたが、後に、秀吉の扱いによつて、秀吉の弟羽柴秀長の養女で、実は尾張の名護屋敦順あつゆきの娘を迎えて妻とした。ほかに家臣山内之豊ゆきとよの娘を側室とし、この三人によつて九人の子女をあげた。

忠政の長男重政しげまさ（大膳だいぜん）は病弱のため元和四年（一六一八）、二六歳で香々美庄真経村かがみのしょうさねつね（鏡野町）で没し、久米郡誕生寺に葬つた。世子忠広も父に先だつて没した。長女は池田長幸（池田輝政の弟、初め備中松山のち因幡鳥取藩主）の妻となったが早世したので、四女がその後妻

となった。二女は関成次（民部、忠政の姉の子）の妻となつて二代藩主長継を生み、三女は家臣森正信（左近）に嫁いだ。また、五女は池田忠継（備前岡山藩主）に嫁いだ。忠継は輝政の嫡男で、その母が家康の娘であるため、幼時から家康に愛せられ、この縁組みも家康の意によつたものであつた。『駿府記』によると、家康はこの縁故によつて、慶長一八年（一六一三）の池田輝政の死後と、元和元年の忠継の死後の再度にわたつて、忠政に備前藩政の後見を申しつけた。のちこの五女は鳥居忠恒（出羽山形藩主）に再嫁した。また六女は本多忠義（陸奥白河―福島県―藩主）の妻となつた。

忠政は世子忠広の没後、外孫関兵助を養つて嗣子とし、森内記と名乗らせた。これが二代藩主長継である。

森氏の家紋

〔鶴丸紋―森鶴〕 鶴を延命長寿の瑞鳥とするところからきた瑞祥紋で、森家では歴代これを使用した。（本章扉の写真参照）

〔桐 紋―五三の桐〕 桐紋は菊花紋とともに皇室に用いられた紋章で、秀吉が豊臣の姓とともに皇室から賜つたものである。忠政は天正十五年（一五八七）に秀吉か

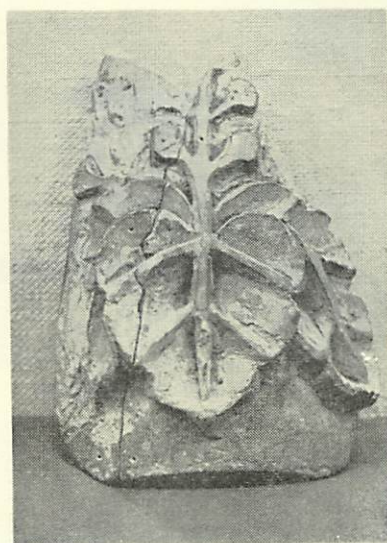


図67 桐紋の瓦  
（津山城太鼓櫓跡から大正15年に出土）

ら豊臣姓とともにこれを分賜された。当時は最も光榮あるものとして諸將の羨望の的であつた。

〔十字紋〕 森氏はこの外に十字紋を用いた。兼山町史によると、これは天正一〇年に織田信長が甲斐（山梨県）を平定した時、織田信忠が森長可の殊勲を賞して授けた



図68 十字紋のある合札  
（津山市妙願寺蔵）



名譽の紋であるという。当時この紋の使用を許されていた城下の妙願寺に現存する合札には⊕と⊕の二種の焼印がある。

〔根笹の紋〕 清和源氏の紋として、森氏でもこれを用いたと伝えられる。

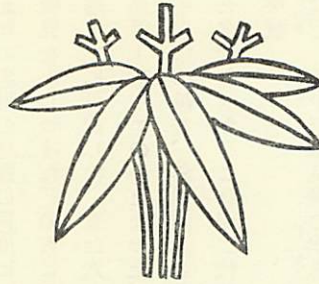


図69 根笹の紋図

二、落森の中期

長継の時代

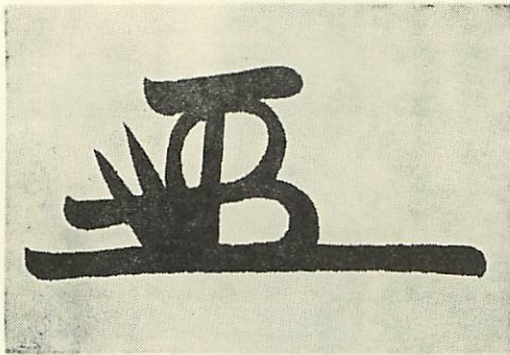
忠政の後嗣長継は、関成政（民部）を父とし、忠政の二女お郷を母として慶

長一五年（一一六一〇）に津山城で生まれた。幼名は兵助、寛永一一年（一一六三四）に忠政の世嗣となった時に森内記長継と改めた。のち落主となってからも終生この名で通

した。これは当時としては異例であった。寛永一一年八月、二五歳で忠政の跡を相続し、京都二条城で將軍家光に謁して、公認の判物を賜わった。この時長継に従って將軍のお目見えを受けたのは、関成次・森可春・大塚三俊（主膳）・各務正利（主水）および森正信の五人であった。このように落主が新任の時に、陪従して將軍に謁見を許されるのは、落主の補佐を將軍から公認されるわけ

で、家臣として最高級の重責であった。

図70 森 長継花押



その後長継は寛永一七年、従四位下に叙し、侍従に任ぜられたので、美作侍従と呼ばれた。

受封の年九月長継は法度書一五条を定め、大塚・森の両家老

に執行を命じた。

諸 法 度

一、軍法の儀、中將様（忠政）御定め成し置かれし通り  
の如くたるべき事。

一、御公儀（幕府）御奉行衆御通りの刻、その所の百  
姓諸事疎略いたさず候様、堅く申し付け候事。

一、所務の儀、計り出しの上、定めの外納め取るまじく  
候。給人ども万非分これ有るにおいては、その所の  
百姓郡々奉行どもへ、急度申し届くべき旨、在々へ堅  
く申し渡すべき事。

一、侍ども他国へ断り無く参り候段堅く法度に候。叶わ  
ざる用所これ有るにおいては、その組頭へ申し届け参  
るべく候。むざと参り候段、堅く停止に候。所務の時  
分は組頭へ断りの上罷出づべき事。

一、鉄砲法度の場所にて諸鳥を取るまじく候。横目を出  
し候。その意を得べき事。

一、家中鷹つかい候儀、免の外堅く停止たるべき事。

一、国中当時上下によらず半人、請人これ無きに抱え置  
くまじく候。侍屋敷の内同前たるべき事。

一、家中若党已下町人、侍中へ慮外致し候者これ有らば

急度申付くべき事。

一、家中侍、その組々を昼夜の咄振廻長酒寄り合いを  
致し、人の噂申し出入出来候わば、その所の宿主同座  
の者、曲事たるべき事。

一、江戸留守居侍ども、不届の儀仕出す者これ有るにお  
いては、その科に随ひ申し付くべき事。

一、国中科人これ有り候わば、穿鑿を遂げ、成敗なし、  
あるいは半舍申し付くべき事。

一、家中侍ども、町人、取やり諸勝負堅く法度に候。国  
中在々同前たるべき事。

一、家中侍ども、召し仕いの若党以下その科これ有り成  
敗を致し候わば、家老の者どもへ申し届け、その意に  
随うべき事。

一、江戸留守定番申し付け候侍ども、火の用心萬堅く相  
勤むべし。横目まで申し付け候間、油断（以下脱か）。

一、国中竹木むざと切り取るまじく候。但し繕作事致  
し候わば、郡奉行へ切手を出し、その上をもつて取締  
うべき事。

右十五か条の通り、相背く者これ有るにおいては急度  
越度申し付くべき旨、兩人より組頭諸奉行どもへ、銘々

に申渡すべき者なり。

寛永十一年戊いぬ 九月廿四日(長継判)  
(一六三四)

大塚主膳殿  
森 采女殿

築城も町づくりも終わり、国内の体制も整って藩主の政策も領内に普及し、統一政権による強力な支配が始められた。

『美作略史』は『森記録』などによって、寛永十一年、すなわち長継が相続した年一二月に美作国中の人口を調べて、つぎの数を得たことを載せている。(各項とも全家族を含む)

士卒陪隸(士・足輕・又者) 一四、〇二〇人

神官僧侶 五六二人

修験しゆげん(山伏) 一二七人

農 一六七、三〇二人

商 一四、三四九人

計 一九六、三六〇人

幕藩制の浸透

大坂の役後、幕府は「武家諸法度」を定めて厳しく諸大名を取り締ったが、

のち各藩の重臣のうち一人の江戸常駐を命じ、また、大

名の妻子の江戸定住を義務づけて人質に擬した。さらに寛永一二年(一六三五)には諸大名の参勤交代の制を定め、一年毎に出府させることとした。これによって長継もこの年正月に津山を発して出府した。森氏の邸は芝の増上寺に近い竜の口たつぐちにあつて、ここにも多数の家臣が定住した。

このような江戸と国元との二重の生活や、毎年の往復に要する巨額の費用は、藩財政の大きな苦しみとなつた。しかし戦国以来培われてきた大名の領国割拠の風は年ごとに弱化し、幕府の中央集権の力は著しく強まった。また中央の文化はこれによって盛んに地方に波及した。

正保二年(一六四五)、長継は幕府の命によって美作全域にわたつて地理を詳しく調べて国図を作成し、これとともに、さきに述べたように領国の古城としろ皆をも調べて、幕府に報告した。これはいうまでもなく、幕府の全国統制上絶好の重要資料となつた。

ついで寛文四年(一六六四)、長継は幕命に応じて、領内各郡村ごとの村高むらだかを調べて報告した。忠政入封当時の拝領高のほか、その後に関発した田畑は四万二、七〇

○石におよび、その後総計二二万九、二〇〇石となっていた。しかし幕府は拝領高を表高とし、元和・寛永、両度の例によって、つぎの判物を長継に授けて、領知確認の証とした。

「美作国拾八万六千五百石余目録別紙に在の事、元和二年（一六一六）五月廿六日・寛永十一年（一六三四）八月四日両先判の旨に任せ、之を宛行訖んぬ。全く領知有る可きの状べくだんの如し

寛文四年四月五日 判（家綱）

美作侍従どのへ

その領知各郡の郡名・村数、石高は、つぎのとおりである。〔森家御系図〕

郡名	村数	石高	現在の郡市名
英田郡	六四	一〇、〇三六五〇	英田郡
吉野郡	五八	一四、四〇〇一〇	英田郡・二郡は兵庫県佐用郡（自石井村および讃岐村のうち中山）
勝田郡 <small>（前郡北郡）</small>	一一二	四三、七九六七〇	津山市・勝田郡・英田郡
苦東郡 <small>（前郡北郡）</small>	一四	七、二七七八〇	久米郡
苦北郡	三二	九、七四一四〇	津山市
苦南郡	二三	七、六九八四〇	津山市・苦田郡
苦西郡	五一	一八、二一七八〇	津山市・苦田郡

計	久米郡 <small>（前郡北郡）</small>	大庭郡	真島郡	計	津山市・久米郡、一部は御津郡（旧福渡町）	真庭郡	真庭郡
五九二一八六、五〇〇〇	八七	四七	九五	五九二一八六、五〇〇〇	三九、四一五〇〇	一四、四九〇六〇	二一、四二五七〇

出役と預かり

長継の代にも、幕府の命令で各所の普請に駆り出された。寛永一三年（一六

三六）には、前田（加賀―石川県）・細川（肥後―熊本県）・鍋島（肥前―佐賀県・長崎県）・池田（備前―岡山県）・蜂須賀（阿波―徳島県）・生駒（讃岐―香川県）などの諸大名とともに江戸城外郭の普請手伝いを申し付けられ、長継は市が谷口を受持ち、大勢の士卒を働かせた。

寛永二〇年、朝鮮の使が来国した時、森藩は幕府から用馬の提供を申し付けられ、本馬三頭に予備の馬三頭を添え、侍三人、別当三人が三河の吉田（愛知県豊橋市）まで出役した。

万治元年（一六五八）、江戸城の本丸・二の丸および山里丸の石垣すべて三〇〇間の普請を命ぜられ、六〇余人の家臣が出役した。

たびたびの出役に要する経費の負担は、藩財政の困難

を招き、その結果としては、領民の困窮を増す一因ともなった。

寛永一七年、讃岐高松藩にお家騒動が起こり、幕府は藩主生駒高俊が自ら藩内を治め得なかつた罪をとがめて、出羽の小藩に移し、家老生駒左門の補佐の責任をせめて、津山に配流した。長継はこれを城内山下に幽閉したが、その後の左門については伝わっていない。

寛文五年（一六六五）、幕府は旗本高島長近（長門守）

の罪をせめて、その家禄を没収し、津山に配流した。長近は備中松山（高梁）藩主池田長幸の五男で、長継の妻池田氏の実弟にあたり、幕臣高島氏の養子となつて、その家を継いでいたのである。城内山下で二三年の幽囚生活を送り、元禄元年（一六八八）、許されて江戸に帰つた。このように長継は再三にわたつて、罪を得た大名・旗本・重臣を預かつたが、これもまた幕府が大名に申し付ける賦役の一つであつた。

島原の乱と 寛永一四年（一六三七）一〇月、肥前の津山藩 島原と天草で起こつた切支丹宗徒の一

揆は、領主に手強く抵抗してついに島原の乱となり、幕府が派遣した征討軍も容易に鎮定することができなかつた。

幕府はさらに西国の諸大名に出兵を命じたが、当時江戸にあつた長継も、幕府の内意を受けて帰城し、出兵の準備を整え、この時二隻の軍船をも用意した。『先代実録』はこれについて「家中出陣用意頻にて、小身なる親懸りの子供にも一兩人は小荷駄馬を求め、御出陣におめては御供すべしと人々嗜むなり。弥々加勢の御奉書も出で候はば、夜を日に継いで作州へ罷り戻り候様にて、侍二人を江戸に残さる。」と伝えている。翌一五年二月、乱は鎮定して出陣には至らなかつた。

幕府は、島原藩主松倉勝家が一揆の起こるのを防ぎ得なかつたことと、平素から暴政を重ねて一般領民の支持を失つていた罪をとがめ、これを捕えて長継に預けた。長継は豊前小倉藩主小笠原氏の手から勝家を受取り、内山下の侍屋敷に幽閉した。間もなく幕命によって勝家は江戸の津山藩芝屋敷に送られたが、道中は侍五人と多数の歩行・雑賀・足軽で守つた。その年七月、勝家は幕府の検使立会いの上で従士一人とともに、自刃させられた。

### 長継と社寺

長継のころには、盛んに社寺など造られる傾向であつたが、特にこの地方では著しく、現在で

- (1) 仏教寺三重塔婆（久米南町）  
寛永一四年（一六三七）、長  
継の再建。
- (2) 仏教寺本堂（同町）正保二年  
（一六四五）、長継の再建。

も優れた文化財として遺っているものが少なくない。市内と近郊での主要なものをあげると、次のとおりである。この中には、藩主自らの発意によったものと、必要を認めて協力援助したものが多く、その他に社寺の独自の力で営んだものもあった。

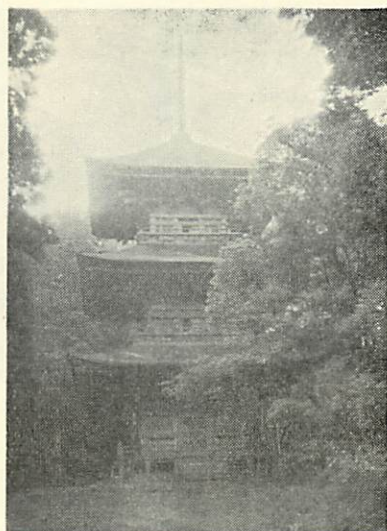


図71 本山寺の三重の塔  
（久米郡柵原町）

- (3) 妙法寺本堂

（市内西寺町）

承応元年（一

六五二）、一

二間四方の最

も広壮精巧な

大伽藍で、日

蓮宗徒による

再建である。

- (4) 本山寺三重塔

婆（柵原町）

明暦元年（一

六五五）、長

継が建立した。

- (5) 宗永寺仏殿（市内小田中）

同二年長継が創建した。（現



図73 明暦3年  
総社棟札  
（津山市総社）



図72 国指定重要文化財 総社本殿（津山市総社）

在旧形変更)

- (6)美作総社本殿(市内総社) 明暦三年、長継が大修理を行った。(永禄三年—一五六〇—毛利元就が建立)
- (7)高野神社本殿(市内二宮) 寛文三年(一六六三)、長継が再建整備した。

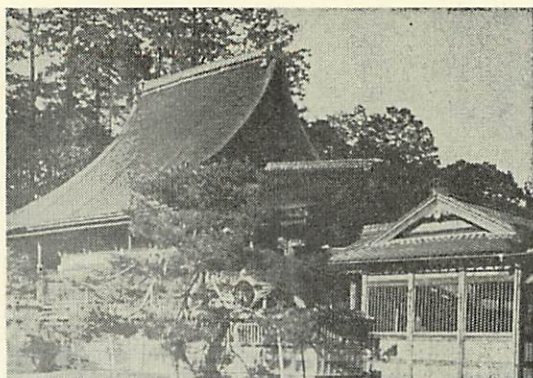


図74 高野神社本殿 (津山市二宮)

- (8)徳守神社本殿(市内宮脇町) 寛文四年、長継が再建整備した。

- (9)塚角神社本殿 (柵原町) 寛

文六年、長継が改築した。

- (10)千年寺仏殿 (市内下田邑) 寛

文八年、長継が創建した。

(現在なし)

- (11)鶴山八幡宮社殿(市内山北)

寛文一〇年

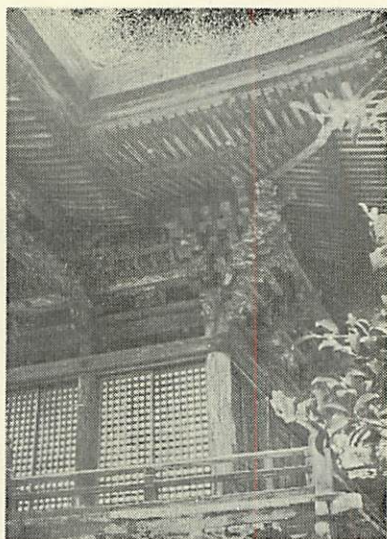


図75 鶴山八幡神社本殿 (津山市山北八子)

長継が再建整備した。

- (12)本山寺徳川將軍家靈廟 (市内一宮) 延宝元年(一、六七三)、長継が創建した。

- (13)本光寺仏殿(市内一宮) 延宝元年、長継が創建した。(のち一部変形)

その他長継時代の前後に建立されたものについて付記すると、慶長・元和間の造営としては、本源寺仏殿(市内小田中)・愛染寺山門(市内西寺町)があり、本経寺本堂(久米郡柵原町)は元和四年(一六一八)の造営で、ともに優秀な建築である。

なお森藩後期のものでは、安国寺経蔵（市内小田中）は元禄四年（一六九一）、本源寺森家靈廟は同六年、ともに森氏の建造である。

森藩では、このように社寺について多くの新営や再建を行ったが、これは、どこまでも藩がその必要を認めたものだけで、そのほか一般に対しては、新たに社寺を建立することは厳しく禁止した。

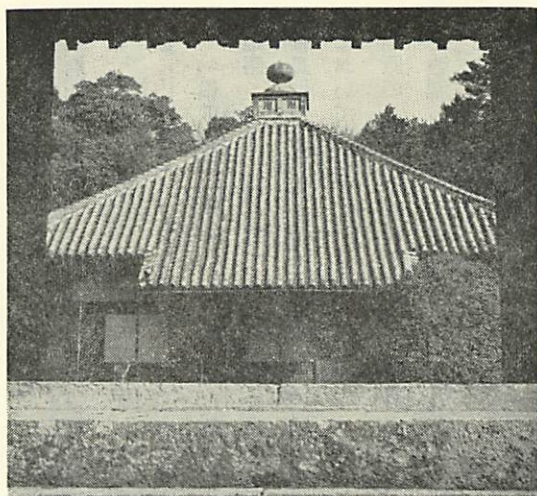


図76 安国寺経蔵（本堂）（津山市小田中）



図77 森家靈廟（津山市本源寺）

幕府は寛文五年七月、神社寺院について「諸社法度」および「諸宗寺院法度」を定めて、その基本方針を明らかにした。森藩でもこれに従って社寺の支配に当たった。

当時、神社神職は「神祇管領」と公称する京都の吉田家の支配、諸宗の寺院僧侶はすべてそれぞれの本山の支配のもとにおかれた。祭祀法要など

の宗教活動にはあえて干渉せず、ただ恒例に従うことを義務づけて新儀は堅く停止した。そして神職僧尼を拘束する実権は藩が強く掌握し、寺社奉行をもって担当させた。なお、有力な寺院には、地元の幾多の寺院を末寺として支配させ、その秩序を厳しく守らせた。

幕府は切支丹宗の禁制に寺院の力を利用し、森藩でもこの政策に従ったことは、つぎに述べるとおりである。



切支丹と 天文二八年(一五四九)にわが国に伝来  
不受不施 した切支丹宗(キリスト教)は、次第

に国内に広まり、天正年間(一五七三—)宇喜多氏の頃には、備前・美作にも多数の信者ができた。その後、秀吉・家康によって禁止されたが実際には根絶に至らず、元和元年(一六一五)と同六年には宣教師が美作に入国した事実があり、その後寛永六年(一六二九)に布教に來た宣教師サントーは美作の首都津山の近郊に十字架の墓があるのを目撃したと伝えている。

明曆四年(万治元・一六五八)「吉利支丹出申国所々之覚」(「美作禁教史」引用)によると、「美作国津山多数内、侍二人。」とあって、これを隣国に比べるのと、「備前岡山 中比内、侍二人。備中五—三人。播磨姫路 中比内、侍一人。加里屋(赤穂)二—三人。因幡鳥取八—九人 内、侍二—三人。」とあって、その数において津山を第一としている。

島原の乱後、幕府は切支丹宗の嚴禁を令し、信者に改宗を強制し、土農工商ことごとくに旦那寺を定めさせ、寺院に「宗門改」を行わせた。そして改宗に応じないものは、捕えて切支丹籠と呼ぶ牢獄に収容した。

このように寺院に宗門改に当らせるとともに、町や村の役人や五人組にもその責任を持たせ、これを「宗門改帳」に記入させることとした。

貞享四年(一六八七)には、幕府が天和二年(一六八二)に公布した切支丹宗門禁制(第四章隠見参照)を制札場に掲げて宣教師や信者の告発を奨励した。また元禄二年(一六八九)の町法度においても

「切支丹宗門並に不受不施宗門は天下御制禁の儀、堅く申し触れ候といえども、猶もって油断無く穿鑿せしめ、少しにても鳥散なる者これあるにおいては、早々奉行所へこれを訴うべし。」と嚴命している。

また郷中法度においても「毎月吟味を致し、五人組連判の筆本を毎度大庄屋において見届くべきこと」を義務づけて、切支丹の絶滅を図った。

なおまた、切支丹信者として生涯を終った者の子孫や、中途で転向した転切支丹の子孫のうち、一定の枠に該当するものを「類族」と呼び、日常の生活にも絶えず監視の目を注いだ。

このような嚴しい統制によって、信者はほとんど無く



図78 きりしたんどうろう  
切支丹灯籠 (津山市山北八子)

なり、元禄一〇年の冬には切支丹籠の入籠者は僅かに女一人になったことが、町奉行の報告に見える。(本章134頁参照)

この後も藩の切支丹奉行(宗門奉行)のもとで、宗門改は寺院僧侶によるとともに、他面町や村の役人、五人組の手によって間断なく執り行われて、幕府の目的は達成された。

しかし、今から数年前まで市内山北八子の墓地に、碑の上部に手を加えて十字架になぞらえた切支丹灯籠と考えられる古い石碑があった。これが隠れ切支丹関係のものとすれば、この地方にも厳しい禁制のもとで、ひそか

に取締りの目を逃れ、信仰を堅持したものがあつたのかも知れない。

近世封建制の確立によって、諸社寺は幕藩の統制のもとで、それぞれの宗教活動を行った。ただ日蓮宗の一派不受不施派だけは、他宗門からの供養を受けず、他宗には一切施さないことを立て前とし、他教とは決して妥協を許さない堅い信仰をもち、これがためにはどのような権勢をも恐れず、迫害にも屈しない強さをもっていた。これについては、各地でもしばしば紛争があつたが、幕府はその教義を統一方針に違背するものとして、布教をさし止めた。その禁令は寛文(一六六一)年間に至つていよいよ強化されたので、森藩でも寛文五年領内の所属寺院に対して転向を強制した。

当時城下の妙法・妙勝・本行・顕性の諸寺はともにこの派に属し、さきに津山築城のはじめに、妙法寺が忠政の寄進した寺領を固辞したのもこの教義のためであった。寛文の禁令に際して、妙法・妙勝の両寺はこれに応じて転向した。しかし本行・顕性の二寺は、その信仰を固守して依然としてこれに抗したため、藩はその仏殿を破却し、住僧を国外に追放した。特に顕性寺の僧日流は、幕府の

強いとがめを受けて肥後(熊本県)の人吉に配流されて、  
 のちその地で没した。松平氏の代になって享保元年(一  
 七二六)この両寺はともにその教義を改め、許されて再  
 興したが、顕性寺はこれより後衰微し、わずかに寺名だ  
 けを残していたが、明治五年(一八七二)に廢絶した。

森氏はなお強い態度でその信者に臨み、寛文九年七

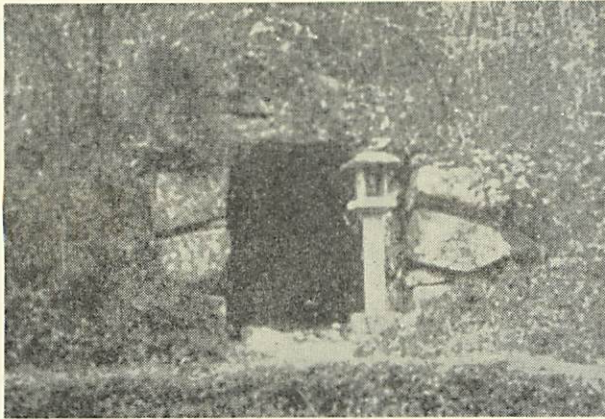


図79 比 丘 に 塚 (津山市福田)

月、津山西今町の信者次郎右衛門は迫害に耐えかねて自  
 殺し、またこれと前後して捕えられた日久は、兼田河原  
 で刑死した。

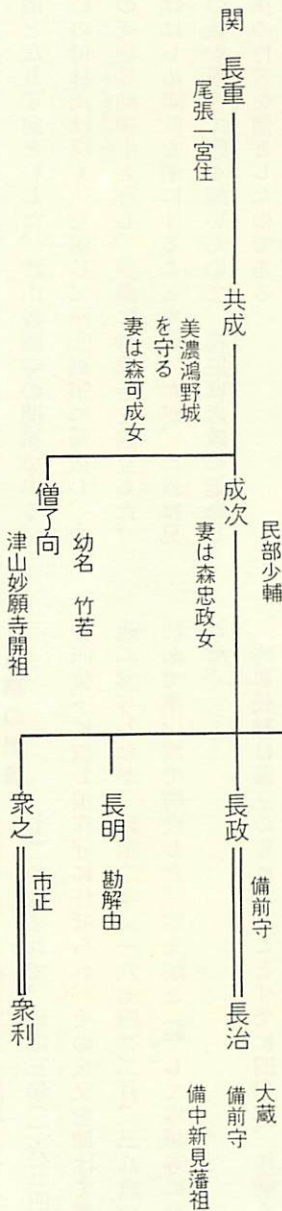
このころ備前藩主池田光政は儒教をもって治国の要道  
 とし、これに背く傾向の強いこの不受不施派に対しては  
 最も強く弾圧し、転向に応じない僧や信徒には、厳しい  
 刑罰を加えた。

寛文九年の春、その弾圧に耐えかねた磐梨郡佐伯村(和  
 気郡佐伯町)本久寺の青年僧日勢と、赤坂郡竹枝村(御  
 津郡建部町)の四人の女性信者は、美作に逃れたが、こ  
 こにも彼等の信仰をいれる安住の地はなく、二月の初め  
 佐良山の福田村(市内)の古墳を探して潜入し、題目一  
 途に断食の数十日を送った末、日勢は近くの小川に入水  
 し、他の四人もついにみなここで命を落した。いまもこ  
 の洞窟は、法華塚あるいは比丘尼塚とも呼ばれて当年の  
 殉教を伝えている。

### 支藩の関氏

この頃諸藩では、藩の基礎が定まると  
 ともに、嗣子以外の男子に一家を創立  
 させ、所領のうちから分知を与え、幕府に請うて大名の  
 列に加えることが行われた。

関氏略系



(美作略史による)

長継もこのような例にならって、承応元年(一六五二)一二月その実弟関長政(初め但馬守のち備前守)に、美作のうち一万八、七〇〇石を分け与え、幕府に請うて大名に取り立てた。この時長政は、細野友祐(市郎右衛門・禄一、〇〇〇石、ただし半ば森家より支出)・大橋重次(忠兵衛・禄五〇〇石)を家老とした。長政の邸宅は城内松の段の南、馬場下(現津山科学教育博物館の地)にあ

り、また江戸屋敷は芝、増上寺の南海岸沿いにあった。関氏は本姓藤原、鎌足の子孫である鎮守府將軍秀郷の遠孫といわれる関十郎右衛門長重が、尾張一宮に住み、織田信長に仕えた。その子共成は美濃の鴻野城を守り、森可成の女(忠政の姉)を妻とした。共成は長可に属して天正一二年(一五八四)、尾張長久手で戦死した。そこでその寡姉は二子とともに忠政に養われ、これに従って

美作に入国した。その長子は成次(九郎二郎、民部)で、忠政の二女をめぐって四男五女を生んだ。次は竹若、長じて僧となり了向と称した。津山妙願寺の開祖である。

忠政の母林氏は深く仏を信じて浄土真宗に帰依し、夫可成の死後妙向禅尼みょうこうぜんにと称し、美濃に妙願寺を創立した。禅尼ははじめ忠政を僧にすることを願ったが、忠政は兄長可の後を承けて家を続いたので、禅尼は忠政に遺命して外孫の竹若を僧としたのである。

成次の長子は、すなわち長継ながつぐで、忠政の後を受けて二代藩主となり、次子長政(備前守)は成次の嗣子として関氏を相続した。三子長明(勘解由かかげゆ)と四子衆之(市正いちのまさ)は、ともに森氏の重臣に列し、娘は森正方(所左衛門)の妻となった。長明は城北黒澤山のふもとと山方に別邸を営んだ。長明のあとは、子大学・孫成房(源次郎)と続いた。

支藩関家を興した長政は、幼い時から長継の信頼を受け、長継の初年にはまだ世子が無かったので、代って江戸に滞在して幕府に対する人質に擬せられ、後に四代長成ながなりの初世にはその後見にあげられた。長政には実子が無かったので、長継の第一子長治(大蔵)を養って嗣子とした。すなわち後の備中新見藩祖である。また衆之も長

継の第二子衆利(式部)を養子として家を相続させた。

### 長継の隠居

長継の長子忠継は寛永一四年(一六三七)の生まれで、承応三年(一六五四)

従四位下に叙し美作守に任ぜられ、その後父を助けて藩政に参与したが、延宝二年(一六七四)二月、三八歳の壮齡で津山城で病没した。靈光院と諡おくりなして本源寺に葬った。

時に長継は藩主の座にあることすでに四〇年、年齢も六五歳になったので、退隱を決意したが、まだ実現しないうちにこの不幸に遭い、三子の長義ながよし(後に長武ながたけ)に封を譲り、二万石の隠居料(苦東郡六村、真島郡一四村、大庭郡一六村、苦南郡五村合せて四一村の内)を領した。そして江戸の大崎に六、二〇〇坪の屋敷を営んでこ

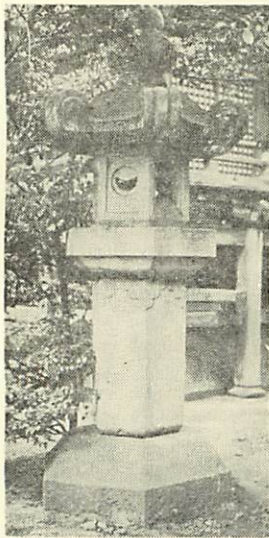


図80 森 忠継寄進の石灯籠  
(津山市徳守神社)

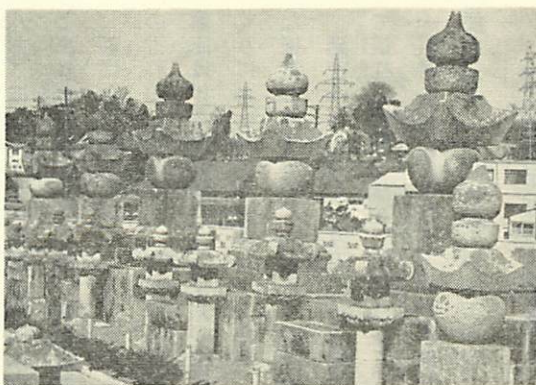


図81 森 長継一門の供養石塔 (津山市小田中宗永寺)

こに移った。退隱後二四年を経た元禄一一年(一六九八)に没したことは後に述べる。

長継は池田長幸(ながゆき)の娘(母は忠政の女)を妻に迎えて三男二女を挙げ、ほかにも九男一一女があつて、都合一二男一三女(内五男五女は早世)の子福者であつた。

三男長武は封をついで藩主となり、五男長俊は別に家を興し、九男長治は支藩関氏を相続し、一〇男長基は長

武の養子、一一

男長直(ながなお)はのち赤

穂藩の藩祖とな

つた。一二男衆(あつ)

利は叔父関衆之

の養子となり、

ついで長成没後

の嗣子に挙げら

れた。

八人の娘は、

松平吉品(えらげん)(越前

福井藩主)・松

平康矩・鳥居忠

常(しなのたかとお)(信濃高遠―長野県―藩主)・一条冬経(右大臣・公)家高官への縁組は特に異例)・森三隆(家老)・毛利元次(周防徳山―山口県―藩主)・保科正賢(上総飯野―千葉県―藩主)・松平信政(上野日野―群馬県―藩主)に嫁いだ。

### 三、森藩の後期

#### 長武の時代

長継の嗣子忠継(ただつぐ)が没した時、その長子長成(万右衛門)はまだ三歳の幼童に

過ぎなかつたので、長成が成人の暁は、これを藩主にあげる含みをもって、長継の第三子長義を藩主の座に進めた。長義は後天和三年(一六八三)、長武と改名したので、本書では以下長武として記述する。

長武は正保二年(一六四五)の生まれで、母は忠継と同じく長継の正妻池田氏である。万治二年(一六五九)、従五位下に叙し伯耆守に任ぜられ、延宝二年(一六七四)四月、年三〇で藩主となり、同年五月將軍家綱に謁し、重臣森三隆・長尾共一・神尾正勝・百々一信が陪従した。ついで長武は一二月従四位下に進んだ。その後貞享三年(一六

八六)に至る一四年間藩政に当たったが、その間執権としてこれを補佐したのは、神尾正勝(蔵人)であった。前代の政策による多大な出費のあとを受け、また時代の推移の結果として、藩の経済は膨脹の一途をたどり、藩庫は年ごとに窮乏し、長武の一代は全く目の前のやりくりで終止せざるを得なかったが、この時に行われた主な施策を挙げると、次のようである。

延宝四年一〇月、幕府の許可を受け、富商を札元として銀札(紙幣・藩札)を発行して、領内に通用させた、一貫目・五百目・百目以下の数種にわたった。貨幣流通の便を図ることが表面の目的であったが、実は藩財政の窮乏に対する彌縫策でもあった。

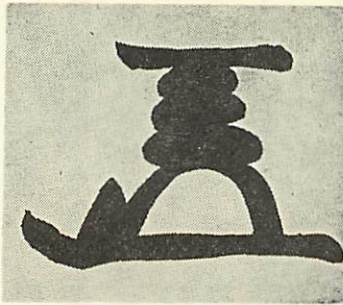


図82 森 長武花押

そのため物価騰貴をきたし、庶民生活の苦しみを増した。

同七年、城下東西に大番所を置き、番兵を常

駐させて城下の治安維持に当たらせた。のち天和二年(一六八二)、その傍に制札場を造って幕藩の制令を告示した。

延宝七年、楮苗を領内各村に頒布して、家ごとにこれを植栽させた。

同年から翌年にわたって、城南一方村で佐良川の水路を改修して津山川に直流させた。

同八年、城西菅繩手の出雲街道(二宮通)の両側に松並木を造った。城東の林田、城北御北の松並木もまた当時の造成と伝えられる。

天和元年、苦西郡羽出村(いま奥津町)の山中で銀鉞を採掘させた。この山中からはすでに文禄(一五九二)以前銀の採掘があつて、羽出銀と呼ばれ、武具の裝飾用として珍重された。長武はその採掘を命じたが成功に至らなかった。

天和三年、長武の発願によって、千代稻荷社(宮川新宮)を城北から城郭の東麓に遷座して城の守護神とした。

長武は藩庫の窮乏を救うという名分のもとに、家臣の知行と扶持の削減を断行した。すなわち侍の知行と社寺領は四分の一を没収し、扶持はその十分の一を削減した

ので、これに対する反発は激しく、ついには藩主に対する強い不信となった。

また貞享元年、領内の村々に対して、貢租の増収を目指して地改めを行って、田畑屋敷まで竿さそを入れて高を増し、従来免租の荒蕪地ころもぢの新開にまで年貢を申し付けた。

この頃美作の国内には、たびたび天災があった。これより先延宝元年と翌二年にわたって夏洪水があり、二年八月には暴風雨があって被害が大きく、同三年秋は凶作に苦しんだ。貞享二年六月には大旱があり、秋は減収となった。

長武は性格がすこぶる強気で、一族や重臣の言を聴かないことも多く、そのため和を欠くことも少なくなかった。その上当時側近に補佐の人材がなく、長武は江戸で部屋住の時に召抱えた横山刑部左衛門頼次ぎょうざんもんよりやくという侍を国元につれ帰って城内に居らせ、用人に登用して内外の政務に参与させたので、その権勢は時の執権をもしのぐに至った。藩内では彼を奸倅かんねいの侍として排斥の声も起こるに至った。『美作略史』の「大塚左門、三村伊織、長義（長武の前名）を切諫せつかんし、納れられず、遂に禄を棄すてて

去るの条」につきの記がある。

「長義嘗て江戸に在り、横山刑部左衛門をもって近侍となす。その家を継ぐに及んで、刑部左衛門の資格を進め枢要を委任す。長義すなわち之と謀り、己が叙任の昇進を希ひ、数々閣老を其邸に請待し、賄賂百万国用きゅうかつ窮竭す。（中略）延宝三年五月国に就き騎馬・放鷹・漁獵等奢侈至らざるなし。士民怨嗟す。重臣大塚左門ぎよりよう（禄二千五百石）・三村伊織（禄千石）しばしば諫争すれども聴かず、二人遂に辞し去る。」

同書はまた「貞享二年正月十一日津山城怪有り」の条には次のように記している。

「津山近郊怪異多し。この日城中煙起こる。宛然失火の如し。士庶駭走す、しばらくして滅す。二月二十二日夜、空中光あり、日の如し。ここにおいて蜚言あり、国政苛察かざつ士庶怨讟、且横山等長成君を呪咀す、ここをもつて天この咎とが徴しるしを見わすという。」

まことに信じ難い奇怪な話ではあるが、長武の政治と側近の刑部左衛門の言動に対する家臣や領内諸民の強い反発がよくわかる。

これより先、貞享元年九月、長武は將軍綱吉から領知



の判物はんちつを受けた。その目録は次の通りである。

目 録

美 作 国

英多郡一圓

六拾四箇村

高尓万三十六石五斗

吉野郡一圓

五拾八箇村

高尓万四千四百石尓斗

苦東郡一圓

拾四箇村

高七千貳百七拾七石八斗

苦北郡一圓

參拾貳箇村

高九千七百四拾尓石四斗

苦南郡一圓

貳拾貳箇村

高七千六百九拾八石四斗

苦西郡一圓

五拾尓箇村

高尓万八千貳百拾七石八斗

久米郡一圓

八拾七箇村

高參万九千四百拾五石

大庭郡一圓

四拾七箇村

高尓万四千四百九拾石六斗

真嶋郡一圓

九十五箇村

高貳万四千四百貳拾五石七斗

勝田郡之内

百貳拾尓箇村

河辺村	国分寺村	日上村	瓜生原村
吉田村	新田村	福力村	金井村
倉見村	池原村	黒坂村	末村
為本村	馬伏村	安井村	堂尾村
奥大谷村	畑屋村	勝間田村	岡村
上相村	下香山村	北山村	原村
中尾村	黒土村	吉田村	小矢田村
明見村	中山村	下大谷村	官山村
上間村	百々村	羽仁村	周佐村
連尺村	書副村	松尾村	長内村
青木村	則平村	殿所村	北坂村
入田村	湯郷村	位田村	金屎村
稻穂村	塩気村	行延村	下谷村
柵原村	惣田村	藤田村	吉富村
岩見田村	阿曾村	下山村	鳥淵村
城田村	休石村	木知ヶ原村	中河内村
青野村	王子村	飯岡村	高下村
河面村	近長村	榎村	福井村
田熊村	植月中村	下野田村	上野田村
勝賀茂村	新野西村	勝賀茂西村	堀坂村

第三章 森氏と藩政

新野山方村	妙原村	津川原村	広戸村
新野東村	近藤村	是宗村	北野村
宮内村	上町川村	沢村	成松村
広岡村	久常村	荒内村	下町川村
植月北村	川原村	中嶋村	石生村
植月東村	平村	田井村	広野村
豊久田村	上香山村	矢田村	小畑村
大町村	真加部村	余野村	柿村
西原村	行方村	久賀村	関本村
高圓村	梶並西谷村	梶並東谷村	梶並中谷村
馬桑村			

都合拾八万六千五百石  
 高合四万三千七百九拾六石七斗

右今度被差上 郡村之帳面相改及

上聞所被成下 御判也 此儀兩人奉行

依被仰付執達如件

本田淡路守

貞享元年九月二十一日

忠富 花押

牧野因幡守

富成 花押

森 伯耆守殿

(津山科学教育博物館歴史館蔵)

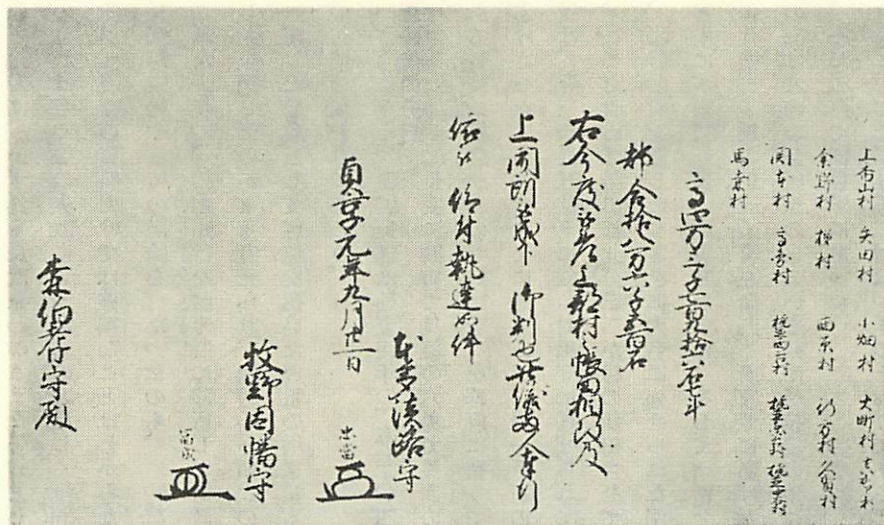


図83 貞享元年の領知状 (津山科学教育博物館歴史館蔵)

長武が領地の判物を受けてから二年後の貞享三年五月、後嗣に予定されている長成がすでに成人したことを理由に、長継は長武に退隱を勧め、藩主の座を長成に譲らせた。そして長武には隠居料として二万石の分知ぶんちを付けた。但し実際には給地を定めず、この石高の収入に相当する現米を藩庫から支出させたのである。

この頃の長武の手もとははなはだ窮乏して、商人に対する未済も年々その額を増し、大名の威信に関する事態にもたち至っており、幕府内部からも長武に対して強く反省を促したともいわれる。また前掲の『美作略史』そ



図84 森 長武の江戸屋敷  
(元禄2年江戸地図・目黒)

他の諸書は、いずれも長武をわがままな暴君とし、藩政の乱れは全く彼の失政によったものと激しく批判しているが、現存の資料だけでは確実なことはわからない。

長武が食禄や扶持の削除を行なったのも、当時諸藩でなされたように、給地知行を蔵米制に移行して財政立て直しを企図したのかとも考えられ、農村から領民の生活を無視した暴政として怨嗟を招いた貢租の増徴策も、藩政の苦悶くもんの現われであろう。

#### 森長俊の分封

隠居長継は延宝四年(一六七六)四月、長武に勧め、長継の六男で長武の実弟

である長俊ながと(松之助、のち対馬守)を幕府に請うて大名にあげさせた。長俊はすでに延宝二年、禄一万石の分知を受け、翌三年従五位下に叙し対馬守に任ぜられていたが、ここで改めて勝田郡北分三二か村の新田合せて一万五、〇〇〇石を領した。さきに大名に列せられた関長政とともに、宗家森氏の両翼となった。そして可児正盛かにか(藤兵衛)・橋本正辰はしもと(喜左衛門)を家老にあげた。長俊の邸は城内の薬研濠やげんぼりの東(いま鶴山球技場の地)にあり、また江戸では目黒めぐろにあった。

さきにのべた勝北三二村はつぎのとおりである。

植月中 上野田 勝加茂西 新野西 勝加茂

東 新野山方 広戸 新野東 是宗 北野

宮内 上町川 沢 広岡 久常 荒内

下町川 植月北 川原 中島 石生 植月

東 田井 美野 豊久田 上香山 矢田

大町 真加部 柿 西原 行方

この長俊については、『土芥冠讐記』(後項参照)は、「善将」としてつぎのように称えている。

長俊生得寛淳ニシテ、行迹道ヲ守リ、孝敬ヲ宗トシ、家民ヲ愛憐シ、悪事ナシ。

長俊はのちに宗家除封の時、播磨三日月(兵庫県三日月町)に移封し、その藩祖となった。

### 隠居後の長武

長武は壮齡で藩主の座を退いたことで心中平らかでなく、また関長政が長成

の後見として藩政に参画していることをにがしく思っていた。また長成は長武側近の横山刑部左衛門の振舞をきらったため、長成・長武の間にはなはだ陰悪になり、家臣の間にも長武に心を寄せるものもできて、徳川時代にあちこちで起きたようなお家騒動の素因はこの森藩にもぎざした。

長武の望むところは長成を退け、自派に有利な新藩主を擁立することと、自らは隠居料二万石を給知に替えて、大名に列せられることであつたと思われる。

はじめ長武は但馬豊岡(兵庫県)藩主京極高直の娘をめぐつたが、実子が無かつたので、隠居したあと、弟長基を迎えて養子として別一家を起こそうとした。

長基は長継の一〇男で主殿と称した。その生母の身分の低いことから厚遇されず、一旦家臣池村正武(勘兵衛)に養われたが、正武が森氏を退去したため、離れて森氏に復帰した。長武はこれをあわれみ天和三年(一六八三)、禄一、五〇〇石を授け、のちまた横山刑部左衛門の妹を妻とさせた。

この縁組みは長成の激しい怒りを招き、長成の代になると、長基は禄を捨てて、長継の隠居領垂水村(落合町)に退居していたのである。

そこで長武は江戸において、特に將軍綱吉側近の権臣柳沢吉保の歡心を求め、これによってその望みを果たそうと企てた。

しかし長武はその望の実現を見るに至らずして、元禄九年(一六九六)五月一八日、江戸目黒関口の屋敷で五二

歳をもって没した。円明院と諡して江戸上野寛永寺（天  
台宗）の円覚院（後に護国院と改む）に葬った。この長  
武の墓は明治維新後播磨の赤穂市花岳寺に移された。ま  
たその妻京極氏は落飾して円徳院と号し、その生家で終  
つた。

幕府は長武の生前の行為をとがめ、一家創立の願いを  
差し止め、隠居料は長成に返した。

長武の屋敷は、関口のほかに本所にもあったが、とも  
に幕府に没収された。なおこの時関口屋敷内に飼犬三六  
匹がいたといわれるのは、いかにも犬公方全盛の時代相  
が見える。

長武に仕えていた士卒は一部暇を取って退去したもの  
もあったが、多くは宗家長成のもとに帰参した。

前に述べたように、美作では長武を剛強の暴主として  
その不徳を強く批判するのが通説になっている。しかし  
長武にも天和三年、わざわざ美濃の可成寺に参拜して祖  
先発祥の昔をしのび、また貞享二年（一六八五）には、  
その住僧を津山に迎えて厚遇するなど、四代の間に他に  
見えない行いもあった。

元禄年間、幕府隠密の報告によつた『土芥冠讐記』は、

長武についてつぎのように別の見解を示している。

「長武、文武ヲ学バズ。勇強ヲ以、行跡トス。去ドモ  
悪義ハナシ。生得智有テ吝嗇也。隠居以後、万事ヲ  
能ク慎ミ、仕置順路也。家民哀憐ノ沙汰ナシ。」

長武の退隠後に養子となつた長基も、長武の事に座し  
て罪を問われ、宗家長成に預けられ、津山に送還して  
城内に幽閉された。宗家除封後は、長継・長直のもとに  
おかれ、江戸また赤穂と幽囚一二年を過ごし、宝永六年  
（一七〇九）赦され、翌七年赤穂で四一歳の生を終つた。

#### 長成の時代

長成は寛文一一年（一六七二）、忠継の  
長男として江戸で生まれた。母は小笠

原長次（豊前中津―大分県―藩主）の娘である。長成は  
幼名を万右衛門といい、天和三年（一六八三）、一三歳  
の時長成と名乗り、貞享三年（一六八六）五月、年一六で  
藩主となった。この時支藩関長政が後見となつた。この  
年七月、將軍綱吉に謁し、長尾勝明・森三隆・森正方・  
各務正直の四家老が陪従した。一二月、従四位下に叙し  
美作守に任ぜられた。同八年、侍従に進み、同一〇年六  
月の死亡まで、治世は僅かに一二年に過ぎなかったが、  
この期間中は中央では綱吉將軍の代で、いわゆる元禄文



図85 森 長成花押

がみなぎった。

長成は執権長尾勝明(隼人・禄四、〇〇〇石)の補佐によって、前代の弊政の改革と士風の刷新に努めた。勝明がその任に在ったのは、貞享三年二月から元禄四年(一六九一)一月までの六か年で、その間に種々の事績をあげた。

長成の襲封の年である貞享三年の二月一日に定めた「条々二五条」を、当時の藩政解明の資料として掲げよう。

化が花やかに

栄えた時であ

り、わが美作

でもこれまで

の武事全盛の

世相が一変し

て、士民共に

平和を楽し

み、社会に文

運興隆の機運

条々

一、天下制禁の趣、末々に到るまで堅く相守り違犯すべからざる事。

一、忠孝を励み上下和睦し、礼儀を乱るべからざる事。

一、文道武芸常々心に懸け、懈怠すべからざる事。

一、諸侍已か分限を量り、異様な風俗致すべからず。

酒宴遊興に長じ家業を忘るるは風俗を乱る謀なり。

常々相<sup>付</sup>□<sup>付</sup>□<sup>付</sup>。付、賭の諸勝負堅く停止の事。

一、訴訟これ有り組頭へ申し込み候わば、相組の内、物頭をもつて申し達すべき事。

一、諸侍用事これ有りて在郷へ罷り越し候節、百姓の費

これ無き様仕るべし。もし逗留し一宿に及ばば、先

達<sup>だ</sup>って組頭に相断るべし。子供三宿に及ぶは組頭へ断

るべし。隠居は制外の事。

一、諸侍他国へ罷り越し候事これを停止す。抛<sup>な</sup>無き用

事これ有らば、たとえ無足・隠居といえども組頭へ相

断るべし。惣領<sup>そうりょう</sup>また同然<sup>どうぜん</sup>の事。

一、善悪を論ぜず徒党を結ぶ族<sup>やから</sup>これ有るにおいては、役

人の面々穿鑿<sup>せんさく</sup>せしめ、罪の軽重に随<sup>したが</sup>いこれに処すべき

事。

一、近年撥部はちぶという事これ有る由相聞え候。一人の鬱憤うつげんをもつて人の力をかゝる事、卑狹ひきょうの至りなり。侍の法にこれ有るべからざる事。

一、喧嘩けんか両成敗りょうせいばいは勿論もちろんなり。もし仕済しすまし候て立退たちのりくにおいてはその座にこれ有るものとして討留うちとむべし。その節に臨のぞんで最負偏頗ひいきへんぱこれ有らばその罪本人に准ずべし。江戸に在りて留守中は、仕置・役人等穿鑿せんさくを遂げ品により此方へ相達し差図さずを請くべし。惣すべて喧嘩の節、定め置く役人の外その場へ馳はせ参まゐらざるべからず。但し兩隣りうりん・向三軒むかみせんの者は出合うべし。 付、諸侍召

仕い喧嘩の節、横目に相断り双方の死骸しかいは目付・徒目付相改あひめを成なし、その上にて死骸取除くべき事。

一、人を殺害し、または国法を背き、立退き候者これ有らば、仕置・組頭下知次第げち、定め置く道筋へ急ぎ追ひ懸け、或は擲取ちやくとり或は討留うちとむべき事。

一、召使めしつかいの者男女に依よらず成敗致し候わば、組頭へ相断るべき事。

一、家中出入の節、縁者親類知音わいん等若し荷担かたんせしむるににおいては、その科徒党とがに等しかるべき事。

一、追放者これ有る時、親子兄弟はこれを免ず。その外

見廻取持みまひの儀は停止の事。

一、本主構かまへこれ有るもの召し抱かかうべからず。若し知らずして召抱めしとえ、本主より相断る時は、早々暇遣いとまつかわすべき事。

一、親類の中不屈者これ有り勘当つかまり仕り候わば、兼て組頭へ相断るべし。彼の者悪事露頭の上相断ると雖も、証拠しやうこすべからざる事。

一、他国使者の節、私用に立寄るべからず。叶かなわざる儀これ有るにおいては、先達さきだて而組頭へ相断るべし。江戸に在りて組頭居合せざる時は用人に断り返答に任ずべき事。

一、縁組、養子、末子の他国奉公、娘の他国縁組、末子出家致すの儀は、組頭へ相断るべし。養子の儀は弟あるいは孫・甥せい・従兄弟いとこ・再従兄弟またいとこ、此等これらの内これ無き時はその妻の兄弟・甥せいの内にてこれを願うべし。右の品々これ無き時は組頭に相伺い、差図さずを請うべき事。

一、諸侍名を改め元服仕り候わば組頭へ相断るべし。半元服は勝手次第なり。 付、惣領名を改め隠居てい剃は改名の儀、これまた断るべき事。

一、倒れ者これ有る時はその近所両家出合ひ、早々横目

へ注進すべし。惣て倒れ者ためし切りの儀は停止の事。

一、今より以後諸侍百姓と縁組仕るべからず。

付、知行所百姓の出入り、百姓入れ替えの事、郡奉行裁許の上は給人一切差出ですべからず。または百姓他の者と喧嘩に及ぶとも給人は荷担せしむべからざる事。

一、火事の節相定めし役人の外一人も火元へ出づべからず。但し縁者親類は各別たり。召使の者どもまで、兼々これを申し付け、たとい火元見せに出すとも、脇より見候て早々帰るべき事。

一、城下火事の時、何方にても火事近辺の者早々懸け付け、火消役人来る時はその場相渡し、早速人々屋敷へ引取るべき事。

一、城中火事の節は、組頭・城代・用人・留守居・横目、その外火事役人ども早々懸け付けくべし。年寄分・年寄並の面々、年寄次席は冠木門・裏門近辺に相備え、城中より下知次第城内へ入るべし。付、諸侍面々は組頭屋敷へ相詰め罷在り、組頭下知に任すべき事。

一、大火に及ばば仕置より下知これ有るべく候間、誰により早速罷出で消し留め申すべき事。

右定め置かれし所の条々堅く相守るべきものなり。

貞享三年寅十二月十日

万右衛門(長成)御判

(「作州記」「先代実録」)

右の「条々二五条」と同時に、家中に「儉約定書」一五条を出して「近年家中士ども困窮の由聞き及び候につき、簡略の義申し出で候間、堅く相守るべし。もし費多く驕にて不勝手に罷成り、奉公の道怠り候義、不覚悟たるべく候」とし、武器・馬具、家来の員数、家屋・飲食・交際・衣服・祝儀など諸事質素に致すべく厳命した。

また同日、「江戸屋敷条々」二五条を定めて、江戸在勤者の士風刷新を図り、翌四年には「足米定」を立て、江戸詰などの加給を規定した。

元禄元年一月、前代に減額した社寺領と家臣の士禄を復旧して給知の折紙を交付した。

同三年五月、国内の寺院には本寺、末寺の定めが義務づけられていたにもかかわらず、なお本寺のない寺が多かったので、必ず本寺を定めさせて統制を厳にした。

同五年、伯耆道の百札(百谷峠)に茶店を置いて行路の難を救った。この峠は百谷(鏡野町)と養野(奥津町)の二村の間にあり、人家を離れた山中で、特に冬季



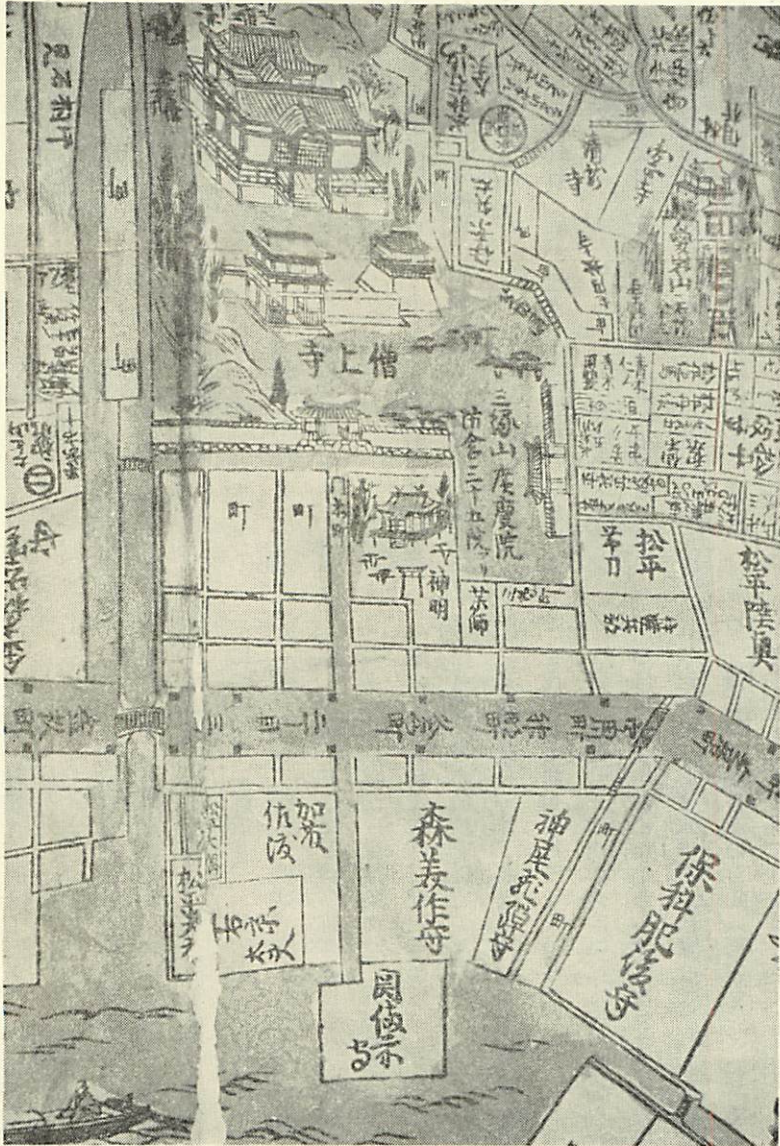


図86 森 長成・関 長政の江戸屋敷附近一元禄2年江戸地図一  
(津山郷土館蔵)

積雪による難がはなはだしかったので、藩は茶店に年米三石を給して旅客の休憩の場としたのである。作西の伯耆境の四十曲峠（真庭郡新庄村）・三坂峠（真庭郡久世町）に年米を給して茶店を開かせたのもこの頃である。なお、この頃は国内各地で道路の改修が行われて、交通の便を増した時代である。元禄八年、出雲街道三崎河原村（真庭郡久世町）の新道を通じ、また備前西大寺往還の小桁・金屋両村（現市内）の間の新道、伯耆往還の一宮（現市内）竜の口付近の新道の開通も、ともに元禄年間のことである。

また長成はさきに長武が廃止した播磨境の土居口、備前境の吉ヶ原口および福渡口、伯耆境を制する高田口および上齋原口、因幡境の馬桑口の六か所の番所を復旧して警備を厳にした。

元禄八年九月、長成は藩の烟硝庫を久米郡佐良村の山中に移転した。烟硝庫は、はじめ山北村八子の八幡宮の東（現在市立北小学校の地）にあったが、落雷などでの発火を恐れ、家臣梶川当秀（与一兵衛）・林直一（又兵衛）に命じ、佐良村の山中の古墳を改造して烟硝およそ二〇万斤を貯蔵した。ちなみにこの煙硝庫は後の松平家も使用



図87 佐良村山中の烟硝庫跡  
(津山市一方)

したが、その所在の佐良(皿)村が、元禄一四年に甲府徳川氏の領となったので、松平氏は領主と交渉し、村境を更えてこの地を一方村(松平藩)に入れた。

またこの頃になると、大庭郡の湯本(湯原)・苫西郡の奥津・勝田郡の湯郷などの温泉場が広く民衆の湯治に使用されるようになった。森家はこれよりさき、湯郷に藩主の入浴のための茶室を置いたが、長成は元禄元年八月、ここで湯治した。長成は同七年七月、奥津に入湯して留浴二〇日におよび、その後同一〇年二月、またここに入湯して病を治療した。

文 治

城西の苫西郡院庄は、鎌倉幕府に敗れた後醍醐天皇が、元弘二年（一三三二）三月、隠岐に遷幸の途次の行宮の地で、児島高德が桜を削って十字の詩を記したという、あの『太平記』に見える著名な史跡である。森藩当時はその館跡も非常に荒廃していたので、長尾勝明は長成に申し出て、これを修理し新道を開き、「院庄」と題した石碑を建ててこれを顕彰す

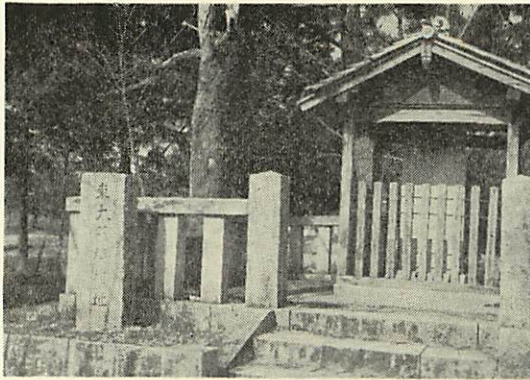


図88 院庄館東大門跡（津山市神戸）  
—正面は「院庄」の碑—

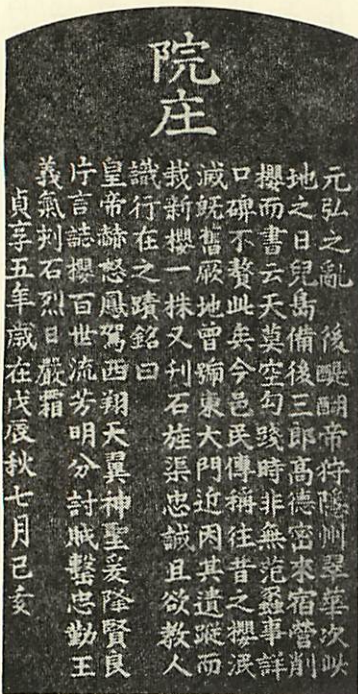


図89 「院庄」の碑面（津山市神戸）

るとともに、別に『院庄始末』正副二巻を遺して保存を後人に托した。（図99参照）これは貞享五年（一六八八、この年九月元禄と改元）のことで、あの徳川光圀が湊川に楠木正成の碑を建てたより四年前で、元弘・建武の史跡顕彰としては、全国に率先したものといわれ、後代に大きく影響し、一八二年后、明治二年（一八六九）の津山藩の作楽神社創建の機縁ともなった。

古来和歌の名勝としてうたわれた二宮高野神社の境内にある「宇那堤が森」が、中世以来の争乱のため荒れはてて、ただ椋の老樹一株だけが残っているのみを見て、碑を建ててその保存を図ったのも、この年六月であった。

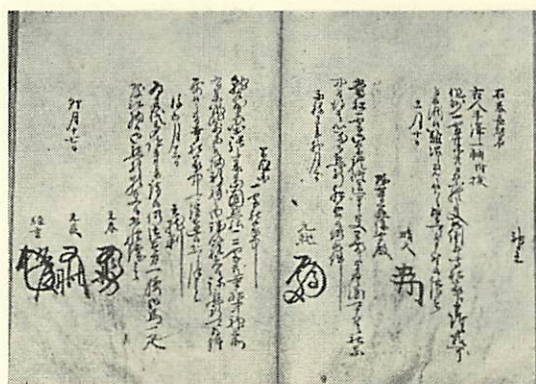


図91 作陽誌(写本) (津山郷土館蔵)

長い戦乱のため、古記の多くが散逸消亡し、由緒伝承も不明になろうとすることを嘆いて、勝明は藩主に申し出て『作陽誌』の編さんを始めた。京都から招

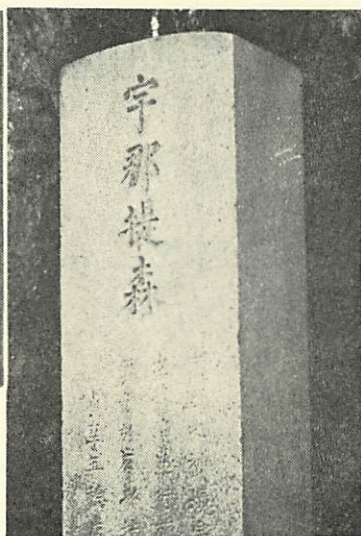


図90 宇那堤森の碑 (津山市二宮)

いた江村宗普(春軒)に西半国を、また国内の河越玄俊(かわごえ)に東半国を担当させ、あまねく国内の諸村、神社、寺院等に命じて資料旧記を提出させた。二人は各地を巡回踏査し、これを古史に徴して考証を重ね、各郡ごとに県邑(けんゆう)・山川・神社・寺院・古蹟に分けて編さんを進めた。元禄四年(一六九一)、宗普の担当した西六郡(苦南・苦西・久米南・同北・大庭・真島)は編さんを終えて藩に納めた。今も地方の宝典とされている。しかし、東六郡が未完に終わったのは遺憾であった。

のち松平氏の時文化一二年(一八一五)、藩士正木輝雄は自ら東作六郡の各村を巡り資料をまとめて編集し、これを『東作誌』と名づけた。大正の初年、作陽古書刊行会はこれを元禄の作陽誌と合わせ、また明治にできた『津山誌』を添えて『新訂作陽誌』として刊行した。

世の太平につれて、詩文俳諧なども盛んになり、この地方においても武士にも町人にも風流を楽しむものが輩出した。承応二年(一六五三)、俳壇の巨匠西山宗因が津山に来遊したこともあり、また高野神社には元禄四年に奉納した地方俳人の句額がある。またその翌五年には地方最初の句集「佐郎山」(さらかやま)が津山で編集された。

阿蘭陀派外科免許地  
 醫可外雨科種車有雨翁若  
 大發其一則皇保其生命予愿  
 代明醫術編集外科書流傳至  
 予今者不為不多矣亡種蓋眼  
 愈之故未蓋敷藥之妙故患瘡  
 傷者咸急予敷貼之兼往大  
 死者不寒嗚呼可味武則向醫  
 可蘭陀雨科盛行于世誠國家  
 保民命之一助也何雨同為人  
 物天資巧伎術自然精敏錄尤  
 於外科道深研工力厚盛心忠  
 是以著譽妙手不絕于世其學  
 之方無不精外治之妙也然而  
 世醫或有通其理者未知其事  
 或有知其事者未通其理或明  
 求其書于平日稱外科者多矣  
 如此者幸切破家中之術未如

(津山市久原雅良氏藏)

津山蘭学の  
芽生え

森氏の家臣久原  
 宗清良政(寛文六  
 年津山で没した)  
 の養子久原甫雲良  
 賢は医を業とし、  
 江戸に出て当時西  
 洋外科医師の泰斗  
 として幕府の医官  
 に挙げられていた  
 西玄甫(貞享元年  
 没)の門に学び、  
 延宝五年(一六七  
 七)一〇月、業成  
 って阿蘭陀流外科  
 免許状を授与され  
 た。宝永五年(一  
 七〇八)、新領主

松平氏に外科医として登用され、三〇人扶持を受け、享  
 保五年(一七二〇)に没した。その子孫は代々藩医を相  
 続して明治に至った。

甫雲が時勢に先だつて蘭法外科の免許を受けたのは、  
 のちに宇田川玄直が西説内科選要を著述した寛政(一七  
 八九)を遡ること一〇余年の昔で、森藩当時すでに  
 この津山に蘭学の芽生えが見え初めたこととして注意す  
 べきである。

江戸の犬小屋 元禄八年(一六九五)一〇月、幕府は長  
 普請 成に江戸郊外児玉郡中野村(現在の東

京都中野区)に新設の犬小屋普請の手伝いに出役を命じ  
 た。手伝いの名儀ではあるが、労力は勿論所要の経費も  
 物資もみな負担させられるので、藩にとつては実に容易  
 ならぬ賦役であった。

將軍綱吉は「生類憐みの令」を出して生物の殺傷  
 を禁止したが、ことに自らの生まれ年「戌」にちなむ犬  
 を盲愛し、保護した畜犬の数は一〇万匹を超えたといわ  
 れる。従つてこのたび新造の犬小屋も、実は堂々たる大  
 施設である。

長成は、さきに元禄六年五月に湯島聖堂の火の番を、

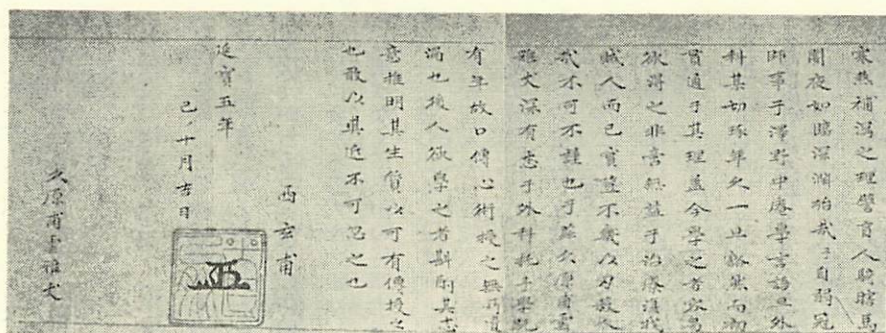


図92 延宝5年阿蘭陀流外科免許状

続いて同八年四月に將軍家菩提所芝増上寺の火の番を命ぜられ、家臣多数を繰出して勤めるなど、賦役に疲れた直後で、またこの難命を受け、はなはだ困惑した。

家老関衆利を総元締とし、中老用人可児又右衛門以下侍一四〇余人、その他多数の下役人が出勤して工事に当り、元禄八年一〇月一八日着工、夜を日についで働き、一二月二

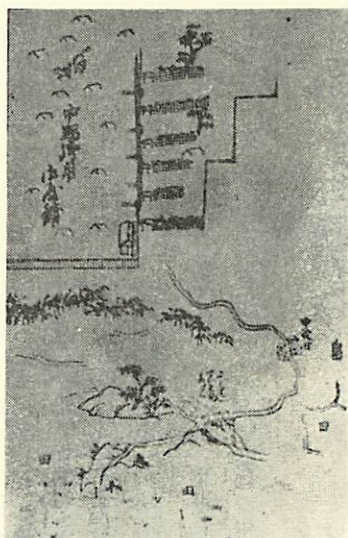


図93 中野犬小屋図  
(元禄九年江戸図)  
—中央公論社刊『日本の歴史』

四日に終った。森藩が申付けられた建物の総坪数は二二万二、六〇〇余坪(約四〇万坪)で、これをかりに一間幅の建物に換算すれば、五六里二七町二〇間(約二〇〇Km以上)に当る。この中に犬小屋二八九棟、餌飼所・釜屋・搗屋・番所等一六四棟があり、その他の建物も多かった。

これに要した人歩も総計九三万五、〇〇九人で、その賃金は三万三、七三三両余、銀に直すと約二、〇二四貫で、ほかに小石川・牛込・本庄等で雇い入れた人夫や車力の入費、銀約三二六貫があり、この合計を当年の米価一石七〇匁で計算すると、約三万三、五七〇石に当る。

この工事が始まって間もなくのこと、幕府の奉行は森

家の人夫一万人を不足として、さらに俄かに七千人を増させた。また森家と相役の京極家とで、江戸市中の鍬・鋤・金槌などは買い占められ、鍛冶屋・鍬風呂屋には、この両家の侍が付き切つて出来次第に買い取つて現場に運んだという。隠居長継からは雇い人夫一同に、見舞として饅頭五万個と酒二五石を送つてこれを励ました。また国元からも三〇余人の侍が援助に急行した。

これに要する膨大な金銀は、到底平常の落費でまかなえる訳はなく、家中の侍は士禄の四分の一、扶持の一分の一を差し出し、その他、隠居長継らの協力を受け、また大坂商人からの借入れも行なつた。

領民は郷中各村で二〇〇貫、城下も同じく二〇〇貫を負担したが、城下負担分の過半は大年寄蔵合が引き受けた。なお外に田邑の七郎右衛門(土井)、久世の山口屋、二宮の助右衛門(立石)、野介代の太郎兵衛(香山)、城下の太布屋忠兵衛(玉置)ら有福な百姓町人は、特別の負担を申し付けられた。

この工事が完成したあと、綱吉は長成を召して労をねぎらい、衣服一〇着を賞賜し、直接工事に当つた関衆から重臣五人に衣服・白銀を授けた。

この犬小屋普請は、森藩にとつては実に大きな賦役であつた。幕府の外様の諸藩に対する対策はまことに厳しく、ことに織田、豊臣両氏のもつて成立した家については、事あるごとに勢力を削減するのが歴代の方針であつた。だからこの賦役もその方針の表われともいえよう。なおこの賦役は烟硝庫の佐良村山中移転を、長成の幕府に對する異心の証拠であるとして、長武がひそかにこれを幕府に讒訴した結果とする説が、美作ではひろく流れている。

### 長成の死

生来病弱の長成は、内外の苦難で一層健康を害したが、百方手を尽したため、やや小康を得たので、元禄一〇年(一六九七)三月、津山城を發して江戸に向つた。この時長成は七か条の「道中条目」を草して、行旅途上の家臣を厳しく取り締つた。森氏の家中には、ややもすると武威を誇つて途中不法の振る舞いを押しとおし、往來の旅人や宿舎の者から忌みきらわれる悪風があり、ことに長武の時には最もはなはだしかったので、長成はその肅正に心を用いたのである。

この年六月、長成の病状はしだいに重り、その月二〇

日に二七歳の壯齡をもつて芝の屋敷で没した。雄峰院と諡し同地の祥雲寺に葬った。

長成は長門(山口県)長府藩主毛利綱元の娘を迎えて妻としたが、まだ実子が無かつたことは、何よりの不幸であつた。長継は、近親とはかつて長成の叔父関衆利を養嗣にあげ、長成の遺旨として、急いで幕府にその承認を申請した。

長成死去の報が津山に届いたのは六月二七日夜のこと、上下ともに色を失なつて憂色に包まれ、城下の各戸は戸を閉ざして七日の喪に服したという。

幕府の秘録『土芥冠讐記』に見える長成の条には、つぎのように記されている。長成自身のことについては、美作国内に伝えられているものとは異なつてはいるが、あるいは、当時の藩財政の窮乏がもたらした現象ではなからうか。

森美作守源長成庚午(元禄三年、一六九〇)廿一歳  
居城美作津山 自江戸百七十一里余 本知十八万六千五百石、右ノ内以前関備前守ニ二万石、森対馬守長俊ニ一万五千石、養父伯耆守長義(長武)ニ二万石配分、残ル知行、新地開運上課役掛り物等外ニ七万五千石余、米能ク生

少年貢所納五ツ六ツヨリ八ツ迄、押シ五ツ七八分ノ内、家中へ四ツ二三三分。江戸詰百石ニ付キ五人扶持、外ニ摸合有り。又雑用銀ヲ渡ス。江戸詰ヨシ、大身成侍ニハ役儀有り。二百石以下ハ役儀ナシ。在江戸三番ニ当ル。家人立派。風流ヲ好ミ、国ニ禽獸柴薪多シ。海魚ハ備前・播磨ヨリ来ル故ニ不自由也。土地上。民間豊也。城本、国ノ中央少シ東方へ寄ル。尤モ要害ヨシ。因幡へ近シ。山有り。海辺遠シ。去トモ高瀬舟入ル。他国ノ売買人ヲ領内へ入レズ。家民ノ政道大概也。

長成、利発、然レ共天性吝嗇卑劣也。養父長義吝嗇ナリシガ、其レニハ遙ニ倍スル吝嗇也。若年ニシテ吝嗇ナレバ、年老テノ事思イ遣ルト沙汰アリ。文武共ニ学バズ。利勘ノミニ心ヲツクスト云リ。故ニ義ヲ関ク事多シ。響バ、松平主馬(康矩)ハ、祖父内記長継ノ簪ニテ、娘ノ假粧田トテ知行ヲ配分ス。伯耆守代ニ、知行ヲ金ニシテ渡ス可シト約諾シ、兩年過ギテ、様々難渋シテ定之通りニ渡サズ。当長成代ニ成テハ、猶以様々難渋シ、二三千両疊マリタル金子、一両モ遣サズ。祖父長継諫ムト雖モ、畏マルト称シテ、少モ越



サズ。是約ヲ変ズル而巳ナラズ、祖父ヘモ不孝。且義理ヲ闕ク事多シ。信ナキハ主将ノ大ヒナル疵也。家民ヲ哀憐ノ心ナシ。主将ノ器ニ闕ケタル事多シ。

つぎに森藩後期の逼迫した財政状態の参考として「町人考見録」(越後屋三井家資料)の一節を引用しよう。

両替屋善六、是は下地軽き両替より段々富有となりて、終に七八十年以前は、京一番の両替商売有徳者と成る。二代目善六代に、作州津山城主森美作守殿へ一萬貫余取替候所、滞候に付、身上潰れ申候。其節善六江戸に趣き、件の森家取替銀をば公儀へ願訴すといへども、森家より善六は扶持方を給置く家来の由申し立つる故、却て善六難儀に及び、剩え善六江戸にて果て申し候。その外御大名さえも取り替え置き候所、是も滞り、加州(加賀前田氏)の御用も承り居り候所、是も滞り候。」

### 森氏の除封

長成の後嗣にあげられた衆利は、長継の第二四番目の子(二男)で、長成より二歳の年下の叔父であった。幼くして長継の実弟関衆之に養われてその家続き、式部と名乗り一、五〇〇石を領して家老に列していたものである。長成が没して二

日ののち幕府の老中土屋政直は、衆利に速かに江戸に出府すべきことを申し渡した。

そこで衆利は七月四日津山を發したが、一日、伊勢(三重県)の桑名近くの繩生村で、にわかの高熱を發して狂亂し、医薬も何の効もなかった。付役の阿坂五郎兵衛と加藤治右衛門は、ことを東西に急報した。国もとからは長尾勝明・原一益の両重臣が急行し、長継はまた女婿鳥居忠秋(のち忠常)・保科正祥(のち正賢)の両名をもって、衆利参府の延期を乞い、さらに橋本卓親・医師益田道栄を伊勢に遣わして、強いて衆利をつれて江戸に出発させようとしたが、もはやどうするすべもなかった。やがて勝明が急行して、状況を詳しく報じたので、長継は深く慨嘆し、忠政が徳川家に尽した旧功を詳しく叙述した一書を作り、老中土屋政直によって幕府に呈して、家名の存続を懇請した。

八月二日幕府は長継を城内に召し、「長成が疾によって没し、嗣子にあげられた衆利も狂疾をおこした故をもって美作国を没収する」旨を厳しく申し渡した。諸侯が没した時嗣子が無ければ、その領国を没するのは幕府の法として、これまで数十家がみなこれによって滅亡した

のである。森氏が藩主の病弱にもかかわらず、しかも多数の一門を有しながら、長成の後継者を決定して置くことができず、没後俄かに決定した養子が発狂するという重ね重ねの不幸を招いたのは、一門の間に複雑な事情があったことと思われる。

この日幕府は、長継に対して、その隠居料相当の二万石を与え、また支封両家の封土の存続を内示した。

忠政の入封からここに至る四代九五年、近世の美作はこの間に形成され、その間に展開された美作の歴史が、現代の郷土発展の基盤となったのである。

#### 四、藩の組織

##### 藩の仕組み

森氏はどのような藩の仕組みで領国を統治したかを考えて見よう。もといいた

美濃の金山みのの かねやまの頃の制度が基本となり、その後川中島を経て美作に入封した後、次第に複雑化し、忠政の末年には

ほぼ大成し、長継の初年になって整備した。

藩主は国の最高支配権者である將軍によって任命されるが、幕府はその基本方針に違背しない限り藩の内政には深く干渉しない方針であったから、藩はほぼ独自の立ち場で政治を行うことができた。

森氏の家中にはいろいろの階層があった。「家老」は藩主の最高補佐役で、「年寄」はこれにつぐ重い立ち場ものかしらにあり、「物頭」は藩の中堅幹部として要務に当る。以上は高級の武士で、その下に一般の「士分」があった。士分の次に「中小性」があり、さらにその次に「足輕」がある。足輕はその数が甚だ多く、ほかに多数の「中間ちゅうげん（小人・小者）」があった。

もとより森氏の当時は、軍務とその他の政務との間に、判然とした区別はなく、したがって藩士の職分においても、武官と文官との別はなかった。そのうえ当時は、まだ戦国の世を去ることが遠くなく、関が原役や大坂両度の陣をま近かに経験しているため、藩の組織においても軍事の面が甚だ強力にうち出されていた。しかし、時代のうつりかわりにしたがって文治的傾向が次第に濃厚になり、藩治の上でも日常の行政面が重要視され、そ



第三章 森氏と藩政

③ 氏重 大塚左門可明 長尾隼人共勝・長尾隼人勝明  
各務四郎兵衛元峰 森采女可春 各務主水・各務兵  
庫正氏

④ 関民部成次 森所左衛門正方 関市正衆之・関式  
部衆利

⑤ 渡部豊前正重 守田弥右衛門 原十兵衛一春 原豊  
前正次 神尾藏人正勝 各務三右衛門糾英・各務伊  
織利直

⑥ 渡部越中 森河内正次 吉村又右衛門 赤座主水長  
歳 原豊前正一・原十兵衛一益

○国境警備の分担

〔担当場所〕

〔長継時代〕

〔長成時代〕

(東) 播磨境土居口 森宗兵衛三信 森采女三隆  
(西) 雲伯通路高田口 長尾隼人共勝 長尾隼人勝明  
(南) 備前境木知原口 神尾藏人正勝 各務伊織利直  
(南) 両備通路福渡口 各務 兵庫 原十兵衛一益  
(北) 伯耆境斎原口 関市正衆之 関式部衆利  
(北) 因幡境馬桑口 原豊前正一 各務兵庫正氏

○印は大坂両度の陣當時  
・印は森藩終末時の組頭  
頭の数字は筆者が仮りにつけた

〔城代・城代組〕「城代」は、城主たる藩主が出陣・出

役・参勤などで、城を留守にする期間、城主に代って城郭  
警備に任ずる重職で、城主在国の間は、これを補佐して

警備に当る。城代は鉄砲三〇挺を預かり、家老または年  
寄クラスの高い格式の家筋から人材を選んで任用した。

城代の配下にも四〇人内外の組付きの士があつたが、こ  
れには多く郡奉行・町奉行など藩政の要務を担当し、実  
際に藩内を離れ難い立場にある者を配した。

○歴代の城代(城代組頭)

池村縫殿正則 本庄藤左衛門 湯浅丹後正次 奥田左

京直胤 湯川十左衛門正友 森所左衛門正方 近藤善

左衛門 倉知新左衛門 井上四郎兵衛重政

〔組外〕右に述べたどの組にも属さない士を「組外」

といい、年寄・用人・留守居など首脳部の文官的要職に  
あるものが多くあてられ、それぞれ下役を従え、若干の

鉄砲や弓を預かつていた。『森家先代実録』によると、

貞享元年(一六八四)長武の時、町奉行・普請奉行・船

奉行・作事奉行はみな「組外」に編入しているが、元禄

(一六八八)の初年、長成時代の「分限帳」では、町

奉行・作事奉行は城代組に、船奉行・普請奉行はその他

の組に属している。

〔近習〕藩主の側近に常侍して身辺の警護に任じ、若干の鉄砲や弓を預かっており、また日常の補佐に当る文官的色彩の強い武官である。近習配下の「大小性」は馬廻り役とも呼ばれ、平時戦時とも藩主の側近を警護する役である。また藩主の近親には、それぞれ附役があつて、たとえば「ご隠居様附」などと呼ばれ、その身辺を護り、庶務を扱つた。

〔江戸留守居〕江戸の藩邸に定住して幕府や他の諸藩との交渉に当る外交官ともいふべき文官でもあるが、鉄砲や弓矢などの武器を預つて、常に軍事訓練をして、非常に備える武官でもあつた。

このような組織のもとで、秩序と団結を保ち、藩主の武威を示すとともに、領国の治安維持に當つた。

藩政の役職

一般の藩政の面では、行政・立法・司法の別はなく、藩主のもとで、家老以下いろいろな役職によって総てを執行した。

〔家老〕「家老」は時によって員数に多少の相違はあつたが、およそ六人前後を常とし、藩内の重要な事項は全員の協議で決した。平素はそのうちの一人を選んで、これを

「執権(執事・大仕置)」とし、日常の政務を総括させた。

○ 歴代の執権

氏名	禄高其他	任	免
(忠政の代) 各務四郎兵衛元峰	八、〇〇〇石	慶長八年(一六三三)夏同一三年一〇月	
大塚丹後	七、〇〇〇石	同三年(一六三〇)冬同一七年春	
森对馬守可政	七、〇〇〇石	同七年(一六三三)春元和九年夏(一六三三)	
大塚主膳三俊	丹後の子	寛永元年(一六二四)夏	
(長継の代) 大塚主膳三俊			寛永一六年冬
森采女可春	可政の子	寛永九年(一六三三)春正保二年春	
大塚丹後	三俊の子	正保二年(一六四〇)春慶安二年夏	
原豊前正一	三、〇〇〇石	慶安三年(一六四八)夏万治元年夏	
森宗兵衛三信	可春の子	万治三年(一六六〇)秋寛文七年夏	
(長武の代) 神尾藏人正勝	三、〇〇〇石	延宝二年(一七〇四)秋貞享三年冬	
(長成の代) 長尾隼人勝明	四、〇〇〇石	貞享三年(一六八六)三月元禄四年一月	
各務兵庫正氏	二、〇〇〇石	元禄四年(一六九七)九月同一〇年一〇月	

〔年寄・用人〕「年寄」は家老に次ぐ要職で、家老を助けて政務に参与した。その員数も数名を常としたが、中期以後は年寄の中から何人かを選んで、常時「大仕置(執権)」の助役とし、これを「仕置」と呼んだ。長武の時これを「用人」と改称した。長武の頃には、世情の変遷にもなつて、特定の家格のうちだけでは練達の人材を得ることが困難になつてきたので、家格以外にも用人を選任するみちを開いた。そして元禄初年には、年寄七人のうち二人が用人となり、他に年寄以外から出た用人四人と合せて六人の用人が政務を担当した。用人が直接支配する高官は「大目附」・「使番」・「奏者」で、つぎに「寺社奉行」・「郡奉行」・「町奉行」・「勘定頭」・「蔵奉行」などの要職も、みな用人によつて統制されるしくみであつた。

〔大目附〕藩政全般にわたつて当否を監察し、すべての藩士の行動をはじめ全領民を監視する重職で、二人を常とし、ひろく全藩に通暁した最も有能の士を選任する。配下に「目附(横目)」八人と「在目附(郷中目附)」二人を支配し、また目附のうちには「歩行目附支配」・「雑賀支配」各二人がある。

〔切支丹奉行(宗門奉行・宗旨奉行)〕二人あつて、幕府の方針に従つて宗門改めを行ない、キリシタン宗門の厳禁を担当する。大目附の兼役を常とした。

〔使番〕戦時には軍状の視察や主命の伝達に任じ、平時は藩主の使者をつとめ、かつ情況の視察や情報の聴取にあたる。四人。歩行小頭(歩行を支配する)若干人を配下とする。

〔奏者〕藩主の側近にあつて、諸士の謁見や上奏を取次ぎ、儀式典礼をつかさどる。六人。

〔郡奉行〕郡村全般の政務を主管し、「大庄屋」以下村役人はみなこの支配に属する。農耕の奨励、年貢の収納は最も重要な任務である。六人を常とし、一人で二郡ずつを担当したが、時には四人で、一人が三郡ずつを担当したこともあつた。各奉行ごとに「下代」一人と、

〔所務下代〕三人、「書役(物書き)」一人を従えた。

〔町奉行〕津山城下の民政一切を主管し、「大年寄」以下の町役人を支配した。町人にとっては最も関係深い役であつた。二人を定員とし、普通月交替で勤務するのを常とした。各奉行は、「下代(小頭)」一人を持ち、ほかに「同心」一〇人ずつを従えた。

## 藩の組織

〔寺社奉行〕寺院・神社および、社寺領・僧尼・神職・山伏などに関する政務を担当する。二人。

〔勘定頭〕年貢の出納や諸費の支出をはじめ藩の財政一切を主管する。五人。各「下代」一人を従える。つぎの「裏判奉行」・「蔵奉行」・「金銀奉行」以下財務に関する諸役は、みな勘定頭によって統制される。勘定頭の配下には、「無足衆」・「中小性」（階層の名称）があつてその員数は百を超える。

無足衆の中には「算術者」・「紙井に鉄砲玉菓奉行」・「木知原船改奉行」・「福渡船改奉行」などがあり、中小性には「臺所奉行」・「江戸表納戸奉行」・「江戸作事奉行」・「祐筆」・「漆薪炭奉行」など日常の庶務を担当する諸役があつた。

〔普請奉行〕城郭の石垣、郭内の繩張り、堀などの工事、城下をはじめ領国内の土工を主管する。二人。

〔作事奉行〕郭の内外にわたり、建築營繕などすべての工事を主管する。四人。

〔裏判奉行〕米穀金銀の出納を審査し、関係の文書に裏判を押して信用を保証する。二人。

〔蔵奉行〕農村から収納した年貢米の管理にあたる。六

人。郡奉行と同じく一人二郡を担当する。一人は大戸山奉行を兼役する。

その他、「金銀奉行」二人、「表納戸奉行」四人、「総山奉行」一人、「大戸山奉行」一人、「鍛冶所奉行」二人、ほかに「値段奉行」・「香々美十分一奉行」・「久塚十分一奉行」・「湯口御茶屋番(湯郷)」・「西川口番」・「奥津御茶屋番」などがある。

江戸には、藩の重臣である「年寄用人」と、「留守居」(四人)が常駐して、幕府との交渉および諸藩との交際を担当し、配下に「江戸表買物奉行」・「江戸聞番」・「芝屋敷奉行」・「江戸作事奉行」などの諸役、その他「定江戸」と呼ばれる江戸駐在の士を合せると、百に近い人数があつた。

京都と大坂にも「留守居」が駐在し(各一人)、それぞれ数人の下役がいた。中でも「大坂米奉行」は貢米の出納・売りさばきをつかさどった。また京都には「買物奉行」が常駐して藩の需要に応じた。

また藩主の側近には前に述べた「近習」五人、「大小性」一人のほかに「医師」一人、「側頭」四人および「奥詰側衆」数人があつて庶務を弁じた。また藩主の近親の

第三章 森氏と藩政

一門にはそれぞれの附役があったことはさきに記したとおりである。(上記の人数は元禄初年の分限帳によった)

。森藩末期の要人

組頭

長尾隼人勝明 四、〇〇〇石

森 采女三隆 七、〇〇〇石

<sup>大仕置</sup>各務兵庫正氏 二、一〇〇石

原十兵衛一益 三、〇〇〇石

関 式部衆利 三、〇〇〇石

各務伊織利直 二、五〇〇石

城代

井上四郎兵衛 一、〇〇〇石

年寄

湯浅 織部 一、五〇〇石

百々 玄蕃 一、三〇〇石

近藤 主馬 一、〇〇〇石

清須 丹下 一、〇〇〇石

湯川 治兵衛 一、〇〇〇石

年寄用人

玉置仁左衛門 八〇〇石

稲川久左衛門 七〇〇石

山口彦右衛門 三五〇石

奥田 江兵衛 三〇〇石

大洞十太兵衛 三五〇石

齋源五右衛門 四〇〇石

郡奉行

苦南郡・久米郡南分 大野木弥左衛門 一三〇石

苦東郡・勝田郡北分 岡 与兵衛 一〇〇石

苦北郡・吉野郡 三宅七郎右衛門 二〇〇石

苦西郡・大庭郡 団 半兵衛 一五〇石

勝田郡南分・英田郡 高井太郎左衛門 二〇〇石

久米郡南分・真島郡 川端治郎太夫 二〇〇石

隠居長継領 豊田 九兵衛 一五〇石

町奉行

平井久右衛門 三〇〇石 川端与三右衛門 二五〇石

寺社奉行

池田安左衛門 二〇〇石 田 辺 伝 内 一五〇石

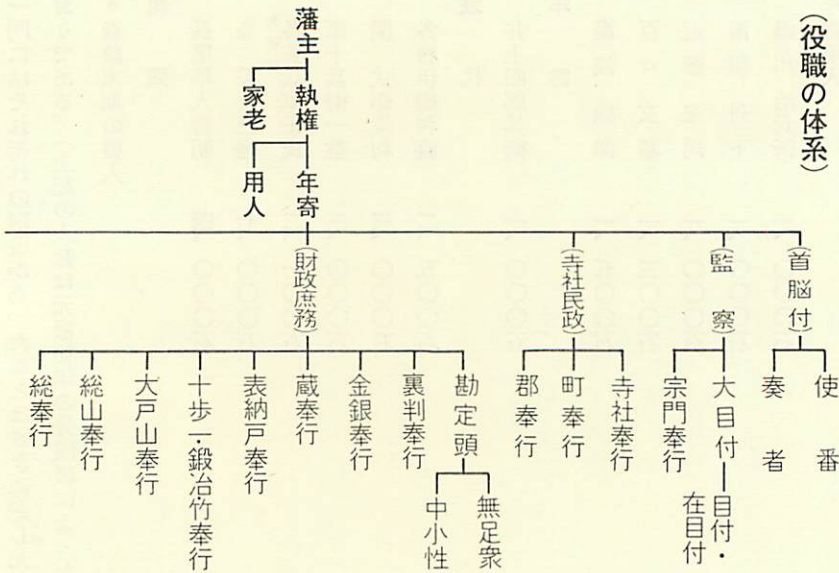
勘定頭

長谷川甚右衛門 一五〇石 後藤安兵衛 一五〇石



○ 森藩職制一覽

(役職の体系)



伴 清左衛門 二〇〇石 稲川李右衛門 一五〇石  
 落合 六兵衛 二二〇石

留守居

石川文右衛門 三〇〇石 今村与一右衛門 二五〇石

真屋 新助 三〇〇石 宮地半左衛門 二〇〇石

普請奉行

梶川与一兵衛 三〇〇石 林 又兵衛 二五〇石

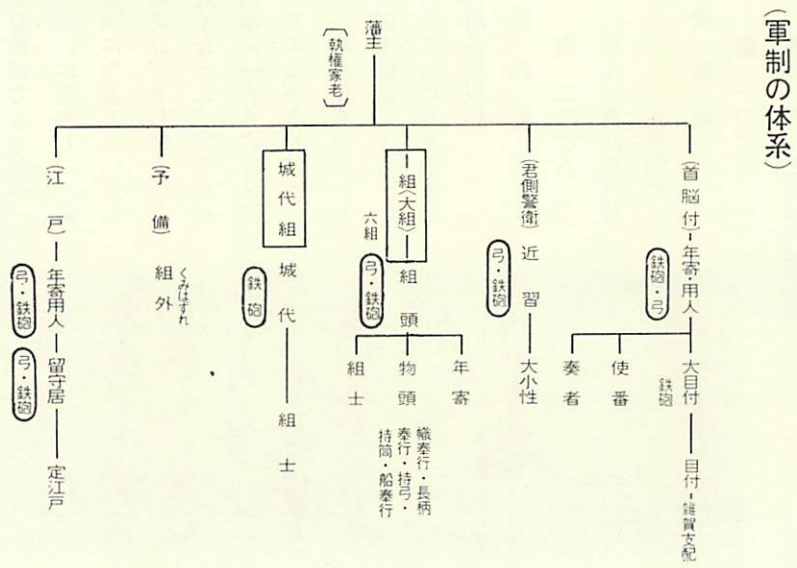
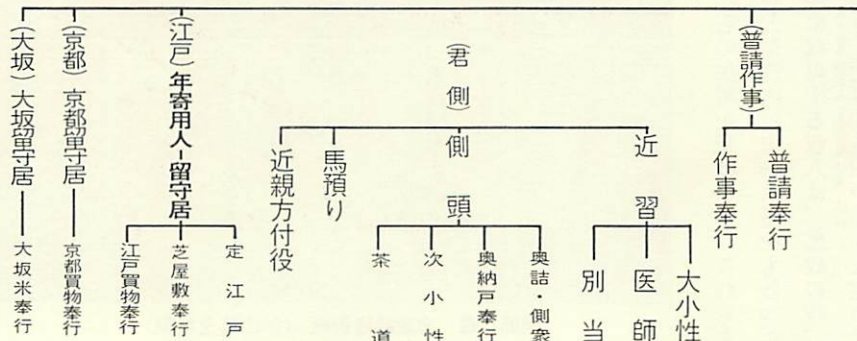
作事奉行

林 十左衛門 一五〇石 長沼八郎兵衛 一〇〇石

宮部四郎左衛門 一五〇石 三宅冲右衛門 一七〇石

扶持取り 森氏の家臣で上級の階層のものは、定められた給地と石高を所有し、給人

(給主)とよばれた。もとより土地と人民は大名の支配下に統制され、給人の手にあるのはただ年貢の収納だけで、その租率も領主の定めによらねばならなかったが、土地の支配を本来の武士のかたちとする古い形式を踏襲したのである。その給地も一村にまとめることなく、大てい二か村以上に分散するのが常で、たとえば元和三年(一六一七)に百石を授けられた各務五左衛門は、久米南条郡原田村で八八石、大庭郡中島村で一二石と分給さ



(軍制の体系)



図95 森 忠政給地折紙 (津山郷土館蔵)  
 一下は加増一

れ、その後同八年三〇石の加増を受けたが、これも大庭郡中島村で一二石、勝北郡荒内村で一八石をもらった。給人が給地から実際に収得する収入は、忠政の時、寛永四年(一六二七)に国中知行物成四つ秤りと定められたの

で、石高に対して四〇%の実収であったが、しだいに増加し、元禄

の頃になると五〇%に

および、さらに六〇%

近くなった。いま貞享

三年(一六八六)・元

禄五年(一六九二)・

同八年の年貢免状から

実例を摘記しよう。

○貞享三年九月勝田郡

南分黒坂村

湯 浅 織 部

高 二〇〇石

定米 九四石九斗

九升四合

武 藤 勘十郎

高 一〇〇石

定米 四七石四斗九升八合

香取源五左工門 高 三九石九斗五升八合



図96 森 長成給地折紙 (津山郷土館蔵)

定米 一八石九斗七升九合

○元禄五年八月廿西郡黒木村

山内 助之進 高 五五石三斗八升

定米 三二石七斗八升三合

神崎 惣次郎 高 四四石六斗二升

定米 二六石四斗三升四合

落合 九郎兵衛 高 五〇石

定米 二九石五斗九升五合

玉置仁左衛門組御鉄砲領 高 三五石

定米 二〇石七斗一升九合

長谷川 卜庵 高 八三石式斗九升二合

定米 四九石三斗七合

九里 貞七 高 四一石一斗五合

定米 二四石三斗三升三合

大洞 十太兵衛 高 三八石四斗四合

定米 二二石七斗三升四合

○元禄八年八月廿東郡東一宮村

対馬守様(長俊)御母儀 高 二七九石五斗九升五合

定米 一四八石一斗六升一合

涅槃寺 高 四二石二斗五合

定米 二二石三斗六升四合

富田 佐平太 高 一九石九斗八升五合

定米 一〇石五斗九升

伊藤 八太夫 高 四九石一斗三升九合

定米 二六石三升九合

これによると石高に対する実収の割合は、貞享三年にはおよそ四七%、元禄五年には六〇%、同八年五三%を示している。

また中級以下の多数の家臣は、別に給地をもたず、扶ちまいと持米取りと呼ばれ、扶持と称する定額の米穀の給与を受けた。扶持は実際の口糧を標準にし、一人扶持には一日五合であった。ほかに切米取りきりまいとといって、本来は定額の米穀のみの給与を受けるものもあったが、森藩では普通これに扶持を併せて、たとえば二石七人扶持のごとく支給した。

これら家中の士には、出陣や出役について軍役の掟おきてがあつて、平素からその備えを義務づけられていた。寛文四年(一六六四)の定めによると、従行させる軍兵の数が、高一、〇〇〇石で四〇人、五〇〇石二〇人、一〇〇

石四人で、ほかに着用すべき羽織、所持すべき馬印・指し物、騎馬の数、幟・鉄砲にいたるまで詳細に規定されていた。（「森家先代実録」）

森氏の家臣の数を、元禄の分限帳と作州記によって算定すると、つぎのようになる。

七、〇〇〇石以下	一、〇〇〇石以上	一五人
八〇〇石以下	五五〇石以上	一人
五〇〇石以下	三〇〇石以上	五人
二五〇石以下	一五〇石以上	一五人
一三〇石以下	一〇〇石以上	一人
扶持米取り		一人
切米取り		一人
合計		八十一人

家臣ではないが、町の大年寄・藏元・用達など四〇余人の町人には扶持米を給し、また郷中の大庄屋五〇余人にも給米を授けて優待した。

その他領地の外においても、江戸一人、京都三人、大坂四人、西宮一人の用聞き、および備前乙子の藏元二人にも、給米を授けた。藩の用務を承る町人の中でも、江戸の木屋には八〇石、京都の井川某には五八人扶持の高

額をもって優遇した。

## 五、森氏除封のあと

津山城と領 第三節で述べたような経過で森家が除封の引渡し 封となったのは、元禄一〇年（一六九

七）八月二日のことであったが、その報が津山に着いたのは、九日めの八月一〇日であった。森家の一門をはじめ、家中一同はみな痛嘆し、市中も郷中も不安に包まれた。

藩中の士卒の動揺は大変なものであった。江戸の藩邸は上下とも取り上げられ、京都・大坂の屋敷もまた閉鎖したため、何百という多数の士卒は、みな引き揚げて津山に帰った。そして藩中では、この城郭をこのまま幕府に引き渡すことをいさぎよしとせず、一同この城に立てこもり、たとい天下を敵とすると、城を枕に討ち死の覚悟で闘おうとの強い意見が勝ちを制した。そして、おのおの誓書に血判して、武具の手入れ籠城の用意に取りかかった。

この形勢を見た重臣たちは、大いに心配して説得に乗

り出した。江戸にいた隠居長継も深く心を痛め、また幕府内部からも、長継に対して「静かに城と領地の引渡しを終らせるように。」との内示があった。また支藩の長治・長俊も手を尽くして軽挙を戒めた。藩内でも重臣、ことに森三隆・長尾勝明らが、藩士の間を奔走し、籠城は到底成功の見込みがないばかりでなく、累を主家一門に及ぼす恐れがあることを諭したので、士卒たちも、ようやく心を静め、ついに開城の止むないことを覚悟するようになった。

八月、幕府は陸奥一の関(岩手県)藩主田村建頭(高三万石)に上使(將軍代理の使臣)を、隣国播磨明石(兵庫県)藩主松平直明(高四万石)と備後福山(広島県)藩主水野勝種(高一〇万)に城受取り(収城使)を申し付けた、ところが間もなく勝種が病死したので、若狭小浜(福井県)藩主酒井忠圀(高一二万三、〇〇〇石)をこれに替えた。

また安芸広島藩主浅野綱長(松平氏を公称する大名)高四二万六、〇〇〇石)に、津山城の城番を命じた。その上、幕臣の中から大目附水谷勝信(備中小坂部)大佐町一領主、三、〇〇〇石)に、目附赤井平右衛門・同仁

賀保孫九郎を添えて監察として派遣した。

ほかに竹村惣左衛門・守屋助次郎・岡田五右衛門の三人の代官を津山に駐在させて、美作国内の民政を担当させることとした。

一〇月に入ると、まず三日に竹村ら三人の代官一行が来着したのを初めとして、四日には赤井・仁賀保の両目附が入国して内山下の士邸に陣取り、六日には浅野綱長の名代としてその重臣浅野高直(伊織、高一万石)が、士卒四、五〇〇人を従えて院庄村に陣を敷いた。

つづいて一〇月七日には収城使酒井忠圀が、軍兵六、三〇〇人を率いて押入村に着き、八日には同使松平直明が四、七〇〇人、九日には上使田村建頭が二、〇〇〇人を従え、また大目附水谷勝信も同じく二、〇〇〇人をもつて入国し、松平・田村・水谷の三使はともに勝間田村に陣を布いた。この日酒井忠圀は押入村を発して河辺村に移った。

こうして一〇月一〇日、建頭・直明・忠圀の三使は、浅野高直・水谷勝信をも招いて河辺村で会見し、万端の手筈を協議したうえ、森家から長尾勝明・原一益の両家老

および用人玉置仁左衛門を招いて、城受取りの日時を通告した。

これよりさき九月の末日、森家の家臣一同は、菩提所東海山本源寺に参拜して、主家歴代の霊前に別れの焼香をすましたあと、城内はもとより侍屋敷のすみずみまで、掃き清めた。

やがて所定の一日早暁、右の諸使は、軍装に身を固め、家々の旗指し物をかざした士卒をひきいて城下に進入した。

搦手口に向う酒井氏の勢は、宮川に沿うて北進し、北門の外一帯に陣を構え、大手口に当る松平氏の隊は、南側の表街道を西に進み、材木町・片原町（伏見町）・京町から木知が原町（塚町）のあたりまでを占拠し、京橋門外に陣取った。

また上使田村氏の隊は、これにつづいてその西側に陣を取った。そのため城下一帯は人馬で埋まり、津山城は寸分の透き間もなく包囲された。

森氏の側でも、総勢威儀を正して出動し、所定の部署を守った。

やがて定刻辰の刻（午前八時）になると、大目附水谷

勝信は、森氏の案内役を先導に、士卒を従えて大手口から入城し、城内を通り抜けて搦め手に出て、城内の安静を見届けた。

つづいて酒井忠圀は惣曲輪六か所、二の丸二か所および城下東西の両大番所を受取り、松平直明は本丸の門二か所、二の丸の門二か所と、広間その他の殿舎を受取った。そして忠圀と勝信とは搦め手から、建頭と直明とは大手口から入城し、やがて時を同じうして本丸に参着した。

森三隆をはじめ家老・城代・年寄・用人らの重臣はこれを迎え、本丸表書院で、三隆・勝明の両家老が藩を代表し、「ご大法によって、謹んで城地ならびに美作国をお返し申し上げる。」むねを申告し、領知の朱印状に郷村帳を添えて提出した。建頭はこれを受納し、城地と領国の返上が無事終ったことに満足の意を表し、森家の家臣たちは、この後いずれの地にまかり越しても苦しからぬことを申し添えた。

この日収城使の一行が、城下に到着したのは、まだ夜の明けぬ寅の刻（午前四時）で、受渡しが全く終ったのは巳の刻（午前一時）であった。津山としては全く空

前絶後の大變であつた。

やがて事は直ちに江戸に注進されたが、城下宮川の制札場には、左の高札が掲げられた。

条々

一、今度津山の城召し上げられ候に付き、給人引払いの儀、今日より三十日限りたるべし。ただし給人津山領にこれ有りと申し申す輩は、せんさくを遂げ、心次第に先ずこれを指し置くべく、立退きたき者に滞り無く宿を借すべきむね御目付中より証文遣わすべき事。

一、喧嘩口論はこれを停止し詫んぬ。もし違犯の族あらば、双方これを誅罰すべし。万一荷担せしむる者は、その咎本人より重かるべし。

一、竹木伐採の儀、并に押売り狼藉停止の事。

一、家中の輩武具諸道具、其の身心に任すべき事。

一、家賃の儀、譜代に非る者は、以後、主従相対次第たるべき事。

右の条々これを相守るべし。若し違犯の族は嚴科に処せらるべきもの也。仍て件の如し。

元禄十年

水谷 弥之助 (勝信)

丑十月十一日

田村 右京太夫 (建頭)

翌一二日、収城使は、城に附属する武器一切を取り収めた。その主なものはつぎのとおりであつた。

石火矢 (大筒) 二挺 同彈丸二〇、〇〇〇個

弓 三〇〇張 矢の根 二、〇〇〇個

足輕具足 三〇〇領 長柄 二〇〇本

城番名代浅野高直は十三日に城下に入り、陣を城西の妙法寺に置き、

収城使酒井忠國

に招かれて城内

を見分した。翌

十四日未明、浅

野高直は追手口

から、同家の沖

権太夫は搦手口

からともに大兵

を従えて入城

し、城郭の接收

を終った。これ

から高直は京橋

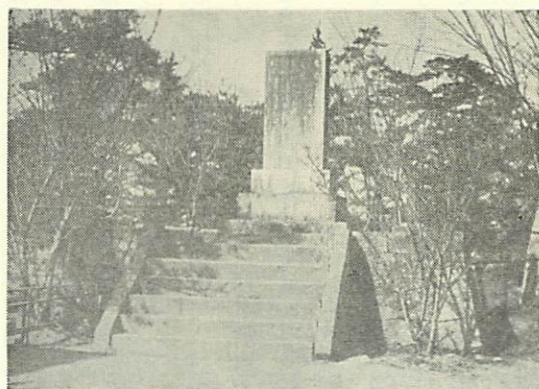


図97 鶴山城址之碑 (本丸備中櫓跡)



門内の原一益邸を本陣とし、随従の諸士は山下の土邸に分宿して城の内外を固めた。

このように無事に城郭の接收を終ったので、その日忠圍は勝間田村に、建頭・直明および勝信はともに河辺村まで引き揚げ、忠圍と直明とは一日に、建頭と勝信とは一日に帰途についたので、美作の山野はようやく平静を回復した。

多くの民衆は、城の明け渡しが無事にすんで、ようやく安堵の胸をなでたのであるが、中には日ごろ百姓町人に対して藩の権勢をかさに威張っていた武士たちが、幕府の権力の前に一たまりもなく屈服せざるを得なかつた不甲斐なさをあざけつたものもあつた。その翌朝、幕府の目付役の宿舎の門に、つぎの落首がはられていた。

みまさかは 聞いて強飯 見とお萩 となり知らず  
に つぶれこそすれ。

この城郭の受取りについては、寄せ手側もそれぞれ深く心配していたものと見え、『明石市史』によると、明石の松平明直も、出発に際して城下の神社に参つて祈願をこめたとのことである。引き渡しを前にした収城使の一将は、城内の不穏を心配して、忍びの者二人に申し付

けて、ひそかに探索に当らせた。二人は夜陰に乘じ、さざえの灯をもって城内深く忍びこんだ。このさざえの灯とは、さざえの殻の中に火をともしたもので、これを袖の下に隠し、城内で行きあつたとき味方の合図に示すことにしたのである。城内の構えがかねて聞いていたよりもはるかに複雑巧妙で、またしても合図の灯が喰いちがって進退に苦しみ、その内偵の困難さは言葉に尽し得ないものがあつた。「のちに思い出しても身の毛がふるい立つような気がする。さすが「陰中の陽」と評判の高い名城だ。」という追想の秘話を、その忍者の孫にあたる浪人某の談として、町の大年寄玉置源五兵衛が『鶴府故談』に書きのこしている。ここにいう陰は防備を、陽は攻撃を意味し、津山城の構えは防備万全を第一にしたいわゆる難攻不落の城であるが、一面進んで敵中に進撃するにも好都合にできているとの意である。

### 森氏の再興

元禄一〇年（一六九七）一〇月一日、幕府は隠居長継を城内に召して、備中後月などの五郡のうち二万石を授けて森家を再興させた。その地は後月郡（今の井原市など）二五か村、哲多郡（今の阿哲郡内）三か村、窪屋郡（今の倉敷市内）



図98 森 長継逆修塔  
(津山市下田邑千年寺跡)

三か村、浅口郡一か村、小田郡三か村、合計三五か村で、陣屋を後月郡西江原村（現井原市）に置いた。はじめ長継は隠居料として延宝二年（一六七四）に、美作の内、苦東・苦南・真島・大庭四郡四一村の内高二万石を領していたので、その替え地としてこれを授けられたのである。

しかし長継はすでに八八歳の高齢のため、自らは藩地に行かないで江戸の屋敷に居り、第一男の長直（帯刀）を嗣子として代って入封させた。

そして長継は、その翌元禄一一年六月、老齢のため封を長直に譲り、七月一日、江戸芝屋敷で死去した。年

八九。当時大名中他に比類ない高齢であった。諡は長継、遺旨によって江戸土器町金龍山瑠璃光寺に葬った。津山では下田邑長継山千年寺（現在廃寺）に、生前に自ら建てた豪壮な逆修の五輪石塔が残っている。

なお、藩主の後嗣とされながら狂疾を發した悲運の衆利は、兄長直のもとに置かれて、新領備中西江原に住み、発病以来八か年、ついに全快を見ず、宝永二年（一七〇五）一〇月三日、三三歳の生涯を閉じ、同地の禅洞山永祥寺に葬られた。

また長直は、元禄一〇年一二月、従五位下に叙せられ和泉守に任じ、翌年六月相続して藩主となったが八年を経た宝永三年、播磨赤穂に移封し、二万石の城主大名となった。その後長孝・長生・政房・忠洪・忠興・忠賛・忠哲・忠敬・忠徳・忠典・忠儀と相承けて明治の廢藩に至った。

支藩両氏の 封 長継の備中西江原受領と同時に、関長

治（大蔵、関長政の養子、実は長継の九男）は、備中新見に封ぜられ、阿賀・哲多・小田・浅口・後月五郡の内一万八、七〇〇石を領し、翌一年に

春就封した。その後、長広・政富・政辰・長誠・成煥・長道を経て長克の時、明治の廢藩となった。

また同じ支藩の森長俊(対馬守)も同時に、播磨三日月(兵庫県佐用郡)に封ぜられ、佐用・揖保・宍粟三郡のうち一万五、〇〇〇石を領し、翌年春封地に就き、陣屋を乃井野(三日月町内)に置いた。その後長記・俊春・俊韻・速温・長義・長篤・長国を経て、俊滋に至って明治の廢藩となった。

このように森氏のおとは、再興した宗家と、二つの支藩の両家に分かれて、その所領合せて五万三、七〇〇石を保持することができた。

その後もこの三日月の森藩は、美作とのつながりが深く、俊春・快温の二代の間、延享二年(一七四五)から寛政六年(一七九四)までの半世紀にわたって美作の英田・吉野(現、英田郡のうち)・勝南・勝北・久米南条・久米北条・東北条・大庭(現、真庭郡のうち)の八郡の幕領三万四、〇〇〇石余を預った。このうち現在津山市域内では、福田・高尾・皿・種・荒神山・金屋(南半)の六村が延享二年から宝暦一二年(一七六二)までの一八年間、また池が原・堂尾・金井・中原・新田・福力・西吉

田・瓜生原の八か村が宝暦一三年から寛政六年までの三年間その支配を受けた。

### 森氏の家臣たち

森氏の家臣は開城から三〇日以内に退去を命ぜられた。それまでも経済的に窮乏し、日頃の生活にも難渋しているものが多かったので、家老の森三隆と長尾勝明は、実情を詳しく述べて、幕府に救済を哀願し、隠居の長継もつづいて懇願したので、幕府でもこれを聴き入れ、一月中旬、赤井・仁賀保の両目附に命じて、旧高五〇〇石未満、扶持取りや切米取りの総計二、七二六人に對し、一五〇日分の救助米合せて七、三三四石を支給させたのは、当時として異例の措置であった。

家臣たちの中には、再興した主家(長直家)に仕え、または三日月の森家(長俊家)、あるいは新見の関家(長治家)に召し抱えられたものもあったが、多くは牢人(浪人)となつて他国に赴き、幸運にして他藩に仕えたものもあり、また縁故をたどつて農村に入り鋤鋤をとつて帰農したものも少なくなかった。また、つぎに入封した松平氏に召し出され、その家臣となつて、この地に永住したものもあった。松平氏が入つた直後に調べた領内

在住の「森家浪人改」によると、香々美村の六人をは

じめとし、高野本郷・河辺・寺和田・大町・久世・大庭

の諸村に各二人、国分寺・日上・小中原・桑原・楢井・

余野の諸村に各一人が定住していた。そのうちもと年寄

用人(三〇〇石)の奥田江兵衛は余野、もと寺社奉行

(二〇〇石)の池田安右衛門は河辺とともに農を営み、

郡奉行(二〇〇石)の高井太郎左衛門は大庭村で、目附

(一〇〇石)の高井十太夫と、弓組預り(二〇〇石)の

岡源五左衛門の二人は久世村で、この三人はみな医業を

営んだ。その他にも、森氏の旧臣で美作にとどまったも

のは多かったようで、いまも当時の給判物や、旧記を

伝えている家が少なくない。当時浪人として城下を退去

した高橋某という侍が、高野神社の社頭で旧友と別れた

時、詠じた左記の一首が伝えられている。

えにしあらば 高野の神の恵みにて

またみまさかや 久米のさら山

森氏の後期に、最も記憶すべき人物は、長尾勝明(隼人)である。勝明の祖父出羽は、旧主福島家の改易後忠

政に招かれて、禄三、〇〇〇石の重臣に列し、その子共

勝(隼人また内膳)の時、功をもって加増されて四、〇

〇〇石となった。すなわち

勝明の養父である。勝明は

出雲松江の藩主松平氏の重

臣土屋左京の二男で、母の

生家の縁をもって津山の長

尾氏を継ぎ、あとを受けて

家老となり、貞享三年(一

六八六)、年三六で執権の要

職に挙げられた。そして幼

主長成を助けて弊政を改革

し、国用を節して治績をあ

げた。ことに泰平の世相に

かんがみ文治の面で顕著な

功績を残したことは、すで

に叙述したとおりである。

執権の座にあること五年に

して退隠していた。元禄一

〇年(一六九七)、除封の難

に遭うた際には、主家の存

続、国内の平安と士卒の救

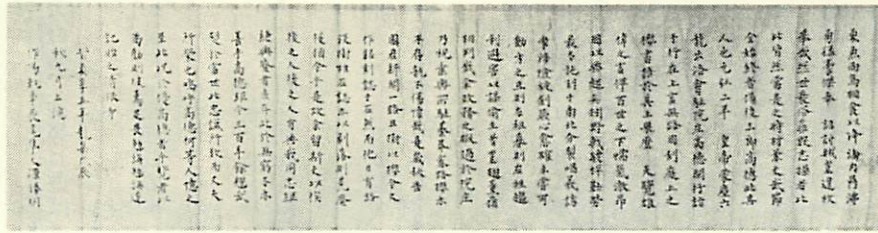


図99 長尾勝明の書 一院庄胎文一 (津山市院庄清眼寺藏)

濟に奔走し、その目的を達したあと生国出雲に退いた。

名を伊織と改め松江藩主松平氏に召されて禄五〇〇石を授けられ、宝永三年（一七〇六）、年五六をもって松江で没した。大正八年（一九一九）、正五位を贈られた。

津山駐在の幕領となった美作全州の民政は、津山代官に駐在を命ぜられた代官竹村惣左衛門・守屋助次郎・岡田五右衛門の手に移された。代官はその役所を、田町門外濠端に開設した。そしてその翌年

元禄十一年（一六九八）正月に新たに津山藩主にあげられた松平長矩（のち宣寛）が、その年五月封土を受領するまで、代官がここで政務を執った。また目附の赤松平右衛門・仁賀保孫九郎もなお津山に滞在して監察に当たった。

当時の代官所は森氏の家老各務兵庫の旧邸で、松平氏の入封後は家老大熊氏が居り、明治維新後は戸長役場が置かれた。現在の津山朝日新聞社などの地である。

つぎに当時代官の質問に応じて、町方と村方の扱いおよび年貢の収納について森家の町奉行・郡奉行が差し出した説明書きをあげて記そう。

○ 元禄十年十月津山総町方の儀、御尋ね遊ばされし趣、御返答書

一、津山屋敷の儀、高外にて無年貢に御座候哉の事

津山町方敷地の儀、御拝領高拾八万六千五百石の外に相見え、地子出し申さず候。

一、津山町数三拾三町これ有り、町名間口家数共に別帳に記し、指し上げ申し候。

一、町奉行裁許場御座無く候。出入これ有り候時分、町年寄宅にて吟味仕り、滞り候儀は私共宅にて詮議仕り候。

一、町中火事の節、三組に定め置き火消し申し候。右組合並びに火消し道具、別帳に仕り指し上げ申し候。

一、籠屋場所一ヶ所にて御座候。内に総籠一ヶ所・女籠

二ヶ所御座候。唯今入籠の者老人も御座無く候。切り

支丹籠に女老人居り申し候。是は宗旨奉行より書き上げ

仕るべく候。門番足輕四人にて相勤め申し候。中門

番并籠番は国中拾三人宛にて二日三日替りに相勤め申し

候。籠屋人食物相調え、その外籠内掃除等残らず仕

候。（下略）

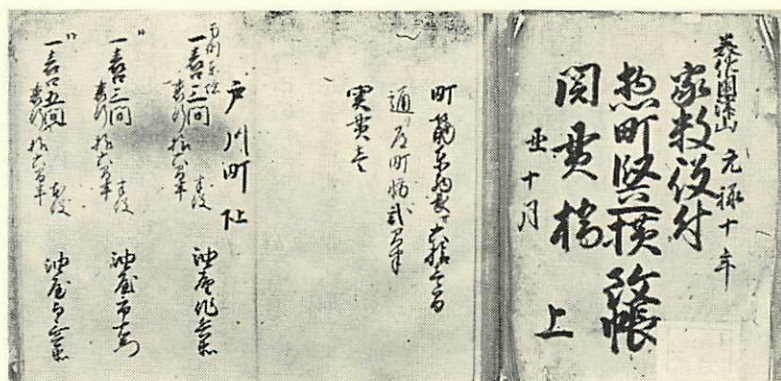


図100 元禄十年美作国津山改帳

一、当町市日いちびは御座無く候。

一、御城下寺社方、帳面に記し指し上げ申すべく候事、寺

社奉行より

書付指し上

げ申し候。

一、町役まちやくの儀、

御堀の掃除

さらへ人足

出し申し

候。その他

京橋・宮川

橋洗い掃除

仕り候。并

びに洪水こうずいの

節人足出し

土俵等仕

り、水ふせ

ぎ申し候。

つけたり  
付、町の

門番月行事

等仕り候。

一、徳守大明神とくもりだいみょうじんの祭礼、毎年九月十八日より十九日ま

でにて御座候。其刻下代げだい式人、同心の者拾人指し出し

警固仕り候。

一、津山町中、絵図えず指し上げ申すべき事。委細帳面にて

指し上げ申し候。

一、京橋・宮川橋・西今町橋・安岡町橋その外所々に土

橋・石橋御座候。美作守入用にて普請仕り来り申し

候。町方まちよりは仕り申さず候。

一、町方酒造米高の儀、私ども役儀の内改め御座無く候。

大年寄へ御尋ね成さるべく候。

一、津山町大年寄三人に扶持方の儀、帳面に記し指し上

げ申し候。

一、町方明屋敷あきやしき、并に取り上げ屋敷御座無く候。

一、町方より追放の者、近年御座無く候。

一、町方総人別帳、并に馬数改め帳、別帳仕り指し上げ

申し候。付、犬は毛付の改め仕らず候。

一、町奉行預り用心道具、別帳目録に記し指し上げ申し

候。

一、町人ども所持仕り候手舟、年貢ねんぐは出し申さず候。船

数帳面に記し指し上げ申し候。

一、津山町の内、東新町西新町裏に、美作守方へ地代出し家作り罷まかりあり在候。右屋敷は年貢地にて御座候。帳面に記し指し上げ申し候。

一、津山町方へ、美作守方より金銀米錢借方の者御座無く候。

一、町中船持、馬持の者には、美作守方より代銀貸し渡し、年符にて大年寄方へ取立て指し出し候。今少し残銀御座候。借り方の者ども帳面に記し指し上げ申し候。

右の通に御座候。以上。

森美作守津山町奉行

元禄拾年

河端与三右衛門 判

十月十日

同

平井久右衛門 判

竹村惣左衛門 殿

守屋 助次郎 殿

岡田 五右衛門 殿

(矢吹家文書)

○元禄十年十月郷中の儀に付き御返答書

一、年貢米江戸大坂廻しの運賃、居村より五里外は、駄賃遣ちんづかわされ候哉。

年貢米の儀、居村より津山蔵及び郷中諸所蔵元納め場までは道法の遠近に拘はらず百姓受、それより江戸大坂廻米は、百姓構かまへに御座無く、但し津山蔵納の分登し米の刻は、川戸まで持出し人足、百姓相勤め申し候。

一、川除普請場、領主入用か、百姓入用に候哉。

在方川除・井手堤・往還道橋普請の積り大庄屋

方より帳面差出し申すにつき、役人罷出まかりいで見聞

仕り、入用歩数を積り、美作守方より扶持方遣ふちかたつかわし

普請申し付け候。

一、新田畑開発等、年貢成らざる場所もこれ有り候わば、何年より相納め候哉。

新開仕り候えば大庄屋手前に記し置き、七年過ぎ

免付めんつきに仕り候。

一、伝馬宿てんましゆくに免除の地これ有る哉。諸役も同様の儀にこ

れ有る哉。

伝馬宿免除地、並諸役免除の儀、別帳に仕り指し  
上げ申し候。

一、領内大庄屋の給米は、領主より給せられ候か、郷中  
の与荷にて遣はされ候哉。

大庄屋給米は、奥引米を以て遣し申し候。

一、御城所々門松鋸入用は、百姓役に候哉。

百姓役に相勤め申し候。

一、郷帳の外、臨時の諸運上物これ有る哉。

臨時の運上物御座無く候。

右の通り書付け指し上げ申し候。以上。

豊田 九兵衛 岡 与兵衛

大野木弥左衛門 三宅七郎右衛門

團 半兵衛 高井太郎左衛門

川端 治郎太夫 (郡奉行七人)

竹村惣左衛門 殿

守屋 助次郎 殿

岡田 五右衛門 殿

(森侯入封三百年記念祭記事)

○元禄十年十一月 年貢米等の扱いにつき説明書

覚

一、米俵入は京榭三斗三升入り壹俵に仕り候。

一、年貢米に納め申す時は右三斗四升入り壹俵を、本石

三斗三升に立て遣し候。縦令えは年貢米百俵納め申す

時は、本石三拾三石の請取切手、百姓へ遣わし申し候。

一、大小豆俵入り京榭三斗五升入りに仕り候。または榭

の上に壹粒ならびに斗らせ候て、三斗四升入にも仕

候。これを中引と申し候。

一、大小豆納め申す時は、三斗五升入又は中引にても、

本石三斗三升到立て遣わし申し候。縦令えは大豆百俵

納め申す時は、本石三拾三石の請取切手、百姓へ遣し

申し候。

一、年貢請取切手の儀、石切手に仕り、遣し申し候。俵

切手には仕らず候。

右の通り書付差し上げ申し候。以上

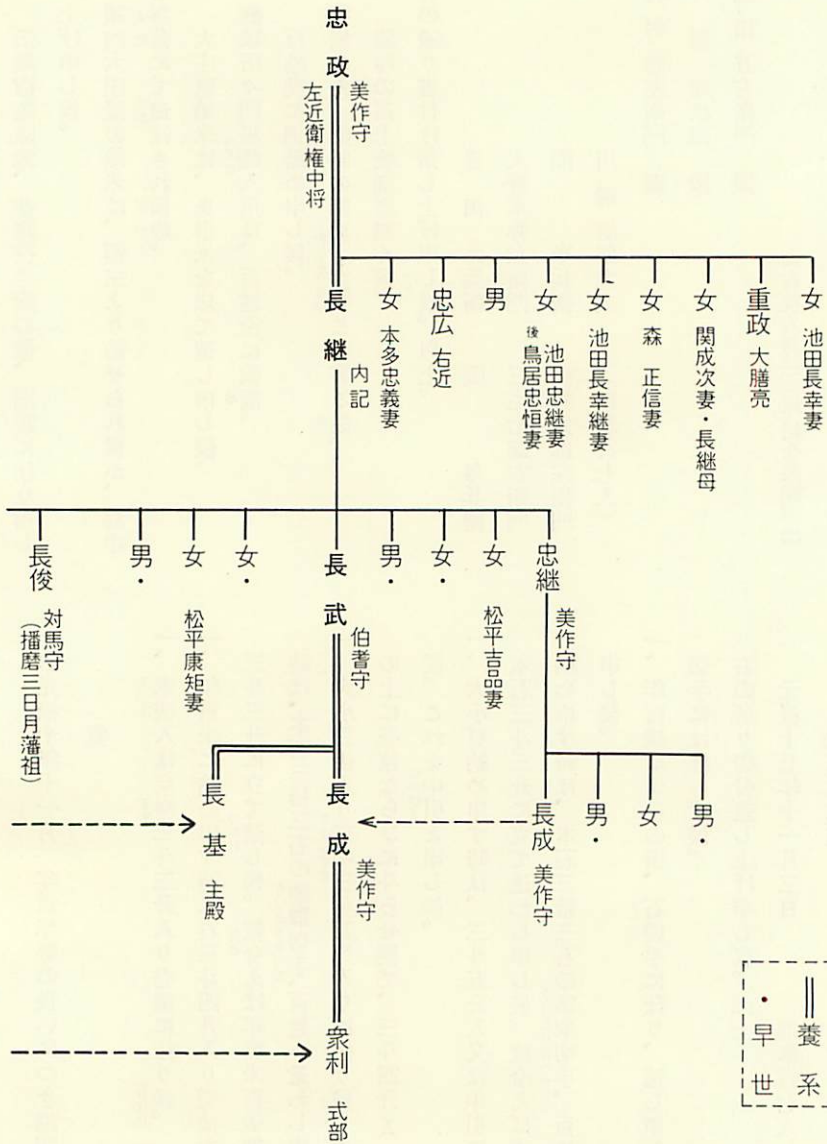
元禄十丑年十一月三日 郡奉行七人

代官三人宛

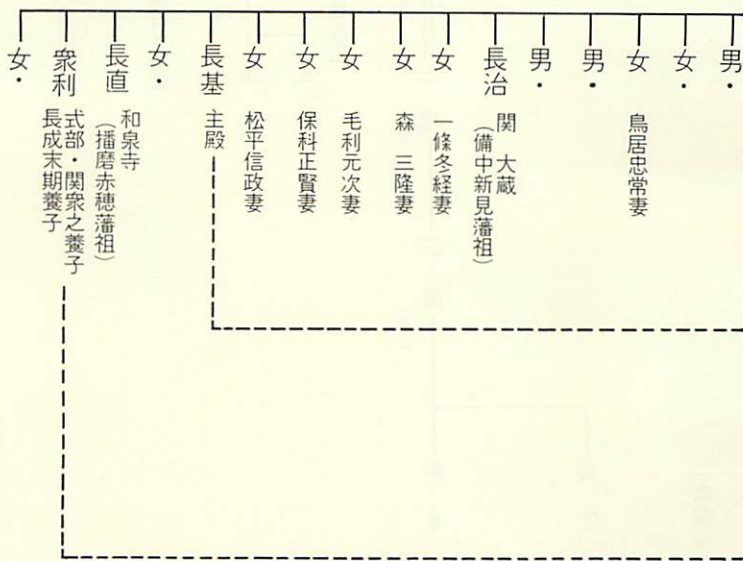
(美作国郡政旧記)



森氏略系(その二)

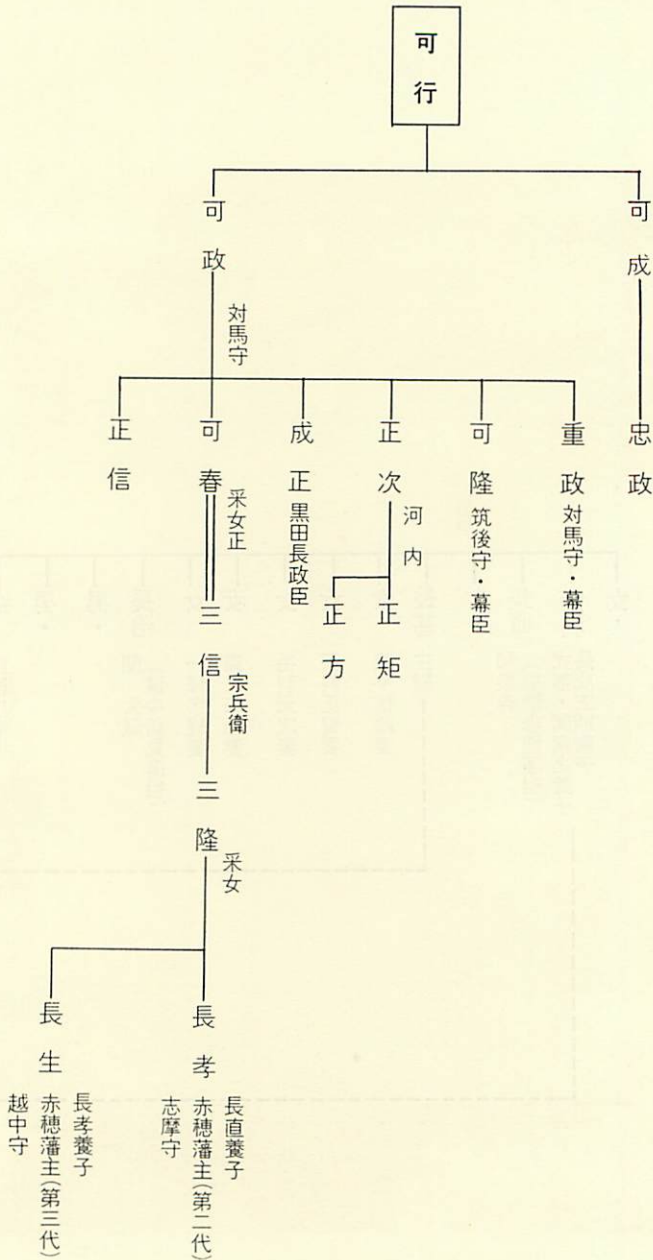


第三章 森氏と藩政



〔『森家譜』・『森家先代実録』による〕

(付) 森可政家略系



(『森家先代実録』による)

第四章

城下の発展



図101 近世津山の鑄物（津山郷土館蔵）

## 第四章 城下の発展

### 一、町政のしくみ

藩政のもとでは、町と村とは判然と区分され、町には町人が住んで専ら商工業を営んだ。藩はどのようにして町人を支配し、町人はどのようなしくみのもとで、日常生活をしていたかを述べよう。

#### 町奉行

町の支配を担当する藩の役人を「町奉行」という。町奉行は藩の方針によつ

て行政と司法の両方面にわたる政務を執行したが、日常の町内の細かなことについては、藩が町人の間から選任した町役人に任せて自治的に運営させた。

藩主の膝元である城下の安泰は何よりも大切なことな

ので、町奉行の人選には最も注意して、上下の信望ある有能の士を挙用した。町奉行関係の組織はつぎのとおりであった。

町奉行は二名で、家禄二〇〇石内外の家から選任し、ほかに若干の役料をつけた。二人で月交替の勤務を立て前とした。奉行所ははじめ今の堺町通りの西南、新魚町角に設けたが、正保二年（一六四五）にこれを改めて、奉行の自宅をもつてあてることとした。

それぞれの町奉行の下には、前章で述べたように、「下代」一人と「同心」一〇人内外がつけられた。下代は中小姓から出て、奉行の補佐にあたった。また同心は足輕から選ばれ、その一人は「書役」となつて文書の記録をつかさどった。その他の同心は奉行の手足となつて、い

ろいろの用務にあたった。

森家九五年の間に、町奉行として二一名の名が残っている。

### 年寄と五人組

町づくりの初め、藩は、来住した町人の  
中から、小豆屋次郎右衛門(神崎氏)・

角小豆屋七郎右衛門(同氏)・蔵合屋孫左衛門(山口氏)・

油屋孫右衛門(斎藤氏)・綱屋孫左衛門(牧尾氏)の五人を

総町の年寄(とより)にあげて城下の町人町全域にわたる諸般の事

務を扱わせた。当時これを「町年寄五人者」と呼び、町奉

行の支配のもとに置いた。その後城下の各町が成立する

に従い、町ごとにその住民の中から町の「年寄」を定め、

総町年寄の支配のもとでその町内の取締りに当らせた。

寛永(一六二四―)の初め総町の年寄役を「大年寄」

と改めた。寛永五年には山口太郎兵衛(蔵合屋)・児谷

郷左衛門・伊部矢太右衛門の三人が大年寄役にあがって

いた。ついで承応二年(一六五三)には大年寄として

山口勇蔵(蔵合屋)・伊勢矢太兵衛の二人の名が見える。

寛文二年(一六六二)には大年寄役に、蔵合孫左衛門

(山口氏)・油屋八十右衛門(斎藤氏)・笹屋九郎左衛

門(笹木または佐々木氏)の三人があつて、この後大年寄

役はこの三氏で世襲することとなった。(『地方日用記』による)

蔵合は本姓山口氏、寛文の頃屋号を苗字として孫左衛

門を襲名し、二階町門外に住んだ。油屋は孫右衛門を襲

名して元魚町西側に、笹屋は九郎左衛門を襲名して三丁

目北側に居り、みな自宅に役場を構えて執務し、大年寄

三人は月番交替で町政に当るのを立て前とした。

元禄(一六八八―)初年、森長成時代の分限帳には、「大

年寄三拾人扶持蔵合孫左衛門、同拾人扶持斎藤事油屋孫

右衛門、同拾人扶持笹屋九郎左衛門」と見えており、こ

の三氏がともに藩から重視されていたことがわかる。な

お大年寄は、扶持のほか、総町内の家屋の売買の際、

代銀の二十分の一を買主から徴収して手当にあてることが

が許されていた。大年寄の手もとはは大保頭若干人を付

けて、連絡などの用務に当らせた。

城下日常の政務の大半は大年寄の決裁に任せられた。

その執務について森藩末期の実例によると、大年寄は各

町年寄から出された願い・伺い・届け等で奉行に上申す

べき文書は、御用日(奉行の執務日)の前日中にこれを

奉行所に進達しておいて、当日午後その指示を受け、直

ちにこれを関係の町年寄に伝達するのが例で、緊急事項については直ちに奉行の決裁を受けた。また民事・刑事で奉行が訴訟を裁判する場合には、いつも大年寄が陪席した。のちの松平藩時代も、ほぼこのとおりであった。

各町の「年寄」は、大年寄の支配のもとで町内の庶務を扱った。多くは古くから来住した実力者を起用し、大年寄の推挙によって町奉行が任命することを例としたが、実際には世襲が多かった。別に給料はないが家役（家屋にかかる負担）一軒分を免除してその手当にした。

町年寄の員数は、町の大きさによって大町三人、中町二人、小町一人で、元禄一〇年（一六九七）には三人の町が一一町、二人の町が二二町、一人の町が二町であった。のちの松平家時代には、必要によって町年寄の下に何人かの組頭を置いて、年寄を補佐させた。

各町内には「五人組」の組織があった。五人組は隣接する五戸をもって組織の単位としたが、地域の実情によって、六戸・七戸または四戸の場合もあった。そして構成の要員である五人（五家の家長）はすべて家持ちに限られ、借家人は除外された。その組員中の一人を選んで「五人組頭」として組を代表させた。大年寄や町年寄は

五人組に加わらないで、組の監督に当たった。五人組は相互に助け合って生活を守り、かつ互いに違法非道のないように注意しあうことが目的とされたが、のちには、キリシタン宗や不受不施派の検察、浮浪人や外来者の監視、犯罪の予防などの警察的な責任も負わされ、治安維持の上からも重要な責任を課せられるようになった。

親子兄弟など家族間の揉めごと、近隣間の紛争などは、たいいてい五人組の間で解決させ、不能の場合は町年寄・大年寄の決裁を求めることとした。また家屋敷の売買などについても五人組・町年寄の同意を必要とした。上司に対する願い・届けは、五人組、町の年寄、大年寄の手順を要し、大年寄で決定し得ないことだけを町奉行に出させた。触れ・達しはその逆に通達され、借家人には家主から達するのを本則とした。

城下の町からは一切の「地子（地租）」を免じたが、別にかんりの負担があつて、これを「家役」と称した。これは、朝廷・幕府・諸藩主・藩臣が公用によって旅行する場合の駕籠・諸荷物等の人馬について、継送の定法による賃銭と実払い額との差額の補充、および城の堀さ  
らえ、枳形のますがた小修理、町の大溝おおみぞさらえの入用、大年寄の筆

紙墨料などの所要経費に当てるものである。これを毎年夏と冬の二期に分けて納入させたが、前期を「八朔割」、後期を「暮割」と呼んだ。すべて各家の大きさを間口によって計り、一軒役（本役）・二軒役・半役などに区分して町毎に役数を計上し、各家持ちから徴収して大年寄に納入した、従って借家人には家役の負担はなかった。

町人と農民との間には、厳しい身分制度の掟があった。町人が勝手に商工をやめて村に移って農業を営むことも、また農民が農業をやめて町に出て商いをするのも許されなかった。しかし農家の、跡取り以外の子弟が、村や町の役人の許しを得て武士や町人の家に奉公にはいり、あるいは弟子入りして職人になるみちもあった。

同じ町人の中でも、家持ちと借家人とでは、身分の上に大きなちがいがあった。家持ちは町の寄合に出る自由に発言することができ、借家人はいつも家持ちの下位に座らせられて自由な発言は許されなかった。家持ちと借家人との身分の開きがこのようであったので、勤儉力行して家持ちになることが借家人一般の願望であった。

## 城下の防火

火災の起こった時、これに対応する火消しの定めもきめられていた。

町人町はつぎの三区にわけて、各町から駆けつけて消火に当ることになっていた。

〔東組〕京町、中之町、船頭町、勝間田町、林田町、西新町、東新町、橋本町、材木町、片原町。

〔中組〕二階町、元魚町、新魚町、二丁目、三丁目、木知ヶ原町、吹屋町、美濃職人町、桶屋町、新職人町。

〔西組〕坪井町、宮脇町、安岡町、福渡町、戸川町、西今町、上・下紺屋町、細工町、鍛冶町、茅町。〔籠屋(生)〕河原町、小性町。

各町に用意を義務づけられていた火消し道具はつぎのようなもので、それぞれ町ごとにその個数もきめられていた。

手桶、張り籠、つるべ、梯子、うちわ、円座、かま、熊手、提灯。〔元禄一〇年美作国津山改帳〕

当時はまた火消用具の中に竜吐水も鳶口も見えていない。

また家中侍屋敷への消火出動についても、つぎのような規定があった。



家中侍屋敷の火消割

〔内山下〕二階町、木知ヶ原町、京町、片原町、材木町。

〔椿高下〕鍛冶町、新職人町、美濃職人町、元魚町、新魚町。

〔田町〕二丁目、三丁目、上・下紺屋町、細工町。

〔南新座〕船頭町、吹屋町、桶屋町、福渡町、戸川町。

〔西新座〕坪井町、宮脇町、西今町、茅町、安岡町。

〔上之町〕橋本町、林田町、勝間田町、中之町、西新町、東新町。

〔貞享四年（一六八七）二月定一「森家先代実録」〕

制札と法度

藩が領民に守らせる法を示したものに「制札」と「法度」がある。

一 制札

「制札」は城下の出入口や、郷中の要所に設けた制札場（高札場）に公示した札で、これには幕府から布達され、または藩で制定した「掟」や「定」などを掲げて、領民に実行を申付けたものである。



図102 城下の東大番所外の制札場  
(津山郷土館蔵)

つぎに示す制札文は、領国の中心である城下の東西大番所のかたわらの制札場に掲示したもので、これは城下だけでなく広く領内全般の民衆を対象にしたものである。全七札のうち第一から第五までは幕府の掟で、「奉行」とあるのは幕府の役人、また「美作」とあるのは領主森美作守長成である。第六・第七の両札は森藩の掟で、札面の河端・平井の両名はともに藩の町奉行である。

〔第一札〕

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり。自然不審成ものこれ  
あらば申し出づべし。御ほうびとして

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立ちかえりものの訴人

同 断

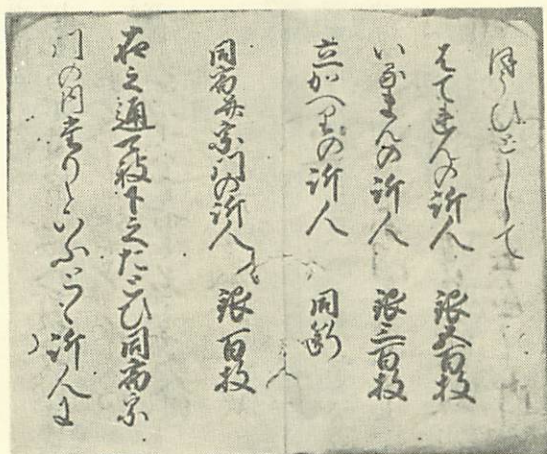


図103 きりしたんの禁制文（『元禄10年美作国津山改帳』）

同宿ならばに宗門の訴人 銀百枚

右の通り、これを下さるべし。たとい同宿宗門の内たりというとも、訴人に出る品により、銀五百枚これを下さるべし。かくし置き、他所よりあらわるるにおいては、その所の名主ならばに五人組まで一類共々、厳科に処せらるべきものなり。よつて下知件の如し。

天和二年（一六八二）五月 日 奉行

右仰せ出さる趣、堅く相守るべきものなり。

貞享四年（一六八七）正月 美作

〔第二札〕

諸国在々所々田畠あれざるやうに、入精耕作すべし。もし立毛損毛なき所申しかすめ、年貢等難渋せしむる族あらば、曲事たるべきものなり。

右先年仰せられの趣、堅く相守るべきものなり。

貞享四年正月 日 美作

〔第三札〕

一、忠孝をはげまし、夫婦兄弟諸親類にむつまじく、召仕ものに至るまで憐愍をくわうべし。もし不忠不孝のものあらば、重科たるべき事。

一、萬事おごりいたすべからず。屋作・衣服・飲食等におよぶまで、儉約を相守るべきの事。

一、悪心をもって、あるいはいつわり、あるいは無理を申し懸け、あるいは利欲をかまえて、人の害をなすべからず。惣じて家業をつとむべき事。

一、盗賊並びに悪党ものこれあらば、訴人に出づべし。急度御褒美これを下さるべき事。

付、博奕（ばくち）は堅くこれを制禁せしむる事。

一、喧嘩口論はこれを停止せしむ。自然これある時、その場に猥りに出向き、または手負いたる者を隠し置くべからざる事。

一、死罪に行わるるの族これ有る刻、仰せ付けらる輩の外、馳せ集るべからざる事。

一、人売買は堅くこれを停止せしむ。ならびに年季に召し仕ふ下人男女ともに拾ヶ年を限るべし。その定数を過ぐれば罪科たるべき事。

付、譜代の家人またはその所に住み来りの輩、他所に相越し有り付き、妻子をも所持せしめ、その上科なき者を呼び返すべからざる事。

右条々これを相守るべし。違犯の輩有るにおいては嚴科に処せらるべき旨、仰せ下さるなり。よって下知件の如し。

天和二年五月 日 奉行

右 仰出さる趣、堅くこれを相守るべき者なり。

貞享四年正月 日 美作

〔第四札〕

条々

一、毒藥ならびに、にせ葉種売買の儀、堅くこれを制禁す。もし商売仕るにおいては、死罪に行わるべし。たとい同類たりというとも、訴人に出る輩は、急度御褒美これを下さるべき事。

一、にせ金銀売買一切これを停止たるべし、自然持ち来るにおいては、両替屋にてうちつぶし、その主にこれを返すべし。ならびに、はずしの金銀、にせ金銀は金座銀座へつかわし相改むべき事。

付、にせ物すべからざる事。

一、寛永（一六二四—）の新銭、金子壹両に四貫文、勿論壹歩には壹貫文、御領私領共に年貢収納等にも御定の

員数たるべき事。

一、新銭の儀、いづれの所にも、御免なくして一円これを鑄出すべからず。違犯の輩これ有らば、罪科たるべき事。

付、悪銭・にせ銭・古銭、この外撰ぶべからざる事。

一、新作の慥たしかならざる書物商売いたすべからざる事。

一、諸色しよしきの商売、あるいは一所に買い置き、しめ売り、あるいは申し合わせ高値たかねにいたすべからざる事。

一、諸職人申し合わせ、作料手間賃等高値にすべからず。惣そうじて誓約をなし、徒党を結ぶ儀、曲事たるべき事。

右条々これを相守るべし。この旨もし違犯の族これ有るにおいては、厳科に処せらるべきものなり。よって下知件の如し。

天和二年五月 日 奉行

右仰せ出さる趣、堅くこれを相守るべき者なり。

貞享四年正月 日 美作

〔第五札〕

覚

捨馬すてまの儀に付き、段々これを仰せ出され候ところ、頃日けいじつ

も捨馬仕り候者これ有り候。急度御仕置仰せ付けらるべく候えども、まず、この度も流罪仰せ付けられ候。向後捨馬これ有るにおいては、重科に行わるべき者なり。

十二月 日

右仰せ出さる趣、堅く相守るべき者なり。

貞享五年正月 日 美作

〔註〕この捨馬禁止令は、綱吉將軍が頻発ひんぱつした「生類憐あわれみ令」の一つである。

〔第六札〕

定

一、旅人一夜の宿はかすべし。二夜に及ぶ者は告げ来るべき事。

一、津山より勝間田村かつまだむらまで式里しきり三拾壹丁ちゅうじゅういち、駄賃は銀壹匁だちん六分七厘、壹里に付き五分八厘宛あて、坂川かきまし共どもに。

一、津山より坪井村つばいむらまで三里、駄賃銀壹匁七分四厘、坂川かきまし共どもに。

一、津山より香々美中村かかみかむらまで式里拾丁、駄賃銀壹匁三分六厘、坂川かきまし共どもに。

一、津山より弓削村ゆげむらまで四里拾丁、駄賃銀式匁五分五厘、

坂川かきまし共に。

一、津山より木知ヶ原村まで四里拾三丁、駄賃銀式匁五分式厘、坂川かきまし共に。

一、津山より関本村まで五里、駄賃銀式匁九分、坂川かきまし共に。

一、芎駄荷 三拾六貫目。

一、乗懸荷 拾六貫目。

一、步持荷 五貫目。日用賃本駄賃半分たるべし。

一、雨風夜中に寄らず、人馬滞り無く出すべき事。

右条々堅くこれを相守るべし。違背せしむるにおいてはは越度たるべき者なり。

貞享四年正月 日 川端唯四郎

平井久右衛門

〔第七札〕

覚

一、雑穀 一、材木 一、竹

一、たばこ 一、くまのかわ 一、しかのかわ

一、うるし 一、うるしのみ 一、紙

一、かうそ(楮) 一、牛ろう 一、まわた

一、あさのを 一、木わた 一、石ばい

一、えご 一、こんやはい(紺屋灰) 一、ごま

一、たきすみ(木炭) 一、あい 一、油

一、薪 一、川魚 一、諸鳥

一、大和柿

右品々諸色当川船積み下し、女人または手負い人乗

せ他国へ出る事、先規よりこれを停止せしむ。川船番

所において相留むというとも、あるいは川船より他の

地へぬかし、または陸地より女人の外密々に他国へこ

れを遣わす由、その聞あり。今より以後いよいよもつ

てこれを堅く禁止せしむる事。

一、他国の高瀬船たりといえども、制法の荷物少しも積

み下すまじき事。

一、在々の商人多数入り込む事、百姓中費えにつき、今

より以後諸商人猥りに在々へ参る儀、これを停止せし

むる事。

右条々堅くこれを相守るべし。もし違背の者これ有る

においては、咎の軽重に随い、あるいは過料、あるいは

籠舎、死罪に行われ、訴人に出づれば縦同類たりという

とも咎をゆるし、御褒美としてその荷物残らず、銀子式

拾枚相添え、これを下さるべし。

右の趣、町々年寄、家持、借家末々まで、これを触れ知らすべし。自然存ぜざるものこれ有らば、其町の年寄・五人組越度たるべき者なり。

貞享四年正月 日 川端与三右衛門  
平井久右衛門

(元禄一〇年美作国津山改帳)

― 法 度 ―

法度のうち、長継の時、明暦元年(一六五五)のものと、長成の時、貞享四年(一六八七)のものを示そう。文辞の難解の点や、また伝写による誤りかと思われるところもあるが、当時の社会状態を見ることができると思われるので、原文を読み下しに直して示すことにする。

〔明暦の町法度〕

おきて  
掟

一、喧嘩口論は是非を論ぜず御法の如く双方死罪たるべし。人を殺し逐電せしむる者は、穿鑿の上急度申し付くべきなり。もし荷担これ有らば、その咎本人より重

かるべき事。

一、被官人の喧嘩ならびに盜賊の科は、主人に懸くべからず。然りとはいえども請人これ無き者抱え置き、穿鑿の砌欠落致すにおいては、主人に預け置くべく、その町人ならびに主人の親類は、彼の走る者を尋ね出すべき事。

一、童子の口論は沙汰に及ばず、双方の父母制詞を加うべきのところ、還つて荷担せしむる者は曲事たるべき事。

一、童子誤つて朋友等を殺害するも死罪に及ぶべからず。但し、十三歳以上の輩はその難を遁るべからざる事。

一、町の年寄五人組の相談を用いず、愚意に任かすの輩は曲事たるべき事。

但し、年寄に非分これ有らば、町内一同訴状を差し上ぐべし。穿鑿を遂げ急度申し付くべき事。

一、買ひ懸け、その外負い物これ有る者死去せしめ、衆中ならびに口入れの輩有らば彼の方へ催促すべし。証人無きにおいてはこれを還すべからず。相続の子有らばこれを弁償すべし。親の負い物を相済ますべき事勿

論なり。子の負い物は親に懸くべからず。然りといえども、親加判せしめこれ有るにおいては、その償いを遁るべからざる事。

一、父母の制詞を用いず、年寄五人組の異見を承引致さざる者これ有らば、召し列れ来り、まず籠舎せしめ、その上覚悟を直さざるにおいては、親切久離追ひ払うべし。万一父母に対して遺恨を存すれば、彼の者を町中より捕え来るべし。町中引渡し死罪に行うべき事。

一、父子の出入は諸親類ならびにその町中これを扱うといえども、同心無く目安を指し上げ対決に及ぶ輩は、穿鑿の上、子非分たらば父の所存に任せ、不孝の科をもつて、或は籠舎親切久離追ひ払うべき事。

一、兄弟の出入は、互に愛敬を知らず無道の輩、対決の上、道理無くば急度誠むべき事。

一、夫婦の出入は、離別の女先年申し出しの如く舖銀・衣類等早速これを戻すべし。難渋せしむるは曲事たるべし。女相果てし跡舖銀等の出入は、前廉書き出しの如く沙汰致すべき事。

一、町人家人の出入これ有りて、目安を差上げ対決に及ぶ輩は、主従の礼を知らず、家人に非分これ有るにお

いては、籠舎申し付け、その上は主人の意に任せ、道理無ければその沙汰有るべき事。

一、家財を惣領に譲り、重ねて次男に譲与する輩、兄の訴訟といえども、存命の内疎意有るに依り、後判所持を（するときは）父の意に任すべし。

但し、継母の讒言にて、惣領の不孝無ければ家財を分け遣わすべき事。

一、父母の同心無き娘を、理不尽に奪う事は狼藉なり。訴え来たるにおいては彼の男を誠むべき事。

一、妻女、夫の家財を得る者は、夫の親類をもつて養子か、または夫の後世を訪ふべきのところ、程無くば若年者を求め、諸親類ならびに、その町相談をもつて、これを計らうべき事。

一、夫相果て、相続の子無ければ、家屋敷は後家進退せしむ。程無く下人と密通せしめて、亡夫の恩を忘れ諸親類を憚らざる女はその町を払い、夫の親類相談をもつて屋敷相続致すべき事。

一、他人の妻に密懐の輩、その所において男女ともに討ち留むるは有るべからず。子細証拠分明にしてこれを申し出づれば、穿鑿の上男女同罪に処すべし。しかる

上は私に遺恨を遂ぐべからざる事。

一、放火人、一人に対し意趣有るをもつて多人の苦を成す輩、はなはだ重科の至りなり。もし盜賊をなし放火せしむる者は、はなはだ罪科軽からざるをもつて、先例の如く親子兄弟同罪に処すべき事。

一、公事人、双方町中の者これをはなすといえども承引なく沙汰に及ぶの輩は、対決の上同心致さず非分たるにおいては、急度申し付くべき事。

一、謀書謀判の輩は、かねて申し出しの如く嚴科に処すべし。執筆の者も勿論同罪たるべき事。

右の条々数度これ有るに依りこれを書き出す所、今より以後此の旨を相守るべし。商売その外万事御仕置の儀、度々触れ知らせ、いよいよ違犯すべからざるものなり。

明暦元年十月十三日

〔作州記〕

〔貞享の町法度〕

条々

一、忠孝を励まし礼儀を正するは天下御教戒の儀、末々に至るまで堅くこれを相守るべし。その上にて父母兄弟への心入れ厚く、主人朋友への務め実なる者これ有るにおいては、賤者といえども奉行所へ告げ来るへ

し、その分限

に應じて御褒美下さるべき事。

一、切支丹宗門ならびに不受不施宗門は天下御制禁の儀、常々堅く申し触れ候といえども、なおもつて油断無く穿鑿せしめ、少しにて

も烏散なる者これ有るにおいては、早々奉行所へこれを訴うべし。もし脇より露頭せしむるにおいては、その町中吟味を遂げ罪の輕重を量り、急度曲事に申付くべき事。

一、賭の諸勝負禁止の儀常に申し付け候といえども、密々の興行これ有る様に相聞え候。その内訴人に罷り出

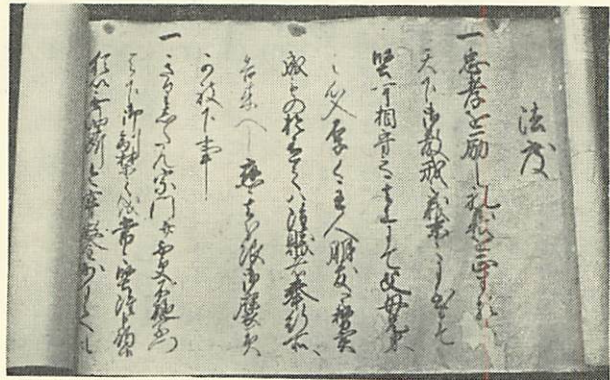


図104 元禄時代町法度（貞享と同文）  
（玉置文庫・津山郷土館寄託）



で候わば、同類たりといえどもこれを免すべし。もし脇より相知れ候わば、年寄五人組越度たるべき事。

一、盗人火付体の悪人知れ候ても、公儀へ相断り候義六ヶ敷く存じ、内証にて追放候様に相聞え候。今より以後はその町内年寄まで相断り、年寄方より奉行所へ申し達すべし。その町の費これ無き様に申し付くべし。もし隠密にて脇より知れ候わば、年寄五人組越度たるべき事。

一、火の用心油断無く申し付くべし。夜、拍子木の者の時々の数打ち、辻番月行事懈怠無く相廻り、四ツ時過ぎ候わば、一時々々にその町裏町横町借屋等まで残らず申し届け、内より相答え候まで門を叩くべし。

付、火事の節、火消し町割り先規の如く相守るべき事。

一、夜中知れざる荷物俵物の類惣て烏散なる物持ち廻り、奉公人たりといえども、辻番所におさえ置き、早速その町内年寄まで相断り、年寄方より奉行所へ申し来るへし。もし左様の族のもの内証にて指免し、脇より相知れ候わば、その町年寄不届たるべき事。

一、喧嘩は双方の越度勿論なり。ならびに主人親方へ対

し、不義慮外の族これ有るにおいては、その品により、あるいは死罪、あるいは追放たるべし。惣て誓約をなし徒党を結ぶの輩あらば、急度曲事に申し付くべし。

付、諸奉公人その外何者に依らず町方へ参り無理を申し懸け、町人難儀せしむるにおいては、たとい侍たりといえども晝夜に限らず奉行所へ告げ来るべき事。

一、町方より何事に依らず願いの儀これ有るにおいては、その者の五人組へ相断り、其町の年寄へ申し入れ、それより大年寄まで申し届け、奉行所へ申し達すべし。ならびに町内凶事出来、急なる儀はその町年寄直ちに奉行所へ申し来るべし。惣じてこまかなるものにも、江戸へ罷り越し上下の御屋敷において訴訟がましく相願うの儀、堅く停止の事。

一、売買物の儀につき、下より縁を求め様々調義仕り望み申す儀、堅くこれを停止す。

付、在郷小商に参り候は、味噌・塩・鯛・油の外無用、所々の出買い堅く停止の事。

一、家売買の儀、その町の年寄聞き届け、障これ無きにおいては、大年寄へ申し入れ、それより奉行所へ相違

すべし。奉公人の家売買、通筋とおりすじにて無用。但し只今まで持ち来たる家、奉公人より奉公人へ売買の儀苦しからず。今より以後名代をもつて売買すべき也。通筋の外にては、奉公人へ売買勝手次第。もつとも名代をもつてこれを売買すべし。もし名代の者凶事出来、家屋敷まで取上げ申す儀これ有る節は、吟味をもつて奉公人の家はこれを指免さしゆるすべし。もしまた奉公人より凶事仕出し候えば、町並の儀に候えば、名代をもつて吟味を遂げ、その罪もつとも奉公人へこれを還すべし。品により奉公人呼び出し、吟味を遂ぐる儀もこれ有るべし。御直おんじきの給人へ売り候儀無用。但し屋敷これ無き衆へ売り候事苦しからず。もつとも右定め作法たるべし。町宅の奉公人居り屋敷の外、他町に別家相求め候事無用。もし居り屋敷狭く隣家を買ひ添え候事は苦しからず。ただ今までは家買主式拾歩一差し出し候えども、当年より申まゐる歳までこれを免すべし。

付、町のはずれあるいは裏屋に、庄屋百姓どもへ地質候て家作らせ候儀これを停止す。もし密々にて隠し置き脇より相聞こえ候わば科銭たるべし。在郷より庄屋百姓ども城下へ罷り出で候節、町屋におい

て諸事無作法ぶさほうなる体、驕おごりがましき儀これ有る様に相聞こえ候。今より以後左様の族やからこれ有るにおいては早々奉行所へ告げ来るべし。もし油断せしめ脇より相顕あひあらわるるにおいてはその家主これまた科銭たるべし。訴人に罷り出で候ものこれ有らば御褒美下さるべき事。

一、沓か月切りの借屋借し申し候わば、その者右に居り申し候宿主別義無きの段聞き届け、その上にて借屋請うけ兩人相極め、宗門寺切手等も埒明らちあけ、その町年寄五人組へも申し届け、同心においては貸し申すべく候。

付、宿賃の儀先年定め通りに致すべき事。

一、質物利上げしちもつりあの儀、今より以後はその定め約束相延び候わば、一旦いつたんその主に相断り、その上にて十日相待ち売り払い申し付くべし。米質しちの儀二割、銀質は壹割半にてこれを取るべし。その内の利は相対たるべし。ならびに借米の儀も式割、借銀は壹割半たるべし。その内納め崩し借用の儀は、銀米ともに相対たるべき事。一、質物取り候儀、銀式拾目より上は請人うけにんを取るべし。不吟味にて盗物取り候て、盗まれ人取り返し候時は、その取り候代物の内半分損を致し、半分の代物にてこ

れを渡すべし。自然隠し置き奉行所より相触れ候上にて露頭これ有るにおいては、代物損を致しこれを返すべし。なおまた吟味を遂げ、罪の軽重に随いて、自然請これ有る質物にも盗物などこれ有り候て、盗まれ人取返し候時は、早速これを渡すべし。その取り候代物は、請人より辨させ申すべく候。これまた隠し置き、奉行所より触れこれ有り候上にて相頭れ候わば、その代物損致させ、その上にて罪の軽重に随いこれを処すべし。もつとも請人の儀は急度申し付くべき事。

一、家持ち候者、他国へ罷り越し候わば、先達<sup>さま</sup>て大年寄へ相断り、それより奉行所へ相達し、返答に任すべき事。

付、親類の内不届者<sup>かどきもの</sup>これ有り勘当仕り候わば、これもまた大年寄へ相断り奉行所へ相達すべし。かの者悪事露頭の上相断るといへども証拠とすべからず。一、下代ならびに同心の者、町方にて不義これ有り、または奢がましき儀<sup>おごり</sup>これ有り候はゞ、早速歩行目付<sup>かちめつけ</sup>へ訴うべき事。

一、男女出替り奉公人、約束相究め候上にて、断り無く私言をもって主を取り替え候わば、その主人より先々

まで構い申すべき事。

一、他国商人一切入れ申すまじく候。前々より来り付け候者は各別の事に候えども、いよいよもつて宗旨請け、宿請け等埒明<sup>らちあ</sup>け、その町年寄五人組へ判形いたし、書付指し出すべし。すべてその商人へ御法度の品々申し聞かせ、ならびに家中侍中へ諸事慮外がましき儀仕らざる様に申し聞かすべし。

付、他国より縁者親類知音等見廻罷り越し候わば、その町の年寄五人組まで申し届け、書付をもつて大年寄へ相断り、それより奉行所へ申し達し、下知に随うべき事。

一、他国者に断り無くして二宿致さす事、これを停止す。前々より一宿泊まり苦しからずと申し出だし候につき、一宿ずつ所を替え、逗留仕り候様に相聞こえ候間、向後吟味の上にて越度申し付くべき事。

一、操り師・狂言師・猿牽・遊女野郎・膏葉売・虚無僧一宿にても宿借す儀、これを停止す。密々に隠し置く者これ有るにおいては、密々これを訴うべし。たとい同類たりといへどもその科を免すべし。脇より相知れ候わば、その分限に應じて過銭出さすべし。

付、一宮市の時分は、なおまた鳥散なる者宿借り申す様に相聞こえ候。歩行目付をもつて聞き合わせ、急度吟味を遂ぐべき事。

一、祝儀無祝儀の時分、座頭、布施物取り候儀、端々狼藉申し懸け候様に相聞こえ候。高百石に百文之を取らすべし。貳百石より貳千五百石まで百石に付き五拾文宛の積にこれを取らすべし。貳千五百石以上は貳貫文、町方郷への儀、施主心次第に応じこれを取らすべし。もつとも狼藉がましき義致すまじき事。

右条々今度これを定め訖んぬ。これ皆国家の制、人事の法なり。堅くこれを守り違犯すべからざるものなり。

貞享四年卯三月廿一日 河端 唯 四郎 花押  
平井 久右衛門 花押

〔森家先代実録〕

〔玉置文庫〕蔵本 元禄二年正月十五日  
〔作州記〕所載 元禄四年正月二十日  
ともにみな同文かつ奉行も同名である

## 二、町人と商工業

商人町と 町人にはその職種によって商工の別があり、町家もまた商人町と職人町とに

分かれていたことや、職人町では同職は同町に集居することを本則としていたことは前章に記したが、なおこれについて元和八年十一月の同職を同町に集居させる命令と、寛永元年七月の工商心得などの触によって、解明しよう。

〔元和八年（一六二二）の「条々」〕

一、古国、工商人を集めて町を造りこれに居らしめ、町人と号す。町人の内、工は都て同職の者同町に軒を並べ、商またあらかじめ同業の者同町に店を並べ市を成し、八百万の物を調進して衆人の用度を達せしむるは建国の掟なり。同職の者すべて軒を並ぶる時は、相互に朝夕見聞する処の細工、甲は乙の宜を取り、乙丙は甲の宜に習い、相互に且暮見聞して国土流行品を覚り、土地日用の器物を知り、相互に助合して自然利益を得。また衆人物を誂え、夜事々々その町に至り、もし甲に欠くあらば乙に有り、乙に不足あらば丙に足し、注文誂ものもまた然り、甲に差し支えあらば乙に注文し、乙に疑いあらば丙に誂え、時日を過ごさずして用度を達せしむ。これ四民便利の為、町を造る所以

なり。しかるに中興町を造るも工商互いに入交り住居して、調進用度の掟を知らず、心得違ひの事に候。町人

ども以後古国の掟に習い、工は必ず同町に軒を並べ、商は成るたけ同業同町に店を構え住居致すべき事。

一、工商人共心得方は追つて達し候事。

一、古国の掟に習い、御城下町人ども屋敷地は無年貢とし、また工商業の運上銀差し免し候事。

右の通り相達し候間、町人どもその意を得、向う三か年間に入り替わり出替り、同職同業に相並び候様致すべし。もし相背くにおいては越度申し附くべきものなり。

壬戌霜月日  
(元和八年十一月)

駒井惣左衛門

(『美作一国鏡』)

〔寛永元年七月(二六二四)の「条々」〕

一、工商の輩職業の余暇に農を営むは差し支えこれ無く候えども、工農にして商業相成らざる義と心得うべき事。

但し、工業はこの限りにこれ無き事。

一、商業相営むものは当年霜月限り願い出で、商業株相請け申すべく、以後商業株これ無きものは、たとえ町

内に住居致し来り候ものといえども、御用人の外は追ひ払うべき事。

但し、向後出居致したきものは本居の奥書をもつて願出で申すべく、左候わば差し申し申すべき事。

一、工職の内鍛冶・紺屋・吹屋・鍛風呂・振梓職も工職株願ひ出で相請け申すべく、以後工職株これ無きものは職相成らざる事。

但し、その職弟子にして親方離れ致し工職致したきものは、親方奥書をもつて願ひ出で申すべし。

左候わば差し免し候事。

一、工商人ども、注文先買先の旦那に対しては丁寧実躰に相働き、無礼の言葉遣い無作法の所為相成らざる事。

一、出売出買の輩、郷中へ出入り候砌丁寧に致すべく、押売り押買相成らず候事。

一、御城下町人ども、御殿ならびに御家中より御用これ有る節は袴をはき罷り出で、無礼これ無き様致すべき事。

一、倉敷・久世・勝山は御城下並に工商業差し免す事。

一、継ぎ立て駅場、継ぎ立て御用差し支えこれ無き様致

す限りは工商業同様差し免す事。

一、温泉地も工業差し免す事。

一、郷中において商法差し免し候場所は、下町・江見・  
 檜原・真加部・檜・福本・木知ヶ原・大戸・弓削・福  
 渡・多津田・西川・鹿田・落合・一宮・小中原・馳部  
 等につき、この外村々において商業相成らず候事。

一、郷中村々百姓ども、日用の大工・桶屋・左官は制度  
 外と相心得べき事。

右の趣相達し候間、末々までその意を得て堅く相守  
 り申すべき事。相背くにおいては越度申付くものなり。

甲子 七月 日 駒井惣左衛門

(寛永元年)

宮田権三郎

(美作一國鏡)

藩の用聞き

城下に住む商人や職人たちは、いずれ  
 も藩主をはじめ、その家臣たる侍や、

町の人々に必要な物資の調達や労役の提供にあたった。

中でも直接藩主の需要に応ずるものを「用聞き」あるいは

「用達」と呼んで、諸町人の中では高い地位をもち、ま

た同職仲間ではいつも優位に置かれた。

元禄一〇年(一六九七)の改書では、「用聞町人」はす

べて六八人あつて、そのうち四

七人には藩から

四人扶持ないし

一人扶持を給せ

られた。ほかに

町に住む鉄砲師

一人には一五〇

石、大工頭二人

には各一〇〇石

の知行を与え、

また鉄砲磨き一

人には給米三〇

石と一〇人扶持を付けて、ともに家中侍同様の待遇を与

えた。

用聞の中で最も重要な役とされたのは「蔵元」で、町

の「改帳」には「蔵本」と記されている。郷中の村々か

ら藩に納入された年貢米のうち、販売にあてるものを一

手に引き受け、大坂などに輸送して売りさばき、その代

銀を藩に納付する役であった。また藩の必要に応じて金

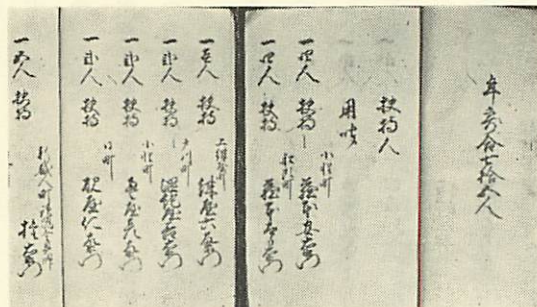


図105 元禄10年美作国津山改帳 一用聞き商人の一部一

銀を立て替え納入せねばならない場合も多く、従って藩の経済上に大きな力を持っていた。また藩の用務をつとめる、いわゆる「津山船」と称する高瀬舟の管理も、一切蔵元の支配にゆだねられた。

森藩では、船頭町の熊野屋太郎右衛門（山口氏）と、小性町の小折屋安右衛門の二人を蔵元とし、四人扶持を給した。のちの松平藩もまたこの制度を継承し、明治四年に至って廃止した。

その他刀鍛冶・研ぎ師・柄巻き師・矢師・具足師・鞆師・鉄砲金具師、および硯屋・松物屋・置屋・紺屋（染物工）・大工・鍛冶屋・鋳鈍屋など四〇余人は若干の扶持を受けた。そのほか八百屋・麴屋・飼葉屋（馬の飼料商）・秤屋・菓子屋・白銀屋（銀細工）・切革屋（革細工）など、二〇余人の無扶持の用聞があった。

**座と株の** 元禄（一六八八）のころになると、**はじめ** 藩主に営業上の特権を認められて、企業を独占し、その代わりに年々の運上銀また異加銀を上納する商人が出現した。その初見は秤屋と木綿実座の二種である。

秤屋は当時の計量通貨であった銀の量を計って、包紙

に証印を押して通用に供する役で、かけ賃として一〇〇匁について三匁ずつ徴収した。その使用する計量器は承応（一六五二）以後幕府が指定した京都の秤座、神善四郎が製造したものに限定された。また領内で使用する計量器を取締まるのもこの秤屋の役目で、中世以来乱れていたこの地方の秤の制も幕藩の強い権力のもとで統制されたのである。この秤屋を命ぜられたのは木知ヶ原町（堺町）の甚左

衛門と元魚町の長右衛門の二人で、ともに元禄初年ごろから毎年運上銀二〇枚（八六匁）を納めた。

**慶長（一五九六）**元和以後、綿の需要が急速に伸びて、近畿中国などの各地

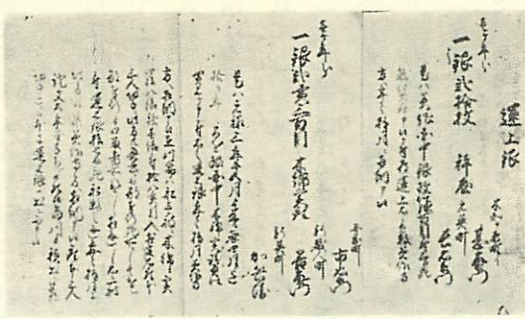


図106 元禄10年美作国津山改帳 一運上銀の部一

ではその生産が年々盛んになった。この美作国内の各村でもその栽培が行われ、寛永の末年（一六四三）には安岡町に「木綿屋」と名乗る商人もできて、木綿の取り扱いが盛んになったといわれる。この地方の木綿栽培は播磨から伝わり、生産した品の売りさばき先もまた播磨方面が多かった。貞享年間（一六八四—）、安岡町の長右衛門と新職人町の善左衛門と嘉兵衛とは「木綿実座」を許され、木綿実の取引を独占し、元禄二年（一六八九）からは年々銀二貫三〇〇匁の運上を納めた。

〔津山市中諸運上調書〕

その他、製造販売の特占権を許されたものに「飴座」（後には「糖座」とも）があった。美作国内の甜味材料たる飴の取引はすべて油屋（齋藤氏・元魚町）に限られ、この特権の始まりは元禄以前（年月不詳）で、落への運上の規定はまだ見あたらない。

町の商業取引で最も重要な立ち場にあったのは「米仲間買」で、これも藩の許可を受けた特定の商人に限られ、藩から払い下げる蔵米や家中侍の俸禄米などを大量に引き受けて、これを町の小売商に流し、やがてこれが一般

町人の手もとに出廻るのである。元禄一〇年には城下に一人の米仲間買があつて、盛んに米穀の取引に当つた。ほかに藩の許しを得て他国から米の買入れに来る商人も少なくなかつたので、これを相手にする「米買い他国商人宿」六軒が指定されていた。その宿主はおのおの他国商人の身元を引請ける責任を負わされた。

米穀の生産増加につれて、酒造業もまた盛んになった。元禄一〇年、城下の造り酒屋は八一軒を数え（他に本年不造一八軒）、その分布は中央部四三、東部二九、西部九である。もとより当時の造酒は全く小規模な手造りで、造石量も一〇〇石を超えるものは僅か二軒、他はみな零細なものばかりで、全石数の計も一、九八〇石に過ぎなかつた。（以上は「元禄十丑歳酒造米高帳」）。ほかに自国請け酒屋一三、他国請け酒屋五軒があつて、みなその営業権は「株」として藩の公認を得たものであつた。これらの株の権利の取得のためには、冥加銀などの名目で、藩に銀の上納を必要としたのはもちろんである。元禄以後の松平藩になると、株の種類はしだいに増加して、幕末に近い天保年間（一八三〇—）には十数種を数えた。



商品の流通と商人

一七世紀の後半、貞享元祿のころに生活も向上し、貨幣の流通が発達してきたので、美作各地でもいろいろの物産ができて、津山城下に集荷されるようになった。しかし後年に見るような特産というべきものは、まだ少なかった。

この頃は農山村の各地では、米麦などの生産のかたわら、貨幣取得の必要からつとめて貨幣に換えられる諸物資の生産に励んで、これを町に売り、また町の商人たちも、必要な資金を貸与してこれを援助した。このようにして生産された物産は、町の間屋を通じて町内の需要に応じるほか、船荷や陸荷によって他の地に売り出された。

津山城下に出回る物産のうち、前に挙げた制札第七札（前節151頁）に示した二五品は、四代長成が相続した直後の貞享三年（一六八六）七月、町奉行からの「定」として船荷による国外積み出しを禁止していたものである。

これらの品は、食料・建築用・燃料灯用・繊維皮革・工用原材などの諸般にわたり、すべて国内各地の農山村の生産で、盛んに城下に集荷されて広く民衆の需要に供せられた。中に古くから品質優良をもって聞こえた美作

の「紙」と、近世に入って美作の西部や南部などで栽培が盛んになった「たばこ」の見えることが注目される。

貞享三年の禁令に、(右の品々を)「当舟積下す儀、先規より堅く停止せしめ訖んぬ」(「作州記」とあることによれば、この禁令はその以前から出ていたものとも思われ、その半年後の貞享四年正月、また前掲のように町奉行よりの「覚」として船荷陸荷ともに移出を厳禁したのである。その文に「先規よりこれを停止せしめ、川筋番所において相留むというとも、あるいは川船より他の地へぬかし、または陸地より密々に他国へ遣わす由、その聞えあり」(「津山誌」とあることから考えると、商品物資としての価値が高かったものである。これらの諸品は国内の需要にあてられたあと、その余剰を国外に移出したのであったが、商人たちがより高い利潤を求めて国外移出を競い、このため国内での必要量の不足を生じ、または価格高騰の弊を生ずるのを恐れての禁であろう。

前記の貞享三年定には、つぎの八品の川筋積み下しについて「それぞれの御運上銀を差し上げ、切手(切符手形)を取り、その上にて舟に積むべきこと。」を規定している。

- (1) 木地 (2) 鍋 (3) 釜 (4) 木綿実 (5) 油粕 (肥料)  
 (6) 黄蘗 (薬用) (7) 瓦 (8) 古鉄 (鉄粉を含む)

## 〔作州記〕

右のうち木地ものは北部の山中で造られ、鍋、釜は山中から出された鉄を原料として鑄造され、瓦は近郊諸村での製品であり、その他もまた国内各地の農山村の生産である。当時世上での需要に適応した商品価値の高い物資であった。元禄初年の定めでは、船積みの場合の運上銀は、船一艘に八〇〇貫積みとして、木地・木綿実・瓦については各一〇匁、鍋・釜・油粕・黄蘗については同じく各二匁を賦課された。

その他各地の農山村から出されて城下で商品となっていたものに、硯石・砥石・焼酎などがあった。

天和(一六八一)・貞享の頃になると、津山でも有力な商人は、自町の店舗のほかに、他町(城下町内)に出店を設けて営業を拡張し、さらに国境を超えて鳥取や智頭(ちづ)にまで進出して店を出すものもできた。また郷中の久世・勝山・倉敷(林野)の商人、その他隣国姫路などの商人も城下に入り込んで営業するものもできて、商業

資本は市郷の境はもとより領国の境をも超えた流動を見せはじめた。

そこで藩は城下町の商業保護と領内の治安維持との目から、他国商人の入国に厳しい制限を加えたことは、前に掲げた貞享四年(一六八七)の町法度に見る如くである。しかしその実際の効果が、どの程度あがったかはわからない。

町にはまた、裏町や横町に住んで、近村の農民を相手にする小商人も少なくなかった。彼らは商品を肩にかついで、村をまわって売り歩くので、「ざる振り」とか「振り売り」とか呼ばれた。その売り歩く商品は、塩・鰯・味噌・油・縫針などの日常の必需品に限られた。また村で農民が片手間につくった草履・わらじなどの葉製品や、野菜や山菜などは、彼らの手をとおして町に出された。元来農民は衣食住のすべてにわたって自給自足を強いられていたもので、商人の郷中に立ち入ることは、藩では好ましくないこととして取り締まったが、時代の推移とともにその制限は、しだいに緩和せざるを得なくなつた。このような小商人の働きも注目すべき現象である。

城下の町人の間ではしばしば家屋敷の売買があった。

左のような「売券状」が現存している。

〔寛永一〇年（一六三三）家屋敷売券状〕

永代売り渡し申す家屋敷の事

一、面口拾三間半、浦へはほりばたまで、西となりハ島屋、東となりハほつさかや

右之代銀丁壹貫六百目にうり申候。以来この家屋敷につき、何かと申す仁候わば、我等罷り出で相当り申すべく候。後日のため売けん状かくの如くに候。以上。

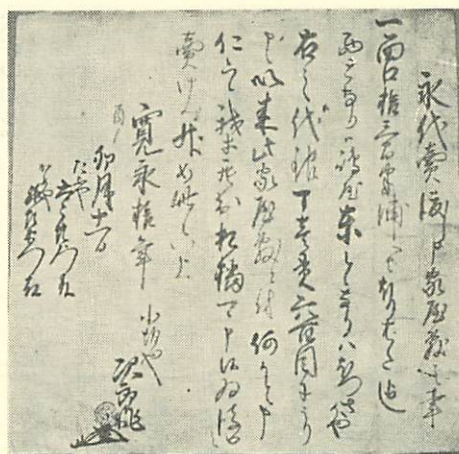


図107 寛永10年家屋敷売券状  
(玉置文庫・津山郷土館寄託)

寛永拾年

酉ノ卯月十一日

(四月)

たふや

六郎左工門殿

かめや

孫左工門殿

小坂や

次郎作

花押

その後、家の売買の手続きは次第に嚴重になり、五人組・町年寄の同意と大年寄の裏判を必要とするようになった。

その一例として、これもまた『玉置文庫』中の元禄七年（一六九四）の売渡証書を示そう。

〔元禄七年家屋敷売り渡し証書〕

永代売り渡し申す家屋敷の事

一、木知ヶ原町金谷屋与八郎家屋敷、南がわ角表口六間裏へ拾七間、御役は本役なり。西隣は龜屋吉左衛門。

右の家屋敷代銀三貫百目に相極め、銀礎に請け取り申し候。永代売り渡し申す所実正なり。別に式拾歩壹銀

五百拾五匁、大年寄衆へ指し上げ申し候。然る上は町内年寄、五人組の儀は申すに及ばず、子々孫々親類に到るまで、何の構もござなく候。後日の為依って売券

状件の如し。

元禄七年戊之

十二月廿四日

木知ケ原町金屋

売主 与八郎

花押

五人組

同 吉左衛門

花押

同 六郎左衛門

花押

表屋  
長兵衛 殿

同 九右衛門

花押

右の通り相違ござなく候に付き、奥書き判形致し相渡  
し申し候 已上  
木知ケ原町年寄  
庄三郎 花押

戊十二月廿四日

同 与三左衛門 花押

表屋  
長兵衛 殿

(裏面)

藏合 孫左衛門

油屋 孫右衛門

笹屋九郎左衛門

鍛冶と鋳物

北方の山中に原材の産地をもつ鍛冶と鋳物はこの城下では大いに發展した。

鍛冶工の中で最も重視されたのは刀鍛冶である。美作ではすでに中世から各地に刀鍛冶があったが、慶長の開府以後、この城下でも鍛刀が始まった。原材の鉄や所要の

薪炭の入手が便利であり、武家からの需要度が極めて高く、藩の保護奨励もあつたため、津山の刀鍛冶は、しだいに繁盛した。

津山における刀工の始祖は、兼景長右衛門で、古来名工が輩出した美濃に生まれ、忠政に従つて入国し、鍛冶町の賜邸に住み、子孫一門みな刀匠として繁栄した。家は志津三郎兼氏を祖とし、みな兼景を称した。初代の長右衛門家、長右衛門の弟新五左衛門家、長右衛門の次男宗右衛門家の三家に分かれ、みな名工として業物を造つた。初代長右衛門の作刀には「美作住兼景」、二代(寛文年間一六六一)は「作州津山住藤原兼景」、三代は「美作国津山住兼景」と

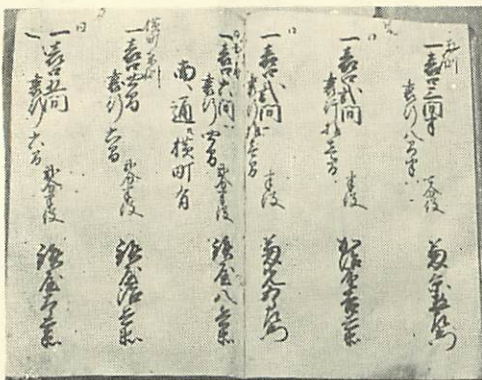


図108 元禄10年美作国津山改帳一惣町縦横、鍛冶町の部一

刻んだ。

その外にも、貞享（一六八四）のころ森家の刀匠に土佐守正信があつて上之町に住み、ほとんど同時代に城東川崎村に関の流れをくむ刀匠兼先（長田半助）が居たことも伝えられる。

寛文五年（一六六五）の『諸職人作料値段帳』には、鍛冶兼景新五左衛門、同市右衛門、兼光五郎左衛門の名が見え、その作品も刀・脇差・鑓・長刀などにおよび、これに関連して研ぎ師八人、白銀屋三人、鞆師三人、塗師二人、柄巻師二人もあげられている。

また刀剣の裝飾に関係をもつ金彫にも名工がでた。中川勝重（左衛門尉）も美濃の産で、忠政に従つて入国し、二階町に住んだ。子勝和、孫勝次および曾孫勝久（みな左衛門尉を襲名・勝久はまた勝助とも名乗つた）が相續いて鑄・小柄などの彫刻に優れた技法を示した。刀鍛冶のほか、日常の庶民の生活に欠かせぬ金属家具や、農耕になくはならぬ鎌・鋤・鍬などの生産も、年を追うて盛んになり、元禄一〇年（一六九七）には、全城下に住む鍛冶職人の数は、前に述べた御用聞き刀鍛冶三人を合せて六三人を数えた。そしてこの六三人は、中央の

鍛冶町とその付近に三七人、城下町の東端に二〇人、西端に六人という分布になっていた。城下の両端に鍛冶職が軒を並べたのは、農村の需要を考慮した結果である。また町にはその原材料の鉄を商なう店も数軒あつた。

鑄物の業も、美作では早くから行われた。苦田郡鏡野町中谷神社に現存する鑄口には、「百濟源治作 文中三甲寅天三月吉日」（文中三年は一三七四）とあり、また市内小田中安国寺に伝わる作州多聞寺の古鐘には、「永和三年十一月 大工長岡住百濟源次」（永和三年は北朝の年号。南朝では天授三年——三七七——に当る）の銘があつて、津山鑄物の古い由緒を雄弁に物語っている。こ

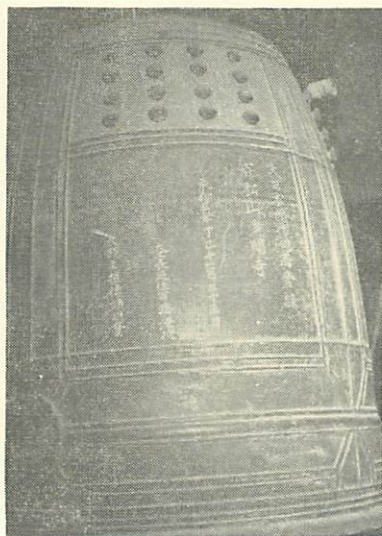


図109 多聞寺の古鐘  
（津山市安国寺蔵）

の百濟氏は、家伝によると古代に朝鮮半島から入国した有力な帰化族のあとで、河内国かわちのくにで鑄物業をもつて繁栄した。その一族が分派して、北朝の禰応二年かんのう（南朝の正平六年—一三五—）美作に移り、津山川に沿うた久米南条郡長岡庄金屋かなや（津山市金屋）で鑄物業を始めたといわれ、その金屋の村名もこれによつたものとされている。その後、その対岸勝南郡瓜生原村うりゅうばら（現、津山市内）の谷口氏、また下流の木知が原村きはらち（柵原町）の吉田氏もまた鑄物業を営んだ。

これら諸氏の鑄物が津山の築城や城下の町造りに大きく役立ったことはいうまでもなく、城下町の成立から二〇余年後の寛永二年（一六二五）八月に藩は金屋村から百濟善三郎、瓜生原村から谷口七郎左衛門と同族次郎左衛門、木知が原村から吉田与右衛門を城下の南部に移らせてこれを鑄物師町いもじまちと名づけ、のち吹屋町ふきやまちと改めた。

百濟善三郎の家は「釜屋かまや」、谷口七郎左衛門の家は「瓜生原屋」、谷口次郎左衛門の家は「金屋かなや」、吉田与右衛門の家は「富貴屋ふききや」と称し、また瓜生原屋から分かれた福島八左衛門の家は「吹屋ふきや」と称して津山の鑄物師家は五軒となった。このうち富貴屋は元禄十一年（一六

九八）、備中新見に移封した関長治せきながはるに従つて転出したので、その後は四軒となった。

これら鑄物師家が生産したのは、農具や家庭用品などの各種にわたつたが、最も大衆に使われて著名になつたのは鍋と釜で、地方の重要特産として陸荷や船荷によつて盛んに各地に売り出された。

**富商の抬頭** 延宝えんぼう（一六七三—）天和てんな（一六八一—）以後、ことに元禄のころになると、藩

の経済はすこぶる窮迫し、そのために城下町人の財力への依存度が年ごとに増大した。あるいは運上として課税し、または借り上げとして米銀を提供させることも珍しくなかつた。その一例として、森氏末期の元禄八年をふり返つて見よう。

この年、森氏は幕府の命によつて江戸中野の犬小屋普請に駆り出され、膨大な資金を必要とした。そのため領内では、町も村もすべてを挙げて大きな犠牲を払わざるを得なかつたが、中でも城下の商人の負担が驚くべきほどの巨額に上つたことは、前章で叙述した。このような場合には、家中の侍の力だけではどうすることもできず、格式の上ではいつも下位におかれていた町人の力が大きい

にものを言ったのである。

この年一二月、藩士二五人が連名で町の富商太布屋忠兵衛から米二〇石を借りた借用証文がある。

借用申す米の事

合せて貳拾石は京升本石元分也

右の米三割六年の本捨借用申す所実正なり。然る上は、子歳（元禄九年）暮れより巳歳（同一四年）暮れまでの六年の間、巷ヶ年本石六石宛急度返弁申すべく候。もし、その内如何様の不慮出来仕り、この連判の内何人欠け申し候とも、相残る者として建相済し申すべく候。その為御頭裏判なされ候上は、たとい天下一同の徳政、御陣、御普請、如何様の儀出来仕り候とも、この米においては毛頭違背申すまじく候。

大脇与太夫 花押

元禄八年亥十二月三日

外二十三人連名 花押

(裏面に)

表書の通り急度申し付くべきものなり。

(氏名省略、最後の氏名の上に「頭貳拾四人」とある)

築瀬常右衛門 印



図110 元禄8年の森家臣の借米証文

言詞を丁寧な頭を低うして懇請している姿が目につく。戦国以来百数十年後の当時、まだ徳政令のことを書き入れているとは、まことに思いもよらないことである。有力町人のもつ経済力に対しては、武士の誇りも全く無力にひたひたであった。ここにも時勢の変遷を見ることができ。そしてその一年半後には、森氏の改易という不幸が待っていたのである。したがってこの借米状はたゞ一片の反古になったものであろう。

西鶴が描いた 貞享五年  
津山商人 年(一)

六八八)に大坂の文豪井原西鶴が著わした『日本永代蔵』は、そのころの豪商たちの成りたちの姿を素材に作りあげた著名な小説で、中に、津山の蔵合と万屋の両家をおげ、「三匁五分曙のかね」の題のもとに、つぎのように書いてある。もとよりどこまでも小説で、そのまま史実としてはならないが、当時の町人の極端な勤儉力行ぶりが見えて面白い。難解の嫌いはあるが、つぎにその一部を書き抜いておこう。

「瀬瀬に流るる恋の川上に、久米の皿山さら世帯あり。年月次第に長者(大金持ち)となり美作にかくれもなき蔵合に立ちつづきて、人の知らぬ大分限(よい身分・大金持)万屋という者あり。一代にのびしたる銀の山、夜はこの精うめき渡れど、貧者の耳に入る事にあらず、しかも奢をやめて、棟も世間並に、元日にも響入りの時仕立てたる麻袴にして、四十年このかた礼儀を勤めける。世は何染め何鳥かはやるともかまわず、浅黄の七つ星小紋に黒餅、着物は花色より外は、紅葉も藤色も知らず幾春をか送りぬ。蔵合といえる家は蔵の数九つ持ちて富貴なれば、これまた国のかざりぞかし、万屋はひそかなる手前者、ひとり子に吉太郎とて

ありしが、十三歳の時、鼻紙に小杉入れしを見て勘当切り、播磨の網干に嫁ありしが、この許に遣わし置き、那波屋殿と云う分限を見ならえと、我子は捨てて、その後妹が一子を見立て、二十五六までも手代並に働かせ、その始末、すたれたる草履までも拾い集め、瓜種の用に里へ送るを見て氣に入り、これを子分にして家を渡し(下略)」

京町で両替を営み、のちには藩の用聞にまてなった商人に、万屋長右衛門というものが実在したが、これを素材にしたものであろう。

しかし、その後まだ半世紀にもならない享保の頃には、さしもの蔵合にも、もはや昔日の富力は全く失せ、万屋の影も昔の語り草となつてしまったことは、烈しい現実の動きを物語るものである。

西鶴(一六四二—一九三)は町人のために万丈の氣焔を吐いた作家である。彼は「永代蔵」で

「一切の人間目有り鼻有り手足も変らず生れつきて、貴人高人よろづの芸者は各別、当の町人金銀の有無ゆえ世上に名を知らるゝ事、これを思へば、若き時よりかせぎて、分限のその名を世に残さぬは口惜し。俗姓



筋目すぢめにもかまはず、ただ金銀が町人の氏系うじけい図ずになるぞかし。」

と述べている。同時代の近松門左衛門（一六五三—一七二四）は「寿門松ことなきかどまつ」において、

「侍の子は侍の親が育て、武士の道を教ふる故に武士となり、町人の子は町人の親が育て、商いの道を教ふる故に商人あきんどとなる。侍は利徳をすて、名を求め、町人は名を棄て、利徳を取り金銀をためる。これが道と申すもの。」

として、元禄当時の町人の心構えを示している。ともに当時の町人に共通した時代的精神で、津山城下の町人の考え方もまたこの例外ではなかったにちがいない。

### 三、町の人たち

各地からの  
来住きよぢの宿しゆくの昔から住みついていた者もあつたにはちがいないが、多くは町づくりに当って、美作各

郡はもとより、近隣の諸国から来集したものである。中には新領主森氏の故郷から、これに従って入国来住した

ものもあつて、その出身地は広く各地方にわたっている。町人が常称した家号けごう（屋号）は、あるいは職業を示し、または瑞稱みづらぎを選んだものもあるが、生国や、縁故の国名や郷村名ごうそんめいを選んだものが最も多い。屋号の地名そのものが、みな直ちに家の起こった土地を示すものとの即断は許されないまでも、少なくともその家に深いかかわりを持つものが多いことは考えられる。元禄一〇年（一六九七）一〇月に、町奉行が幕府代官に報告した『美作国津山改帳』にはつぎのような屋号が見える。

- (1) 国名をつけたもの——美濃出屋・因幡屋・備前屋・出雲屋・和泉屋・紀伊国屋・土佐屋・若狭屋・近江屋。  
 (2) 国内の村名——田邑屋・大笹屋・小原屋・瓜生原屋・香々美屋・塚谷屋・加茂屋・和気屋・倉敷屋・高田屋・三家屋・鶴田屋。

- (3) 他国の地名——佐伯屋・西大寺屋・小島屋（以上備前）、高松屋（備中）、福山屋（備後）、姫路屋・飾磨屋・小塩屋（以上播磨）、米子屋（伯耆）、熊野屋（紀伊）、堺屋（和泉）、太布屋（美濃）。

町づくりの功労者である京町の小豆屋（神崎氏）は木知が原、二階町の蔵合（山口氏）は院庄で、ともに美作国

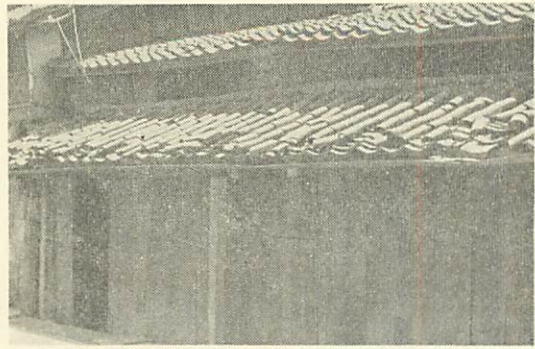


図111 箕作家の旧宅（津山市西新町）

内の土豪の出であつた。また元魚町の油屋（斎

藤氏）は備前幸

川、堺町の太布

屋（玉置氏）は

森氏の故国美濃

から入国した。

みな商業に求精

して、激しい社

会の競争に打ち

勝つて豪商とな

つたのである。そしてその蓄積した財力によって、ついには藩政の上にも強い影響をおよぼすようになった。

### 住む人の さまざま

町に住む人たちの中には、商人でも職人でもない階層のものもあつた。中で

も元禄（一六八八―）の頃には七七人の医師があり、内

訳は本道（内科）六〇人、小児科一人、外科五人、眼科

一人、金瘡（刀槍などによる負傷を扱う）一人、針医九

人である。これらの医師の中には、儒学の素養もあつて、

仁術の名にふさわしい徳望の者も少なくなかつた。西新町に住んでいた医師の箕作玄甫は、後に新文明の先駆と仰がれた箕作阮甫の曾祖父である。

つぎに見られるのは浪人（当時は多く牢人と書いた）

で、戦国の争乱このかた、関が原の役や大坂陣などで、

主家を失い俸禄に離れ、諸国を流浪して、この町に住み

ついたのである。その多くは、裏町でささやかな家を借

りて軽微な手仕事で日を送り、あるいは子どもたちに素

読や習字の手ほどきをして、再び世に認められる機を待

っているものたちであつた。これも『元禄一〇年美作国

津山改帳』によると、一家を所有している浪人だけでも

全町一九を数えた。これから類推すれば、その他の浪人

の数はこれに数倍若しくは一〇数倍したことであろう。

中には町人たちのよき相談役となる人材もあつた。話は

少し古いが、寛永年間（一六二四―）の林田新町の城下

編入は、浪人佐々木太郎兵衛の奔走によってでき、その

三〇余年後の寛文年間（一六六一―）に安岡町・茅町の

城下編入が実現したのも、さきに述べたように浪人渡辺

藤左衛門義信の犠牲によつたと伝えられる。これら浪人

に対して、藩は幕府の方針に従つて、時によって寛政の

#### 第四章 城下の発展

差はあったが取締まりの目は決して放さなかった。その他、町内に多数の零細農民が居住していたことも、兵農、また農商が厳しく分離されていた当時としては異例なことであった。これら町に住む農民は作人と呼ばれ、おもに城下の東西両端に近い所や裏筋の町々に住み、郊外の山北・田中・新田・沼・林田・野介代・川崎・八出・横山・一方・北（津山口）などの諸村に出て田畑を耕作した。藩では、これらの作人を総称して町作と呼んだ。元禄一〇年にその家持ちのみでも一四三人におよんでいたから、借屋住まいを加えると、その数倍にもおよんだことであろう。森氏の除封後、町作はますます増加



図112 元禄10年美作国津山改帳  
一町宅医師の部一

し、元禄一五年、松平藩は、有力町人の中から町作屋敷を選任して、町作農民の年貢を取扱させた。

**城下人口の動き** つぎに津山城下の人口の動きについて見ると、町づくりが始まってから三〇

年を経た寛永一一年（一六三四）、すなわち二代長継が相続した年の一二月の調べでは、すでに述べたように領内の町人総数一四、三四九人となっているが、これは、すべて津山城下の町人の数である。それから六二年後の元禄一〇年の『津山惣町中人数改帳』では、町の人口（旧森藩の士卒と神職、僧侶とその家族を除く）を一六、四四五人と数えている。これに、事実上城下に居住した士卒・神職・僧侶とその家族の実数を最低に見積って八、〇〇〇人とすれば、津山城下の総人口は二四、四四五人と推測することができる。

その後四七年を経た元文三年（一七三八）は松平藩の五万石の時代であって、この年町奉行が調べた「津山町方人別改」では、総町人数は八、八七八人である、これは町内の男四、七五九人、女四、〇九二人、外に町に住み町人の扱いを受けている下級の神職・僧尼ら二七人を合わせたものである。これに士卒らの推測人数四、〇〇〇

人を合わせると一二、八七八人となる。これを元禄一〇年の推測数に比べると、一一、五六七人の減となる。なおその内町人のみについても七、五六七人の減である。この減少にはいろいろな理由があることは思われるが藩領の縮減がその主因をなすことは疑いないことで、元文当時の藩領の高は元禄一〇年の改正石高二五万九、三二七石余に比べると一九〇余に過ぎなかったのである。

### 津山祭りの にぎわい

世の泰平と城下の繁栄にもなつて、毎年秋九月に行われる町の総鎮守徳守神社の例祭は、年を追うてにぎやかな楽しい行事となった。この日は城下全町はもとより、遠近から参詣者が群集し、その参詣者を相手にする商人も入って来てにぎわいを添え、街頭數十か所の関貫も、当日および前日は終夜開放した。

徳守神社の新社殿が完成した寛文四年（一六六四）九月十九日の大祭には、神輿が氏子を供に従えて町内を巡り、小田中村新田西松原南側のお旅所まで神幸する儀が始まった。このお旅所は藩主長継の内意によって方一〇間の地を区切って設けたのであった。

この当時の神輿は木知ヶ原町（堺町）の氏子から奉納し



図113 徳守神社御旅所  
(津山市小田中西松原)

たもので、古来神領の縁故がある小田中村新田の氏子の壮者が昇き、城下で最も古くからのゆかりを持つ戸川町の氏子が、天孫降臨の神話にちなんで猿田彦（鼻高）になぞらえた扮装で先導にあたった。各町々からも思い思いの趣向をこらした練り物を繰り出し、神輿に随行して輿を添える慣例が始まって、年々盛大になった。

寛文九年九月の記録によると、一九日の大祭当日には、氏子の二四か町から準備した二〇組の練り物が繰り出されて、町には各地から集まった見物を兼ねた参詣の群集が右往左往して、わき立つようなにぎわいであったとつたえている。

その各町の練り物のうちの幾つかを拾うと、つぎのよ

うなものがあった。

鉾(美濃職人町)、鎧武者(材木町・片原町・吹屋町)、山伏と酒呑童子(町名不明)、茶摘み(宮脇町)、道化(安岡町)、清十郎踊り(魚町)、唐人踊り(戸川町)、万歳(下紺屋町)、雪引き(二丁目・三丁目)、神楽(福渡町) (徳守神社誌)

なおこの時に出された神輿は、現在用いられているものではなく、いまの豪華なものは、のちに文化六年(一八〇九)、全町の氏子の協力でできたものである。このようなにぎやかな練り物の繰り出しについては弊害もあり、また奢侈を取締まるという藩の方針からも好ましくないこととして、翌寛文一〇年からは練り物の繰り出しを差し止め、猿田彦を伴にした神輿の渡御に限定した。

その後三六年を経た松平氏の時、宝永三年(一七〇六)、氏子の出願によって練り物の繰り出しが再興され、その後各町からの出し物は神輿太鼓に一定し、幕末になって美しい彫刻を付した豪華な「だんじり(檀尻)」の繰り出しを見るようになった。また城東六か町でも宝永四年から産土大隅神社の秋の大祭に神幣の町内巡幸の儀が始まり、のちこれを神輿に改め、ま

た各町々からも練り物を繰り出すようになった。

#### 四、四方への道路

国内交通の中心 中世の戦乱の間に荒廃していた国内各郡村や隣国の各地を結ぶ道路も、近世

が入るとともに整備に向かった。ことに津山城下の市街が成立すると、城下は国内交通の中心となり、道路はここから四方に通じた。当時は道路を街道または往還、往来とも呼んだ。

城下の道路の起点は、城の大手、京橋口で、ここから隣国や国内各地への道程は、『元禄一〇年(一六九七)美作国津山改帳』にはつぎのように記している。

- 一、備前国境 福渡村(御津郡建部町)まで七里、飯岡村(柵原町)まで五里、御城下岡山へ拾四里。
- 一、同金岡(岡山市西大寺) 海手まで拾七里、船路にて。
- 一、同片上(備前市) 海手まで 拾式里。
- 一、備中国境 大井手村(落合町一色)まで八里、御城下松山(高梁市)へ拾五里。
- 一、因幡国境 上小坂村(勝田町梶並)まで七里、御城

四方への道路

下鳥取まで拾七里半。

一、伯耆国境 新庄村（真庭郡）まで拾壹里半、御城下

米子まで貳拾三里。

一、播磨国境 土居村（作東町）まで七里、御城下姫路

まで貳拾壹里。

一、大阪まで 四拾三里。

一、京都まで 五拾三里。

一、江戸まで 百八拾四里余。

（元禄十年美作国津山改帳）

京橋口の起点は、のちに松平藩になって材木町の宮川大橋西詰にかえ、安永年間（一七七一）、堺町西角に改め、文化年間（一八〇四）、再び京橋口に改め、明治七年（一八七四）一月、里程調査に当ってまた材木町大橋西口に復して、ここに道路元標を建てた。明治七年当時の元標の標記は左のとおり、

距播磨国境 七里十四町四十四間二尺

距伯耆国境 十五里十四町十一間二尺

距岡山県庁 十三里三十一町三十九間四尺六寸

距鳥取県庁 十九里十三町十七間二尺三寸

距勝間田駅標 二里三十四町十七間

距坪井駅標

三里二十町二十三間

（津山誌）

官道出雲街道

津山城下を起点として四方に通ずる街道は六線あるが、中でも最も重要な

は、東に向う「播磨道」と、西に走る「出雲道」である。この二つの道は津山城下で結合して「出雲街道」の一部をなしていた。「出雲街道」は封建政治の中心の江

戸と大名領国を結ぶ大切な

道路の一つと

して、幕府の

統制によって

整備され、「官

道」と呼ばれ

た。古代に京

都と国府とを

結んだ「美作

路」が変転発

展したもので、

中世に「山陰



図114 津山宮川大橋（大正年間写）

道」と呼ばれたのもこの道筋であった。

「播磨道」は、城の大手門外京橋口を起点として東に向かい、宮川を渡って林田を過ぎ加茂川を越え、勝間田（勝央町）・土居（作東町）の両駅（駅は駅伝・宿場）を経て、国境万の峠で播磨に入り、姫路城下で山陽道に連絡する。

津山と江戸とを結ぶ交通路は、明治維新に至るまでほとんど変動はなかった。津山江戸間は一七日間の行程を原則とした。もとも時には中山道回り、または大坂立ち寄りのこともないではなかったが、これは特例であった。

津山から江戸に向かう道筋について、近江の草津までの宿駅を挙げるとつぎの通りである。

津山・勝間田・土居（以上美作）、佐用・三日月・千本・猪崎・飾西・姫路・御着・加古川・大久保・明



図115 城下にあった道標（出雲道、播磨道、倉吉道）

石（以上播磨）、兵庫（以上西宮・昆陽・瀬川・郡山・芥川）（以上摂津）、山崎・伏見（以上山城）、大津・草津（以上近

江）、草津から道をかえて伊勢路に入り、桑名で乗船して海上を尾張の宮（熱田）に向かい、ここから東海道を進むのが通例であった。

「出雲道（出雲伯耆道）」は、城下を西に出て紫竹川を渡り、小田中・二宮・院庄（以上いまの津山市内）を経て坪井（久米町）・久世・高田（勝山）・美甘・新庄（真庭郡）の駅を通り、国境四十峠を越えて伯耆に出、米子を経て出雲松江に至る。

出雲街道が城下を通るようになったのは、慶安元年（一六四八）に、当時「菅縄手」と呼ばれていた河原を開いて、いまの二宮道（安岡町の西から高野神社前に直行の道）ができたあとのことである。その以前の官道は、東から勝田郡南部で津山川を越え押測に出て、これから山中を西行して種・荒神山・佐良・錦織から宮尾に出た

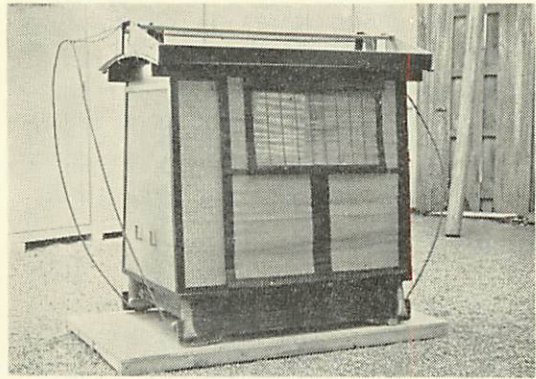


図116 武家の道中駕籠（津山郷土館蔵）

の道を通って、押測から備前三石みついでしに出るのを常とした。時には宮尾で船に乗って木知ヶ原きちがはら駅に出たこともあった。菅縄手道ができてからは、この新道によって城下を通過するようになった。

慶安以前には、他国藩主の城下立ち入りは許さなかった。これについては、つぎのような挿話そうわがある。

正保二年しょうほう（一六四五）三月、出雲松江一八万石の藩

のである。「増鏡まつかみ」にある元弘二年げんこう（一三三二）の春の後醍醐天皇ごだいごの「久米のさら山越え」はこの道であった。近世の初め、出雲の大堀尾・松平

の両氏の江戸参勤にも、なおこ

主松平直政なまつま（出羽守）は、江戸参勤のために美作に入り、二宮まで来たとき急使をもって、「これから津山城に登城してご城主内記侯へご挨拶あいさつ申し上げたい。」と申し入れた。また封建割拠性の強い当時のことであり、森家では他藩主の城下立ち入り、まして登城とは全く前例のないことで、非常に当惑した。「主人内記

は今朝早々江戸へ出発し、ただ今留守。」と答えたところ、「それならばせめてご女関まで参ろう。」とのことであった。家老森采女うねめよしはる可春は二宮社頭まで急行し、ことばを尽して謝絶した。直政もようやく納得して川船で木知ヶ原きちがはらへ下ったということである。

しかし、このようななかなかな方針は、この後間もなく変更され、その二年後の正保四年三月には、同じ松平直政の江戸出府を、わざわざ家臣を派して坪井で迎えさせ、城内の関長政せながまさの屋敷に招待して丁重に接待し、直政の重臣たちは家老大塚丹後おおくたかの屋敷に迎えて懇るにもてなしたことが伝えられている。

## 二筋の備前街道

城下から南方備前に通じる重要な道は二筋あった。

「西大寺道さいだいじ」は河原町で川を渡り、横山よこやま・八出やいで・小桁おげた・



金屋・押測の諸村を川添いに南下し、勝田郡木知ヶ原駅（今久米郡柵原町）から、備前の周匝駅に着き、南下して西大寺に達する。

「岡山道」は鉄砲町南土手（当時は小田中村新田の内）字広瀬で川を渡り、北村（今の津山口）から、一方・佐良（皿）・高尾・福田の諸村を経て弓削（久米南町）・福渡（当時久米郡、今御津郡建部町）の両駅を過ぎ、旭川を渡って備前に入り、金川駅を経て岡山城下に達する。

城下の南、小田中村新田広瀬の河岸に、つぎの制札があった。

条々

苫南郡小田中村内新田村

一、渡し川往来の人は昼夜を限らず滞り無く相渡すべき事

一、騎馬の外、土砂ならびに不浄の類一切渡すまじき事  
元禄四年（一六九一）八月 日 高井太郎左衛門

のち宝永年間（一七〇四―）、初めてここに板橋をかけ、享保（一七二六―）後土橋に改めた。明治の中頃その上手に境橋をかけた時にこの橋を廢した。

二 因伯への街道

北方因幡・伯耆に向かう街道のうち主要な道が二筋あった。

「因幡道（鳥取街道）」は城東の林田玉琳塚の麓付近で官道出雲街道（播磨道）から分岐して、高野郷内の押入・高野本郷・野村、勝田郡内の檜などを経て関本駅に至り、ここから黒尾峠を越えて因幡に入り、智頭駅を過ぎ鳥取城下に達する。

「伯耆道（倉吉街道）」は城北山北の八子町、小原、西一宮の中神社前、東一宮・東西田辺を経て香々美中村駅に出、百札（百谷峠）から奥津・上斎原の両駅を過ぎ、国境人形峠を越えて伯耆に入り、



図117 伯耆道の百札 鏡野町と奥津町の境（百谷峠）

倉吉駅に着く。

これら六筋の街道から、至る所で多数の道路が分岐して、城下と各村および村々相互の間を連結した。

国境の峠と川

美作から隣国へ通じる道は、南の備前との間の何か所かが河越えとなっている。るほか、ほとんどは険しい山越えの峠道となっている。峠のことを美作では古来「峠」と称し、「万の峠」「人形峠」などと呼んだ。四方の隣国との境をあげるとつぎのとおりである。

東―播磨境

志引峠・寺坂峠・馬が瀬越・井本越・牛飼越・熊井峠・杉坂峠・万能峠・大峠・梨木峠

南―備前境

鳥坂山越・オノ峠・佐比峠・飯岡河越・木知ヶ原河越・峠村越・福渡河越・三手倉河越

西―備前境

西川浜尻渡・吉村越・上山越

西―備中境

大井手越・伊野峠・二つ御堂越・傍示峠（備中布施村へ出る）・傍示峠（備中永留村へ出る）・坂地峠・四十

曲峠（伯耆板井原へ出る）・土用峠・棋峠・水上越

北―伯耆境

犬狹峠・開山峠・四十曲峠（伯耆河村郡四十曲村へ出る）  
大谷越・人形峠・松野尾峠

北―因幡境

国角峠・本谷峠・八本峠・嶮所峠・堂舗峠・物見峠・黒尾峠・草原峠・宇手峠・志戸坂峠・若杉峠

宿駅と人馬

津山城下は宿駅の場として、

幕府から一定の人足と駅馬の常備を義務づけられていた。貞享

四年（一六八七）

の定めでは、人

足三〇人、馬三

〇頭であったが、のち松平藩



図118 伯耆道の香々美中村（鏡野町新町）宿駅跡  
—大正年間写—

の時に、これを二五人、二五頭に改めた。  
 しかし実際にこのような人馬を利用することができたのは、諸大名や幕府の役人、藩の高級の侍、または格式の高い社寺の神職僧侶に限られ、一般大衆にとつては、関係のはなはだ薄いものであつた。

津山城下の宿駅の用務は木知ヶ原町と二階町にかいまちの人に扱わせ、その役場は木知ヶ原町の民家を使い、駅馬を扱う馬方は二階町のうちの馬方町まがたまちに居らせた。のち松平藩の時天明二年てんめい(一七八二)、京町きやうまちの町会所の西部を割いて宿駅の役場とした。

美作各地への道路は、何れも津山城下を中心としているが、人馬の継ぎ立てをする駅伝の地を、『作陽誌』と『東作誌』により、現在の郡別にあげると、つぎのとおりである。

〔苫田郡〕 伯耆道—香々美中村・奥津・上斎原。  
 〔勝田郡〕 出雲街道(播磨道)—勝間田。

因幡道—関本。

〔久米郡〕 出雲街道—坪井。備前街道(西大寺道)—木知

ヶ原。(岡山道)—弓削(久米南町)・福渡(現御津郡)。

〔英田郡〕 出雲街道(播磨道)—土居。因幡道—古町・

坂根。

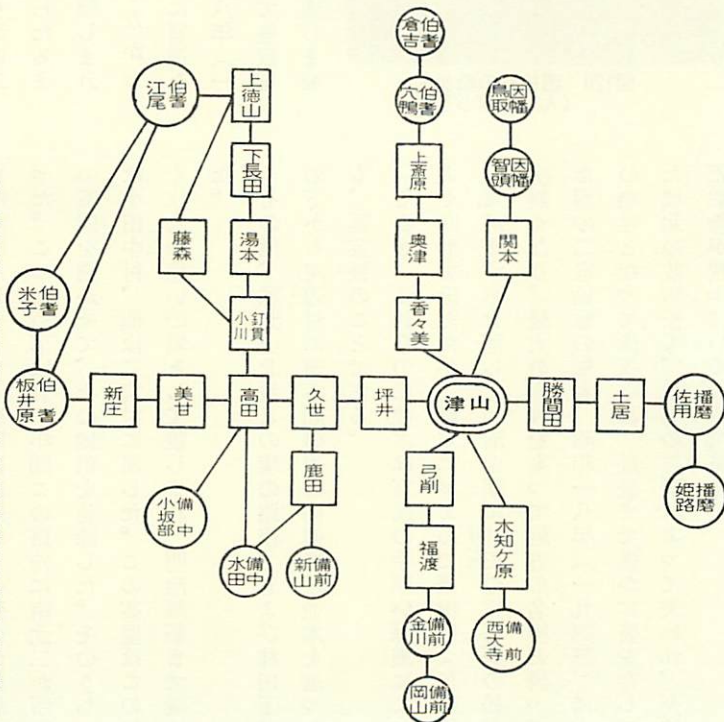


図119 津山付近の宿場配置図

〔真庭郡〕出雲街道―久世・高田(勝山)・美甘・新庄。

伯耆道(久世より分岐)―釘貫小川・湯本・下長田・

(釘貫小川より分岐)―藤森・上徳山。

一 松並木と 城下を西に出た紫竹川のほとりから二里塚 宮神門前まで、およそ半里にわたるま

つすくな街道は、いまも二宮松原の名で大衆に親しまれているが、はじめは寂しい河原の繩手道(なわてみち)に過ぎなかった。さきに述べたように慶安元年(一六四八)に官道として保護の手を加え、その後二六年を経た延宝八年(一六八〇)、道の両側に五百数十株の松樹を植えて風致を添え、道路を保護するとともに、道行く旅人を楽しませ

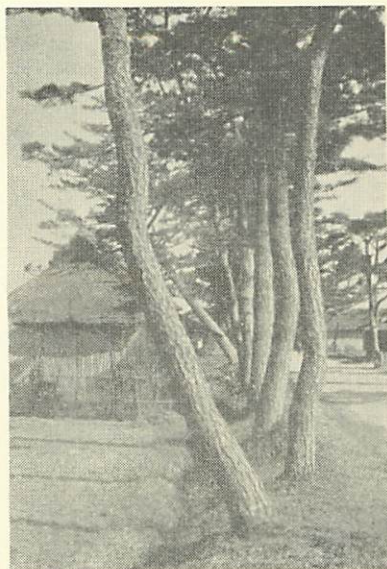


図120 西松原の松並木  
(大正末期の写真)

た。この街道は後世までは名勝とうたわれるに至った。

しかし、初めは人馬の往来もさほど多くはなく、人家も隔絶していたので、風雨の時などには行路病者の苦難もはなはだしく、また夜間には辻斬りや強盗の恐れもあった。このため藩は貞享年間この路傍に南北二か所ずつの茶店を開かせて、その地租を免除した。そのうち一軒は小田中村、他は二宮村に属した。この茶屋はこの後長く旅人の憩いの場として親しまれ、明治維新まで継続した。

その他、城北山北村との境の路傍、および林田玉琳塚の下から河辺村(かわなべ)に至る間の道の両側に松並木を造ったのも、延宝後のことである。

その後、これらの松並木は官民の手厚い保護によってよく旧形を伝えたが、幕末におよんで兼田川(加茂川)以東がまず影を消し、明治中期に林田(はやだ)の東松原の松が漸次無くなり、最大の規模をもって地方の名勝と誇っていた西の二宮松原の松も、昭和一八年(一九四三)に大戦の犠牲となって伐採され、最後まで僅かに姿を存していた城北の並木松も、世相の急変によって失われ、今はただ数株が残っているのみである。

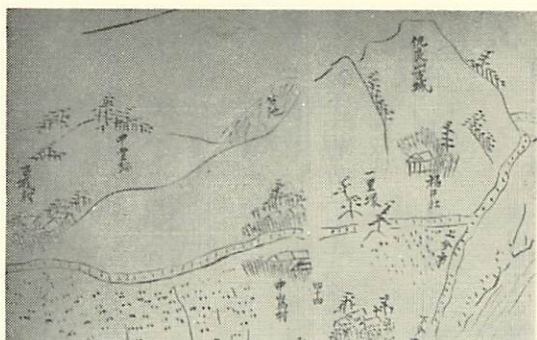


図121 中島村の一里塚付近 (津山市東一宮 中島 寿氏蔵)

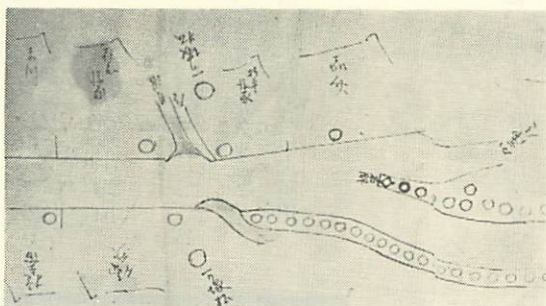


図122 一里塚の麓の玉琳塚 林田村 玉琳塚の麓の  
ふもと 一里塚 (津山市東一宮 中島 寿氏蔵)

なお、森藩当時は河辺以東土居の国境近くまで五里余にわたって、路傍に美しい並木松がたちならんでいたが、その除封後幕領や他藩領になって、その保護を怠ったため、ついに全く枯滅してしまった。

慶長九年(一六〇四)二月、森藩は幕命によって、領内の道路一里ごとに埃樹(一里塚の木)を植えたことが『美作略史』にあるが、各地の一里塚がみなこの時にできた

のではなく、この後逐次に築造したもののようである。江戸中期以後は、幕府も諸藩も一里塚の保護については努力を欠き、また道筋の改変の影響もあって、廃絶し、現在市内にはその面影を残しているものは一か所もない。文献や口碑によって、市域とその付近の一里塚を拾うと、つぎのとおりであった。

旧出雲街道では、押洲(元福南小学校前)・種・中島・領家(久米町)、後に東の林田玉琳塚のふもと、西の二宮天王山、備前西大寺道では小桁(極楽寺南)・粟子(柵原町)に、同岡山道では佐良(皿)・福田・弓削(久米南町)、伯耆街道では東一宮・西田辺(鐘鋳場)・百札(鏡野町百谷)にあった。元禄の森氏除封後から明治初年までの間に姿を失ったものが多く、僅かに残っていた種の一里塚の松も、終戦の直後に伐採され、塚も全く姿を消した。

〔付・各地の渡船場〕

美作の河川の沿岸諸村で、森藩で渡し舟を備えていたのは、つぎのとおり市内に五か所、そ

の他の郡村に一五か所あった。渡し賃は無賃、渡し守給は年貢奥引で支出した。

津山市内一院庄・二宮・小田中新田・八出（以上津山川筋）・河辺（加茂川筋）

津山市外一高田（勝山）・草加部・久世・垂水（以上真庭郡）、留尾（？）・奥山手（久米郡）、福渡（元久米郡）、藤原（久米郡）、北山・川崎・倉敷・下倉敷（以上英田郡）、高下・青野（以上久米郡）

## 五、上下する川船

津山城下の発展に、最も大きな影響をもたらしたのは、津山川の水運であった。

津山川は古くは単に大川また東大川、上流では齋原川・奥津川・久田川・院庄川・二宮川などと呼ばれ、下流では和気川の称もあったが、明治の中期以後は吉井川の称をもって統一された。源を中国山脈中の上齋原村に発し、南流して香々美川・久米川・佐良川・宮川・加茂川、さらに東方から流れる吉野川を併せて備前に出て、内海に注ぐ、豊富な水量をもつ地方の大河である。

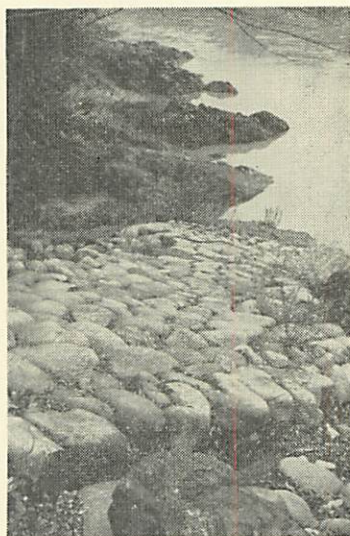


図123 美濃金山の湊  
（岐阜県兼山町）

この川を上下する高瀬船の操船は、すでに中世から発達し、富川宿をはじめ長岡庄内の塚角・栗子、備前の田原・金岡など沿岸の各地はこれによって開発された。

また一方、森氏の発祥地美濃の金山は、木曾川に沿い、その舟運によって開けた港町で、旅客の往来、物資の集散が盛んな所であったので、水運についての識見は藩主、藩士ともに豊かであった。その上津山築城の資材運搬という必要性によって、この水運が長足の進歩を遂げたことはいまでもない。

慶長九年（一六〇四）、安南の航海を終えて帰国した一世の快傑角倉了以（本姓は吉田氏）は、美作に來遊して津

第四章 城下の発展

山川(和計川、今の吉井川)の通船の妙技を見て驚嘆し、「百川みなもって船を通すべき」ことを覚り、これが動機となって山城・丹波の保津川の浚渫、通船を行い、さらに駿河の富士川・大井川の開削、通船にまで進展したことは史上に有名な事実である。

京都、洛西にある「角倉了以碑銘」(林羅山撰)には次のように記されている。

「慶長九年甲辰、了以作州和計河に至り、舩船を見て以為く、およそ百川皆もって舟を通ずべしと。すなわち嵯峨に帰り大井川を沂り、丹波の保津に至り、そ

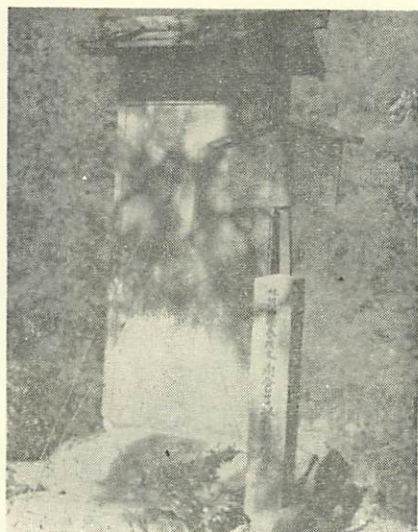


図124 林羅山撰文  
「角倉了以翁利水之碑」(京都市)

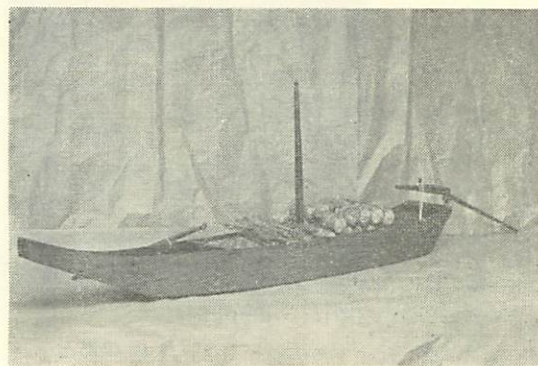


図125 津山川の高瀬船(模型)

の路を見て自ら謂う。湍石多しといえども舟を行るべし。翌年乙巳その子玄子を東武に遣し、もってこれを請う。台命に謂う。古よりいまだ舟を通ぜざる所、今通開せんと欲す。これ二州の幸なり。宜しくこれを早く為すべしと。丙午春三月了以初めて大井川を浚ふ。

(下略・原文は漢文)―

了以の保津川通船の際には、美作から多数の舟夫が雇われたことが、古老の話に残っている。

高瀬船の繁盛  
高瀬船の発着  
の場所は、城南  
船頭町の河岸  
で、上方に送り  
出す年貢米をは  
じめ、諸般の物  
資の積み込みは  
みなこで行わ  
れ、河岸には数  
十隻、ときには  
百数十隻の船が



図126 津山川、川中山王社付近（津山市押測）

の船路を好む者が多くなった。ことに冬の期間、多量の貢米を満載した威勢のよい出船の盛況は、古老の語り草に残っている。いまでも押測の川中山王社（日吉神社）の岩には、長年にわたる上り船の曳綱の跡が強く刻み込まれている。承応二年（一六五三）に来遊した俳人西山宗因の紀行にも、天保五年（一八三四）に松平藩に招かれた心学者柴田鳩翁の日記にも、この船旅のことが見え



図127 川中山王社  
曳綱のあと

つながれた。また上方や備前方面に往復する旅客も、悪路の多い陸上よりもこ

句を想起させる勝景とたたえられた。

この川を上下する船では、「津山船」が首座を占めた。これは藩が命じて常備させ、援助して運営させていたもので、森藩の時には四五隻と、ほかに三隻の予備船があった。松平藩の時に増加して五四隻と改め、これが明治の廢藩まで継続した。この船の運営については、藩は別に述べたように二人の蔵元（森時代には蔵本とも書いた）にその支配を任せ、また船の所有者である「船持」には藩から銀若干を貸与して援助し、実務を担当する船頭仲間の頭分二人には扶持米若干を給するのを例とした。船頭町東部（今津屋橋東）には、藩が造った船蔵があり、これに隣接して船頭屋敷が棟をならべた。松平

ている。

津山川の兩岸に迫る山々の眺めは、旅情を慰め詩趣を誘うに足るものがあり、文人墨客の間では、唐詩の「輕舟すでに過ぐ万重の山」の秀



藩時代になって、航路の安全祈願と着船の目標とするために建立した船頭町の石造の高灯籠も、乗降に使用した豪壮な石墨も、終戦後の河川改修で姿を失った。

少し時代は下がるが、松平藩当時の記録によると、津山河岸発着の船は、さきに記した津山船五四隻のほか、長岡船一一六隻、備前田原船一六隻、計一八六隻が主なもので、津山河岸・長岡河岸と備前湊の間の荷物輸送はこの船に限られ、その船数は明治まで増減はなかった。

これらの船の従業者は、津山船では船頭町と八出・小桁・金屋の三か村に、長岡船では押測・塚角・大戸・久木・栗子・藤原の六か村（八出から藤原までの九か村はみな長岡庄）、田原船では備前田原上下両村に居住した。当時、取扱った積荷の主なもの、次のように記録されている。

○津山河岸より積み下すもの

米・大豆・小豆・小麦・くり綿・木附子・鶏卵・針金  
ぬり杓子・くろ杓子・木地・釜・釜・竹の皮・醤油・  
酒・油粕・小麦粉・酒の粕・木綿実・糠・酢

○備前湊より積み上すもの  
上塩・並塩・酒・醤油・油・藍玉・七島・畳・表・豊

島石・鮎・鯛・鯛・蜜柑・線香・瀬戸物・銃・晒  
し蠟・黒砂糖・鱈節・素麺・切こんぶ  
（文化十二年（一八七〇）船方吟味役調書「津山河岸船方古今掟」）  
その後舟運は幕末から明治維新にかけて一層発展し、維新後も重要な交通運輸の機関として明治三十一年の中国鉄道開通に至るまで盛んに利用された。

○津山川高瀬船の規格

津山川高瀬船の規格は森・松平両藩時代を通じてほとんど変わらなかった。前項に挙げた『津山河岸船方古今掟』には次のように書かれている。

高瀬船寸法

一、長さ 六間二尺 但しその余に表板八尺五寸、鱧立板四尺二寸

一、敷横幅 七尺二寸

一、鱧横幅 七尺二寸（中張りの所）

一、表横幅 五尺六寸

一、表横口 二尺六寸

一、鱧横口 三尺一五尺

一、元木中の所 高さ二尺七寸

一、鱧船張り 高さ二尺八寸五分

一、表船張り 高さ二尺九寸

一、表横口 高さ二尺五寸

一、罫横口 高さ三尺

一、表船張りより横口まで 八尺 但しこの内にてい

り 一尺二寸

一、罫船張りより横口まで 五尺 但しこの内にてい

り 五寸

一、かがみ板 端より幅六寸 厚さ二寸 罫へ七寸

寄せ網付き二寸に二寸五分

一、罫両押へ 六寸に二寸 長さ五尺

一、船釘 九十目―百目

一、大工歩 六十目―七十目

以上

船の取締り

川船の取締りについて、森藩では船頭町河岸の船着場に、つぎの三札を掲げ

て広く告示した。

〔第一札〕

運賃 定

一、備前周匝え 九月より 八匁 三月より 七匁

一、同 佐伯え 同 十匁 同 八匁

一、同 和気え 同 十二匁 同 八匁

一、同 坂根え 同 十四匁 同 九匁

一、同 西太寺え 同 十八匁 同 十二匁

一、同 金岡え 右同断

一、同 岡山え 同 二十一匁 同 十五匁

一、飛び乗りは備前の内 一荷物は一匁

手ふりの者は 五分

一、大戸村より津山え 運賃上下四匁五分

一、飯岡村より津山え 運賃同断十匁

一、湯指村(鏡野町中谷)より津山え 運賃同断五匁

右の通所々運賃相定め、今より以後定より高値に取るべからず。是より下値は相対たるべき者なり。

貞享四年(一六八七) 正月

川端与左右衛門  
平井久右衛門

〔第二札〕

覚

一、木地 一、なべ 一、かま 一、木わたさね  
一、油かす 一、きわた 一、かわら 一、古鉄

この八色の物川筋積み下す儀、それぞれ運上銀これを差し上げ、切手を取り、その上にて船に積むべき事。

一、木知ケ原番所にて相断り、奉行下知次第船を出すべし。乗合の雑人等笠を着、ほうかぶりすべからざる事。

一、登せ米積み、えこひいきなく輪番次第積むべき事。

一、登せ米他国船に積ませまじき事。

一、川筋法度の物、色目手だてをいたし番所前を隠すまじき事。

一、河下より積み上る荷物、方々より積合わせの定、相荷は塩船の了簡をもつて、運賃割符すべき事。

一、他国船着岸の時、その船にて喧嘩口論ならびに諸勝負を致すまじき事。

一、船を不明に出し、川口の外にて荷物を積み下すまじき事。

一、渡船旅人ならびに往還人、昼夜にかぎらず滞り無く相渡すべし。若し不審がましきもの、手負などはこれを渡さず、早々注進すべき事。

一、渡し船に不浄ならびに石砂積むまじき事。

一、川端の石砂取るまじき事。

一、夜中あき船に鳥散なるもの見えば吟味致すべき事。右条々堅く相守るべし。もし相背くにおいては越度たる可きものなり。

貞享四年正月 日

同 前二人

〔第三札〕

前に出した〔制札と法度〕の第七札〔雜穀その他積み下し停止外二項の禁令〕と同文である。

森藩では津山川筋の木知ケ原と飯岡、および旭川筋の福渡の三か所に船番所を設置して、船改役を常駐させ、木知ケ原と福渡の改役は、これを船改奉行と称した。船荷を調べて運上銀を徴収し、また非常の警備に当った。森氏の改易後この三か所はみな津山領を離れたので、松平藩では小桁に番所を新設した。

所々の船着き

船頭町の船着き場の下手の林田新町の河岸にも、また上手の安岡町の河岸、

およびさらにその上流久米町宮尾字中須賀にも船着きがあった。

津山川の上流中谷村湯指（鏡野町中谷）までは、早くから舟運の便が開けていた。万治年間（一六五八）、さらに遡って富庄箱村（奥津町）まで水路を浚えて舟を通じたが、十数年後の延宝元年（一六七三）の洪水で、水路が全壊したため、舟便はやんで、筏による輸送のみとなった。

また津山川の支流加茂川においては、河辺庄日上村

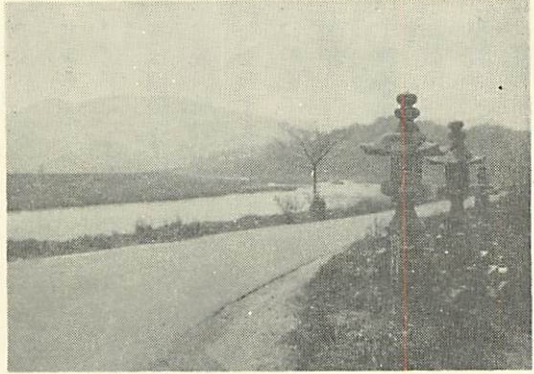


図128 中須賀船着きのあと（久米町宮尾）

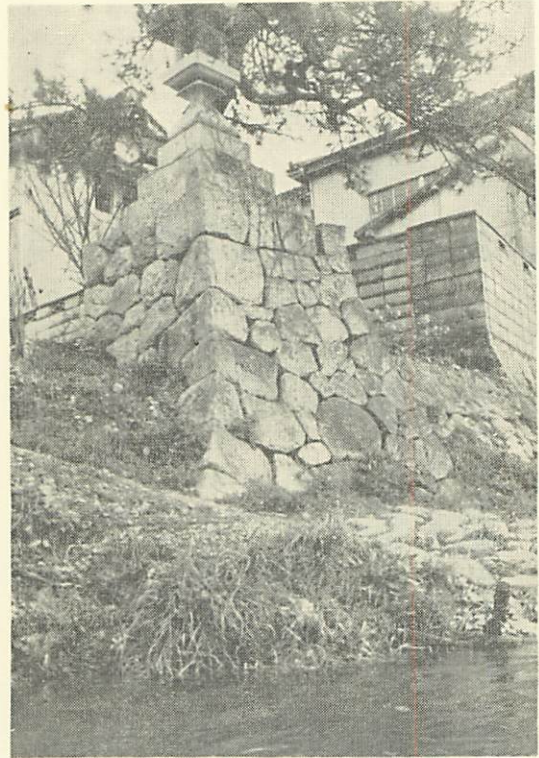


図129 加茂川、檜船着きのあと（津山市檜）

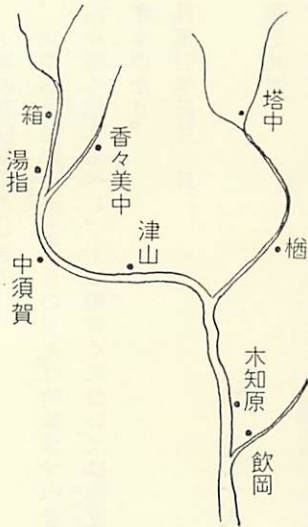


図130 津山川付近の船着きの配置図

から勝加茂庄しょうかも榑村ならまでの一里有余にわたる間は、森藩時代に、舟の運航が始まっていた。

その他美作国内で、西の旭川沿岸あさひの高田（勝山町）・久世・垂水たるみ（落合町）、および東の吉野川筋よしのがわの倉敷（林野・美作町）と飯岡（柵原町）の諸村もこの時代に舟運をもって発展した。

# 第五章 村と農民

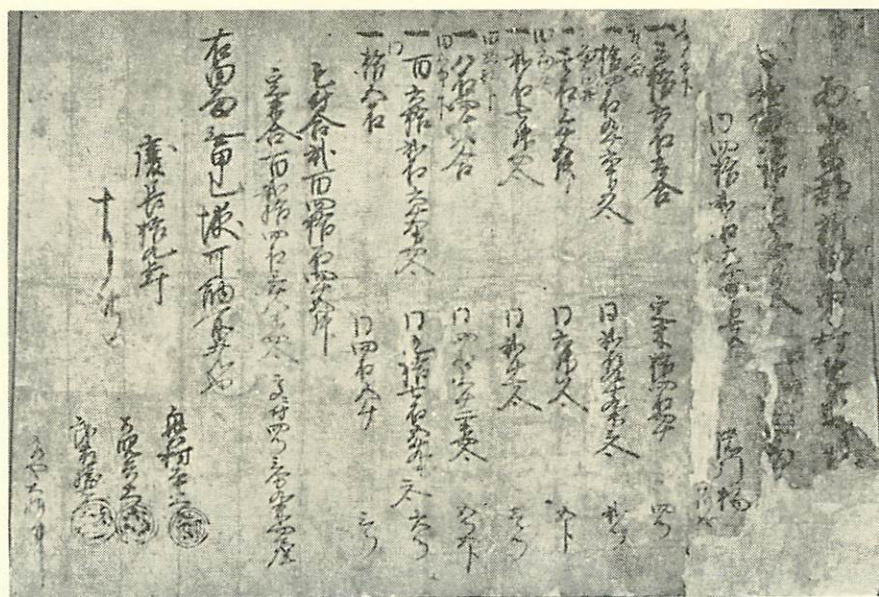


図131 慶長19年新田小田中村年貢免定（白加美神社蔵）

## 第五章 村 と 農 民

### 第五章 村 と 農 民

#### 一、郡村と郷庄

##### 村の沿革

近世封建制度下の行政の単位は「村」である。これは明治維新後の町村制で編成された「村」に比べて、その範囲が概してせまく、そのほとんどは明治以後の「大字」に該当するものである。森藩当時の美作の村数は二九二村で、そのうち現在の津山市の区域内には七一村（ともに寛文四年一六六四―調べによる）があった。その後、地方の開発が進むにつれて分村が行われたため、村数はしだいに増加し、明治維新の時には現市内は一〇七村（分郷を加算して）になっていた。

市内の村は地勢上では、山林地帯に属する「山方」、



図132 城下の東郊，林田村付近の古図  
(津山市東一宮 中島 寿氏蔵)

郡村と郷庄

平野地帯の「原方」<sup>はらがた</sup>、あるいは水利に恵まれた河川沿岸の村落などにわたり、沿革上からは古代国家の官庁・古社寺、中世の城砦<sup>さい</sup>などにもなって発展した集落、その後の開発にかかる「新田村」<sup>しんでん</sup>など、成立発展の事情はいろいろである。

現市内に属する村を、森藩当時の郡別によって、寛文初年（一六六一）の村名、元禄初年（一六八八）の村名・戸口と明治維新<sup>めいじ</sup>当時の村・分・組の名、町村制実施当時の村名、および市に入る直前の町村名を対照して表記しよう。

現津山市内の各村沿革一覧

④欄の村名は、西三郡については『作陽誌』による。東四郡については『東作誌』によって、分村の行われた村のみをあげた。

		①(元禄)郡名の称		②郷庄名		③寛文初年の村名		④元禄初年の村名		⑤元禄初年の西三郡の戸数人口		⑥明治初年の村(組・分)名		⑦明治二年の村名		⑧市に入る直前の所属町村名		⑨(付)村の成立発展に顕著な関係をもった社寺古跡等			
		林田郷		河崎村		林田村		野介代村		野介代村		川崎村		林田村		野介代村		林田村		津山東町	
苦東郡	高野郷	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	高野山西村	
		高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	高野山東村	
	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	押入村	
	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	
	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	高野本郷北村	
	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村	高野本郷西村
	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分	高野本郷北分
	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村
	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村
	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村	高野本郷村



第五章 村 と 農 民

苦北郡								苦東郡 (ツツキ)							
高倉庄	北高田庄 きたたかた	苦田郷						高野郷 (ツツキ)							
大篠村 おおささ	上横野村 下横野村 しもよこの	(一宮村) 東一宮村 ひがしいちのみや		大田村 おおた	榎山村 えのやま	紫保井村 むらさきほい	沼村 ぬま	勝部村 かつべ	志戸部村 しとべ	野の村 のむら					
	上横野奥谷村 かみよのおくや														
大篠村東分 おおささ	上横野村東分 かみよの	下横野村上組 しもよこの	下横野村下組 しもよこの	東一宮村里方上組 あづま	東一宮村里方下組 あづま	東一宮村山方東組 あづま	東一宮村山方西組 あづま	大田村 おおた	榎山村 えのやま	紫保井村 むらさきほい	沼村 ぬま	勝部村上分 かつべ	勝部村下分 かつべ	志戸部村 しとべ	野村 のむら
高田村 たかた			東一宮村				東苦田村				高野村 (ツツキ)				
高田村 たかた			一宮村				東苦田村				高野村 (ツツキ)				
大藤山山城跡 おほとう	大佐々神社 おほささ	勝利山城跡 かつり	天神山城跡 あまの	中山神社門前市場											

郡村と郷庄

苦南郡				苦北郡 (ツツキ)							
田邑庄		苦田郷		田中郷		綾部郷		高倉庄 (ツツキ)			
下田邑村 <small>たのむら</small>	総社村	小河原村	小原村	山北村 (八子町を含む)	小田中村	吉見村	綾部村	草加部村	上高倉村	下高倉村	
下田邑村	総社村	小河原村	小原村	山北村	小田中村 小田中新田村	吉見村	八代見村				
六四	七四	五八	五一	九五	三三						
四二八	三四八	三〇〇	二二九	四八三	五一六						
下田邑村川東 下田邑村川西	総社村	小河原村	小原村	山北村	小田中村 小田中村新田分 小田中村広原分	吉見村八代分	吉見村	綾部村東分 綾部村西分	草加部村	上高倉村	下高倉村東分 下高倉村西分
田邑村				西苦田村			神庭村			高倉村	
田邑村				西苦田村			神庭村			高倉村	
千年寺 田神社	美作 社 總社	美作 社 國府跡 小原 上河原 の三村にわたる		鶴山八幡宮	安白 宗本 永源 寺	白 國 神 寺	医王(岩尾)山城跡	八臥城跡		別所城跡	古代の苦東郡家跡 推定地

第五章 村 と 農 民

勝南田郡		苦西郡			苦南郡 (ツツキ)				
川辺庄		神戸郷			田邑庄 (ツツキ)				
国分寺村	河辺村	戸島村	神戸村	院庄村	二宮村	西田辺村	東田辺村	西一宮村 (二宮村)	上田邑村
国分寺村	河辺村	戸島村	神戸村	院庄村	二宮村	西田辺村	東田辺村	西一宮村 湯谷分	上田邑平田村 上田邑見内村 上田邑東村 上田邑北村 上田邑南村
		三五	九一	一〇六	九五	五五	六八	五一	一一〇
		一七九	四八七	五二七	四五五	二八一	三九七	二二九	六二二
国分寺村	河辺井口分	戸島村	神戸村東分 神戸村西分	院庄村北分 院庄村南分	二宮村	西田辺村	東田辺村原方 東田辺村山方	西一宮村湯谷分 西一宮村	上田邑村平田分 上田邑村見内分 上田邑村東分 上田邑村北分 上田邑村南分
河辺村			院庄村	院庄村	二宮村		一宮村		田邑村 (ツツキ)
河辺村			院庄村	院庄村	二宮村		一宮村		田邑村 (ツツキ)
美作国分寺	古城跡		院庄館跡	院庄構城跡 清眼寺跡	高野神社 美和山城跡		万福寺	中山神社 本光寺	神楽尾城跡 (上下田邑、繪社、小原の四村にまたがる) 安養寺

郡村と郷庄

勝田郡 北分				勝田郡 南分 (ツツキ)							
広野庄				鷹取庄 (ツツキ)							
河面村	近長村	福井村	田熊村	池ヶ原村	堂尾村	金井村	福力村	新田村	吉田村	瓜生原村	日上村
							福力村	新田村	西吉田村	瓜生原村	日上村
河面村	近長村	福井村	田熊村	池ヶ原村	堂尾村	里金井村	福力村	新田村	西吉田村	瓜生原村上分	日上村
		広野村	田熊村	池ヶ原村	堂尾村	里金井村	福力村	新田村	西吉田村	瓜生原村下分	河辺村 (ツツキ)
		広野村	田熊村	池ヶ原村	堂尾村	里金井村	福力村	新田村	西吉田村	瓜生原村小原分	河辺村 (ツツキ)
岩黒城跡							田渕城跡	新宮山城跡 (福井村にまたがる)		古城跡	美作国分尼寺跡

第五章 村 と 農 民

久米郡 南分							勝田郡 北分 (ツツキ)										
長岡庄							大吉庄	新野庄 にいの	広野庄 (ツツキ)								
一	北	井	皿	高	福	大	横	八	小	金	押	荒	種	津	妙	堀	檀
方	口	口	尾	尾	田	谷	山	出	桁	屋	測	神山	村	川	原	坂	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
一	北	井	佐	高	福	大	横	八	小	金	押	荒	種				
方	口	口	良	尾	田	谷	山	出	桁	屋	測	神山	村				
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村				
二	五	一	三	四	三	二	二	一	一	一	三	二	二				
二	五	六	三	二	四	一	六	七	三	四	四	七	七				
八	三	三	二	二	一	一	一	一	八	九	一	九	一				
二	六	三	一	三	八	一	四	九	三	二	八	九	二				
一	北	井	皿	高	福	大	横	八	小	金	押	荒	種	津	妙	堀	檀
方	口	口	尾	尾	田	谷	山	出	桁	屋	測	神山	村	川	原	坂	村
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
		佐								福					滝		勝
		良								岡					尾		加
		山								村					村		茂
		村															村
										福					滝		勝
										岡					尾		北
										村					村		町
		神	篠	丸				八	神		荒						
		南	山	山				出	原		神						
		備	(皿)	山				天	山		山						
		山	山)	城				神	城		城						
		城	城	跡				社	跡		跡						
		跡	跡	跡													

久米郡 南分 (ツツキ)	長岡庄 (ツツキ)	古城西村	一七	九二	古城村西分	佐良山村 (ツツキ)	佐良山村 (ツツキ)
古城東村	一八	九三	古城村東分				
暮田村	一八	一一	暮田村				
中島村	二八	一六二	中島村				
嵯峨山城跡							

。各項目参考資料

- ①『作陽誌』『美作略史』 ②『作陽誌』『東作誌』 ③『美作国郡村高辻帳』 ④『作陽誌』『東作誌』 ⑤『作陽誌』  
 ⑥『津山藩郡政諸記録』『北条県史』『岡山県郡治誌』 ⑦『苦田郡誌』『久米郡誌』『勝田郡志』『郡治誌』

郡と郷庄

「郡」は、古代には国につぐ大きな行政区画であったが、中世以後には単に

位置境域を示す地名に過ぎないものとなった。室町時代になると公式の文書にも郡を省略して、たとえば「美作国高野郷」のように、国名の下に直ちに郷庄名を記すようになった。

中世後期から近世初期にかけて、また郡名を明記して郷庄名を省略することが多くなった。慶長六年（一六〇一）、小早川氏が一宮に納めた社領寄進状には「東南条郡一宮村」、同七年浅野長政の下知状には「東北条郡庄屋百姓中」としている。

美作の中で、現在津山市域になっている各郡は、古来しばしば名称の変更があり、ことに近世の森藩のもとで

もまた改称が重ねられた。

美作は和銅年間（七〇八―）の創国当時は六郡であったが、平安時代の貞観五年（八六三）、苦田郡を二分して苦東・苦西の二郡としたため、七郡となった。その後、鎌倉時代に苦東・苦西両郡の地域を四分して東南条・東北条・西北条・西西条の四郡に改めたが、この郡名の起原については明らかでない。あるいは国の中心たる苦田の国府からの方角によったものかとも考えられる。その他英多郡の北部を割いて吉野郡を置き、勝田郡を勝南・勝北の二郡に、久米郡を久米南条・久米北条の二郡に改めたのも鎌倉室町時代の間である。以上の一〇郡に和銅以来改称のなかった大庭・真島の二郡を加え、美作は一二郡となって近世に入った。

森藩の創始から五八年を経た寛文元年（一六六一）八月、藩主長継は東南条を苦東、東北条を苦北、西北条を苦南、西西南条を苦西と、四郡に苦の字を冠した。同時に勝南を勝田南、勝北を勝田北、久米南条を久米南、久米北条を久米北と改めた。

それから二〇年後の天和二年（一六八二）、幕府はその公簿に美作一〇郡とあるのに、国内では勝手に一二郡として扱っていることを不可とし、これを一〇郡に改めることを命じた。そこで藩主長武は、勝田・久米の南北の別を廃しておのおのを一郡と改めて計一〇郡とした。しかし、国内ではにわかには旧慣を廃しにくいいため、両郡ともに南分・北分の称をつけて通用させた。『作陽誌』に

美作各郡沿革一覽

苦田郡		奈良時代 (和銅六年)	
苦西郡	苦東郡	平安時代 (貞観五年)	
西西南条郡	西北条郡	東西南条郡	東西南条郡
西西南条郡	西北条郡	東西南条郡	東西南条郡
苦西郡	苦南郡	苦北郡	苦東郡
西西南条郡	西北条郡	東西南条郡	東西南条郡
苦田郡		明治三三年	

久米郡南分・同北分の区分があるのもこのためである。

森氏の除封後美作に駐在した幕府の目附赤井平右衛門、代官守屋助次郎は、美作を旧慣のとおり一二郡として扱うことの便を主張し、幕府に願って、郡数郡名を寛文元年以前に復原した。この後、この郡数・郡名は長く継続して行われた。明治三三年（一九〇〇）四月、政府は郡制実施に当たって郡の統合を行い、美作の地域は苦田（東南条等）・勝田（勝南・勝北）・久米（久米南条・久米北条二郡合併）・英田（英田は元禄中英多を改めた）および真庭（大庭・真島）の五郡として現在におよんでいる。

以上各郡の沿革を要約すると次表のとおりである。

真島郡	大庭郡	英多郡	久米郡	勝田郡
			久米南条郡 久米北条郡	勝北郡 勝南郡
真島郡	大庭郡	吉野郡 英多郡	久米南条郡 久米北条郡	勝北郡 勝南郡
			久米南条郡 久米北条郡	勝田北郡 勝田南郡
			久米郡 (南分) (北分)	勝田郡 (南分) (北分)
		吉野郡 英田郡	久米南条郡 久米北条郡	勝北郡 勝南郡
真庭郡		英田郡	久米郡	勝田郡

郡・村ともに使われていた「郷」・「庄」の名称は、近世になると「領地目録」をはじめ「給知状」や「年貢免定」などでは全く省略された。しかし古来の慣例に従って郷庄名を入れることも行われ、たとえば元禄年間(1695-1704)の作陽誌は「苦西郡神戸郷院庄村」・「久米郡南分長岡庄八出村」、またのち文化中の東作誌にも「東南条郡高野郷押入村」と表示している。

現在市域の村が所属していた徳川時代の郷庄はさきの各村沿革に表示したとおりである。

## 二、村政と農民

**藩村政担当の藩役人** 藩経済の基盤である年貢を負担する村

も肝要なことなので、藩では村政についてはつねに苦心したが、ことにその担当役職の任用には最も意を用いた。農村を支配する藩の役人を「郡奉行」といった。郡奉行は村と農民とを行政と司法の両面にわたって支配



第五章 村 と 農 民

し、藩の方針に従って地方の秩序を維持し、農耕の奨励と年貢の賦課徴収を最も重要な任務とした。したがって郡奉行の良否は直ちに藩政につながり、農民側から見れば最も身近かではあるが、非常に恐るべき役人でもあった。藩では家中の中堅クラス中から有能で信頼できる人材を挙用した。多くは禄二〇〇石内外の士であった。六人を定員とし（長武の頃一時四人に減じた）、別に隠居

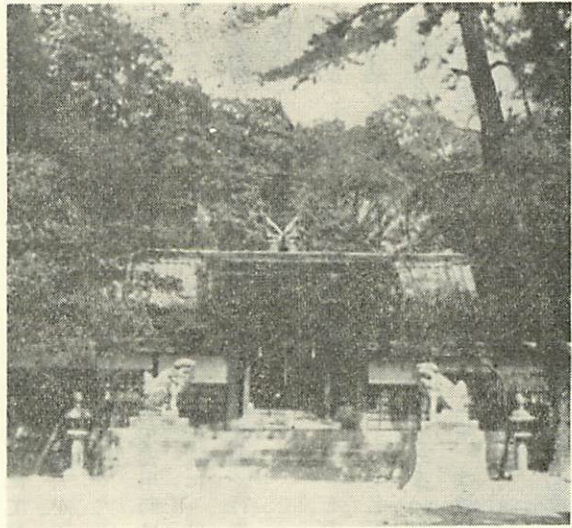


図133 長岡庄の古社 八出天神社（八出神社）

長継領には一人を置いて、四郡を担当させた。役料として年米二五石をつけた。その下役として奉行各々に「下代」一人と「所務下代」三人、および「書役」一人を従えた。その自邸に奉行役所を置いた。

その他大目附配下の目附に所属する「在目附（郷目附）」も郡奉行に協力して村々の非違の取締りに当たり、また「蔵奉行」六人（一人で二郡を担当）は各郡の年貢米の収納管理に当たった。



図134 大庄屋屋敷の門前（津山市押入）

農民中の村役人

村に住む農民の中から選任される役人で、最も高い権威と重い責任を担うたのは「大庄屋」である。大庄屋は近世封建制度の成立にともなって帰農した「国

侍」の中から有能な人材を選抜したもので、これについて、『大庄屋由緒調』(明治二十七年)ではつぎのように述べている。

「寛永初年(一六二四)——中略——各郡より五十一人御選抜、登城仰せ付けられ、御家老原豊前殿より、思召をもって今般大庄屋役仰せ付けられ候間、上下の間に立ち、御用弁仰せらるべき旨御演達の上、大庄屋一人の引受高二千石以上八千石まで、地理の模様にて「一触」となし、一触毎に「肝煮役」二人以上四人を置かれ、右肝煮と「村庄屋」を大庄屋の支配とし、大庄屋は郡奉行の支配に定められ、——中略——総て御用向は郡奉行より大庄屋へ相達し、大庄屋は之を肝煮に、肝煮は之を村庄屋に相達し、成るべく全国緩急無く行き届き候様なされたき御趣意に候。」

この制度の起源は、築城開始後間もない頃で、その後多少の変遷を経て、寛永二年(一六二五)に至って名実ともに確定したものである。受持区域である一触は平均およそ五、〇〇〇石内外であった。「触」は触れ達すことを意味し、大庄屋触はたとえ「山北触」・「二宮触」などと呼ばれた。のち、松平氏の中頃「触」を「構」

と改めた。

大庄屋には、役料として年米を給せられた。「由緒調」によると、二五石以上五〇石以内となっていて、旧来の功績の程度、受持触内の石高の多寡、用務の繁簡などを考慮して定められ、各自について差があった。

美作全州の大庄屋は五人で、それぞれの地域を支配した。今の市域の大庄屋は一二人で、元禄初年にはつぎのとおりであった。

〔苦東郡〕野介代村 香山太郎兵衛、押入村 岸本利兵衛、一宮村 中島孫左衛門。

〔苦北郡〕下高倉村 堀内三郎右衛門、綾部村 多胡勘右衛門。

〔苦南村〕山北村 大谷九右衛門、東田辺村 土井藤七、下田邑村 土井七郎兵衛。

〔苦西郡〕二宮村 立石五郎右衛門、院庄村 江川四郎右衛門。

〔勝田郡南分〕河辺村 土井太郎右衛門。  
〔久米郡南分〕一方村 植月六郎右衛門。

なお津山市域外で大庄屋の居た郡村はつぎのとおりであった。

〔英田郡〕海内村 土居村 福本村  
 〔吉野郡〕川上村 赤田村 馬形村  
 〔勝田郡南分〕勝間田村 行延村 木知ヶ原村  
 〔勝田郡北分〕植月村(二か所) 高田村 中島村 広岡村 豊久田村  
 〔苦北郡〕小中原村  
 〔苦南郡〕香々美中村  
 〔苦西郡〕塚谷村 富村 奥津村  
 〔久米郡南分〕大戸村 原田村 南庄村 福渡村  
 〔久米郡北分〕宮尾村 坪井村 栃原村 和田村 錦織村  
 〔大庭郡〕上河内村 湯本村 目木村 大庭村  
 〔真島郡〕三家村 高田村 鹿田村 関村 草加部村  
 下方村

大庄屋の配下には、前に記したように、各舂毎に二人ないし四人の「肝煮」があつて大庄屋を補佐し、村庄屋を取締つた。その役料は五石ないし一五石(前出の『由緒調』による)であつた。この肝煮はのち松平藩の時代に「中庄屋」と改称されたが、幕領はもとより他藩にはあまり見られない役職である。藩としては、士格を取り上げて帰農させた国持たちのうち、大庄屋に挙用したもの

のほか、主だった者に「肝煮」の地位を与え、その父祖伝来の声望と実力を、治安の維持や開発の促進に利用しようとしたものである。

各村の村政を担当する役を「庄屋」(庄官)という。中世の庄園支配に関連してできた名称とも思はれ、大庄屋・肝煮につづく地方での要職である。多くは古来開発の功績のあつた家の者を挙用し、世襲の場合が多かつた。そして庄屋は、村政の執行者であるとともに、外に對しては村の代表者で、村民から最も信頼されなければならぬ役であつた。

庄屋の下に「組頭」がある。一村に二人あるいは三人ほどあつて庄屋を補佐し、村内の事務を分担した。大庄屋、肝煮の承認を得て村民の中から庄屋が選任した。

ほかに「百姓総代」若干名がある。他所では多く「百姓代」と呼ばれているが、この地方では古来百姓総代と呼んでいる。村民の間から選出されて、庄屋や組頭の相談にあずかり、村政のすべてにわたつて監査に當る役で、大い村民中の最も持ち高の多いものが選ばれた。この庄屋・組頭・百姓総代を村方(地方)三役と呼んだ。

村民は五戸をもつて五人組を組織し、日常生活すべて

にわたって互いに助け合い、また非違のないように戒め合うことなどは、町方と同様である。しかし町では家持ちのみを構成要員としたのに対し、村では名子・家来など零細な農民までみな組員とした。五人組では、その内の一人をもつて「五人組頭」とした。

村の住民中で、神社の神職と寺院の僧侶は、ともに宗教信仰の指導者としての要務を持つが、宗教行事以外の日常の個人生活の面では、ほとんど農民同様の立場に置かれた。

中世以来長期にわたって統一を欠いていた美作の各村も、こうして整備され、近世封建制下の村としての秩序に組み入れられたのである。

### 帰農した国侍

近世封建制のもとでは、村はすべて百姓（中世以降一般農民を指して百姓と呼んだ）が住んで、農業を営むべきところで、百姓以外の士や商人の居住は許されなかった。

森氏の入封した当時の美作各地には、古くから住みついで祖先から伝えられている知行地を持ち、家来を養って農業を営んでいる「国侍」と呼ばれる家々が少なくなかった。忠政は当初からこのような国侍たちの協力を

求め、国内の治安維持や、築城工事をはじめたびたびの出役にも出動させた。

国侍たちもこれに応じて多くの農民を動かし、ことは、すでに述べたとおりである。

藩ではこのように国侍たちの

力を利用したものの、武士と農民とは嚴重にこれを区別し、国侍たちがこれまで持ち伝えていた武士としての格式はすべてこれを廃止した。別に述べる検地によって、国侍たちの支配していた知行地は直接に藩の支配に繰り入れ、国侍に従属した農民は百姓として自立させ、士格の形式的表示である苗字帯刀もみなさし止めた。そしてその代償として「頭百姓」の身分を認めて、一般農民

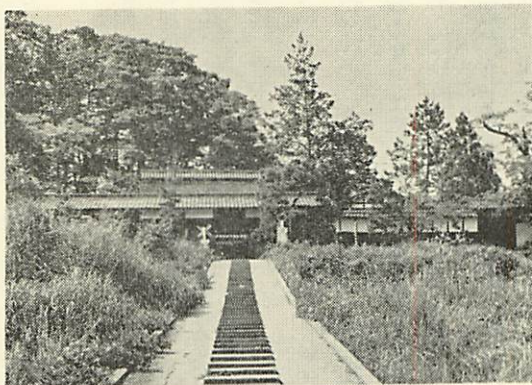


図135 帰農した国侍（土豪）の屋敷（津山市二宮）

の上位に置き、脇差わきざしの佩用と麻袴あまかみしの着用を許し、いまままで持ち伝えてきた栄誉の幾分を持続させる方針をとった。「大庄屋」・「肝煮」等（イ）はみな頭百姓の中から選任したのである。

また、これら国侍たちの戦闘力を削除するために、その所有している一切の武器を取り揚げるいわゆる「刀狩かたながり」を実施した。これは何時どのような方法によったかは明らかでないが、手を尽した結果目的を達したことは事実である。当時、国侍たちがどれ程の武器を所持していたかを、二宮立石家の例で見よう。森氏入封の前年慶長七年（一六〇二）、時の領主に差し出した所蔵武器目録（『立石家譜』）によると

一、刀 三腰 一、脇差 十腰 一、鎧よろい胃かぶととも三領  
 一、弓 三張 一、矢の根 百個 一、長刀ながなた 百振  
 一、鎗やり 五本 一、鉄砲 五挺ちよと 一、鞍くら 五背

が見える、この家は古くから美作に土着して地方開発に当たり、戦国時代の初めまでは近郷に武威を振っていった。文亀二年（一五〇二）、居城美和山城みやまやまの落城によって昔日の優勢を失い、武力を捨てて土豪として家名を存続するに過ぎなかったが、この時代になおこのような武器

を備えていたのである。その他の多くの国侍たちもみな多少の武器と何程かの家来を持っていたことは疑いない。のち元禄一〇年（一六九七）の森家除封の際、幕府の収城使に引き渡した武器の中に「貸刀かりがたな一〇、〇一八腰（ツ）」とあるが、これには、民間から借り上げた刀を含むものと思われる。

なお美作各地には、尼子・毛利・浦上・宇喜多などの諸氏のもとを離れて流浪した浪人が少なくなかったが、これらの浪人たちに職を授けて困窮に陥らせないように導くことも、頭百姓たちに課せられた任務の一つであった。

農民の  
 いろいろの 村の住民のほとんどは農民で、少数の大工・左官のような職人もあったが、

これらはみな農業の片手間の兼業に過ぎなかったから、農民と見ても差し支えはない。

農民の間には長百姓・本百姓・平百姓・小前百姓こまへ百姓・無高たかなどの呼び名があって、村の構成は甚だ複雑であった。

「長百姓」は、はじめ「頭百姓」また「おとな百姓」の名もあって、祖先以来年久しく村に定住し、村を指導して来た有力な家で、さきに述べたように帰農した国侍たちの家はみなこれに該当する。慶長一一年（一六〇六）

三月、忠政が出した条々（第三章参照）に見える「宿老百姓」はこれを指したのである。

「本百姓」は、はじめには持高の多寡や家格の高下にかかわらず、すべてその村に住んで農地を所持し、耕作に当たり、年貢を負担するすべての農民を指した。しかし、後に藩が農地の細分による貢租の減少を恐れて分地を厳しく制限したため、本百姓の条件として相当の持高（一〇石以上）を要するようになった。この標準に達しないものを「小前百姓」といい、「小前」・「平百姓」とも通称した。また自分の農地を持たず、他の農家などに雇われて労役を提供して暮らしているものを「無高」あるいは「水呑み」と称した。多くの村々では小前百姓や無高の数が本百姓をはるかに上回るのが常であった。

また耕作の上では地主・自作・自小作・小作の別があつて、地主や自作はいつも優位におり、小作はつねに地主に従属の立ち場におかれた。

長百姓や本百姓の家には、身分の上でこれに従属する「名子」・「家来」があつた。名子には中世から長百姓の家に服属してきたものと、新たに他所から入村し、長百姓の引き請けによつて村の人別に加入を許されたもの

とがあり、その引き請け主を名親とよんだ。はじめはその持高も名親のうちに含められて表面には出ず、表だつた夫役もなく、おもに名親の家の用務に当たつた。もつとも名子の中には、分地制限によつて百姓株が限定されているため、事実上の分家としても本百姓や平百姓への独立を認められず、本家を名親とする名子になる場合も多かつた。従つて経済的向上によつて本百姓・平百姓に編入されることもでき、これを「名子離れ」または「名子抜け」とよんだ。

家来は長百姓らに仕え、その屋敷内やあるいは屋敷外に居宅をもらい、農具や生活用具の支給を受けて主家の用務を中心に生活を営んだもので、その数代にわたるものを譜代とよんだ。家来が独立して本百姓や平百姓になることもあつたが、その例は名子の場合よりは少なかつた。元禄三年、勝田郡南分行延村、山三郎の家来喜右衛門の家来放れ（『作南農村史料一』）および、降つて寛政二年（一七九〇）一二月、苦東郡東一宮村大庄屋中島孫左衛門の家来重兵衛の家来放れ（『中島家文書』）の例がある。後者の場合には重兵衛から旧主へさし出した覚書に「もつとも本百姓に相成り候ても、御家に対し奉り

## 第五章 村と農民

候ては、万事これまでの通り少しも相背き申すまじく候。年始盆中は申すに及ぼす、五節句並びに毎月三日の御礼、夫婦とも懈怠けたい無く相勤め申すべく候。別して御家の吉凶御大礼の節は、私ども身に引請け、いささかも疎略仕るまじく、その外何事に寄らず仰せ付けられし旨違背つかまつるまじく候。」と誓い、長い伝統によって培われてきた強い封建性がよく表われている。

このような名子・家来の数が、本百姓・平百姓よりも多い村もあった。これもまた年代は少し下るが、松平藩時代の安永八年（一七七九）、中山神社門前集落の半を占める西一宮村では、全戸数三四のうち社家三、寺院一、百姓（長百姓・本百姓）七で、その残りの二三戸が名子と家来（二）となっている。

このような、農民間の相互関係は、それぞれの時代の姿によって、いろいろかわってきたが、近世になって各藩はこれを農民支配に都合よく作りかえて、秩序の保持に利用した。これによって優位におかれた一部のものは、狭い社会の間で、支配者的意識をもって一般農民に臨むようになる。このため、時代の下るとともに内部における上下の対立はしだいに強くなり、後に頻発ひんぱつした百

姓一揆いの原因の一つにもなった。したがって、その内容もしだいに形をかえ、農村の生活にも変化は見られたが、本質的には明治維新まで解消しなかったのである。また住居の面では地子居じごい・借屋者の別があった。地子居は他人の土地を借って自分で住宅を建てておる者、借屋者は自分の家を持たず、他人の家を借りて住んでいる者である。

### 農民の結合

また村内において、個々の住民の間にもいろいろの関係があった。嫡系を意味する本家、これから分派した分家（別家・新屋など）、その他の血族、姻族を加えての親類

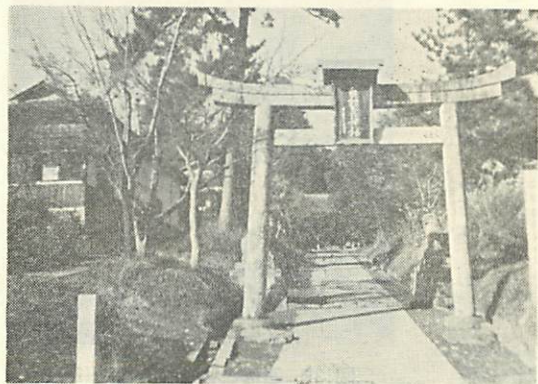


図136 田中郷の鎮守 白加美神社

等である。広く祖先を同じうする家々には、株・株内の関係があった。また居住の近隣によって結ばれた組・講組は、日常生活の面での利害を同じうすることも多く、どこでも吉凶相助け合う強い慣習が成立した。

むかし草分けの人々によって創祀された氏神の宮は、地域の産土、集落の鎮守の社に発展し、その祭祀は地域の住民・氏子によって営まれ、宮の森は氏子結合の中心、共同の広場となった。みよりの秋を迎えて行われる村祭りは老若すべての楽しみの日であった。

その他、村人を風水や疫病の災厄から救い、農産の豊作



図137 村の信仰—地神（津山市神戸）

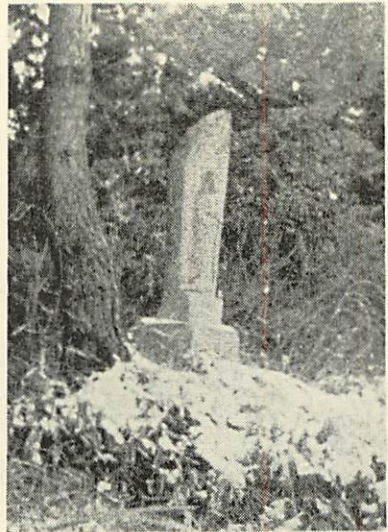


図138 石ほとけ（津山市下田邑）

を護るとされた荒神（三宝荒神）や天王（牛頭天王）の祠は大てい集落ごとに祀られ、火災を防ぐための火の神愛宕の祭りも欠がされぬ行事であった。山林の「山神」、平地の「地神」、村境の「塞の神」も古くからの信仰であった。また村々に散在する地藏堂や路傍の石仏にも根深い尊信が捧げられ、このような信仰の面からも村民の結合は固められた。



### 三、検地と石高

#### 慶長以前の 検地

美作でも文禄三、四年（一五九四―五）

の頃、時の領主宇喜多秀家によって、検地が行われた。家老長船貞行を中心にしたもので、太閤たいこうの領地の一環として、その基準に則って実施し、その範囲は備前・美作の全州と、播磨はりま、備中兩國の一部にわたった。

そして増高ましかか二〇余万石を打ち出した。これによって当面の窮迫した財政を補強し、朝鮮出陣に要した巨費をまかなったものであろう。この時、美作では社寺の所領や各地の名跡まで課税対象に編入されたとのことであるが、当時の検地帳も伝わらず、詳しいことはわからない。朝鮮出陣の最中でもあり、各地に残存している国侍たちの勢力もあなどり難いので、太閤検地の目的とするような強力な検地は行わず、恐らくは現地の村々からの「差し出し」を中心に行ったものではあるまいかと思われる。

『美作国検地の記』（平賀元義が『美作視聽録』に筆写）によると、「検地役人は村々を巡って村役人が差し出した帳面と、田畑に立てた畝札うねふだを対照して検査し、もっともと思われるもの

はこれを探り、疑わしいものには一々縄を入れて測り、土地の良否を見極めて石高を算定した」とある。

この文禄検地では、功を急いだため無理押しをして公平を欠いたことが多く、またこの実施が家臣間の紛争の起因の一つともなったといわれる。この時打ち出した美作の総石高が、のちの忠政が受領した当時の一八万六、五〇〇石に当たるものといわれる。ほかに津山市の矢吹家蔵『太閤日本国御検地帳目録』と題する一書（筆者不明）によると、「十八万六千十七石美作国」とあって、忠政受領額との間に四八三石の差がある。もしこれが正しいとすれば、その後の竿入れさおいれによって増高を得たのかも知れない。

その後、関が原役後の新領主小早川秀秋も、領国の田地の境界を改定し、石高を打ち出したことが『備前軍記』に見えるが、その方法も、打ち出した高も全くわからない。

#### 慶長の検地

そのころの行政の単位であった村々の間で、その境界が明確でないため、これについての紛争がおこることは珍らしくなかった。そこで忠政は検地にさきだち慶長八年（一六〇三）八月、

各村々に布達（その文は後示）を出し、家臣を派遣して調停に当たらせ、郡村の境界を明らかにした。

その翌九年三月、檢地条目（後出）を定め、檢地奉行を選任して檢地に取りかからせた。この奉行を命ぜられたのは、伴半兵衛・西川三右衛門・伴伊兵衛・津田勘兵衛・奥村平太らで、村々を巡って詳しく実情を調べ、地理を勘案して村を上・中・下の三等に格付けし、田畑はもとより屋敷地まで間竿けんざおを入れて面積を量り、田地は一筆ごとに米穀の標準收穫高を算出し、畑と屋敷については、その地力によって收穫できる玄米の石高をもって表示した。

この石高の査定を「石盛こくもり」という。このようにして村ごとに檢地帳を作製して一筆ごとに地名・等位・面積・石高および農民の名を明記する。この帳面に記載された農民は「名請人なうけにん」と呼ばれて村落構成の要員であり、また年貢納入の責任者である。

この檢地は、この年秋の間に一応終結をつげた。藩はこれによって村と農民の掌握を確実にし、また貢租賦課の対象を完全にわくづけすることができた。そして、中世以来複雑になっていた土地制度も簡易化され、耕作農民の身分についても安定が見られた。

藩はこの石高の決定によって

家臣の給地を定め、社寺領の寄進も行った。この

檢地の量り出し

については、『美

作略史』には五

万六、〇〇〇石

の高を打ち出し

たとし、また『大

日本史料』中の

「国主城主記」

（『朝野旧聞裏稿』所載）によると、「森美作守忠政二十一万七千石慶長十年指出高さしだしたか」とあって、拝領高に対して四万石余の増高ましたかを示している。

この時の檢地については、そもそもの基準となった檢地の記録も見当らず、残存する檢地帳も少ないので、はっきりしたことはわからないが、短期間に功を急いで強行したために、はなはだ粗雑な点があった。帳面上の檢

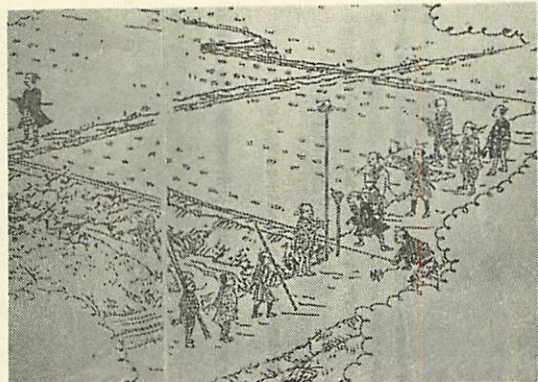


図139 檢地の図（『徳川幕府県治要略』）

地高の中にも、精細な取調べをしないで見積もり高を記載したためか、その後の実収高との間に大きな誤差のある所もあったため、やむなく「当有米<sup>とうありまい</sup>」として実収高を加筆して農民を承服させた。その実例として勝北郡近永村（津山市近長）では、検地高三二六石弱に対し「当有米」は二〇二石弱で六二％、また勝南郡西吉田村（津山市西吉田）は検地高三八九石余に対して当有米は一七二石で四四％に過ぎなかった。

このような臨時的な措置をとったが、なお農民の間には不平の声が非常に高く、嘆願が続出した。築城の大事業に農民を駆使しておる時でもあるので、落も全くこれに耳を傾けぬわけにもいかず、年貢の賦課にあたって村々に対し「諸引・永引<sup>しよびき・えいびき</sup>」などの名目をつけて、幾らかの軽減を行って緩和につとめた。

〔慶長八年八月、郡村境界についての布達〕

今般検地の為、各郡村境界紛<sup>まざらわ</sup>しき場所におゐて、

公事<sup>くじ</sup>争論致し候趣相聞こえ候に付き、心得方相達し

候事

条々

一、古国々郡村の境界を定むるに、雨水分派の山脈、道

路の中央、川の中央をもつてなす。然れども中興世乱れ実檢これ無きの処より、強は弱の境に切り入り、弱は強に境内を奪わるる等の儀これ有るも、古国の掟<sup>おきて</sup>は天然の道理にして決して動かざる儀と相心得べき事。

一、山脈、道路、川等に抛<sup>な</sup>らざる山林中央の境は、生木点々立て置き、左右壑間通り伐り払い置き申すべき事。

但し、境木は双方より伐り取り相成らざる事。

一、山脈、道路、川等に抛らざる平坦野原の境は、万代不拔の岩石大木等の見通しをもつて相定むる事。

一、境界見通しの内にこれある田畠<sup>はた</sup>の疇筋<sup>うねすじ</sup>、あるいは境外に曲り出で、また境内に曲り入り、蛇歩<sup>だほ</sup>の形は、いささか出入りこれ有るも蛇歩形の疇をもつて境と相定むべき事。

一、山脈、道路、岩石、大木等の抛るものこれ無き場所は大様見通し相付け、壹丁<sup>いちぢょう</sup>毎に炭を土中に埋め込み、その上に境石相立て境界相定むべき事。

一、旧来川の中央の境なるも、中興洪水の為地変の場所は、たとへ川を越え候も現在地の処へ前条々の心得をもつて、境界相定むべき事。

但し炭は万代不朽のもの、境石は自然石に限るべき事。

一、檢地に付き、田畠村高の儀は、その村々持主限り引き分け候御法につき、たとへば甲の村の者、乙の村内に持地これ有らば、その持地の畝高は甲村の畝高に組み込み、乙村の者、甲の村、丙の村内等の持地は、その畝高甲丙とも乙村の畝高に組み込み申すべき事。

但し、その村境内の地所他村の者持主にして畝高他村に組み込みたる地所は、他村よりの飛び地と致すべき儀に付、一村の境界には拘らざる儀と相心得べき事。

一、甲乙丙村の間に天然の境界筋これ有るも、田畠または山林野原地鐘先の如く、甲村の地続き乙村へ幅狭く入り込みたる場所の境界は、もちろん、天然の境界筋に定め、その境界より乙村へ入り込みたる地所は甲村の飛地と致すべき事。

右の条々古国の掟に拠り相達し候間、村々その意を得、天然の道理に基き、争論これ無き様嚴重に相定むべし。もし相背くにおいては曲事申し付くべき者なり。

卯九月 日

(慶長八)

大洞 十太兵衛  
藤 田 六兵衛  
津 田 勝五郎  
水 野 喜兵衛

(『旧津山藩林制概要』)

[慶長八年(一六〇三)十二月、檢地取計らいの布達]

条々

一、此度村々御田畠の檢地取り計い候につき、村々百姓末々まで御達し向はもちろん、差図向等堅く相守るべき事。

一、檢地につき、詳細取り扱い向は追って相達すべき事。  
一、村々百姓どもの内弁へこれ有る者、大村は七名、中村五名、小村は三名、檢地懸り申し付くべく、人当相定め申出づべき事。

一、檢地庄屋并に村々檢地懸りの者、日当給米・筆紙墨・諸入用は御本途より下渡され候事。

一、村々檢地に付き、心得違い、種々妄説相唱え候者聞き及ぶにおいては、屹度罪科に処すべき事。

右の条々、村々末々まで心得違いこれ無き様相達し、相守らせ申すべく、もし相背くにおいては越度申し付くべき者なり。

慶長八卯年十二月 日

大洞 十太兵衛  
藤 田 六兵衛

(『美作一國鏡』)

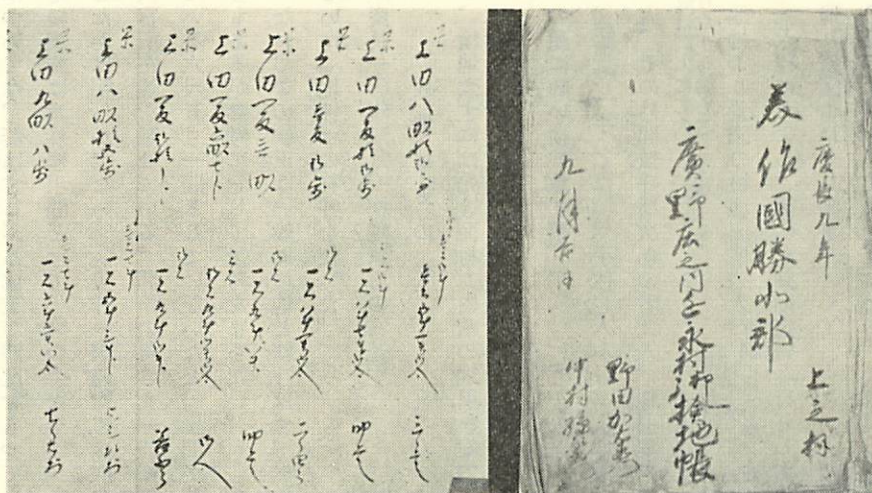


図140 慶長9年広野庄近永村検地帳 (津山市近長 甲田家蔵)

〔慶長九年九月広野庄近永村検地帳の一節〕

上田四町九反八畝一步	分米	八拾九石六斗四升六合
中田三町三反三畝十二步	同	五十三石三斗四升四合
下田九町五反九畝三步	同	百參拾四石貳斗七升四合
上畠九反貳畝七步	同	拾四石七斗五升七合
居屋敷		
中畠四反三畝廿五步	同	六石壹斗三升六合
下畠三反七畝八步	同	四石四斗七升貳合
下々畠五反三畝拾四步	同	五石三斗四升五合
下田壹町貳反四畝廿五步	同	拾七石四斗七升六合
下々畠四畝四步	同	四斗一升三合

田方合拾九町壹反五畝拾壹步

畠居屋敷方合貳町三反廿八步

田畠合貳拾壹町四反六畝九步

右田方分米合貳百九拾四石七斗四升

畠居屋敷方分米合參拾壹石壹斗貳升三合

總高都合參百貳拾五石八斗六升三合

当有米 合貳百壹石五斗九升七合

検地の修正

慶長九年（一六〇四）秋の検地がはなはだ粗雑であったため、さらに適正な

検地の修正が必要であった。しかしこの検地のやり直し

については、落はすこぶる慎重な態度をもって当たり、その実施は意外に手間どって、いつ手をつけ、いつ終了したかは明らかでない。『美作一國鏡』には次のような代官所布達を載せている。間竿の長さを一般に伝えられている六尺五寸一間としていないなど、疑問が残るところもあるが参考にして後考をまちたい。

なお、この修正は一般に検地とは呼ばず、「地押じおし」あるいは「地押じならし」の称呼を使った。

〔慶長一〇年三月、検地致方の布達〕

検地致方の事

一、検地致すには先達而村方内割の地引き案内帳致し、一筆切に番付肩書に記し、杓枚しやくまい毎に札を立て、右番付の順に随したがい検地致す事。

一、検地役一手の御代官、手代けんすう者人にん、下役者人さおとり、竿取さおとり者人、その外間数呼けんすうび次ぎの者式人、地引案内の者式人、或は兩人にて代、合帳付け候者式人、是は兩人出で、者人は、りながら勤める、目見致すことあるべし

他村より差図の検地庄屋者人、または式人、これは勤、都合方別に達し置くなり  
九人程にてよし。御代官御勘定惣奉行として諸手代見廻り差図これ有り候事。

一、間竿は長さ壹丈貳尺づゝなり。末壹尺の内へ目をも

り、外は壹間毎に切り廻しをして墨を入るなり。但し式分は出入なり。豎竿たて横竿兩人の竿取者人、百姓者人宛付け、数の合よみをさするなり。数の十とを言う廻にては、大声に呼ばせるなり。小数を指にてかぞへ、十を片手にためるなり。竿取に付き歩行するなり。さて、竿を打仕廻しまひ、何十何間何尺何寸と竿取り呼び候上、呼び次ぎの者押し返して右の通り呼ばわるなり。これ、一つには間数相違無きを知らするため、一つには聞き違いこれ無きためなり。

一、検地はいか様なるかたちの田畑なりとも、豎横十文字に打つもの、もつとも横竿大切なり。口伝くでんにて念入るべし、また入歩といふ事これ有らば、田なりとも、畠

なりとも、三十歩に足らざるわずかの地近所にこれ有るを、その歩を量り、肩書に何屋入歩として大步へ詰め込むなり。かくの如く、わずかなるを帳面ひとにいかど記すことはかへそといふ義なり。然れども地主替りたるは格別なり。同じ地主を右の通りにすることなり。

者敵せとも面付けたるを入歩にするは誤なるべし。いわんや、その余においておや。惣そうじて検地に竿の立て様何か法委くわしくは口伝くでんにすべし。

一、竿取の者鍛錬なくしては麁事そじなり。検地は百姓永代の浮沈たるの間、別して念入るべき事なり。竿の持ち様我が立丈たちぢやうの帯おびの上端に当て持ち、腰をすへ、肘ひじを脇腹へ附け、動かざる様にかため、腕先にて打つなり。

歩行を定むる事肝要なり。されど巧者のものは歩行して間数をはかるに違はざるなり。三足沓間という杯なごいえども、人に長短あり足に遅速ありて違いがちのものなれば、決して御法の外仕様相成らず候事。

一、百姓ども一応稽古けいこして収練の上致すべき事。右稽古けいこ仕様、長十五間も廿間も水繩しやう或は継竿にて間数を究め置き、右の通にして何遍も打返し打返しして、腕・腰・体をかため申すべく、上役の者吟味して収練と見定めれば仕用致さすべきなり。

一、右の外は役人出張り、別段相達し口伝等致すべきなり。

右の条々相達し候間、検地懸りの者ども、その意を得、心得違ひこれなきよう相守り申すべきものなり。

慶長十巳年三月 日

御代官所

右の通仰せ達せられ候間、村々その意を得て相守り申すべく、なおまた庄屋並びに検地懸りの者ども御雛形

の誓紙文認め血判の上、至急差出すべく、この旨相達し候。以上。

巳四月 日

大庄屋

(『美作一國鏡』)

その後も検地の結末については、農民側の難色が強かったたので、二代長継の時「段免だんめん」という他に類例の少ない制度をはじめてその緩和をはかった。これによって田畑はこれまでの三等級の格付けをさらに細分し、酷に過ぎていた石盛を修正して事実上の減租をはかった。

その後も年々の開発が盛んに行われたため、慶長検地から四二年後の正保三年(一六四六)までには、高五万六、七〇三石七斗九升八合の増石を「改め出しあらた」た。

(『郡政旧記』) この高の中には、慶長検地の際に当初の受領高を超えた「量り出しはか」を含んでいるものと思われる。寛文四年(一六六四)四月、森藩はつぎのとおり「石高改め」を幕府にさし出した。

「高合わせて十八万六千五百石余、年々開発四万二千七百石余、都合二十二万九千二百石余。」(『作州記』)

幕府は当初の受領高を領国の石高として公認し、軍役など賦課の基準にあて、「年々開発高」は「表高おもてだか」か

らはずした。この開發高が、前記の正保の改出しより減少していることについては明らかでないが、「永引」・「諸引」などを大幅にさし引いたためであろう。

その後も農地の開發には、年々拍車をかけた。ことに三代長武の時貞享年間（一六八四―）に行つた地押しでは、さらに多くの高を量り出し、元禄一〇年の除封までは、一万六、一二四石一三升を算し、これを「開」と呼んだ。入封当初の受領高（「古高」）、正保三年までの「改出」、および元禄一〇年までの「開」を合計すると、総高は二五万九、三二七石九斗二升八合となった。

〔貞享四年丁卯<sup>ひのちう</sup>苦南郡山北村地押帳〕より

田畠

高八百三拾九石九斗九升四合

田畠

内式百貳拾七石六斗壹升三合

荒川成

壹ノ田

一、六拾八石七斗七升八合 定米六拾八石九升九ツ九分

貳ノ田

一、百五石四斗六升八合 同百石壹斗九升五合 九ツ五分

三ノ田

一、七拾六石五斗壹升式同六拾八石八斗七升九合 九ツ

四ノ田

一、五拾貳石七斗三升四合 同四拾五石三斗五升壹合

五ノ田

八ツ六分

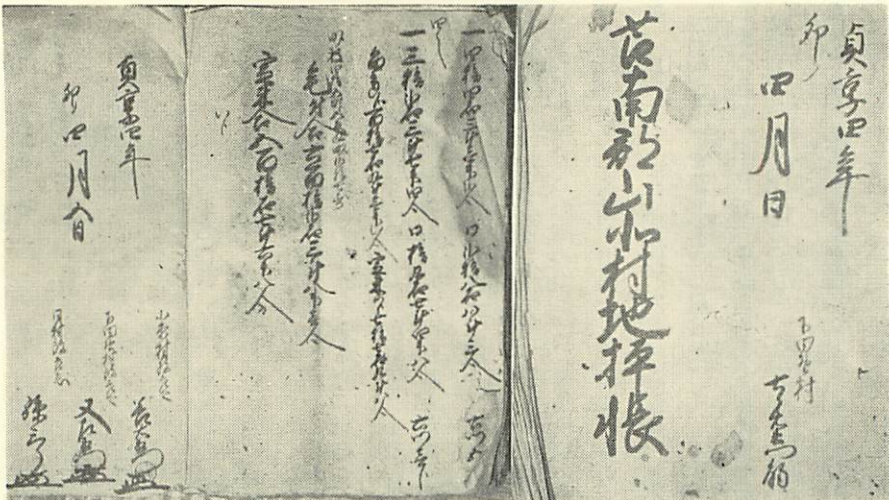


図141 貞享4年山北村地押帳（津山郷土館蔵）



一、八拾三石三斗九升 同六拾七石五斗四升六合 八ツ壹分

六ノ田 同六拾八石六斗貳升貳合 七ツ七分

一、八拾九石壹斗壹升九合 同六拾八石六斗貳升貳合 七ツ七分

田屋敷 同壹石八斗六升貳合 七ツ六分

一、貳石四斗五升 同壹石八斗六升貳合 七ツ六分

一、拾五石壹斗四升八合 同拾壹石五斗壹升貳合 七ツ六分

先畠田 同四斗七升五合 九ツ九分

一、四斗八升 同四斗七升五合 九ツ九分

丑歳畠田 同三斗貳升八合 九ツ

一、三斗六升四合 同三斗貳升八合 九ツ

壹ノ畠 同七石四斗壹升九合 七ツ五分

一、九石八斗九升貳合 同七石四斗壹升九合 七ツ五分

貳ノ畠 同貳拾壹石九斗三升八合 七ツ

一、三拾壹石三斗四升 同貳拾壹石九斗三升八合 七ツ

三ノ畠 同貳拾八石八斗三合 六ツ五分

一、四拾四石三斗壹升貳合 同貳拾八石八斗三合 六ツ五分

四ノ畠 同拾九石七斗四升八合 六ツ壹分

一、三拾貳石三斗七升四合 同拾九石七斗四升八合 六ツ壹分

畠方以上百拾七石九斗壹升八合定米以上七拾七石九斗八合

畝數四拾五町五反九畝貳拾七步

毛付合六百拾貳石三斗八升壹合 以上

定米合五百拾石七斗六升八合 以上

小原村改庄屋 黒印花押

善右衛門 黒印花押

下田邑村改庄屋 黒印花押

又左衛門 黒印花押

同 村改庄屋 孫三郎 黒印花押

庄屋 彦左衛門殿

森氏の改易のあと、幕府はこの総高をもって美作全州の石高とし、その後明治維新までこの石高が通用した。

その後、松平藩の時文化一二年(一八一五)、藩士正木

輝雄は、その著「東作誌」の巻頭で、つぎのように美作

の石高の沿革を説き、当時の藩吏が収納を増さんがため

にいかに無理押しをしたかについて批判を加えている。

「およそ村々の高を記するに五等あり、その一は「古

高」と称して、森忠政君の慶長九年に検地有りし時

の高にして、十八万六千石の高を一國に附したる是

なり。その二は「改出」といふ有り、二代目の国侯長

継朝臣あそんの代、寛文五年(実は寛文年間)に郡吏の輩

を入れて、その収納を増す事、おおよそ百石の村に二

三十石許改め出せり。その三に「開」と称する有り、

三代目長成君(実は長武君)の代、貞享元年(実は貞

享年間)に、郡吏の族才覚やからをもて廢地を興し山林を毀

ちて、毫厘ごうりんの微地をも余さず量工竿入し、眼を扶たすけるが如くして収納とりかの取稼とりかを増益す。ここにおいてまた「古高」「改出」に増加する事、「改出」に相益し、大むね百石に二十石、既にして一国の采地さいち「古田」・「改出」・「新開」を合一して二十五万九千三百二十七石九斗二升八合と成れり。一略一村々にて「大高」と称するは右の改出高を古高に合わせて満足したる高をいうなり。一略一「毛付高」というは稲の出来上りていまだこなさざる高という。これ、その地面に應ずる所にして年々に変らざる高なれば、農にはこの毛付高をもって最要とす。「天正てんしやう（一五七三）」、文祿ぶんろく（一五九二）」に行われた太閤檢地では、方六尺三寸をもって一步としたことが史書に伝えられているが、森藩では六尺五寸を以て一間にしたことに一つの特徴があった。これはのち松平藩の初め元禄一一年（一六九八）、郡役人が検見についての伺に對する家老の指令に「步棹の儀古来は六尺五寸、御当代は六尺式歩の由、然る処御領分は残らず古檢にて六尺五寸棹の時分の檢地に候間、步棹六尺五寸棹にて相究め申すべく」とあることによつても明らかである。

森藩ではつぎのようにして、「石盛」を行つた。

すでに述べたように、村はその地味などによつて上・中・下の三等に格づけされ、農地については、村ごとに田を上・中・下の三級に、畑を上・中・下・下々・切畑きり畑の五級に区分した。

そして上村上田一反の高を一石八斗に石盛した。これは、上村上田で「坪苜つぼかり」をして檢べたところ、一坪から得たもみ籾が一升二合であった。一反に換算すれば、三石六斗になる。これを籾摺りして玄米にすれば、半減して一石八斗となる。そこで上田一反の高を一石八斗とし、これを次表のように「十八」として表わした。中田は二斗を減じて一石六斗、下田はさらに二斗を減じて一石四斗とする。また上畑は中田に同じとし、下畑は中田より二斗を減じて一石二斗とする。

中村では上田を一石七斗、下村は同じく上田を一石六斗とし、中田・下田はみな二斗を減じた。これを表示すると、つぎのとおりになる。

森藩の石盛表

村位/地位	上田	中畑	下畑	下畑	下々畑	切畑
上村	十八	十六	十四	十二	十	八
中村	十七	十五	十三	十一	九	七
下村	十六	十四	十二	十	八	六

この石盛の数字に面積を乗ずると、その田畑の石高が定まるのである。この石高に「免」すなわち租率を掛けると、賦課される年貢が算出されるのである。

右に見える「切畑」・「雑畑」は、ともに山地の草木などを切りはらい、焼いてつくる焼畑（切替畑）のことである。おもに粟・蕎麦・黍・稗、または大根などを栽培した。これらの畑は、地力のある数年間だけ作付けをする土地であったが、このような農地にまでも「免」をつけて、貢租の対象にされたのである。

なお国史大辞典によって、太閤検地に示された石盛の標準を見ると、「上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、また畑は上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗」

① 美作各郡別石高調（郡名は元禄一〇年の称による）

郡名	慶長八年受領高	正保三年までの「改出」高	元禄一〇年までの「開」高	総石高
英多郡	一〇、〇三六・五〇〇 <sup>石</sup>	二、四三三・六二〇 <sup>石</sup>	一、〇三五・五四〇 <sup>石</sup>	一三、五〇四・六六〇 <sup>石</sup>
吉野郡	一四、四〇〇・一〇〇〇	四、七六七・〇三八	七六九・九七五	一九、九三七・一一三
勝田南郡	一八、四四〇・五〇〇	四、八八六・一一七	一、一四八・七九三	二四、四七五・四二〇
勝田北郡	二五、三五六・二〇〇	六、四三七・二二九	二、一七一・九四八	三三、九六五・三七七
苦東郡	七、二七七・八〇〇	二、七六九・六八四	六〇六・五二九	一〇、六五四・〇一三
苦北郡	九、七四一・四〇〇	四、一一〇・二七二	一、二六九・一三二	一五、一二〇・八〇三

となっておることから考えると、森藩の石盛はたしかに厳しかったと言えよう。

のち元禄八年（一六九五）の「免定」では、田を一九五までと、ほかに二つ、合せて七階級とし、これに九五から二八までの免をつけ、畠を一から四までの四階級とし、六五％から四一％までの免をつけるなど複雑に細分している。（後出「免定」参照）

美作国内と津山市域の石高

森藩当時の①美作各郡石高、②現津山市域の各村別の石高、③美作全域と現市域内村高との対比および④各郡内村高の比較を、本澤信美写本の『寛文四年郡村高辻帳』および『作陽郷村記』の抜抄から表記しよう。

② 現津山市域内各村別石高調

村名	慶長八年受領高	正保三年までの「改出」高	元禄一〇年までの「開」高	村高合計
林田村	四四〇・七〇〇 <sup>石</sup>	二七二・九〇五 <sup>石</sup>	六四・一七六 <sup>石</sup>	七七七・七八一 <sup>石</sup>
河崎村	六五二・九〇〇	二二三・七九三	一二・二一〇	八七八・九〇三
野介代村	四一・一〇〇	七四・四九二	一四九・〇九六	六三四・六八八
高野山西村	七二〇・九〇〇	三三五・一九三	五三・七五三	一、一〇九・八四六
押入村	五二三・八〇〇	三八六・六五〇	六三・七四〇	九七四・一九〇
高野本郷村	一、二四・三〇〇	五六九・七六二	二八・〇四四	一、八一・一〇六
野村	三二六・四〇〇	一六四・一二九	一八・〇〇八	五〇八・五三七
志戸部村	二二二・七〇〇	四四・二〇二	一一・四二〇	二七八・三三二
勝部村	五二九・二〇〇	一一・七二三	五〇・〇〇〇	六九〇・九二三
沼村	二七一・二〇〇	四九・〇〇一	二二・〇八〇	三四二・二八一
紫保井村	一一〇・七〇〇	一七・八八九	一一・四五〇	一四〇・〇三九

苦南郡	七、六九八・四〇〇	二、〇六九・六四〇	七一九・七四四	一〇、四八七・七八四
苦西郡	一八、二一七・八〇〇	六、一六二・〇五七	一、九五五・九八七	二六、三三五・八四四
久米南郡	一七、三〇四・九〇〇	三、八九八・七四三	一、五七〇・四五五	二二、七七四・〇九八
久米北郡	二二、一一〇・一〇〇	五、五〇五・二七四	一、一六二・一〇六	二八、七七七・四八〇
大庭郡	一四、四九〇・六〇〇	四、七〇〇・四一七	一、一六〇・九四八	二〇、三五一・九六五
真島郡	二一、四二五・七〇〇	八、九六四・七〇八	二、五五二・九七三	三一、九四三・三八一
計	一八六、五〇〇・〇〇〇	五六、七〇三・七九八	一六、一二四・一三〇	二五九、三二七・九二八

第五章 村 と 農 民

大田村	一八三・六〇〇	四二・五五四	三四・九一四	二六一・〇六八
粗山村	一三一・八〇〇	四三・二五二	二八・八八五	二〇三・九三七
東一宮村	一、五三八・五〇〇	四四四・一三九	五八・七四八	二、〇四一・三八七
下横野村	七四七・〇〇〇	二一二・七九五	六二・五六四	一、〇二二・三五九
上横野村	六四八・一〇〇	二四一・三八二	六五・九六二	九五五・四四四
大篠村	七七五・一〇〇	一五四・四五九	五六・〇九二	九八五・六五一
下高倉村	一、〇四四・九〇〇	二六五・四九四	八七・六〇三	一、三九七・九九七
上高倉村	四四三・七〇〇	九五・九〇五	四一・一五九	五八〇・七六四
草加部村	二八二・二〇〇	六二・八八六	三一・八二五	三七六・九一一
綾部村	四九六・二〇〇	四三七・五三〇	八六・六一二	一、〇二〇・三四二
吉見村	二七八・一〇〇	七七・三二九	三九・一二六	三九四・五五五
小田中村	八二四・五〇〇	二三八・七二二	五三・三九五	一、一一六・六一七
山北村	六四七・六〇〇	一九二・三九四	四八・一七七	八八八・一七一
総社村	二九八・一〇〇	五三・六〇六	一一・五〇〇	四六三・二〇六
上河原村	二九〇・九〇〇	五三・六七六	一一・四六八	三五六・〇四四
小原村	四五四・一〇〇	七七・四四二	一七・五四八	五四九・〇九〇
西一宮村	一三七・二〇〇	二四・二七六	一六・二九八	一七七・七七四
東田辺村	三九九・七〇〇	七一・六八八	二三・三九四	四九四・七八二
西田辺村	二六二・八〇〇	五九・七三八	三六・七五〇	三五九・二八八
上田村	八五六・二〇〇	三三五・七〇一	一〇〇・八四〇	一、二九二・七四一
下田村	五二二・九〇〇	三八二・八一七	七四・六三三	九八〇・三五〇

妙原村 堀坂村 田熊村 福井村 槽長村 近長村 河面村 堂尾村 池ヶ原村 金井村 福力村 新田村 吉田村 瓜生原村 日上村 国分寺村 河辺村 戸島村 神戸村 院庄村 二宮村

七四四・七〇〇  
一、五七六・六〇〇  
一、〇三八・二〇〇  
三二〇・一〇〇  
八二一・五〇〇  
四二〇・〇〇〇  
三八八・三〇〇  
五六七・〇〇〇  
二八一・四〇〇  
四九〇・〇〇〇  
一三四・〇〇〇  
七七八・〇〇〇  
五二三・五〇〇  
一三六・〇〇〇  
五六七・二〇〇  
二七九・五〇〇  
九五・三〇〇  
四七〇・六〇〇  
六四三・六〇〇  
六二六・四〇〇  
九〇・九〇〇

一九七・九九三  
二九二・三三三  
二一四・二九〇  
一〇七・七一二  
二〇三・一六二  
一一〇・二〇八  
八七・二四六  
一九二・三六三  
一二六・三八四  
一三八・四二二  
二六・一九四  
一六七・六六九  
一四四・三一七  
四〇・八四七  
二二七・三三七  
五三・九五二  
六八・五九八  
一五八・四三五  
一六〇・七六一  
一三三・五五三  
三九・三一六

一一一・三九二  
一八・一五三  
二一・四六五  
二九・七二六  
一〇二・五九五  
四七・〇一四  
五一・〇二四  
六〇・六六六  
六一・〇二六  
一八・九九六  
二七・八五四  
三二・八六八  
二八・八七二  
二・一四四  
二四・一一六  
四一・三四八  
二四・一一二  
四一・五〇六  
四八・〇三四  
四五・五〇二  
二一・〇七八

一、〇五四・〇八五  
一、八八七・〇八六  
一、二七三・九五五  
四五七・五三八  
一、一二七・二五七  
五七七・二二二  
五二六・五七〇  
八二〇・〇二九  
四六八・八一〇  
六四七・四一八  
一八八・〇四八  
九七八・五三七  
六九六・六八九  
一七八・九九一  
七一八・六五三  
三七四・八〇〇  
一八八・〇一〇  
六七〇・五四一  
八五二・三九五  
八〇五・四五五  
一五一・二九四

第五章 村 と 農 民

津川原村	福田村	皿田村	高尾村	井口村	北村	一方村	暮田村	中島村	古城村	種城村	荒神山	押測村	金屋村	小桁村	八出村	横山村	大谷村	総計
四〇・五〇〇	一八五・八〇〇	二四〇・一〇〇	二六五・九〇〇	七一・八〇〇	一三九・〇〇〇	二七七・五〇〇	一五〇・四〇〇	三六八・二〇〇	三四四・九〇〇	一七二・五〇〇	八一・六〇〇	九一・二〇〇	五二・四〇〇	六八・六〇〇	三六八・〇〇〇	三四四・二〇〇	二四七・五〇〇	三一、一九〇・〇〇〇
一〇・四六五	一二七・九四七	六一・八八九	六八・八一〇	二二・六六八	五九・四五二	九二・〇九八	二六・五二〇	九〇・九三九	七二・八七二	四〇・五九四	二六・八〇二	二六・〇九五	一三・八四三	一八・四七八	一〇八・四五六	七八・一六二	七四・五六四	九、六一九・二六九
八・八六四	四四・八〇〇	一六・七五八	一八・六八八	六・五二〇	四〇・七三八	一七二・〇九九	二・二一四	九・六六九	九・九一八	二・二二二	四・五八八	六・九七九	三・四五二	二・三二六	六五・二一三	九五・九七〇	一九・八八〇	二、九八二・八五九
五九・八二九	三五八・五四七	三一八・七四七	三五三・三九八	一〇〇・九八八	二三九・一八九	五四一・六九七	一七九・一三四	四六八・八〇八	四二七・六九〇	二一五・三一六	一一二・九九〇	一一四・二七四	六九・六九五	一一〇・四〇四	五四一・六六九	五一八・三三二	三四一・九四四	四三、七九二・一二八

③ 美作全域と現津山市域の村との石高対比表

年代別	地域別	美作全域	現津山市域	比率
慶長八年受領高		一八六、五〇〇・〇〇〇石	三一、一九〇・〇〇〇石	一六・七二%
元禄一〇年総石高		二五九、三二七・九二八石	四三、七九二・二二八石	一六・八九%

④ 美作各郡、高別の村数比較表

—— 郡名は元禄一〇年の称による。( )内は現市内、内数——

郡名	一〇〇〇石以上の村数	七〇〇石以上の村数	五〇〇石以上の村数	三〇〇石以上の村数	一〇〇石以上の村数	一〇〇石未満の村数	村数計
英多郡		三	三	六	三〇	二八	六四
吉野郡		三	七	一八	九	一一	五八
勝田南郡	三	三	七	一八	二六	一四	六八
勝田北郡	三	八	一二	二二	一三	五	五三
苦東郡	二	一	三	三	五	九	一四
苦北郡	一	二	三	六	一	三	三一
苦南郡		二	二	五	一	三	二三
苦西郡	三	三	六	二	二	五	五一
久米南郡	一	三	六	一	二	九	五四
久米北郡	四	九	八	八	四	七	三三
大庭郡	三	一	四	六	二	七	四七
真島郡		三	八	一	三	三	九五
計	一七	三八	六二	一一	二三	二五	五九



#### 四、農地の開発

##### 新田の造成

多年の戦乱で疲弊した民心を立て直し、荒廢した田野を開発して生産を振興させ、これによって民生を安定させるとともに、藩經濟の基礎を固めることは、何よりも急務であった。藩が積極的の農業の勧奨に乗り出したのはもちろんのことであつたが、各地に散在している土豪たちも、世情の進運に応じて、鋤<sup>すきくわ</sup>を執つて立ち、従属する農民たちをも動かして田畑の開発に精出したので、各地の農地は盛んに開拓され、元和（一六一五）・寛永（一六四三）の頃には、大いにその成果が現れた。

津山川や、その支流の香々美川・宮川・加茂川・久米川・佐良川・滝川などの川沿いの平地には次々と良田が造成され、さらに山間や山腹、谷間にまで余す所なく開墾の手が入り、各村々とも大いに農地が増大した。

これについて小さな例をあげると、宮川の上流東一宮村の字下河原<sup>しもがわら</sup>は、この頃の開拓地であるが、このほとりに「唐人田<sup>とうじんた</sup>」と呼ぶ小さい一区がある。かつて朝鮮役に

出陣した国侍中島孫左衛門に従つて朝鮮から入国帰化した農民が、荒地を拓いて造り上げた田地の一部で、この地名が今も當時を物語っている。

さらに顕著な開発の実例としては、香々美川

筋にかかる布原村<sup>ぬのはら</sup>（現鏡野町）の開拓がある。ここは苦西郡古川村の一部で、荒野として放置されていたのを知つた長継は、慶安元年（一六四八）、近郷に命じて開拓させて農民を移住させ、香々美川の上流から八kmばかりの長い水路を開いて用水を通し、三年後には高五〇〇石に近い新村（元禄二年二八戸）ができた。

また延宝八年（一六八〇）、長武は津山川に南方から

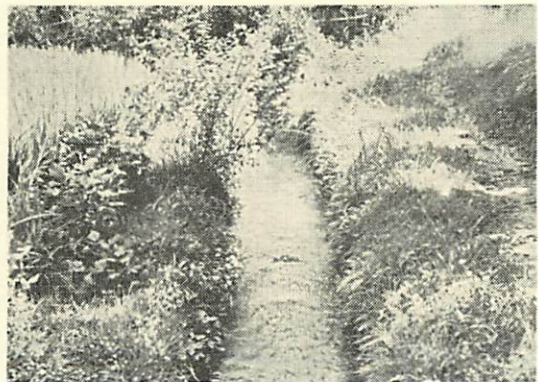


図142 慶安元年開設の布原用水（鏡野町布原）

流入する佐良川（また皿川）の改修を完成した。この川は福田・高尾・佐良などの諸村を北に流れて、一方村で山裾を東向し、長法寺の前を経て津山川に流入していたのを、一方村でまっすぐに北流する水路一七〇余間を新造させ、旧川敷きを新田とした。弓削村の大庄屋河原善右衛門の建築によったもので、その施工も善右衛門が担当した。

### 溜池と井堰

美作には、田地養水の溜池が実に多い。『森・松平両公治績調書』による

と、明治初年のその総数は大小合せて二、四一八で、敷地反別は四八四町七反を超え、そのほとんどが、森氏入封以後のもので、以前のものは百中の一というべきだと記している。『苫田郡誌』によって、現市域に属する町村を見ると、溜池の数は一二六である。なかで創築年代のわかっているものうち四六は慶長八年（一六〇三）から元禄一〇年（一六九七）まで、すなわち森氏の治世の間に造られている。年代不明のものも、大部分はその間に創築または改築されたものと見て、大差はなからう。

市内では慶長年間の綾部の王子池、元和年間の高倉の揚船池の二つは小規模ながら最も古く、勝部の蓮池・百

々池、沼の耳掛池、草加部の瀬戸池・馬場峪池、綾部の月の輪池・荒神谷池・虬池・松尾池がともに寛永年間のものでこれについている。市内で規模の最も大きい田邑の大沢池および灘池は、ともに『作陽誌』に載っている。また元禄以前に創築されたことは確かである。

また市内には、井堰の数も甚だ多く、『苫田郡誌』に見えるものだけでも四九を算し、築造の年代は明らかでないが、前述と同様に慶長元禄の間に創設または補強改築を加えられたものが多いことは推測できる。

嵯峨山の北麓、中島・院庄両村間の嵯峨淵の井堰は最も大規模で、作陽誌に「嵯峨大井手長三十五間」とあるので、元禄以前にすでに存在したことは疑いない。この築造については妙齡の少女を人柱に立てたという悲痛な伝説もあって、築造の困難さを物語っている。

元和以後、世が泰平になり開發が進むとともに、農水の確保と、たびたびの河川氾濫の対策としても、井堰・池溝・堤防の築造または修理はゆるがせにできぬ急務であった。一面、積年の過重な貢租や出役、また洪水や飢饉などで生活に窮した難民が続出し、これらの人に仕事と収入を与えることも、藩政上の重要問題となった。

このような農地開發にともなう必要と、難民救助のためとで、藩は寛永初年から溜池・井堰の築造に積極的に着手し、寛永九年（一六三二）四月、御救助普請の法を定めてこれを布達した。

これによると、溜池や井堰の新築または改増築には、藩は積極的に指導援助することにし、出勞の人夫賃一日米一升のうち七合五勺は藩の負担とし、工事にはなるべく地元の難民を働かせ、婦女にも勞役を与えて収入を得させた。また地元の庄屋に工事を支配させ、完工後の池番給年米五斗以内は藩費とし、人夫賃とともに毎年の年貢の中から支給した。水請け利用者だけでは資力不足の場合には、近隣の村々にも助勢を申しつけ、助勢出勞の人夫には、藩が一日米五合を補助することとした。これによって寛永の中ごろから延宝（一六七三）に至るおよそ四〇年間に、多くの溜池が出現した。

延宝の初め凶作がつづいて難民が続出したとき、藩は勝南郡の大庄屋岡甚左衛門の建議を容れ、平地の古池を廢し、山間に新池を掘ってこれに代え、旧池敷を新田にしたことが『東作誌』に見えている。この政策は延宝三年池ヶ原村を手はじめに各地で実施され、これもまた難

民救済の一つになった。

#### 農村集落の強制移転

農地の増大は何よりの急務であったのが平地に家居して良田となるべき所を塞ぐのを差し止める方針をたてたが、なかなか実現は困難であった。長継の代になって、平地にある農民の住宅を山間の台地に移転させて、あとを田畑として生産の増強を図ることに踏みきり、あるいは数戸、または村落全戸を挙げての実施とした。

もとよりこれは、農民の日常生活に少なからぬ苦難を与えるものであったにもかかわらず、積極的に断行せざるを得なかったところに、山国に封土を持つ森藩の苦悩があったのである。これは一般には「百姓村の山上り」と呼ばれ、他領ではあまり見られない事例とされている。これは、領内全般に行われたものではあるが、特に強く実施したのは、津山城からほど近い地域であったようである。

まず承応元年（一六五二）に、津山川の南、久米南条郡の古城・暮田・北の三村を南方の山中に上らせたと始めとし、翌年一方村を高地に移した。（以上四村はと

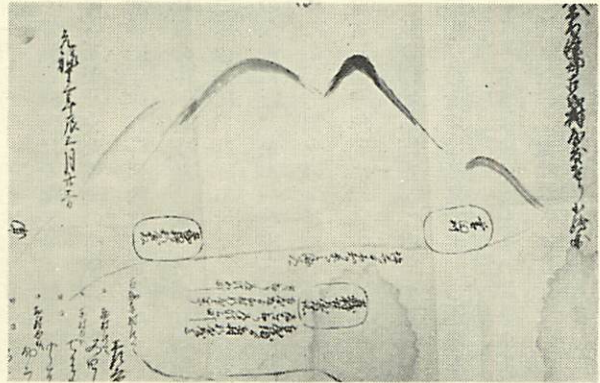


図143 古城村・暮田村屋敷替古図（津山郷土館蔵）

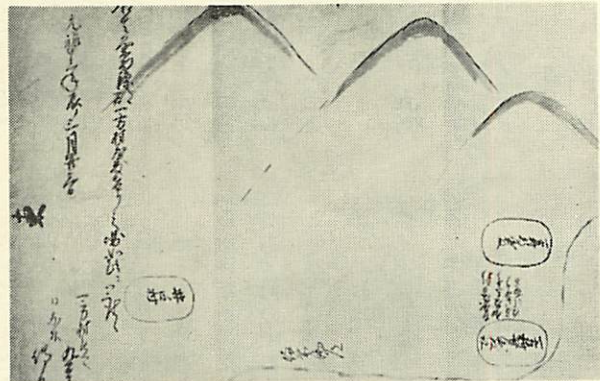


図144 一方村屋敷替古図（津山郷土館蔵）

もに現市域)。三年後の明暦二年（一六五六）には苦西郡<sup>くせいぐん</sup>吉原・薪森原を自村内の高地に屋敷替えをさせた。（以上二村は鏡野町）。万治二年（一六五九）には苦南郡小田中村広原分一二戸を村内の山上にあげ、寛文四年（一六六四）には勝田郡河辺村の五七戸に山上りを命じ、同六年、苦東郡川崎村の内兼田部落の大半を隣の野介代村

敷・屋敷田などの地名が美作各地に多く残っている。当時の移転では、全村を挙げて動いたもの、村の一部を割いたもの、または数戸を限定したものなど様々なく、村落の大小その他各種の事情を考え合せて行った。貞享年間の川崎村の場合には、氏神八幡宮も村内の高福寺も村落とともに遷座した。

の台地に、翌七年には苦南郡山北村八子町の南平地の九戸と、同村の平地八反田の八戸を八子の台地に移し、また同時に上河原村末沢の二戸にも屋敷替えを申し付けた。のち貞享二年（一六八五）、川崎村の四〇戸を、隣接の野介代村の山腹の台地に移住させたのが、現存の記録に見える最後で、長継・長武の二代三四年間にわたって行われた。（以上、すべて現市内。）なおその他にも広く行われたものと見え、古宮・宮のあと・構・古屋

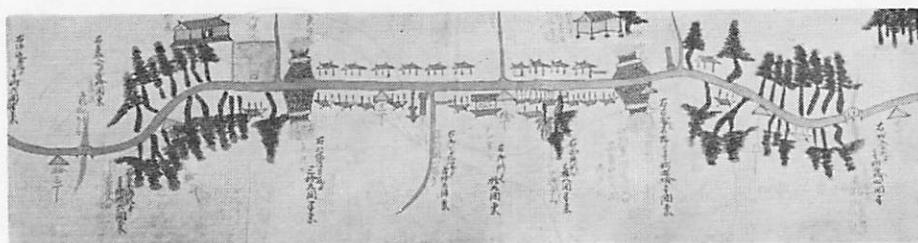


図145 河辺村「上ノ町」見取古図（津山市河辺 末沢武男氏蔵）

このような移転の中で最も大規模に実施されたのは河辺村の場合である。村は加茂川に沿って開けた河辺郷の中心で、肥沃な良田地帯である。その集落には「構」と呼ぶ古い土豪の屋敷



図146 河辺村「上ノ町」の入口 一現在一

このようにして河辺の山上には、貫通する街道の両側に、大庄屋を中心に家並が整然とした集落ができ、里人はこれを「上ノ町」と呼んだ。その東西の出入口には堅固な石積みみの「枅形」を築いた。この後は、藩主参動の往復にも、いつもこの山上の村で休憩をとるのが例となり、近村の間で道程を称するには、河辺「上ノ町」から何里何町と呼ぶようになった。（『東作誌』）

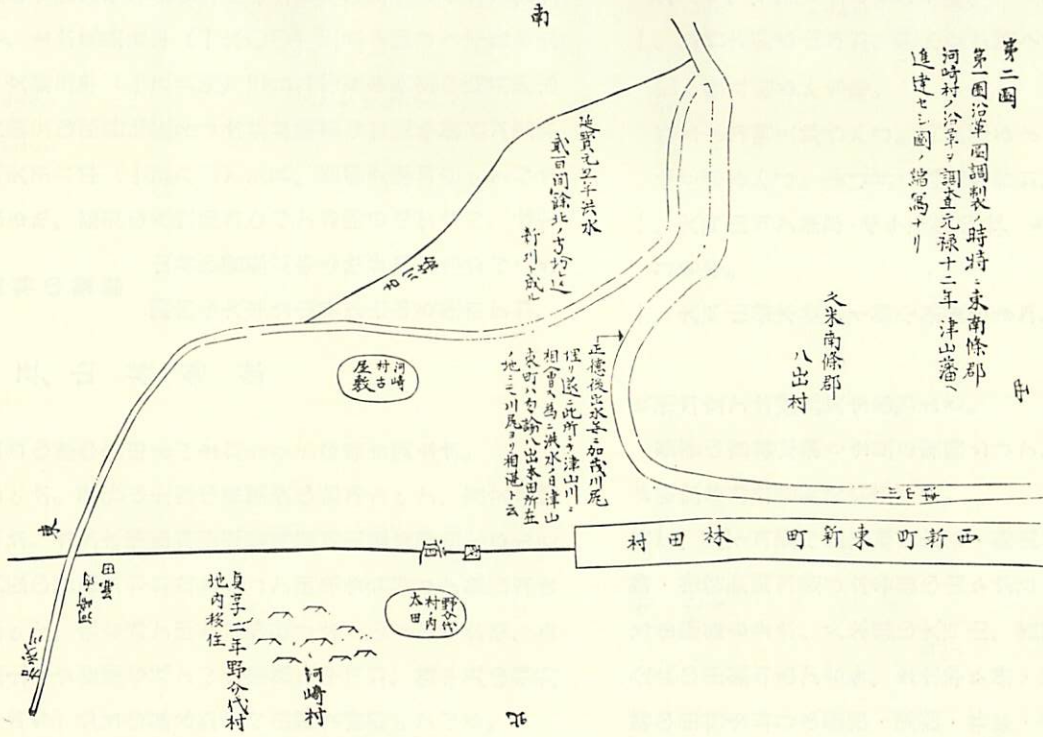
があり、東西にはかんぬきと呼ぶ簡単なかためもあった。  
寛文四年に郡奉行川崎勘左衛門は、河辺の村落を東南の「しとど原」に移転し、屋敷あとを田地に開墾すべき旨を申し渡した。このしとど原は小高い野山で村の柴草採取場となっていた。ここに移転すれば日常の生活や耕作に不便なばかりでなく、柴草を肥料とした当時としては肥料にもこと欠くので、難儀を申し述べて嘆願したが用いられず、止むなく五七戸ごとく山上へ引き越した。これに対する特典として移転先の屋敷地は永代無年貢地とし、かつ村民には津山城郭内の柴草の刈り取りを許した。



一「津山治水永例及風火水災取調書」より

第二圖

第一圖治津國調製ノ時將ニ末南條郡  
河崎村ノ沿革ヲ調査元禄十二年津山藩  
進達セシ圖ノ縮寫ナリ



また屋敷を取り払ったあと地は、開墾されて良田畑となったが、「構」・「古宮」・「宮の前」・「上かんぬき」・「下かんぬき」などの地名は古い由緒を物語っている。

山上りを強制されていた集落の中には、松平氏の時代になって、許されて旧地に復帰したのもできたが、この河辺の村落だけは依然として旧形を存続して最近におよんだ。ただ本街道は明治維新後に山麓を經由するようになった。最近の土地の新開発の波によって、寛文に開けたこの地の良田もいまは全くその姿を変えた。

## 五、山林検地

### 山林の管理

国内の大半を山林で占める美作では、山林の管理はゆるがせにできないこと

であるが、森氏の入封前については明らかでない。わずかに天正八年（一五八〇）三月、当時支配に当たっていた毛利輝元の四将が連名した社林保護の禁制が給社に現存し、文禄三年（一五九四）三月に宇喜多秀家の臣花房志摩守、また慶長五年（一六〇〇）五月に同じく宇喜多氏の山奉行両名が木山寺に出した寺林濫伐を戒めた文書を見るのみである。

忠政は施政の初め、国内の主要な山林を官林（ご用林）に指定し、山守・山番を置いて監護させた。そして、城郭の用材をはじめ道路・堤防・井堰・池溝の修築などの公共の用途にあてさせ、また年々松・杉・榎・樺などを植栽させた。久米郡の大戸山、苫田郡の津川山、因幡・伯耆両国に接した各郡の山々などは、最も重要な官林で、城下に近い現市域の大谷・横山・沼・大田なども指定された官林が存在した。

当時の官林取締りを見る実例として、大戸山の入口九カ所に立てた制札文をあげよう。

### 定

一、大戸山松木並に下枝小松葉ともに、一切伐り採るまじき事。

一、大戸山にて柴草・かや下苧の分、まず、札持參致せかり取るべし。もし札これ無き者は、見付け次第新・鎌ともに押え収むべし。何角断るものこれ有らば、此方へ連れ参るべき事。

一、松材木伐る山には、榜示立て置くなり。それより内に入り、下苧り仕るまじき事。

右の条条堅く相守るべき者なり。



貞享四年（一六八七）正月 日 奉行二人

（『作陽誌』）

山林検地と  
課 税

藩の諸制もほぼ整備した明暦の頃になると、山林生産の経済的価値も増大したので、明暦元年（一六五五）、長継は全領に対して山林

検地を実施した。そしてこれに基づいて、つぎの標準による運上銀を申し付けた。もとより広大な地域で、複雑に入り組んだ山中のことであるから、その測定にあたっては「差し出し」によって定めたところも多かった。

『美作略史』には、この年完成したことになっているが、実際にはなお数年を要したようである。

その方法は、運搬の便否を考え、津山城から一里以内の「林山」（藩政の頃には、山林のことを「林山」とよんだ）は四面、但し蔭山や湿地は四面半を、一里以外二里以内の林山は五面、蔭山などは五面半を、二里以外の林山は総て六面を一反とした。その一面とは実面積三〇〇坪すなわち一反のことで、林山に限ってこのように四面五面または六面をもって、一反と改算した。そのうえその所在村を上中下に格付けし、また林山の個々についてもこれを上の上、上の中、上の下のように九段階にお

けた。従ってつぎのように上村の上上林から、下村の下林まで都合二七段階となる。

〔上村〕 上上林・上中林・上下林・中上林・中中林・中

下林・下上林・下中林・下下林（以上九段）

〔中村〕 同上（九段）

〔下村〕 同上（九段）

いま津山から二里以内の下村について各一反歩の賦税を検べると上上林銀八分五厘、上中林七分九厘そして下中林三分九厘、下下林三分三厘となっている。

元禄九年（一六九六）の調によると、林山の箇所数は二九、五〇九か所、総面積四、二〇一町一畝二歩半、運上銀二三貫三三匁八分一厘、これを米に換算（石代銀七〇匁として）すると、三三〇石余となり、藩の諸運上の中ではかなりの位置を占めている。

入会林山の 定 この検地に当たって、実際には所有権の明白でない林山がかなりの数にのぼり、また重税を恐れて所有権を放棄したものも出た。そ

こで藩ではこれらの林山については、実情を勘案して、数か村あるいは数十か村の共有にうつし、入会利用させることとした。いまま美作各郡に多い入会山林のほとん

どは、この頃に成立したものである。

なお、山林に接続した芝草地・野山・秣場まぐさばなどは、みな無税とした。また竹藪やぶについては、畑地に竹藪を造ることは厳禁した。竹藪は個人有と公有とを問わず、すべて無税とした。但し、その中でご用藪に指定されたものは道路・川除堤防・井堰蛇籠じやかごの用に供出を義務づけられた。

この慣例は森氏以来引続いて明治に至るまで実施された。

なお山林課税の実施について、「作南農村史料」によれば、「勝田郡南分行信村、天和三年（一六八三）四月、林山新規御運上仰せ出さる。」とあり、また同村同年一月一日に、「先達て御触相成候村々新林山書上げ」が挙げられていることによると、山林課税の実施は明暦より二〇余年後になったようである。

## 六、農民と農地

幕藩制と農民 慶安二年（一六四九・將軍家光の代）

二月、幕府は「諸国郷村への触書」ふれがき（三二項）を布達した。幕政の農民統治策を明示したもので

幕藩の農民への期待が最もよく示されている。農民の日常生活の端々まで細かに注意し、特に生産力の不安定な多数の小農の維持育成に配慮して、農村の安定、年貢負担の永続への意図が随所に見える。「触書」はいう。

「一寸の内にては耕作に精を入れ、身持をよく致し、身上しんじようよき者一人あれば、そのまねを仕り、郷中の者皆よくかせぐ者に候。……地頭じとう（領主）は変わるもの、百姓は末代その所の名田みやうでんを便とするものに候。」

また、  
「米銀を沢山たくざんに持ち候とて、無理に地頭代官より取る事なく、天下泰平の御代なれば、脇わきより押し入り取る者もこれ無く、然れば子孫までもうとく（有徳）に暮し、世間きさんの時も、妻子下人をも心安くはごくみ、年貢さへすまし候へば、百姓程心安き者はこれ無く……」  
各藩主の望むところも、みなこのとおりで、つまり幕藩の関心は、担税力の確保と永続にあった。森藩でも、貞享四年（一六八七）正月、領内の制札に、つぎのように幕令を布達して入精耕作を強調した。

「諸国在々所々田畑あれざるやうに入精耕作すべし。若立毛損毛もしたちげせんもうなきの所申しかすめ、年貢等難渋せしむる

族あらば、曲事たるべき者なり。」  
その後元禄四年（一六九一）三月、森藩が出した郷中法度には、

「庄屋百姓は男女によらず、衣類は木綿布を着用致し、神事仏事等に至るまで、分限を守り軽く仕るべく候。総じて平生の身持少しも奢りがましき儀仕らず、随分成るべき儀は諸事簡略せしむべし。

付、賭の勝負堅く停止せしむる事。」

と、生活の質素儉約を強制しかつ投機を厳禁した。

要するに、農民一人ひとりのみならず、耕作に励み、農村はいつまでもその姿を変えず、領主の意図のとおり年々の貢租を皆済することが、封建領主の期待であった。

田畑の永代売買禁止 寛永二〇年（一六四三）、幕府は田畑の永代売買を禁止して農地の移動をさ

し止めた。森氏もまたこれに従って永代売買をさし止めたことはもとよりであった。しかし厳に賦課を申し付けられた年貢米を完納するためには、どうしても田畑を手ばなし、富農から借米して果たすよりほかはない場合が少なくなかった。

つぎに寛永の禁令から一五年後の万治元年（一六五八）

の実例を示そう。

○ 永代米代に売り申す田畠之事

一、下田老反式畝十五歩 老石六斗式升五合

但し所ハひく田

一、下々畠四畝 三斗六升

但し所ハとく志ん

一、下々畠老畝 九升

但し所ハ同所

一、下々畠三分 九合

但し所は同所

右合四ヶ所の代米式石四斗五升槌に請取、御年貢御倉米に払申候実正なり。然る上ハ御公儀様より何様の新御法度出で来り候共右之田地に付、親類他人に寄らず一言之異儀申者御座有る間敷候。徳政大方又は御地頭替り、御代官替り御座候共、少も聊申者御座無く候。後日の為め永代文状 件の如くに候也。

万治元年

戊才十二月九日

同 五郎兵衛(花押)

同 三郎兵衛

八兵衛殿

同 二郎左エ門

（『久米南町全問、在里家文書』）



図148 万治2年永代田畠売渡状(久米南町, 在里氏蔵)

このように貧農の苦悩がまざまざと見える。

鎌倉・室町の時代に頻発されて社会経済を混乱させた徳政のまぼろしが、この万治元年の文書や、前章で示した元禄八年文書に見えるには驚

畠の永代売買禁止を布達した。

○ 御制禁書

一、御田畠の義は国主領主の持物にして、百姓は作廻致すまでの処、往々心得違ひ、土地を売買する差支これ無き義と相心得候ものこれ有る哉に相心得、もつての外の事に候。勿論土地売買御制禁の事。

但し、御年貢年々恙無く相納め候においては、御田畠作廻は子孫永遠動かざるものに付き、百姓ども御田畠に付き売買するは、作廻を売買する義と承知すべき事。

一、御年貢山林も同様、百姓たるものは年々の生木を売買するは苦しからず候えども、土地売買御制禁の事。

但し、御年貢年々恙無く相納め候においては、年々生木持主は百姓ども子孫永遠動かざる義と承知すべき事。

また幕府は、延宝元年(一六七三)、農地の細分をさし止めるため、持高一〇石以下の農民の所有田畠の分地を制限し、森藩でも延宝六年、持高一〇石を本百姓の要件とし、一〇石未満の分家を立てることを禁じたので、一〇石以上の分地を得ることのできない子弟は、名子の名義で本家に隷属させたことは前に述べた通りである。その後森藩では、貞享元年(一六八四)にも厳しく田

一、延宝天和年中見分の上、村々入会相定め候山野において、往々心得違ひ、冠林・地先林・手先林と号し、田畠草生い立ち相妨げ候向これ有る哉に相聞え、もつての外事に候。入会山野肥草場において差図の外、新林相成らず候事。

但し、肥草生い立たざる場所、百姓ども薪の為評議の上新林致し、御田畠肥草差支えこれ無き様致すべき向は、その旨願い出で差図受け申すべき事。

一、百姓ども戸背林こせぼやしと号し、大木を生い立たせ、御田畠日蔭と相成り、また隣家百姓の妨げ致す事相成らざるに付き、蔭切り致し、向後差支の場所大木生い立たせ相成らず候事。

但し、風垣むねどおりの為、家の棟通以下さしゆるの立木は差免し候事。  
一、御田畠ほこらに百姓ども祠ほくらを建て、新たに神仏勧請相成らず候事。

右の趣、村々百姓末々まで触れ達し、相守らせ申すべし。もし相背くにおいては越度おちど申し付くべき者なり。

(郡奉行)

貞享元年  
子十月  
藤田 弥一兵衛  
竹内 助左衛門  
今村 藤兵衛  
津田 三太左衛門  
大庄屋 中

(『津山温知会誌一〇』)

この文によれば、当時の藩がもっていた農民と農地に對する意向がよく表明されている。しかし、農民が年貢

の納入やその他の事情で米銀を必要とするときには、所有する田畠を抵当に入れて富農から借り入れねばならない。そして期限内に返済ができない場合にはどうしても抵当に入れた田畠を手ばなすほかはなかったのである。

七、賦課される年貢

忠政が定めた 慶長九年(一六〇四)十一月、総検地  
年貢の法 の直後、忠政は年貢納入について、つ

ぎの三か条の規定を定めて、村々の百姓に示達した。

年貢納様の事

一、升ますの事、当丸判にて納所なつしよすべし。古升止むべき事。  
一、はかりよう様は、百姓めんく計はかりの事。  
一、口米くちまい壱石に式升ずつ宛、此の外諸役有るべからず。  
但し、二重俵に仕るべき事。

右三ヶ条の外、代官・給人非分これ有るにおいては申し上ぐべき者なり。

慶長九年十一月二日

忠政花押

東北条郡

百姓中

(『東作誌』)

落は毎年春から夏の間各村々の年貢を定め、田畑割り（屋敷地は畑の割とする）に定米高を細記集計した「年貢免定」を作り、秋の初めまでに各村々に渡す。これを受けた村々では、庄屋が大小すべての百姓を集め、細かく検討したうえ、百姓各個人の分担を決定する。もしまた非常の日照りや水害などで、予想した収穫が得られない場合は「検見」を出願し、再調査の結果によって賦課の軽減を受けることができるようになっていた。

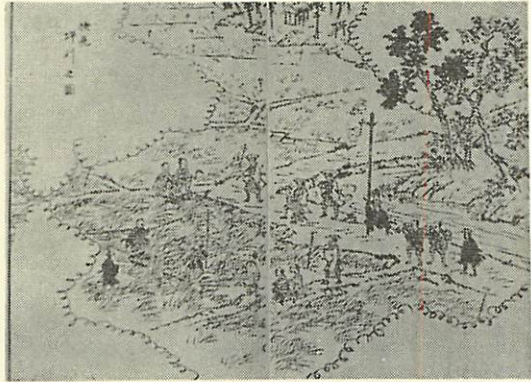


図149 検見の図（『徳川幕府県治要略』）

物成は田畑の収穫（屋敷地は畑と同様に取扱う）に課する米納で、落ではこれを「定米」とよんだ。

年々の物成の算定基準を「免」という。はじめは「四つ物成（四つ押）」といって収穫の四〇％を原則としたが、実際にははるかにこれを上まわり、六〇％を徴収するのが常となって、六公四民（六割を領主、四割を農民の意）と称せられた。

そのほかに「口米」と称する定米に付加する付加税がある。徴税费等に充てるもので、定米一石について二升をとる。つぎに「糠藁代」がある。中世以来地頭が糠と藁とを税として徴収したことから始まったもので、一部は必要によって糠と藁の現物をとるが、その他一般からはその代りに米を取った。その租率は定米一〇〇石について七斗であった。

つぎに当時村々に賦課した年貢の実情を知るため、前期の慶長一九年（一六一四）、中期の寛文五年（一六六五）、および後期の元禄八年（一六九五）の三種の免定を示そう。

〔忠政時代慶長一九年免定〕

西北条郡新田小田中村免定之

（イ）

年貢免定と  
諸運上

村かたから落に納める年貢には、「物成（本途）」と「小物成」とがある。

高貳百八拾三石九升九合

田 畠

内四拾貳石六斗四升七合

諸引物

〔中下〕

一、三拾六石壹合

定米拾四石四斗

四ツ

下々畠

一、拾四石九斗六升五合

同 貳石九斗三合 貳つ

下畠当開

一、壹石三斗五升

同 六升八合 五分

田当

一、貳石七升四合

同 貳斗七合 壹ツ

田總社分

一、八石四斗八合

同 四石七斗二升四合

田〔不明中下〕

一、百六拾貳石六斗五升四合

同 九拾七石五斗九升二合

同

一、拾五石

同 四石五斗

毛付合

貳百四拾石四斗五升

三ツ

定米合貳百貳拾四石三斗八升四合

高ニ付四ツ三分九朱四厘

右田畠無甲乙〔ならし〕擇可納所者也

慶長拾九年

奥村 平太兵衛

十月廿七日

可児 兵右衛門

武藤 勝右衛門

庄屋百姓中

〔白加美神社蔵〕

〔註〕当時の新田小田中村の村域は明らかでない。

〔長継時代寛文五年（一六六五）免定〕

苦西郡古川村当免定之事

御鉄砲領植木権太夫組

高百拾三石六斗七升五合

田 畑

内拾五石三升七合

諸引納

田方壹

一、拾九石五斗八升九合 定米拾七石四升三合 八ツ七分

一、拾六石四斗貳升六合 同拾二石六斗四升八合 七ツ七分

一、拾三

一、拾石三斗三合 同 六石九斗三合 六ツ七分

一、拾石五斗二升七合

同 四石五斗壹升六合 六ツ

一、拾八石七斗二升

同 九石九斗二升二合 五ツ三分

一、拾四石九斗二升七合

同 七石壹升六合 四ツ七分

畠田壹

一、貳石六斗九升八合 同 貳石三斗四升七合 八ツ七分

一、壹斗三升

同 八升五合 七ツ七分

一、四斗五合

同 貳斗四升三合 六ツ

田以上九拾石七斗五合 定米以上六拾石七斗二升三合

〔白加美神社蔵〕

同 貳斗四升三合 六ツ

同 八升五合 七ツ七分

同 四斗五合 六ツ

同 貳斗四升三合 六ツ

同 八升五合 七ツ七分

同 四斗五合 六ツ

賦課される年貢

鋤 <sup>三</sup> 、七斗五升四合	同 式斗九升四合	三つ九分
〃 <sup>四</sup> 、三斗一升貳合	同 壹斗	三つ二分
畠 <sup>方</sup> 方 <sup>七</sup> 、三斗一升五合	同 壹斗五升八合	五つ
〃 <sup>貳</sup> 、壹石八斗八升壹合	同 八斗貳升八合	四つ四分
〃 <sup>三</sup> 、貳石四斗九升八合	同 九斗七升	三つ九分
〃 <sup>四</sup> 、貳石壹斗七升三合	同 六斗九升五合	三つ貳分
畠以上七石九斗三升三合	定米以上三石四升五合	
毛付合九拾八石六斗三升八合		
定米合六拾三石七斗六升八合		

右田畠無甲乙<sup>なろし</sup>、坪可納所別風水日損於有之ハ見直し可出者也

寛文五年巳  
六月 日

後藤 弥三兵衛  
長屋 平左衛門  
武藤 三郎兵衛  
庄屋百姓中

(鏡野町 佃家蔵)

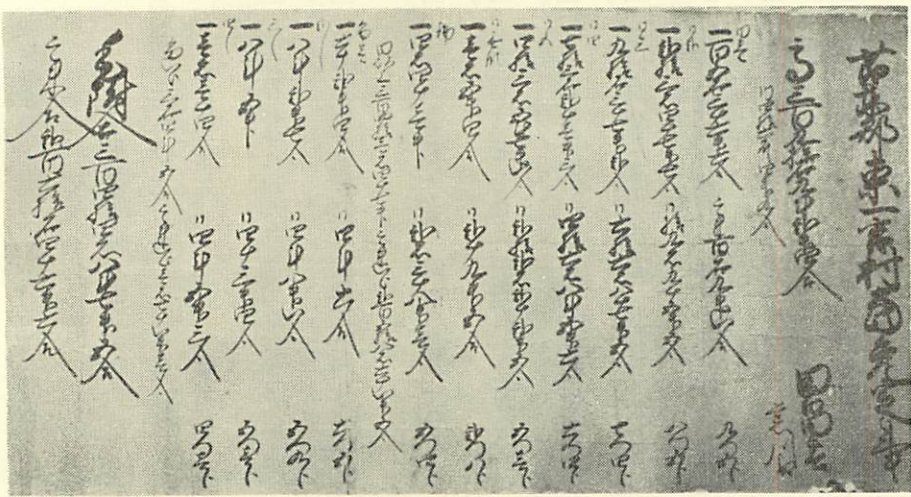


図150 元禄8年東一宮村年貢免定 (津山市一宮 松岡家蔵)



〔長成時代元禄八年（一六九五）免定〕

苦東郡東一宮村当免定とうめんじょうの事

高三百九拾石九斗式升四合

田畠共

内四拾六石四升九合

荒川成

田壹

一、百五石三斗六升六合 定米百石九升八合 九ツ五分

田貳

一、貳拾三石四斗七升七合 同拾九石九斗五升五合 八ツ五分

同三

一、九拾石三斗七升貳合 同六拾六石八斗七升五合 七ツ四分

同四

一、七拾三石貳斗壹升三合 同四拾六石八斗五升六合 六ツ四分

同五

一、四拾三石五斗七升八合 同貳拾貳石貳斗式升五合 五ツ壹分

同無段

一、壹石五升四合 同貳斗九升五合 貳ツ八分

鋤

一、四石四斗壹升 同貳石三斗八升壹合 五ツ四分

田以上三百四拾壹石四斗七升

定米以上貳百五拾八石六斗八升五合

畠壹

一、六斗式升四合 同 四斗六合 六ツ五分

一、八斗式升七合 同四斗八升八合 五ツ九分

三、一、八斗五升 同 四斗三升四合 五ツ壹分

四、一、壹石壹斗四合 同 四斗五升三合 四ツ壹分

畠以上三石四斗五合 定米以上壹石七斗八升壹合

毛附合三百四拾四石八斗七升五合

定米合貳百六拾石四斗六升六合

内貳石五斗 二郎兵衛じょうへい状着庄屋給米引ひき

同壹石七斗 同人すくい米引

同貳石四斗 同人かり米元八石申歳まるとしより丑歳うしまで二割、六年元すて利米大庄屋断つぎひきに附引

同三斗三升 同人茶屋下地すたり是利引

同三石 権之丞ごんじやう医師致近郷の調法之由引

同貳石九升七合 同人かり米元八石三斗式升貳合、

未才ひつじより子才ねまで六年三割利子大庄屋断ひつじ二附引

同三斗七升 孫左エ門大庄屋断に付引

同壹石三斗六升 与三郎用よしみちに立ち申す者の由同断に

引ひき（次五筆略）

同三石 藤右エ門すくい米引ひき（次三筆略）

同壹石五斗 勘左エ門折々用事相勤候由断引

同式斗八升 又右エ門田畠悪所ニ而迷惑仕候由断引

同九斗 社人伊兵エ婦夫共病人にてめいわく仕

候由引(次五筆略)

同壹石 おくり状持給米引

同壹石 喜兵衛茶屋仕付家普請領引

同拾叁石七斗九升式合 地百姓分毛付高前々の通引

同三石三斗 三郎兵衛悪所に付式ツ下り前々の通引

ノ五拾三石三斗壹升式合(略筆分を含む)

残式百七石壹斗五升四合

高に付五ツ式分九厘九毛壹扨五

高式百七拾九石五斗九升五合

つしまのかみ  
対馬守様  
御母儀

定米百四拾八石壹斗六升壹合

高四拾式石式斗五合

ねはんじ  
涅槃寺

定米式拾式石三斗六升四合

高拾九石九斗八升五合

富田佐平太

定米拾石五斗九升

高四拾九石壹斗三升九合

伊藤八太夫

定米式拾六石三升九合

右田畠無甲乙掬可納所若風水日損於有之者見直之可遺之

者也

元禄八年亥

高井太郎左衛門<sup>㊦</sup>

八月 日

川端 次郎太夫<sup>㊦</sup>

三宅七郎右衛門<sup>㊦</sup>

庄屋百姓中

(筆者 蔵)

付、森藩ではここに見えるように、毎年納入する年貢の中から一〇—二〇%内外を差し引いて村に還元し、庄屋など村役人の給料、山番・池番・井堰番・渡守りの給米、井堰・池溝・橋梁・社寺の修繕補助、牛馬医師・算筆師匠の補助、貧民・病災民の救恤などにあてさせ、これを年貢米の「奥引」と称した。

小物成は、おもに「運上」と称して、山林・河川の収益や農山村民の手工業生産に対して課した税で、これらの運上はおおむね銀を用いた。このような民衆の零細な収益までも余すところなく課税の対象とせねばならないほど藩財政は厳しかった。そして貨幣経済の浸透が進むにつれて、年々財源としての重要さを増した。

つぎに元禄九年の「物成」・「小物成」について表示しよう。

取	米	石合才	150,343,788,000
口	米		3,006,875,760
新	見取		7,010,000
糠	藁代		1,098,225,856
山	役米		2,963,000
(以上米納計)			石合 154,458,862.616
松木山の内	運上	石	14.9040
林山	運上		23,033.8115
薪山	札運上		1,215.5000
木地	挽軸運上		1,703.0000
起炭	運上		126.4500
松茸山	運上		63.0000
研石山	運上		20.0000
温泉	運上(湯本)		2,150.0000
温泉	運上(湯郷, 奥津)		564.5000
堤蓮葉	運上		174.3600
川築瀨	運上		2,091.3240
川	運上		60.0000
小割鍛冶	運上		86.0000
薪船	運上		400.2000
松木	夫銀		31.4100
(以上銀納計)			石合 31,734.4595
糠		石合	531,655.000
藁		東	4,026,700.000

〔元禄10年除封の時、家老用人、郡奉行が連名で幕府代官に提出した調書写(『美作国郡政旧記』所載)による。但し森長俊領は含まない。〕

〔付記〕延宝元年(一六七三)、勝田両郡農民の「逃散」徳川時代には、為政者の虐政にたえかねた農民がひそかに相ばかり、居村を棄て、他郷に逃亡することを「逃散」と呼んだ。農民の抵抗の一つである。「岡山県勝田郡志(大正元年刊)」につきのような逃散の話伝えてある。

森家は入国以来津山築城や大阪両度の出陣、幕命による度々の出役などで、国用の不足がはなはだしかったため、検地を厳しくして貢租を過重に賦課したの

で、農民の疲弊はその極に達した。耐えかねた農民が減租を嘆願したが、聞かれないばかりでなく、訴民はかえって獄に投ぜられる有様であった。そこで延宝元年、勝南・勝北両郡の農民たちは、このうちは伊勢大御神宮へ祈って悪政から免れようと、数千人が揃って蓑笠に身を包み、食料や鍋釜なども携えて、路傍に野宿を重ねながら東行した。その奇異ないでたちはすこぶる人目をひいた。この事はついに幕府に聞こえ、幕府は強く森藩に警告を發した。江戸に在った家老各務兵庫

は急ぎ馳せ帰って藩論をひるがえし、農民を論して、租法の変革はむつかしいので、田畠の面積の測り方を寛大にするという妥協策を立てた。一步（坪）の長さ広さを六尺五寸竿に改め、これによって実際の租法が五公五民とほぼ同等にすることで農民を安堵あんどさせたのである。これによって直ちに検地をやり直し、天和てんな元年（一六八一）に至って完了したという。この原拠は勝南郡池ヶ原村の岡家に伝わる『勝田郡租税沿革考』であり、他にこれを傍証する史料も見当らず、内容も余りに劇化された傾向があり、また六尺五寸竿による測り方が、この時初めてのものとの断定もできかねるなど、これが確実な史実とは信じ難い。ただ当時年貢皆済が農民にとっていかに苦しいものであったかを表わした物語りとして付記する。

## 八、郷中の商業

郷中の商業 商工業はすべて城下で営み、郷中は専ら農業の場とするのが封建治下の立て

まえで、商工業者は城下に集居させた。しかし美作の美

情から考えて、また時勢の変化にともなってこの原則には多少の緩和を加えざるを得なかった。早くも寛永元年（一六二四）八月には、東の吉野川べりの要地倉敷（林野）と西の旭川沿いの勝山・久世の三か所には、ほぼ城下同様に商工の営業を許し、ほかに継ぎ立て宿駅である土居・勝間田・坪井・弓削ゆげ・福渡・木知きちが原・香々美かがみなど、温泉地の湯郷ゆめ郷・湯本ゆもと・奥津おくつにも日用品の軽い商業を許した。つづいて各郡内の物資集散の要所である下町まち・江見えみ・榎原えのら・真加部まかべ・榎えの・大戸おほと・鶴田たずた・西川せがわ・落合おちあ・鹿田かた・一宮いちみや・小中原こなかつらの各村でも必須の日用品に限って軽い商業を認めた。（榎・一宮は現市内）。ほかに農民が郷中で、農業の片手間に営む大工おおい・左官さかん・桶屋おけやはこの統制の別とした。

貞享（一六八四）・元禄（一六八八）の頃になると、郷中各地にも町家まちやがかった村落ができ、小規模な商業が行われた。元禄年間森氏の家臣齋木六郎兵衛が在郷所々の町屋として記録した軒数を示そう。ちなみに元禄一〇年の津山城下の町家は、総計一、四七八軒であった。

〔苦田四郡〕桑原村くわばら（加茂町）三六、香々美中村（鏡野

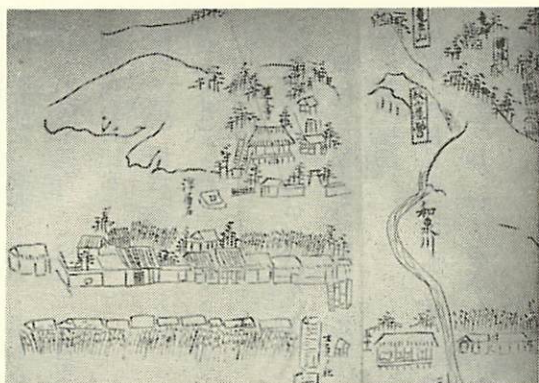


図151 弓削村の町家の古図  
(津山市東一宮 中島 寿氏蔵)

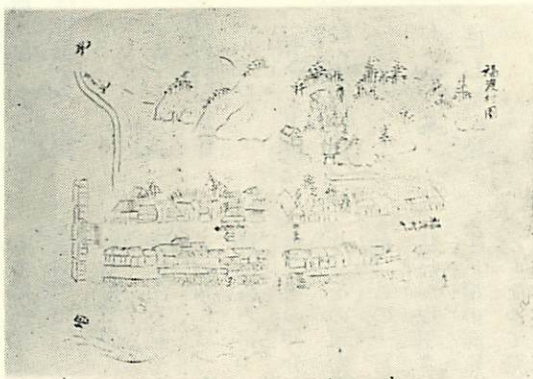


図152 福渡村の町家の古図(船番所付近)  
(津山市東一宮 中島 寿氏蔵)

戸)・鉄柄くわえ・麻苧あさお・薪まき・葺板ふきた・杉丸

大和柿やまとかき・漬瓜つけうり(院庄)・西瓜すいか(神

〔苦田三郡〕真瓜まうり(津山城北諸村)・  
茅かや(横野)・大根だいこん・茄子なす(二宮)・

郷中の物産  
よって、元禄頃の

〔英田吉野二郡〕土居村(作東町)  
一一三、榎原村(美作町) 三六、  
倉敷村(美作町) 一三六、古町村  
(大原町) 五八、下町村(大原町)  
三七、坂根村(西栗倉村) 三五。

〔大庭真島二郡〕小川(釘貫)村(湯原町) 一八、湯本  
村(湯原町) 二七、上徳山村(川上村) 二三、久瀬村  
(久世町) 一四二、大庭村(久世町) 四三、高田村(勝  
山町) 一七六、美甘村三三、新庄村四七、藤森村(湯  
原町) 二三、郷原村(川上村) 三四、土居村(湯原町)  
一二、鹿田村(落合町) 三四、垂水村(落合町) 二五。

〔久米二郡〕下弓削村(久米南町) 五八、福渡村(建部  
一五。

〔勝田二郡〕川辺村(津山市内) 五七、勝間田村(勝央  
町) 七七、湯郷村(美作町) 六一、木知が原村(柵原  
町) 一三〇、柿村かき(奈義町) 三二、関本村(奈義町)

〔久米二郡〕下弓削村(久米南町) 五八、福渡村(建部  
一五。

〔久米二郡〕下弓削村(久米南町) 五八、福渡村(建部  
一五。

町) 八二、坪井村(久米町) 六〇。

町) 三五、院庄村(津山市) 九六、奥津川西村(奥津  
町) 一二、上斎原村三七。

〔勝田二郡〕川辺村(津山市内) 五七、勝間田村(勝央

町) 七七、湯郷村(美作町) 六一、木知が原村(柵原

町) 一三〇、柿村かき(奈義町) 三二、関本村(奈義町)

一五。

〔久米二郡〕下弓削村(久米南町) 五八、福渡村(建部

太・栗丸太・栗板・木地・鳥もち・石灰・鮎・茶・独活・木炭・桶竹。(原書には苦東郡には特記すべき産物がなないと記している。)

〔勝田二郡〕桶竹(堀坂・妙原)・山椒(堀坂)・荒砥石(福井)・柄杓・杓子・白箸・真綿・温め石・杉原紙・烟硝。

〔久米二郡〕御用石(大谷八伏)・桶竹(一方)・大根(横山)・松丸太・松薪・煙草・茶・蒟蒻・素麺・焼米・紙・蠟燭。

〔大庭・真島二郡〕砥石・木地・椎・硯石・鮎・茶・三つ折紙・漆・麻・温め石・甘柿・蕨・ほし菜・松茸・桶竹。

〔英田・吉野二郡〕松丸太・杓子・薪・煙草・茶・紙・松茸・蕨・桶竹。

一宮の市町 一宮中山神社の祭礼にともなつて、毎年神社の門前に、定期的に「市町」が

展開した。地方と時代の必要によつて発達した特殊な市場で、一般の郷中商業とはやや趣を異にするが、ここでその概況を略述しよう。

毎年夏四月(陰曆)の中の午の日から、五月四日すな

わち端午の節句の前日までおよそ半月にわたつて、五穀豊穰を祈る大祭が行われ、国内はもとより近隣諸国からも毎日多くの参拝者が社頭に群集する。この群集を相手にする賑やかな「市町」が社前に展開するのである。

この市には、各地の人々が、それぞれ自ら生産した諸物資を持ち寄つて、必要とする物品と交易したのがもとで、その仲介をする「商人」が間に入って益々盛んとなり、その市を取締る司もできて、年中行事として発展した。この一宮の市町では、衣服・日用品・食料・医薬の諸品が取引されたが、最も特異なものは、馬・駒(子馬)牛・犢の売買で、美作の地方産業としての牧畜の振興にともなつて発展した。この市の群衆を目当てに、人形芝居・俳優・遊び女などがにぎやかに騒ぎたて、この社前の集落も、この十数日は生ぐさい人氣が充滿する。はじめは春のお田植えの市だけであつたが、中世になると、八月にも数日間の市が開け、のち元禄の初めには、収穫の終わった十一月にも数日間「霜月市」が催される例となつた。

封建制の厳しい当時は、各種の娯楽興行は、城下町では一切禁止され、一宮の市町の期間だけが特例として許

された。この市を司つかまどる役を「市いち締しめり」と称し、地もとの大庄屋や庄屋に命ぜられたが、この市町で催される各種の商業や興行は、おもに城下の商人によって営まれた。

宝永（一七〇四）・正徳（一七一―）以後になると、諸物資の交易は次第に城下町商業に吸収されて、牛馬の取引が中心となり、一宮の市町（「宮の市」と略称）といえ、牛馬市を意味する催しとなり、美作国内はもとより、近国まで聞こえた行事であった。

貞享四年（一六八七）、町奉行の出した城下の法度の中にも、「操あやつりし師・狂言師・猿ざる索ひき・遊女やうにう野郎・膏こう薬やく売り・虚こむそ無僧ぼうに一夜にても宿借しやくす儀は、これを停止ちゆうしす。

付つけたり、一宮市の時分は、なおまた鳥散うざんなる者に、宿借しやくし申す様に相聞あひまこえ候。歩行かちめつけ目付めつけをもつて聞き合あひまわせ、急度いそぎ吟味ぎんみを遂とぐべき事」と達している。

その後松平氏の代になつても、毎年春の一宮の「市町」には、町奉行が町人に対して厳しい取締りの達しを出している。これによつても当時の市町の賑にぎわいが察せられる。

## 九、法度と禁令

### 正保の禁令

正保三年（一六四六）五月、藩は禁令

九条を定めて魚鳥の狩獵を取締つた。

一、御國中川々残らず鷗うを遣い、并ならびに毒どくながし仕つかまつるまじく候事。

一、宮川筋、一ノ宮よりのぞきの落合まで川狩り仕り、何様の儀にても魚取り申すまじく候事。

一、御城下の大川、のぞきより上は久く田たまで、同じく下は木知原きちがはらまで、川狩り仕り、何様の儀にても魚取り申すまじく候事。

一、あや部御やな場より川上の儀は申すに及ばず、同下は河崎落合までの間、川狩り仕り、何様の儀にても魚取り申すまじく候事。

一、ただ今まで御運上やなは、前々のごとくうち申すべく候。去さり乍なら魚築いさなの内うちにても川狩りにてうを取り候事仕るまじく候。

一、何にても大鳥おほとり并ならびに雉き子こ・うづら・ひばり・諸鳥しよどりの子・同玉子どうたまご取る事、御法度ごほつとほ場の儀は申すに及ばず、御免ごめんの

処も御国中にて取り申すまじく候。但し雉子の儀は、

御吟味の上にて御免の処重ねて仰せ出さるべく候。

付、にわとりの玉子売買は苦しからざる事。

一、鷹御免の衆は、もつとも鶉・雲雀御つかいにてても苦しからず候。但し、面々餌指の餌、うづら・雲雀・つぐみまでは取り申すまじく候。并に諸鳥の子、同玉子取り候事仕るまじき旨、主人々々よりかたく申し付けらるべき事。

一、すゞめ子はじゅめきに入れ申すべく候間、取り候ても苦しからざる事。

一、古より仰せ出され候御法度にて、鉄砲うち申し候義かたく仕るまじく候。

右九ヶ条の趣、もし相背く者候はゞ、在々町々より注進申し上げ候様にと郡御奉行・町御奉行へ堅く仰付けられ候。自然左様の輩これ有るにおいては、下々の義は申すに及ばず、御侍中子息達・諸牢人にてても、急度越度仰せ付けらるべき旨御意に候。その意を得らるべく候。以上右の趣、江戸より仰せ下され候条、堅く相守るべき者なり。

正保三年戊五月十六日 奥田八郎右衛門花押

徳守の

両神主

(『徳守神主小原家日記』)

元 祿 郷 中 法 度 の 森藩が農村に公布した法度の中で、元 祿四年(一六九一)三月に出した二七

か条が、最もよくまとまって当時の施政が窺えるので、つぎにその大略を摘記しよう。その他、郷中の要所ごとの制札場に掲げた幕藩の布告は、城下町揭示の中に包含しているので省略する。

法 度

一、公儀御法度は申し上ぐるに及ばず、御国の御法度御制札の通堅く相守り、並に、自国他国によらず御侍中へ対し、乗打ち仕るまじく候。その外諸事慮外これ無き様に、平生急度相慎むべき事。

一、切支丹宗門並に不受不施の儀、例年の如く毎月吟味致すべし。五人組連判の筆本毎度大庄屋見届け、少しも懈怠有るべからざる事。

一、百姓ども公事沙汰の節、その公事の品までを書出し申すべく候。相手日頃の悪事求め出し、公事の便に致し候事、悪心の仕業なり。向後此の如きの寄せ公事仕



るまじく候。(下略)

一、奉行所へ女訴訟に罷り出で候儀、堅く停止せしむ。

(下略)

一、自国他国に寄らず何方にても住宅仕りたしと申す者これ有り候はゞ、たとひ親類知人たりというとも、なおまた吟味を遂げ、いよいよ慥なる者に紛れこれ無く候はゞ、その上にて此方へ申し断るべし。すべて諸浪人・本医・針医・出家・山伏・諸人その外何者によらず、行衛慥ならざる者に、往還の外宿仕るまじく候。

(下略)

一、自国他国の者によらず、手負・はしり者隠し置くまじく候。もし何者に寄らず不審成者参り候はゞ留め置き、早々此方へ注進申すべく候。(下略)

一、他国より御国境へ、手負・死人・氣違その外何にても様子これ有る送り者参り候はゞ、その趣聞き届け早々注進致し、此方指図の上にて請取り申すべく候。子細承り、別儀これ無き送り者は、滞り無く送り申すべく候。(下略)

一、在々盗人徘徊致し候様に相聞え候。随分吟味を遂げ捕え置き、早々此方へ注進仕るべく候。見逃し聞逃し

に致すまじき事。(下略)

一、火の用心堅く申し付くべく候。風吹き候時分、村中互に相触れ、別して油断有るべからざる事。

一、村々耕作随分相励み、田畑少しもあらし申すまじく候。(下略)

一、在々開所の儀、先年より緻先次第に開き申すべき旨申し付け置き候えども、勝手不如意の百姓、自他の抱え分を田畑に成るべき所、開き申さず荒し置き候様相聞。向後耕成るべき所は、大庄屋まで相断り、手柄次第に開き申すべく候。もつとも持口の大庄屋見分を遂げ、常々油断無く申し付くべき事。(下略)

一、不忠不孝の輩これ有るにおいては、その親類異見を加ふべし。もし親類これ無き者には村中黙すべからず候。(下略)

一、下札渡し候はゞ、給人へ持参致し、それ以後小百姓末々に至るまで見せ、総百姓相對致し、御年貢納所の儀、並に打敏割符帳に連判致し、庄屋手前に取置き申すべく候。(下略)

一、酒屋の儀、在々定め置き候外、みだりに酒造り候儀堅く停止せしめ候(下略)

一、質物取り候はゞ、請人慥なるところ聞き届け念を入れ申すべく候。(下略)

一、田畑山林質入れの儀、近年借主借銀借米元利ともに返弁致さず、質物も相渡さず、あまつさえ誣論取り結び騒動がましき事これ有る様に相聞こえ候。今より以後約束の日限過ぎ候わば、質主手間に相違無く相渡し申すべく候。

一、田畑宛作の儀、地主より定め置く如く、下作の者納むべき所、もし下作の者未進致し、難渡せしむれば、地主追絶候ても定米取るべし。(下略)

一、絶人追放の儀、例年堅く申し渡し候えども、公儀へは銘々手下の罪追放の分に申し掠め、右の絶人その身抱え分田畑の内能所を諸親類または心安き者に売り申す分に致し、あるいは質入れに仕置き、大分裏判米不足せしめ、あまつさえ忍び罷在り、右の田畑取り戻し住居致し候輩、数々これ有る由聞き及び候。今より以後絶人に相究まり候わば、急度郡の外に追放仕るべく候。(下略)

一、隠田の儀、村々互に目を付け合い申すべく候。もし上を掠め候族これ有り、隠田を致すに紛れこれ無く候

わば、何者に寄らず内証にて密に参り、直に申し聞かすべく候。急度褒美遣わすべき事。

一、上下の百姓面々抱え分の田畑山林の事、存生の内実子養子に限らず、譲り状相渡し置き、村中へ申し達し死後に及んで出入これ無き様に仕るべく候。(下略)

一、下代御所務に届け出で候節、御鷹師御鳥見

(欠字)

御足輕の肝煮小人、もつとも自分の家来は申すに及ばず、御家来等に至るまで、総じて在中へ御用に罷り出で候者、少しも馳走仕るまじく候。泊り候ても、有り合わせの雑事の外、何にても出し候事、堅く無用に候。もつとも扶持方米相定めを通り。その外草履草鞋何にても出し候わば、定の如き代錢急度受取り申すべく候。総じて百姓打敏に罷なり候儀、または何事によらず百姓に対し非義無沙汰なる事、あるいは百姓難儀候事など相頼むの輩これ有らば、遠慮無く急度注進申すべき事(下略)

一、御国内雑穀並に胡麻・荏胡麻・楮・紙・綿・木綿・麻・苧・漆・同実蠟・牛蠟・鹿皮・熊膽・熊皮、

他国へ出す事、先規より堅く停止せしむ。(下略)

一、御用木、松・杉・桧・桐・樫・榎・梅伐り申す

まじく候。入用の品聞き届け候わば、此方より切手を  
出し申すべく候。(下略)

一、他国者通り鷹遣たかい候儀苦しからず候。しかし、二夜  
とも逗留とまりゆう致し鷹づかひ申し候わば、その者に用捨ようしや致し  
候様に申し断るべく候。承引無きにおいては、此方へ  
申し断るべく候。(下略)

一、御国の狷師りようし、鉄砲奉行中より相改め札銘めいめい々所持致  
し、いよいよ以て粗末に仕るまじく候。(下略)

一、制札の通り、男女奉公人十年に相限るべし。総て奉  
公人請うけに立ち申すもの、その村の庄屋相断るべき事。

一、養子縁組の儀、大庄屋は申すに及ばず、諸浪人・本  
医・針立・小百姓に至るまで、諸奉公人と契約仕り候  
わば、その品書付を以て相断るべく、此方指図に任せ  
相究むべく候。もつとも大庄屋小百姓に至るまで、御  
中小姓なかこしょう已上と縁組み取り結び候儀御法度の事。並に庄  
屋百姓男女によらず着類は木綿布を着用致し、神事仏  
事等に至るまで、分を守り軽く仕るべく候。総て平生  
身持、少しも奢おごりがましき儀仕らず、分に随ひ、なる  
べき儀は、諸事簡略せしむべし。

付、賭かけの勝負堅く停止せしむる事。

右の条々名子家来末々まで堅く申し渡し急度相守るべ  
く、若し違背せしむる者これ有るにおいては、罪の軽重  
をただ糺し、過料・追放・籠舎ろうや・死罪に処すべき者なり。

元禄四年末三月

沖岡 右衛門  
齊木 六郎兵衛  
浅津源 兵衛

〔作州記〕—吉備群書集成本〕

第六章

補

説



図153 森藩当時のおもかげを残した二宮松原（大正末期の風景一昭和18年伐採）

## 第六章 補 説

### 一、たびたびの災害

近世初期の美作は、度々の災害に苦しんだ。いま記録に伝わるものを摘記しよう。津山藩の成立以後は、水害に対しては森林濫伐の禁止、堤防の築造、干害に対しては溜池・井堰の築造などの対策を講じたが、前章で記述した外、年歴は明らかでない。

(1) 文禄三年（一五九四）一二月二七日、草加部村・野村（ともに現市内）に大火と洪水があった。当時この

両村は一村で、草加部は上市、野村は下市と呼ばれる宿場であった。大火と加茂川出水で、焼亡流失した民家が少なくなかった。ちょうどこの時は秀吉の朝鮮出

兵中のことで、時の人はこの出水を「高麗水」と呼んだ。高麗とは朝鮮の意である。（『東作誌』）

(2) 慶長一二年（一六〇七）九月、津山川洪水。（『美作略史』—以下『略史』と略記）

(3) 元和三年（一六一七）月不詳、美作の諸川洪水。英多川の水害が最もはなはだしかった。（『略史』）

(4) 元和七年（一六二一）月不詳、津山川洪水。これまで二宮村から東流して小田中村の「釜の鼻」に出ている水路が南に変わり、そのため「亀が淵」が全く埋没した。（『作陽誌』・『略史』）

(5) 寛永一三年（一六三六）夏、大旱。藩主長継は郡吏に久米南条郡仏教寺山中の龍王社に雨を祈らせたところ、たちまち靈験があつて即日降雨があつた。『作陽

誌』はこれを寛永三年、『略史』は同一三年としているが、いま後者に従う。

(6) 慶安二年（一六四九）八月、美作の諸川洪水。中でも加茂川の出水が最も激しく、沿岸に被害が少なくなかった。（『津山治水永例及風火水災取調書』—以下

『調書』と略記する。）

(7) 承応三年（一六五四）夏、田植えのあと旱魃甚だし

く、秋七月

には諸川大

洪水、旭川

備前筋が激

しかった。

（『略史』・

『調書』）

(8) 寛文七年

（一六六七）

六月一三日、

宮川および

香々美川洪

水。城北の

田辺村黒沢山以北に大雷雨があつて、にわかはこの川の洪水となり、沿岸の多くの人家が流失した。宮川上流の水は中山神社神域を浸し、境内の鐘楼が倒壊して鐘が流失した。のちこの鐘は津山川の覗測で発見された。（『調書』）

(9) 寛文八年夏、大旱。五月二日から七月三日まで一滴の雨もなかった。（『調書』）

(10) 寛文一一年八月二八日、津山川・高田川など美作の諸川に洪水があつた。（『調書』）

(11) 延宝元年（一六七三）夏、美作全域にわたる洪水があつて、加茂川は苦北郡桑原村（加茂町）で五〇〇間、

苦東郡河崎村（津山市・川崎）で三八五間の新川ができた。また目木川でも洪水があり、大庭郡三崎河原村

（久世町）で六〇間の新川ができた。（『調書』）また、

万治年間（一六五八—）に、津山から上流箱村（奥津

町）まで川舟の路が開かれていたが、この時、全く埋

没した。（『略史』）

この年、藩主長継は、自ら治水と灌漑の両面にわ

たって企画し、士五〇余人に命じて国内諸川の川普

請を行わせた。（『森家先代実録』）

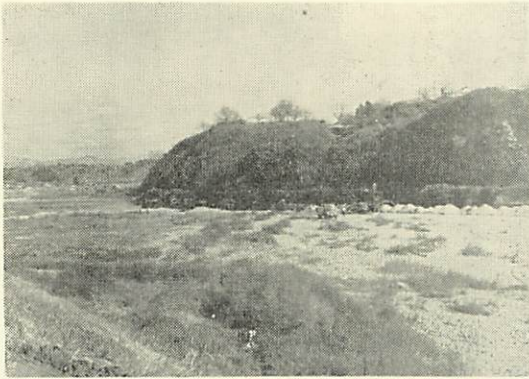


図154 度々災害を起こした津山川  
（宮川との合流点一昭和初年の景）

(12) 延宝二年六月二六・二七日、洪水。近畿・山陽・山陰の諸川が出水した。津山地方の被害は前年よりはやや軽微であった。(『調書』) この年八月一七日、大風。国内の民家三、一七七棟が潰れ、稲田の被害は多大であった。(『調書』)

(13) 延宝三年秋、大凶作・飢饉。六月一八日から毎日冷気がつづき、田面に多数の蝗が発生して収穫が激減した。(『調書』)

(14) 貞享二年(一六八五)夏、大旱。六月二日から同月二六日まで雨が無かった。(『調書』)

(15) 貞享四年九月八日夜、暴風。家屋の転倒、木竹の倒折などが多かった。(『調書』)

(16) 元禄二年(一六八九)閏正月、院庄村大火。(『作陽誌』)

(17) 元禄三年夏、大旱。五月以後雨なく、六月下旬には川水もほとんど枯渇した。長成は徳守神社で雨を祈らせたところ、二日の後六月二四日初めて雨を得た。

(『調書』・『小原日記』)

(18) 元禄一〇年春、飢饉。前年秋の不作のあとをうけて飢民が続出し、食を求めて城下に集まるものが相ついで

だので、藩では三月一九日から五月一三日まで、麦粥を煮て一万四、〇〇〇人を救った。(『調書』・『略史』) 以上は文禄三年―元禄一〇年の一〇三年間の手近かな記録に見えるもののみである。これを類別すると、洪水による災害一〇、旱魃五、暴風と凶作飢饉とが各二、火災二で、もとよりこれは実際の災害のうちでは、ごく一部に過ぎないものであろう。

これによると、洪水の水禍を防ぐことと、旱魃に備えて用水確保の途を講ずることが、当時の民政で第一の要務であったことがよくわかる。

## 二、森忠政をめぐる

森 長可の 忠政が生まれたのは、実父可成と長兄可隆の二人がともに戦死した年で、その

の後忠政は一二歳年上の兄長可のもとで成長した。この長可が天正一二年(一五八四)三月、小牧・長久手の戦に出陣する直前に残した遺言状を見ると、彼が慈母妙向尼と愛弟千丸(せん・忠政)に注いだ深い情愛のほどがよくあらわれている。また「鬼武蔵」の勇名をもつ彼

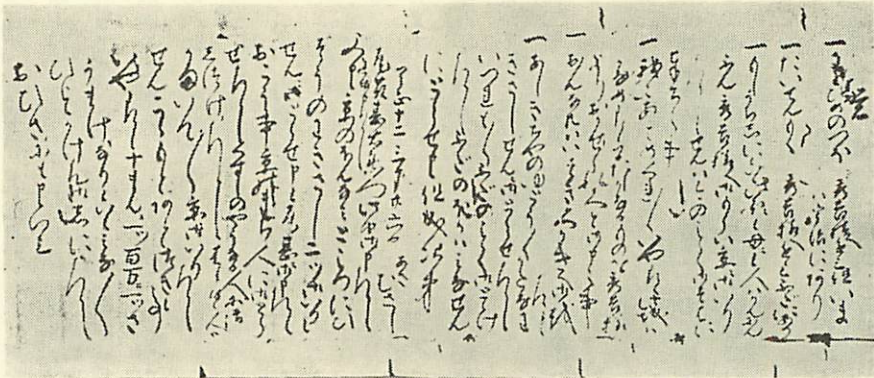


図155 森 長可の遺書 (『森家一族の歴史』)

に、茶をたしなみ、名器を愛する一面があったこと、戦いをいとう気持もあったことがよくわかる。これが忠政の人格形成の上に強く影響したことは疑いない。

上掲の森長可の遺書は次のように読める。

覚

一 さわひめのつば 秀吉様へ進上、但ただしいまは宇治にあり。

一 だいてんもく 秀吉様へ進上、ふだにあり。

一 もしうちじに候はば此分このぶんに候。母に候人はかんにんぶん秀吉様へ御もらい、京に御いり候べく候。せんは今いまの如く御そばに奉公の事。

一 我々あとめくれぐれいやにて候。此城はかなめにて候間、たしかなるものを、秀吉様よりおかせられ候へと、御申おもうしのこと之事。

一 おんな共はいそぎ大かきへ御越候べく候

一 あしきちやのゆどうぐ、かたな・わきざし、せんに御とらせ候べく候。いづれもいづれもふだのごとく御とゞけ候べく候。ふだのほかは、みなせんにとらせ申候。但成次第。

天正十二 三月廿六日

あさ

むさし





図156 森 忠政生母妙向禪尼画像  
(津山市妙願寺蔵)

尾藤甚右衛門此由御申候へく候  
びとうじん えもんこのよし

留申候留申候  
またもうし

又申候。京のほんなみところにて、ひそうのわきざし  
 二つ御いり候。せんに取らせ申候 尾甚に御申し候べ  
 く候。おこう事、京のまぢ人に御とらせ候べく候。く  
(兼部)  
 すしのようなる人に御しつけ候べく候。ははに候人  
 は、かまいてかまいて京に御いり候べく候。せん、こ  
 こもとあとをつぎ候事いやにて候。十まんの一つ、百  
 まんに一つ、そうまけになり候はば、みなみなひをか

け候て、御しに候べく候。おひさにも申候。以上。

長可はこの遺書を認めた十余日後に討死をとげ、この  
 書を読んだ秀吉は悲嘆の涙にくれたという。文中の母は  
 妙向禪尼すなわち可成の妻である。「さわひめのつぼ」  
 は天下の逸品といわれる茶壺で、この遺書によって秀吉  
 のものとなり、長可のかたみとして愛用された。また同  
 じく秀吉に献上された台天目は献茶用の名器で、のちに  
 秀吉が明国使節接待にこれを使用したといわれる。

### 森家と茶道

茶は織田豊臣時代に広く諸大  
 名の間で行われ、ややもすれ  
 ば殺伐に走りがちな武士の気風を和らげた。森  
 氏ではこの時流にさきがけ、可成・長可の二代  
 がともに茶をたしなみ、名器を愛好したが、忠  
 政もまた深く茶を好み、利休門下の名匠の聞こ  
 えがある古田織部・細川三斎(忠興)らと茶道  
 においても親交を重ねた。その領国美濃にすぐ  
 れたやきものの窯が栄えたのも、領主森氏の保  
 護奨励によるが多かった。また、天正一五

年(一五八七)一〇月に秀吉が催した「北野の大茶湯」で、松葉をかこいの脇わきでくすべ、立ち上る煙のもとで一服の茶をたて、こがしをそえて献じ、秀吉から「今日第一の冥加みょうが」と激賞されて面目を施した美濃の一作は、忠政領内の百姓であったと伝えられる。

忠政が美作入封後も、「から台割の茶碗」、「丸壺の茶入」、「青木肩衝かたつきの茶入」を珍重したことなどでも、彼が単なる武弁でなかったことが知られ、津山城内の月見櫓や涼櫓にも、忠政の風流を愛する一面が見える。

#### 養母大野木殿

幼にして父を失った忠政は、天正四年(一五七六)七歳の時、塙直政はなわ(備中守)

の養子にやられたが、間も無く直政が戦死したため、森家に復帰した。この直政の妻すなわち、いったん忠政の養母となった婦人は、秀吉の敵将柴田勝家の娘で、夫直政の没後、勝家のはからいで原隠岐守おきのかみ(恐らくは勝家の部将か)に再嫁し、一男をあげた。この隠岐守もまた天正一年賤しずが岳たけの戦の頃、戦死したので、婦人はその男子をつれて身を隠した。

しかしその後柴田一門に対する秀吉の警戒はすこぶる厳しかった。天正一八年、秀吉はこの母子を捜し出

し、その子の長満ながみつはまだ一歳の少年ながら勝家の血をひく孫の故をもって捕えてこれを斬った。残されたこの寡婦は全く望みを失い、越前の大野木という村に引きこもって念仏三昧ねんぶつさんまいの日を送った。

忠政は美作入封の後、手を尽してこの婦人をさがさせ、家臣を遣わしてこれを津山に迎えたのは、慶長一五年(一六一〇)であった。この婦人はもとの居所にちなんで大野木殿と呼ばれ、城内山下の屋敷で手厚い孝養を受けること一七年、寛永四年(一六二七)世を去った。生光院おくりなと諡し、遺旨によって誕生寺に葬った。

#### きらず粥がゆ

忠政のころ、森家では毎年の歳暮すずの煤すす弘はらいのあと、「きらず粥」の祝儀があった。「きらず」はいうまでもなく、豆腐の絞りがす、世にいう「おから」で、これを使って炊いた粥である。

忠政は壮年のころから、やむを得ぬこととはいいなगर、自らの手で、あるいは家臣に命じて少なからぬ人びとを成敗せいばい(斬り殺す)した。思えばまことに恐ろしいことと、深くこれを嘆いた忠政の妻(名護屋氏なごや)が勧めてはじめたことで、「今年は幸い人をきらず(斬らず)にすんだ。来年もまたきらずにすむように。」との祈りを



図157 森家累代の墓（津山市本源寺）  
一左から、忠政、長可、忠継、関成政一

忠政の願文  
津山築城を始めてから一一年目の慶長  
一九年（一六一四）二月、忠政は時に  
年四五、総鎮守徳守神社に参拝して、つぎの願文を捧げ  
た。

こめた行事であったと伝えられる。

申上候りうくわん（立願）の御事

今度江戸へ我等罷下候はぬやうに、  
共、作州へ罷歸候様に御座有度候。たとい江戸まで参  
上申候共、両御所様（家康・秀忠）御前仕合能、なに事  
も存候まゝに御座候て、三月中に罷歸候様に御座有  
度候。右の通に罷成候はゞ、きつと此りゆうくわんは  
らし仕るべく候。三月中に罷上り候はゞ、即我等参  
上致し、此はらし一かと仕、進上仕るべく候。已上

〔四字不明〕成

羽柴右近

慶長十九年二月朔

忠政判

進上

とく守殿様

当時国もとの忠政の身辺は、築城その他で繁忙をき  
わめていたところ、此の年また江戸城普請手伝いに駆り  
出されそうになったので、はなはだ心苦しく考えたので  
あるう。（当時忠政はなお羽柴を称していた。）

その後一四年を経た寛永五年（一六二八）、忠政は使  
を伊勢に派して、大神宮につきの願文を捧げた。これよ  
り先、忠政は美濃在封中「鵜丸」と名づけた名刀を大神  
宮に献じている。

願書

一、今度江戸へ罷下候 御前仕合能無事に罷上り申候様に願ひ奉り候事。

一、子供息災延命に御座候様に願ひ奉り候事。

一、万事我等心中に存候事、相叶候様に願ひ奉り候事。

右三ヶ条の趣、江戸より仕合能く頓て罷上り、存候通相叶候はゞ、急度太神楽のはらし仕るべく候。仍て件の如し。

美作中將

寛永五年十二月十一日

忠政判

御伊勢様

その二年後の寛永七年、忠政時に年六一、八幡宮にっぎの願文を捧げた。

その願文の立願三ヶ条は、さきに伊勢大神宮へ納めたものと全く同文で、ただ後尾につきの文が付記されている。

右三ヶ条の趣、江戸より仕合能、頓て罷上り候はゞ、急度神馬百式拾足進上奉るべく候 以上

美作中將

寛永七年八月十六日

忠政判

進上

八幡宮

この寛永七年

は徳川三代將軍家光の時、豊臣氏が滅亡した大坂夏の陣から一四年後である。幕府の基礎もようやく固まった頃で、豊臣取り立ての大名には、しだいに凋落の傾向が見えはじめた。すでにその一年前には福島正則が改易の難にあり、二年後には加藤清正の後嗣

忠広の滅亡の運命が待っていた。したがって剛毅の忠政も、幕府の一挙一動に競々たらざるを得なかった。また

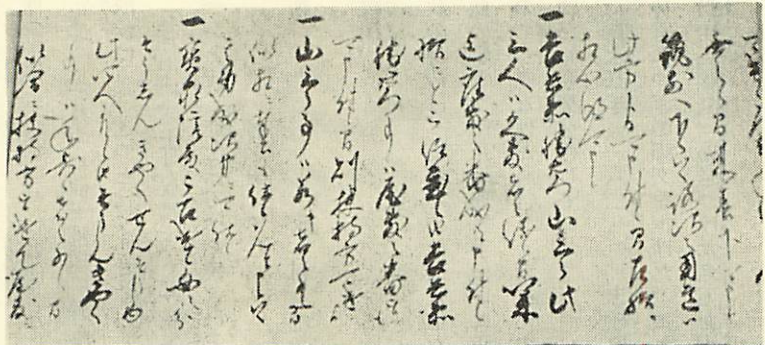


図158 森忠政書翰 (津山市妙願寺蔵)

自らの余命を思い、ひたすら子孫の繁栄を祈るよりほかはなかつたその心中が、この二つの願文から読み取られる。  
 (『徳守神主小原家日記』)

### 三、話題の人々

森氏の藩中をはじめ領国にはいろいろの人物があつた。美濃以来の勇将井戸宇右衛門・渡部越中、碩学江村專斎、名大夫長尾勝明など主要の人物については、それぞれの章で記述したが、その他後世の話題となつた数名をあげよう。

#### 弟の仇を討つた 北村六郎兵衛

君父や近親の仇を討つことは、藩政時代では、武士道の本義として、高く評価された。森藩でも、長継の頃、各務主水組の長柄奉行で禄二〇〇石を受けていた北村六郎兵衛という侍が、その実弟の仇を討つて武名をあげた事件があつた。

六郎兵衛の弟は萩原氏を續いで萩原六郎左衛門と名乗り、隣国播磨山崎の藩主松平康映に仕えていた。たまたま同藩の森田夫右衛門は劍術の仕合で破れたことから、六郎左衛門を恨み、ある日六郎左衛門を闇討ちにして江戸

に逃亡した。寛永一九年(一六四二)のことである。六郎兵衛は直ちに願つて藩の「仇討ち免許」を受け、譜代の郎党大久保与次兵衛をつれて仇討ちに旅立った。六郎兵衛の甥北村三之丞も因幡の藩主池田光仲に仕えていたが、これを聞いて同じように藩の許可を得て六郎兵衛に同行した。

三人はともに名を変え、町人の姿になって探索すると九年、苦勞のかいあつて、夫右衛門がその兄とともに、さる有力な旗本の家に身を寄せていることがわかつたので、苦心してこれに近寄り、慶安四年(一六五二)正月、夫右衛門が若党一人をつれて外出したのを待って、路上で六郎兵衛は名乗りをあげ、刀を抜いて突き殺し、三之丞はその首をうち取つた。与次兵衛は助勢の若党を斬つて本懐をとげた。

三人は江戸町奉行の取調べを受けたあと、森・池田の両家に引き渡された。森家ではこの主従を称揚し、その身辺には万全の注意を払つてこれを警固した。その本国帰還にあたっては、わざわざ一〇〇人を超える士卒を呼び寄せて駕籠脇を護らせ、さながら凱旋將軍を迎えるような姿であつたという。六郎兵衛は延宝五年(一六七七)

六五歳で没した。〔森家先代実録〕

武道の達人

長継の時、家臣に都築安右衛門吉次という武士があって、西新座に住んだ。

幼少の頃から剣道を好み、多年精進して、寛文二年（一六六二）、ついに「去水流」の一派をはじめた。つねに摩利支天を信仰していたので、奉養のため小田中村長雲寺にその祠堂を建てた。没年は明らかでない。〔作陽誌・小田中村誌〕

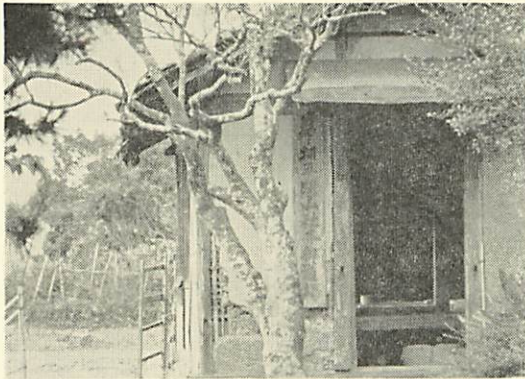


図159 日下開山竹内流道場跡（御津郡建部町角石谷）

中世末期から近世初頭にかけて、この美作から幾多の達人が輩出して、武道が繁栄した。中でも久米北条郡坪和郷の人竹内久勝（藤一郎・常陸介）は家伝の柔・剣の両法を修めてその道

を極め、さらに自ら得る所を加えて独自の術をはじめたが、その棒術・捕り物においては天下無比の評を得た。

かつて京に遊んだ時、豊臣秀次の寵遇を受け、蒲生氏郷もまた深くその術に傾倒し、関白近衛信尹から「日下開山」の称号を授けられた。武道において天下第一人者の義をもつ最も權威ある称号で、諸国から来学するものはなはだ多かった。久勝は元和六年（一六二〇）九月、故郷坪和郷で没した。その子久吉（藤一郎・加賀介）もまたその道をよくし、遠近から来学するものが干を数えるに至った。森氏の藩中の士は多くこれを学び、竹内流の武道はまことに隆盛を極めた。世子忠広も久吉について学び、寛永八年（一六三二）四月、その伝授を受けた。その後も森氏は扶持を給してこれを奨励した。〔作陽誌・

『森家先代実録』

正保二年（一六四五）五月、美作出身の劍聖、画聖として知られた宮本武蔵政名が肥後熊本で没した。武蔵は天正年間（一五七三）に吉野郡宮本村（英田郡大原町）に生まれ、父新免無二斎について武芸を修め、その後播磨に移って研修を重ね、ついに自得して一派をはじめ、天下を周遊して技を磨き大成したことは、広く知られたこ

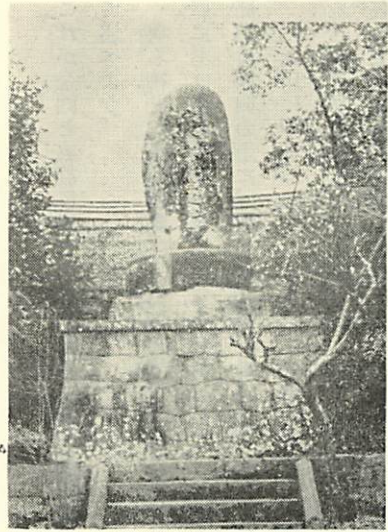


図160 宮本武蔵生誕地  
(英田郡大原町)

とで、ここでは省略する。若くして故郷を去ったため、地方に残した足跡は定かではないが、それでなくても尚武の気風がみなぎっていた当時の美作に、大きな影響があったと思われる。(『新訂作陽誌』・『美作略史』)

**高木右馬助**  
強 忠政が寵愛していた家来に高木右馬助  
力 という強力無双の勇士があった。身の

たけ六尺をこえ、ひげは目の下から胸のあたりまで垂れつづき、力は数人をかね、かの中国の樊哙はんかいを思わせる偉丈夫であった。かつて指さきで銭を四、五文づつ柱にあてて押しつけたところ銭は完全に柱の中に入ってしまった。また新刀の手入れの時目釘の竹が釘穴にくらべて太

すぎたのを指さきで押込むと、竹は刃物で削ったかのように目釘穴の向うまで通ったという。ある時馬にまたがって家の門を出るとき、自分の両足で乗馬の腹をはさんで手を梁はりにかけてぶらさがったところ、馬の足は地を離れて宙に釣り上がったという怪談めいた話もある。

忠政の嗣子忠広は、はなはだ剛勇であったが、乱心して放埒ほうらうをきわめたとき、右馬助は忠政の命をうけてこれを一室に幽閉した。そのしかたがあまりにも荒々しかったため、忠広は病をおこし間もなく逝去するに至ったといわれる。右馬助は世人から激しい爪弾つまはじきを受け、数年を経た寛永一七年、森家を退散して諸国を流浪したが、終る所は明らかでない。天下無双の強力を謳うたわれながら、当時の武士としての心構えに欠けたところがあり、強力がかえって身の禍をなした例として、世間に噂されたことが諸書に見える。(『森家先代実録』・『森家全盛記』)

**佐良川改修と  
河原善右衛門**

南方から北流して津山川(吉井川)に注ぐ佐良川(皿川)の水路を改修して、農地を造成し、また水災の防止をはかったことは、前章で述べたが、これは明治以後、ことに最近急速に進められた吉井川河南岸地域開発のさきがけとなったことである。

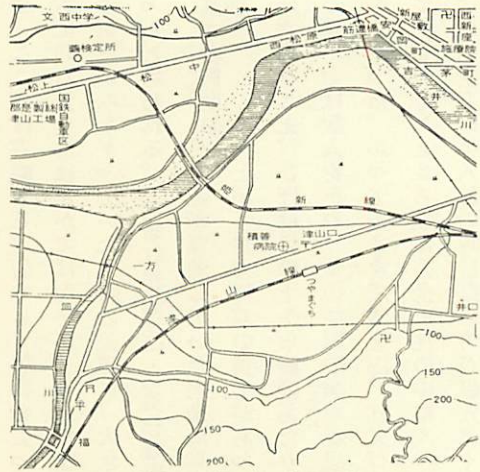


図161 佐良川（皿川）付近現状地図  
(1:10,000)

これが企画と実施に当たった河原善右衛門の業績について述べよう。

善右衛門は久米南条郡下弓削しもゆげの人で、家をついで大庄屋にあげられたが、識見に富み経営に長じ、当時農地開発農村振興の上に、数々の功績をあげた。

佐良川は源を原田村（久米郡中央町）に発し、倭文川しとりを合せて北流し、福田・高尾・皿・一方等の諸村を灌漑かんがいしているが、当時の水路はいまの日切地蔵ひきりじぞうの付近から

山裾すそを東流迂回うかいして、井口村で津山川に合流していた。

善右衛門はこの川筋の変更を思い立ち、地元受持の一方村大庄屋植月新右衛門の同意を求め、藩に申請して許可を受け、ついにこれを実施した。一方村から北方津山川の本流にむけてまっすぐに、幅一八間、長さ一八〇間余の新川を掘って津山川に直流させ、側には堤防を築いて出水に備えた。東に迂回していた古川敷を開拓して新田とし、高およそ一三三石余を得た。これは当時の「ご救助普請」によったもので、当面の新田開発、水災予防のほか、地方農民に労働収入の潤いうるおを与えたものであった。延宝七・八兩年（一六七九—一六八〇）にわたって農閑期を利用したものであった。このとき築造した堤防はいまも「新土手」と呼ばれている。

その他、善右衛門の手に成った溜池は、坪井池をはじめ六か所で、その水受けは一〇〇町歩を越えており、改修した道路、造成した新田などが少なくない。

その大庄屋在勤の延宝・天和の頃は、藩も農地開発に力を注いでいた時代で、善右衛門は最も藩主の信頼を受けていたが、そのために重臣に嫌われ、貞享二年（一六八五）四月二六日、隠田かくしたすなわち藩にかくして無年貢の



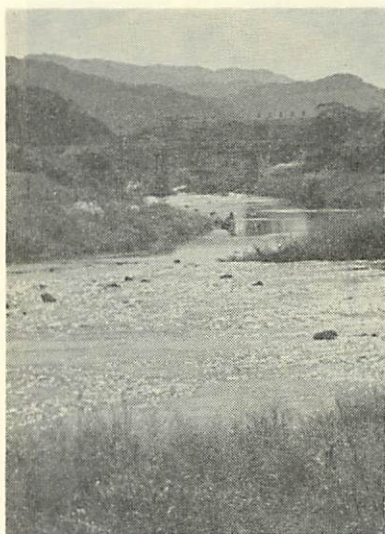


図162 佐良川と吉井川の合流点付近

田畑を造ったという名目で弓削村で磔はりつけの極刑を受けて最期をとげた。時に年五四。昭和三年、従五位を贈られた。

〔『作陽誌』・『美作略史』・『久米郡誌』・『久米南町偉人伝』〕

孝子太郎助の  
話

天和(一六八一)の頃、二宮村に太郎助という者があった。平素から孝養を

尽くしていた老母の死に遭ったが、貧にして葬送の費用にもこと欠いたため、ひそかに菅縄すがなわ手官道の並木松二、三本を盗伐し、これを売って葬費にあてた。この並木松は前に述べたように藩法をもって厚く保護され、一株でも盗めば死罪に当たるものとされていた。太郎助の行為は奉行所に聞こえ、捕えられたが、太郎助は黙して語ら

ない。詰問数日、ついに太郎助も意を決して語った。

「貧しいため葬費が無いのはまことに悲しい限りで、悪とは知りながら官木を伐採した。もし個人の用木を盗めば罪は軽いが、その持主にとっての損は大きい。お上の木を盗めば罪は重いが、お上の損はただ材木二、三株のみで、誠に軽微なものに過ぎない。これが官木を盗んだ真意である。速かに断罪されんことを。」と。村人からも彼の平素の孝行を考えて寛大な処置を出願したので、奉行も事を決しかねて藩主に具申した。藩主も太郎助の孝志に感じ、ついに罪をゆるして放免した。

忠孝の奨励は、当時幕藩を通じての施政の大本であったので、この特典を見たのであるが、犯罪に対してはいつも峻厳に処断した森藩としては珍しいことであった。

〔『美作孝民記』・『美作略史』〕

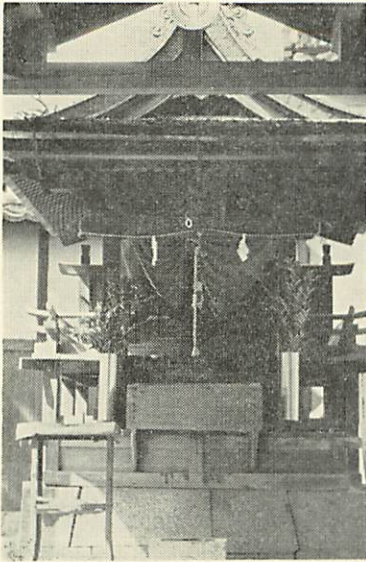
伝説の女性  
花

森氏の家老原十兵衛の家に召使っていた「お花」と呼ぶ女性があった。原家

は禄三、〇〇〇石の大身で、大手口京橋門内西側に広大な屋敷を持ち、常時の使用の男女も二〇余人におよんでいた。当時民間の青年男女は、このような大身の家中に勤めることを誉れとし、給銀の多寡などは問わずに奉公

を競うたのであった。

お花は勝南郡勝間田村の宿場町の生まれで、性質も良かった上に、優れて美しかったので十兵衛は深くこれを愛し、最愛の幼児某の保育を託した。お花もかげひなたなく心を尽くして仕えたが、ある日どうしたはずみか、その愛児が過って縁側から転び落ち、下の踏石ふみいしで強く頭を打って即死するという不幸があった。主人十兵衛の留守中のできごとであったが、この変事に狂乱した十兵衛の妻は、お花を愛児のかたきとして怒り、捕えて裸にして庭の松の木に縛りつけ、刀を持って刺し殺したが、その仕うちには、言語に絶した残酷きわまるものであった。



おはなぜんじんじや  
図163 阿花善神社(津山市徳守神社境内)

こののち、原家では家屋が鳴動したり、家内に奇病が発生するなどの怪事がつづき、十兵衛の妻もついに狂死したので、大いに恐れて加持祈禱を行ない、邸内に祠ほこらを建て「阿花善神社」としてこれを祭った。この十兵衛の妻は首席家老で祿七、〇〇〇石の森采女うねめの女、いつも生家の権勢を誇り、また十兵衛がお花を愛することに深い嫉妬しつとをもっていたのがこの惨事の原因ともいわれる。

この事件の年代は明らかでない。もと西寺町にあった原氏の菩提寺ぼだいじ、一箇山宗堅寺いつくさんそうけんじは、寛永一年(一六三四)、愛児牛之助うしのすけ(法名一箇宗堅)のための建立と伝えられるが、お花が保育に当たった愛児がこの牛之助であったか否かはわからない。このお花については、後人が卑猥ひわいな話を付会して講談や芝居などに作つたため、いろいろに伝えられている。なお、この阿花善神社は幕末に西寺町大円寺に移し、明治の初めにまた徳守神社境内に遷祀せんじされていまに至っている。

(矢吹金一郎稿「阿花宮由来」による)

津山から出た  
赤穂義士 元禄一五年(一七〇二) 一二月、前の  
播磨赤穂藩主浅野長矩ながのりの旧臣四七人が

旧主の仇あだ、吉良義央きらよしなかを討つたことは、武士の鏡、一世の



図164 神崎与五郎則休木像  
(赤穂市, 花岳寺蔵)

美談として広く士民を感激させたが、そのうち神崎与五郎則休と茅野和助常成は、ともに津山の出身で、ことに則休は少年の日をこの城下で過ごしたので、いまでも逸話が語り伝えられている。

神崎則休の祖父三郎兵衛林範は備前和気郡の人で、津山に移って森藩に仕え、その子又市光則もまた値段奉行を勤め、一三石三人扶持を受けた。光則はのち仕えを辞して勝田郡黒土村(勝田郡勝央町)に退隠した。則休は光則の子で寛文六年(一六六六)に津山城下で生まれた。幼時から英俊で文武に励んだ。壮年になって赤穂藩主浅野長矩(内匠頭)に仕え、五両三人扶持と役料五石を受

けた。元禄一四年(一七〇一)、主家の廢滅にあたり、義を守って大石良雄らに従って復讐をはかり、翌一五年一二月、首尾よく仇を討った。この日則休は吉良邸に表門から討ち入り、半弓を手にして花々しく闘った。翌一六年二月、江戸の岡崎藩主水野忠之の邸で自刃した。時に年三八。

延宝六年(一六七八)、則休がまだ一四歳の時、従弟の箕作十兵衛とつれだつて津山の町を歩いていた時、かねて十兵衛を恨んでいた少年某がいきなり小刀をもってその顔に切りつけて逃げた。則休はこれを見て大いに怒り追いかけて切りたおした。時の人々はみなその勇敢俊敏な働きを歎称した。

この十兵衛は後玄甫と号し、林田新町で医を業とした。後年わが国蘭学の大家となった箕作阮甫の曾祖父である。またその頃林田新町で、町の床屋が路に棄てた汚水が過つて通行中の則休の袖にかかったので、床屋はあわてて、その無礼をあやまった。則休は平気で「左様なことはない。」と取りあげないので、床屋はさらに「いえいえ確かに水がかかりました。」と言ひ張ると、則休は「それは手前の勤ちがい。もし武士の着物に水をかけたとあ

つては、断じて許しはせぬ。いまは少しもかかりはせぬぞ。」と言ひ棄てて立ち去ったという。

また討ち入りの三か月前の元禄一五年九月一八日、月明の夜、故郷津山城下の徳守宮の祭礼を思い浮べて、遙かに祈りをこめてつぎの一首を捧げた。

海山は中にもありとも神垣のへたてぬ影や

秋の夜の月

事件のあとで、則休が書き出した親類書にはつぎのように書いている。

一、祖父 神崎三郎兵衛 森美作守に相勤あいつとめまかりあり罷在、先年病死つかまつり仕候。

一、祖母 角南弥三右衛門娘 先年病死仕候。弥三右衛門儀森美作守に相勤罷在、先年病死仕候。

一、父 神崎半右衛門 森美作守に相勤候。只今浪人にて作州勝田郡黒土村に罷在候。

一、母 下山六郎兵衛娘 父一所に罷在候。

一、妻 河野九郎左衛門娘 播州赤穂に罷置候。九郎左衛門儀先年病死仕候。

一、伯父 下山吉左衛門 森美作守に相勤、只今浪人にて作州勝田郡勝間田村に罷在候。

一、伯父 下山源太兵衛 右同所に相勤、只今浪人にて作州勝田郡の内に罷在候。

一、従弟 箕作平太兵衛 右同所に相勤、只今浪人にて当地へ罷越まかりこし候得共、住所存ぜず候。

右の半右衛門は又市の改名である。また津山市西寺町真言宗愛染寺に「秋月妙清信女・元禄三庚午八月十六日・神崎与五郎母」の墓碑がある。すなわち則休の生母で、その没年は則休二五歳の時である。後年則休の義名が高くなつてから建てられたものであろう。また親類書にいう母は継母である。



図165 神崎与五郎生母の墓  
(津山市西寺町愛染寺)  
一左は古碑、右は大正13年建立一



図166 茅野和助常成木像  
(赤穂市花岳寺蔵)

茅野常成は寛文七年(一六六七)、勝田郡河辺村<sup>かわなべ</sup>の浪人茅野玄安の子として生まれた。(茅野は当時赤穂ではカイノとよんでいたことを赤穂義士会から指示された。)曾祖父常武(孫市また武三郎)は槍法に長じ、忠政および長継に仕えて禄二〇〇石を賜った。その子武助は長武に仕えたが、仕えを退いて玄安と改名し、河辺村で帰農した。すなわち常成の父である。常成も則休と同じく赤穂の浅野長矩に仕え横目<sup>よこめ</sup>を勤め、五両三人扶持と役料五石を受けた。そして則休らと同じく義士に加わり、吉良邸討入りには裏門組に属し、得意の弓矢をとって存分に働いた。翌元禄一六年二月、則休と同じく水野邸で自刃し

た。時に年三七。次のような辞世の歌をのこした。

天地<sup>あめつち</sup>の外にあらじな千ぐさだにもと咲く

野辺に帰ると思へば

その親類書はつぎのとおり

一、祖父 茅野孫市 森内記様に相勤め先年病死仕候。

一、祖母 先年病死仕候、父名覚<sup>おぼえちゆうぞう</sup>不申候。

一、外祖父 富田加兵衛 森内記様に相勤め先年病死仕候。

一、外祖母 先年病死仕候 父名覚不申候。

一、父 茅野玄安 浪人にて罷在、先年病死仕候。

一、母 富田加兵衛娘 作州勝田南郡河辺村に罷在候。

一、弟 茅野加太夫 浪人にて母一所に罷在候。

一、妻 中祐安娘 播州赤穂に居申候。

一、子 茅野猪之吉 妻一所に差置申候当未四才。

一、甥 茅野武次郎 加太夫一所に罷在候。

一、従弟 茅野理右衛門加太夫一所に罷在候。

一、舅 中祐安 浪人にて赤穂に罷在候。

また則休も常成も、ともに俳諧<sup>はいかい</sup>をたしなみ、則休は竹平、常成は禿峰と号して秀句を遺している。

みづみづと四月の山や朝ぼらけ

竹平

日あたりの雲吹きかけて梅ぞまづ

禿峰

おなじく義士の一人横川勘平宗利も、また美作の出身であることが諸書に見えるが、その生地生家については明らかでない。宗利もまた浅野藩では、新参徒行の軽い身分で、待遇も五兩三人扶持に過ぎなかった。宗利は身長六尺を越え、強力無双で相模をよくし、劍・槍兩道にも優れ、文筆にも達した。討入りの時には表組に属し、槍を執って勇を振るい、翌一六年二月、則休・常成と同じく水野邸で自刃した。時に年三四。その親類書はつぎのとおり

一、祖父 各務宗右衛門 浪人にて作州に罷在、病死仕候。先主罷申さず候。

一、祖母 各務竹右衛門娘 先年病死仕候。竹右衛門儀森美作守に相勸罷在、先年病死仕候。

一、外祖父 罷り申さず候。

一、外祖母 罷り申さず候。

一、父 横川祐悦 浪人にて播州赤穂に罷在。

一、母 妾 一所に罷在候。

一、姉 作州津山に罷在候。其後何方に罷在も少も

存ぜず候。

〔元禄快挙録〕・〔老人伝聞録〕・〔備作人物伝〕・〔輝く三義士〕による。

歴戦の勇士 忠政が入国した頃、牧左馬助といふ老牧 左馬助 勇士があつた。左馬助は、眞島郡高田

城主三浦貞広の重臣牧河内の三男で、一六才の初陣で戦功をたて、貞広から感状をもらったのを始めとして、武功を重ねたが、天正四年（一五七六）、三浦氏が滅亡したので、一時伯耆の南条氏に身を寄せ、のちまた備前に移って宇喜多直家に仕えた。その間戦場を馳せまわること二〇余度、敵の首一三をあげ、ほかに敵の士三人をたおし、武功の感状七通、太刀や武具の恩賞六度におよび、地方無双の剛の者とうたわれた。関が原大戦を前にした慶長五年伏見城攻撃には、宇喜多家の旗奉行として出陣し、一番乗りの功名をたて、秀家から即座に五〇〇石の加増を受けた。不幸敗戦によって美作に帰り、身を故山にかくしたが、勇名は隠れもなく忠政に聞こえ、召されて禄三〇〇石を授けられ、元和四年（一六一八）、田町で没した。小田中安国寺境外丘上のその墓は、左馬殿塚として里人から崇められ、どうしたことか、後世虫歯の神として信仰されている。（『美作古簡集註解』）

第三卷の参考文献

第三卷の参考文献

- 足利時代史 (田中義成)
- 明石市史
- 院庄作楽香 (矢吹正則)
- 井原市史
- 江戸幕府制度の研究 (松平太郎)
- 恩榮録廃絶録 (近藤出版社)
- 織田時代史 (田中義成)
- 岡山市史 (大正九年版・昭和十二、三年版)
- 岡山県人物伝
- 岡山県人名辞書 (高見・花土)
- 岡山県通史 (永山卯三郎)
- 岡山県金石史 (永山卯三郎)
- 岡山県農地史 (永山卯三郎)
- 岡山県郡治誌
- 岡山県の歴史
- 岡山県古文書集 (藤井駿外)
- 岡山県市町村合併誌
- 岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告
- 岡山県文化財図録
- 岡山県文化財目録
- 岡山県勝田郡志
- 御触書集成 (高柳真三・石井良助)
- 大阪市史
- 小田中村誌
- 小原村誌
- 官職要解 (和田英松)
- 鶴府故談 (玉置源五兵衛)
- 鶴山城沿革記 (百濟市郎)
- 鏡野の歴史
- 改編岡山市史 (昭和三五―四三年)
- 概観岡山市史
- 近世日本国民史 (徳富猪一郎)
- 近世城下町の研究 (小野武夫)
- 久米郡誌
- 久米南町偉人伝
- 元禄十年美作国津山改帳 (玉置文庫)
- 元禄十年津山城下地図 (入江氏蔵)
- 国史眼 (修史局)
- 国史の研究 (黒板勝美)
- 作州記 (吉備群書集成本)
- 作州古談 (近藤政助)
- 作南農村史料 (矢吹 修)
- 作東町史
- 作陽誌 (新訂作陽誌本)
- 作陽真須鏡 (嘉永七年版)
- 西鶴文集 (有朋堂文庫)
- 西北条郡誌
- 白加美神社文書
- 新修高松市史
- 指定文化財総合目録

第三卷の参考文献

- 城と城下町(藤岡通夫)
- 城郭の研究(大類 伸)
- 史上の吉備(早田玄洞)
- 新日本史年表(西岡虎之助)
- 増訂国史大辞典(八代国治外)
- 尊卑分脈(国史体系本)
- 大日本史(国郡志・氏族志)
- 大日本史料(慶長元和中)
- 大 武 鑑(橋本 博)
- 大正十五年献上写真帳
- 高野神社文書
- 立石家譜(沼田頼輔)
- 玉置文庫—大正寄の町方の諸記録—
- 地方凡例録(大石久敬)
- 地方日用記(本沢信美亨)
- 町人考見録(越後屋(三井家)記録)
- 津 山 誌(新訂作陽誌本)
- 津山温知会誌(各編)
- 津山治水永例及風火水災取調書(矢吹正則)
- 津山藩大庄屋由緒調(矢吹正則)
- 津山町役人調(玉置文庫・菊井家文書)
- 津山高等女学校郷土研究各編
- 津山郷土館報各集
- 津山城および津山の景観(杉山宇三郎)
- 津山城主森家の歴史(森本謙三)
- 津山松平藩政諸記録(愛山文庫)
- 徳守神社誌・同社文書
- 徳守宮神主小原家文書
- 徳川幕府県治要略(安藤 博)
- 豊臣時代史(田中義成)
- 東 作 誌(新訂作陽誌本)
- 苫田郡誌
- 読史備要
- 土芥寇讐記
- 東南条郡志
- 中山神社資料・同社文書
- 日本農民史(日本歴史地理学会)
- 日本商人史(同 )
- 日本城郭事典
- 日本の封建都市(野田 武)
- 日本の歴史(中央公論社)
- 日本文化史(辻 善之助)
- 日本歴史大辞典
- 西一宮村誌
- 藩 翰 譜(新井君美)
- 備作人物伝(馬場 毅)
- 備前軍記(吉備群書集成本)
- 本源寺文書
- 真庭郡誌
- 美作国郡村高辻帳(本沢信美亨)
- 美作古城記
- 美作視聴録(平賀元義)



第三卷の参考文献

- 美作略史 (矢吹正則)
- 美作古簡集註解 (矢吹金一郎)
- 美作農政史料
- 美作国郡政旧記 (西村正路)
- 美作一宮誌 (矢吹正則)
- 美作総社宮文書
- 美作国神社資料 (大正九年刊)
- 美作国寺院堂庵改 (元禄五年改)
- 美作禁教史 (寺阪五夫)
- 美作俳諧史 (池田土城)
- 美作一國鏡 (岡 伊八郎)
- 美作孝民記 (甲田行傳)
- 美作一宮郷土の歩み
- 三日月町史
- 妙願寺文書
- 森家譜 (森家蔵)
- 森家伝記
- 森家先代実録
- 森家分限帳 (各種)
- 森松平両公治績調書 (矢吹正則)
- 森侯入封満三百年紀念祭記事 (百濟市郎)
- 矢吹家文書 (津山)
- 山北村誌
- 柵原町の文化財
- 老人雑話 (江村専齋)

あとがき

一、本巻では、長い乱世の後をうけて、統一された美作の府城の地として「津山」が誕生し、近世封建制のもとで、城下町として形成されていく時代を取扱った。

二、地理的範囲としては、およそ現在の市域を目途にしたが、時代の特性からも、「津山」を明らかにするためには、森氏の藩領であった美作の全域に及ぶ必要もあって、現在の行政区画にはこだわらなかった。

一、編集に当たっては、おもに郷土に遺っている史料を調査活用することにとめた。その多くは原拠を明示したが、省略したものもある。

一、原文を引用する場合、註記はほとんど省略し、読み易いことを主として「読み下し」の姿とした場合が多い。厳密な文献的研究を志される方は直接原典によられたい。

一、年号については、原則として改元の行われた年は新年号を使用し、月日は陰暦によった。

一、人名は広く一般に使われているものを用いたが、そのほかのおもな称号は括弧内に註記するようにつとめた。年齢の数え方は当時のままの数え年を用いた。

一、地名はなるべく当時の呼び方により、現在の所属町名等は括弧内に註記した。

一、度量衡の表示は、おおむね原書の記述に従った。

一、資料の収集については、諸先輩、同学の諸氏をはじめ篤志家のご指導とご協力にあずかった。挿入した写真については津山市役所総務課の手を煩わしたことが多く、その他多数の方々から提供を受けた。まことに感謝に堪えないところである。

(第三巻執筆担当者 松岡 三樹彦)

西紀	年号	主 要 事 項
1698	元禄11	春 幕府は美作を12郡に復し，寛文以前の郡名に改める 7月 元藩主森長継が江戸で没する

- (備考) ○記述は月に止め日は省略した  
○改元の年は新年号に統一した

第三卷年表

西紀	年号	主 要 事 項
1688	元禄 1	7月 藩は勝明をして院庄の元弘史跡を修理し、碑を建てて顕彰させる
1689	2	閏1月 院庄に大火 春 長尾勝明は藩命によって作陽誌編さんに着手し、元禄4年西作6郡の稿を終える
1690	3	5月 藩は国内の各寺院に本寺を定めさせる 夏 大旱
1691	4	3月 「郷中法度27条」を定める 9月 国内の俳人が高野神社に俳諧額を納める 10月 小田中村善福寺（今の安国寺）の経蔵が建立される
1692	5	苦西郡百谷峠など交通の難所に旅人救済のため茶店を設ける 冬 句集「佐郎山」を津山で刊行する
1695	8	8月 藩は煙硝蔵を久米南郡佐良村の山中に移す 10月 藩は幕府から江戸郊外中野村に新設の犬小屋普請に賦役を命ぜられ、3か月にわたって多大の犠牲を払う
1696	9	5月 前藩主長武が江戸で没する 幕府は長武の一家創立の願を却け、遺領を長成に還付させる
1697	10	春 美作飢饉、藩は飢民の救恤に努める 6月 長成が江戸で病没する 7月 長成の後嗣となった衆利が江戸出府の途中狂疾を発する 8月2日 幕府は森氏に除封を命ずる 10月11日 幕府の使將が美作に入国し、津山城と領国を受取る 広島藩主浅野綱長が幕命によって津山城番を勤める 幕府代官が津山に駐在して美作の民政を担当 10月 森氏の隠居長継は再び家を興し備中西江原に封ぜられて2万石を領する（ついで末子長直がこれを相続する）また支藩長治は備中新見、同長俊は播磨三日月に封ぜられる (18,700石) (15,000石)
1698	11	1月 松平宣富（当時は長矩）が津山に封ぜられ、美作の内10万石を領する

西紀	年号	主 要 事 項
1680	延宝 8	7月 徳川綱吉が將軍になる 城西菅縄手官道の路傍に並木松を植える この頃(延宝・天和年間)入会山林を規制する
1681	天和 1	6月 將軍綱吉は越後高田藩の家中騒動を裁断し藩主松平光長(後の津山藩主宣富の先代)に改易を命ずる 苫西郡の羽出山で銀鉱を採掘する
1682	2	長武, 幕命によって美作を10郡に改める 城下東西両大番所に相對して制札場を設けて幕府の布告等を公示する その他領内各郡村要地にも制札を掲げる
1683	3	城の東麓に稲荷社(宮川新宮)を移す この頃西作山中などに葉煙草の栽培が始まる
1684	貞亨 1	4月 藩は隠し開き田を厳しく取締まる 9月 長武が將軍綱吉より領知状を受ける 10月 藩は田畠山林の永代売買禁止の令を出す
1685	2	6月 大旱 苫東郡川崎村の農家を野介代村の高地に移す
1686	3	夏 大旱 6月 長武が退隠し, 長成が相続して藩主となる 7月 雑穀その他国外積出禁止の物資を告示し, また木地物など8品の積出に税を課す 12月 藩は家中法度「条々」・「儉約定書」・「江戸屋敷条々」を定める
1687	4	1月 長成, 改めて城下東西および領内各地の制札場に幕府の布告等を公示する 3月 町法度「条々」を定める
1688	元禄 1	1月 長成, 幕命によって病馬の遺棄を禁止 これより数次にわたって生類憐み令が出る 6月 藩は長尾勝明をして二宮宇那堤が森に碑を建てさせる

第三卷年表

西紀	年号	主要事項
1665	寛文5	6月 幕府は高島長近(長継の妻の実弟)を津山に配流する 7月 幕府は「諸社法度」および「各宗寺院法度」を定めて全国の社寺を規制する この頃(寛文5, 6年頃)安岡町と茅町を城下に加える
1667	7	6月 宮川洪水
1668	8	11月 長継が田邑に千年寺を創建する
1669	9	この頃幕府は厳しくキリシタン宗門および日連宗不受不施派を禁止し藩もこれに従って国内の取締りを厳しくする
1670	10	12月 鶴山八幡宮の社殿を再建する
1671	11	8月 津山川洪水
1673	延宝1	長継が国内諸川の川普請を行なわせる 4月 長継が一宮村に本光寺を創建する 4月 長継が本山寺に徳川将軍家の靈廟を創建する 夏 美作諸川洪水, 加茂川は特に激しい
1674	2	2月 長継の嗣子忠継が没する 4月 長継が退隠し, 長義(後長武)が相続して藩主となる 長継は隠居料2万石を領する 6月 美作の諸川また洪水 8月 美作各地に風水害 この年城下に新魚町ができたと伝える
1675	3	秋 凶作
1676	4	4月 長武の弟長俊が勝北郡内新田の分知を得て支藩を創立する 10月 藩は銀札数種を発行し, 領内に通用させる
1677	5	10月 久原甫雲が江戸で西玄甫から「和蘭流外科免許状」を受ける 安岡町裏に新屋敷を開いた
1678	6	城下東西に大番所を設けて番兵を常駐させる
1679	7	11月 領内諸村に楮を植えさせる 佐良川の水路を改修し, 翌8年に工を終える

西紀	年号	主要事項
1648	慶安1	城西菅縄手に街道を通ずる 西西条郡布原を開拓する
1649	2	3月 幕府は「勸農触書」を布達する 8月 美作の諸川洪水，特に加茂川の水害が甚大
1650	3	7月 美作の諸川また洪水
1651	4	8月 徳川家綱が將軍になった
1652	承応1	12月 長継，実弟関長政に分知を与え支藩を創立 久米南条郡暮田・古城・北3村の民家を山腹に移す。これより国内各地の平地集落を山地に移すことが始まる 西寺町妙法寺の大伽藍が建立される
1653	2	7月 俳諧師西山宗因が津山に来遊する
1654	3	夏 旱魃，秋 諸川洪水
1655	明暦1	長継，久米南条郡本山寺に三重塔を建てる 3月 官脇町北側を城下町に入れる 10月 藩は町法度「掟19条」を定める 山林検地を始めたと伝えられる
1656	2	3月 長継，小田中村に宗永寺を創建する
1657	3	10月 美作総社の社殿の改修 この頃長継は山北村に城の後園を築造し，御対面所とする（いまの衆楽園）
1658	万治1 万治年間	長継，江戸城石垣普請手伝に出役，翌年また出役 津山川を浚えて舟を西西条郡箱村まで通ずる（延宝1年止む）
1661	寛文1	美作のうち8郡の郡名を改める
1663	3	11月 二宮高野神社社殿を再建する
1664	4	4月 長継，將軍家綱から領知状を受ける 8月 徳守神社社殿を再建する 9月 徳守神社大祭に神輿の神幸が始まる 勝田南郡川辺村の農家を山地に移転させる

第三卷年表

西紀	年号	主 要 事 項
1618	元和4	5月 牧左馬助が津山で没する
1619	5	6月 芸備両国領主福島正則の改易に当り、忠政は幕命によって広島城受取りに出役する
1620	6	8月 城東の産土大隅神社を上之町に祀る 9月 竹内流武道の宗師竹内久盛が久米北条郡埴和で没する 忠政、大坂城石垣普請手伝に出役 寛永元年また出役
1621	7	津山川洪水 水路が城西広原で南に変わり、「亀が淵」が埋没する
1623	9	7月 徳川家光が将軍となる
1625	寛永2	この頃国内に大庄屋を置く、のち城下に大年寄を置く 城南に鋳物の町吹屋町を開く
1626	3	8月 忠政が左近衛権中將に陞進 城東に林田新町（東・西新町）および中之町を開く
1628	5	4月 忠政、大坂城石垣普請手伝を命ぜられ、世子忠広が出役する
1632	9	4月 忠政、御救助普請の制を定め、溜池・井堰・溝渠の築造を奨励する
1633	10	8月 世子忠広が江戸で没する
1634	11	7月7日 忠政が京都で没する 8月 長継が相続して藩主となり、將軍家光から領知状を受ける 9月 長継、藩政の法度「15条」を定める 12月 長継、領内の人口を調べる 総計 196,360人
1635	12	6月 幕府は諸大名の参勤交代の制を定める
1636	13	夏 大旱 藩は久米南条郡仏教寺山中の竜王社に雨を祈る
1637	14	冬 椿高下西部と小田中村の西新座に侍屋敷を開く 長継、仏教寺に三重塔婆を建立する
1638	15	4月 幕府は島原藩主板倉勝家を津山に配流し、長継に預ける のち江戸に移し、芝の屋敷で自刃させる
1645	正保2	長継、幕命によって、美作の地図を製作する 城下に新職人町ができたといわれる
1646	3	5月 藩は津山川、宮川、加茂川の取締まりの禁令を定める

西紀	年号	主 要 事 項
1607	慶長12	春 忠政、幕命によって駿河、駿府城普請手伝に出役する 5月 森家の菩提寺竜雲寺（もと安国寺・のち本源寺）を小田中村に造営する 9月 津山川洪水
1608	13	9月 鶴山八幡宮を山北村八子に遷祀する 10月 各務四郎兵衛、小沢彦八、細野左兵衛の3重臣が大谷村石山で争いを起こす
1609	14	忠政が重臣大塚丹後に高田（勝山）城を守らせる 忠政、丹波篠山城の普請手伝に出役
1610	15	忠政、丹波亀山城普請手伝に出役 春 忠政尾張名古屋城普請手伝に出役
1612	17	4月 津山地方に大雨降雹、美作の諸川洪水 森可政が津山に招かれ忠政を補佐する
1613	18	忠政、京都御所の造営に参加する この年鑄造の「妙法寺鰐口」（現存）の銘に、「作州津山富川村妙法寺」の彫刻がある
1614	19	忠政、江戸城石垣普請に出役 11月 大坂冬の陣、忠政は軍兵を率いて出陣し、12月帰城
1615	元和1	5月 大坂夏の陣、忠政はまた出陣し、帰城後鉄楯一双を徳守神社に納める 閏6月 幕府は「一国一城令」を定める 7月 幕府は武家諸法度制定
1616	2	3月 津山築城が終る 4月 徳川家康が没する
1617	3	5月 忠政、将軍秀忠から領知状を受ける 城下戸川町に妙願寺を建てる 妙法寺を城西西寺町に移す 城下南西に南新座の侍町、城東に林田町の市街ができる 美作の諸川洪水



津山市史第三巻年表

西紀	年号	主 要 事 項
1582	天正10	6月 羽柴秀吉と毛利輝元との和ができ、美作は備前の宇喜多秀家領となる
1584	12	12月 美作に滞在した毛利氏の諸将が引き揚げて、美作の内戦が止む
1592	文禄1	3月 豊臣秀吉の朝鮮出兵。美作の士民多数、宇喜多秀家に従って出陣する
1594	3	荒神山城主花房職之は宇喜多秀家と不和となって退去し、荒神山城は廃城となる
		12月 東北条郡草加部村・東南条郡野村に火災と洪水
1595	文禄4	この頃、秀家は美作の検地を行なう
1598	慶長3	8月 富川村の富川禪門の養子戸川秀安が児島郡常山城で没する 8月 豊臣秀吉が没する
1600	5	9月 関が原の役、宇喜多氏が敗亡する 10月 小早川秀秋、美作備前両国を領する
1602	7	10月 秀秋が没して小早川氏が亡ぶ 家康、浅野長政に命じて美作を取締らせる
1603	8	2月6日 森 忠政 美作全域を領する この月12日徳川家康、征夷大將軍となり、幕府を創立する 3月 忠政、美作に入封し院庄に拠る 4月 院庄に築城を始める 重臣井戸宇右衛門が殺される 8月 忠政、国内郡村の境を正す
1604	9	春 忠政は鶴山を津山と改め、築城に着手 秋 忠政、国内の総検地を終る 3月、11月 国内諸社寺に社寺領を寄せる 11月 忠政、「年貢納法3条」を定める 11月 城下総鎮守徳守神社の社殿を造営する 角倉了以が津山に来て川船操法の妙技を視察する
1605	10	4月 徳川秀忠、將軍となる
1606	11	1月 忠政、領内に「定書3条」を布達する

章 節	番号	図 版 名	種 別	頁
3. 検地と石高	139	検地の図	古図の写真	214
	140	慶長9年広野庄近永村検地帳	文書の写真	217
	141	貞享4年山北村地桴帳	〃	220
4. 農地の開発	142	慶安元年開設の布原用水	写 真	229
	143	古城村・暮田村屋敷替古図	古図の写真	232
	144	一方村屋敷替古図	〃	232
	145	河辺村「上ノ町」見取古図	〃	233
	146	河辺村「上ノ町」の入口	写 真	233
	147	森藩時代村落移転および川筋変動地図	古 地 図	234 ~235
	148	万治2年永代田畠売渡状	文書の写真	240
(5. 山林検地) 6. 農地と農民	149	検見の図	古図の写真	242
7. 賦課される年貢	150	元禄8年東一宮村年貢免定	文書の写真	244
	151	弓削村の町家の古図	古図の写真	249
8. 郷中の商業	152	福渡村の町家の古図	〃	249
	153	森藩当時のおもかげを残した二宮松原	写 真	扉257
(9. 法度と禁令) 第6章 補 説	154	度々災害を起こした津山川	〃	260
1. たびたびの災害 2. 森忠政をめぐる	155	森 長可の遺書	文書の写真	262
	156	森 忠政生母妙向禅尼画像	古画の写真	263
	157	森家累代の墓	写 真	265
	158	森 忠政書翰	文書の写真	266
3. 話題の人々	159	日下開山竹内流道場跡	写 真	268
	160	宮本武蔵生誕地	〃	269
	161	佐良川(皿川)付近現状地図	地 図	270
	162	佐良川と吉井川の合流点付近	写 真	271
	163	阿花善神社	〃	272
	164	神崎与五郎則休木像	〃	273
	165	神崎与五郎生母の墓	〃	274
	166	茅野和助常成木像	〃	275

第三卷 図版一覧

章 節	番号	図 版 名	種 別	頁	
3. 町の人たち	111	箕作家の旧宅	写 真	172	
	112	元禄10年美作国津山改帳 一町宅医師の部	文書の写真	173	
	113	徳守神社御旅所	写 真	174	
4. 四方への道路	114	津山宮川大橋	"	176	
	115	城下にあった道標	"	177	
	116	武家の道中駕籠	"	178	
	117	伯耆道の百札	"	179	
	118	伯耆道の香々美中村宿駅跡	"	180	
	119	津山付近の宿場配置図	地 図	181	
	120	西松原の松並木	写 真	182	
	121	中島村の一里塚付近	古図の写真	183	
	122	林田村玉琳塚の麓の一里塚	"	183	
	5. 上下する川船	123	美濃金山の湊	写 真	184
124		林羅山撰文「角倉了以翁利水之碑」	"	185	
125		津山川の高瀬船	模型の写真	185	
126		津山川 川中山王社付近	写 真	186	
127		川中山王社 曳綱のあと	"	186	
128		中須賀船着きのあと	"	190	
129		加茂川、櫓船着きのあと	"	190	
130		津山川付近の船着きの配置図	地 図	190	
第5章 村と農民		131	慶長19年新田小田中村年貢免定	文書の写真	扉193
1. 郡村と郷庄		132	城下の東郊林田村付近の古図	古図の写真	195
2. 村政と農民	133	長岡庄の古社 八出天神社	写 真	205	
	134	大庄屋屋敷の門前	"	205	
	135	帰農した国侍(土豪)の屋敷	"	208	
	136	田中郷の鎮守 白加美神社	"	211	
	137	村の信仰一地神	"	212	
	138	石 ぼ と け	"	212	

章	節	番号	図 版 名	種 別	頁
		85	森 長成花押	花押の写真	103
		86	森 長成・関 長政の江戸屋敷付近	古図の写真	106
		87	佐良村山中の烟硝庫跡	写 真	107
		88	院庄館東大門跡	”	108
		89	「院庄」の碑面	拓 本	108
		90	宇那堤森の碑	写 真	109
		91	作陽誌(写本)	文書の写真	109
		92	延宝5年阿蘭陀流外科免許状	”	110 ~111
		93	中野犬小屋図	古図の写真	111
4.	藩の組織	94	森家中組織高附帳	文書の写真	116
		95	森 忠政給地折紙	”	124
		96	森 長成給地折紙	”	124
5.	森氏除封のあと	97	鶴山城址之碑	写 真	129
		98	森 長継逆修塔	”	131
		99	長尾勝明の書	文書の写真	133
		100	元禄10年美作国津山改帳	”	135
第4章	城下の発展	101	近世津山の鑄物	写 真	扉141
1.	町政のしぐみ	102	城下の東大番所外の制札場	古図の写真	147
		103	きりしたんの禁制文	文書の写真	148
		104	元禄時代町法度	”	154
2.	町人と商工業	105	元禄10年美作国津山改帳 一用聞き商人の部	”	160
		106	元禄10年美作国津山改帳 一運上銀の部	”	161
		107	寛永10年家屋敷売券状	”	165
		108	元禄10年美作国津山改帳 一惣町堅横、鍛冶町の部	”	166
		109	多聞寺の古鐘	写 真	167
		110	元禄8年の森家臣の借米証文	文書の写真	169

第三卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	種 別	頁
第3章	森氏と藩政	57	津山城本丸の鶴丸紋の棟瓦	写 真	扉65
	1. 森藩の前期	58	中山神社社領寄進状	文書の写真	69
		59	龍雲寺（後の本源寺）寺領寄進状	”	70
		60	築城用石材採取の跡	写 真	73
		61	森 忠政の甲冑	”	75
		62	森 忠政の鉄盾	”	75
		63	大坂陣 森 忠政の陣立	文書の写真	76
		64	江村専斉の「老人雑話」	”	78
		65	森 忠政の墓	写 真	79
		66	津山にある 森 忠政の墓	”	80
		67	桐 紋 の 瓦	”	81
		68	十字紋のある合札	”	81
		69	根 笹 の 紋 図	図	82
	2. 森藩の中期	70	森 長継花押	花押の写真	82
		71	本山寺の三重の塔	写 真	87
		72	国指定重要文化財総社本殿	”	87
		73	明暦3年総社棟札	”	87
		74	高野神社本殿	”	88
		75	鶴山八幡神社本殿	”	88
		76	安国寺経蔵	”	89
		77	森 家 霊 廟	”	89
		78	切支丹灯籠	”	91
		79	比 丘 尼 塚	”	92
		80	森 忠継寄進の石灯籠	”	94
		81	森 長継一門の供養石塔	”	95
	3. 森藩の後期	82	森 長武花押	花押の写真	96
		83	貞享元年の領知状	文書の写真	99
		84	森 長武の江戸屋敷	古図の写真	100

章	節	番号	図 版 名	種 別	頁
		29	津山城天守曲輪の虎口	写 真	35
		30	津山城天守閣跡	”	35
		31	津山城表鉄門・表中門付近の図	古図の写真	37
		32	津山城表中門跡付近	写 真	37
		33	津山城裏下門跡付近	”	38
		34	津山城大手口京橋門付近の図	古図の写真	38
		35	津山城東南口・旭門付近	写 真	39
		36	津山城西面堀端より	”	39
		37	元禄15年老中書状	文書の写真	40~41
		38	津山城石垣に残る符刻	写 真	42
		39	衆 楽 園	”	44
		40	衆楽園現況平面図	地 図	45
2.	城下の町づくり	41	安岡町裏の堤防	写 真	46
		42	津山城下平面図	地 図	折込み
		43	田町の武家屋敷	写 真	48
		44	椿高下の武家屋敷	”	49
		45	現存する御北並木の松	”	49
		46	兼景作刀の銘	拓本の写真	55
		47	東新町鍛冶屋の屋根	写 真	57
		48	義 信 神 社	”	58
		49	泰 安 寺	”	60
		50	西寺町の寺院街	”	60
		51	本 源 寺	”	61
		52	妙 法 寺	”	61
		53	鶴山八幡神社	”	62
		54	大 隅 神 社	”	63
		55	妙 願 寺	”	63
		56	徳 守 神 社	”	64

第 3 卷 図 版 一 覧

章	節	番号	図 版 名	種 別	頁
表	紙	1	津山城跡の石垣 (江見 正氏写)	写 真	表紙
第1章	美作の統一	2	森 忠政木像	”	扉 1
1.	統一へのみち	3	嵯峨山城跡	”	4
		4	岩屋城跡	”	4
		5	杵形城跡	”	5
		6	朝鮮陣の武功感状	文書の写真	5
		7	国侍が朝鮮出陣中入手した茶釜	写 真	5
		8	神楽尾城跡	”	6
		9	荒神山城跡	”	7
2.	美作津山藩の創始	10	森 忠政花押	花押の写真	10
		11	森侯入封三百年記念碑	写 真	10
		12	森家発祥の地—美濃尾張地方	地 図	12
		13	美濃金山城跡	写 真	12
		14	森 可成と長可の墓	”	13
		15	森 蘭丸・坊丸・力丸の墓	”	14
		16	森 長可の画像	古画の写真	15
		17	信濃松代城跡	写 真	18
		18	忠政入国の道—鎌坂	”	19
		19	院庄構城跡	”	20
		20	にらみあいの松	”	22
		21	近世の美作国図	古 図	折込み
第2章	津山城と城下町	22	津山城西北面	写 真	扉25
1.	津山の築城	23	妙法寺鰐口の銘	”	28
		24	津山城東北面月見櫓・栗積櫓・大戸櫓	”	30
		25	正保の津山城絵図	古 図	折込み
		26	津山城南面の絵	古画の写真	32
		27	津山城本丸東側石墨の武者走り	写 真	32
		28	津山城城郭平面図	平 面 図	34

津山市史 第三卷 近世 I

— 森藩時代 —

昭和四十八年三月三十一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 株式会社 広陽本社

岡山県津山市田町二番地

発行所 津山市役所

岡山県津山市山下九二番地



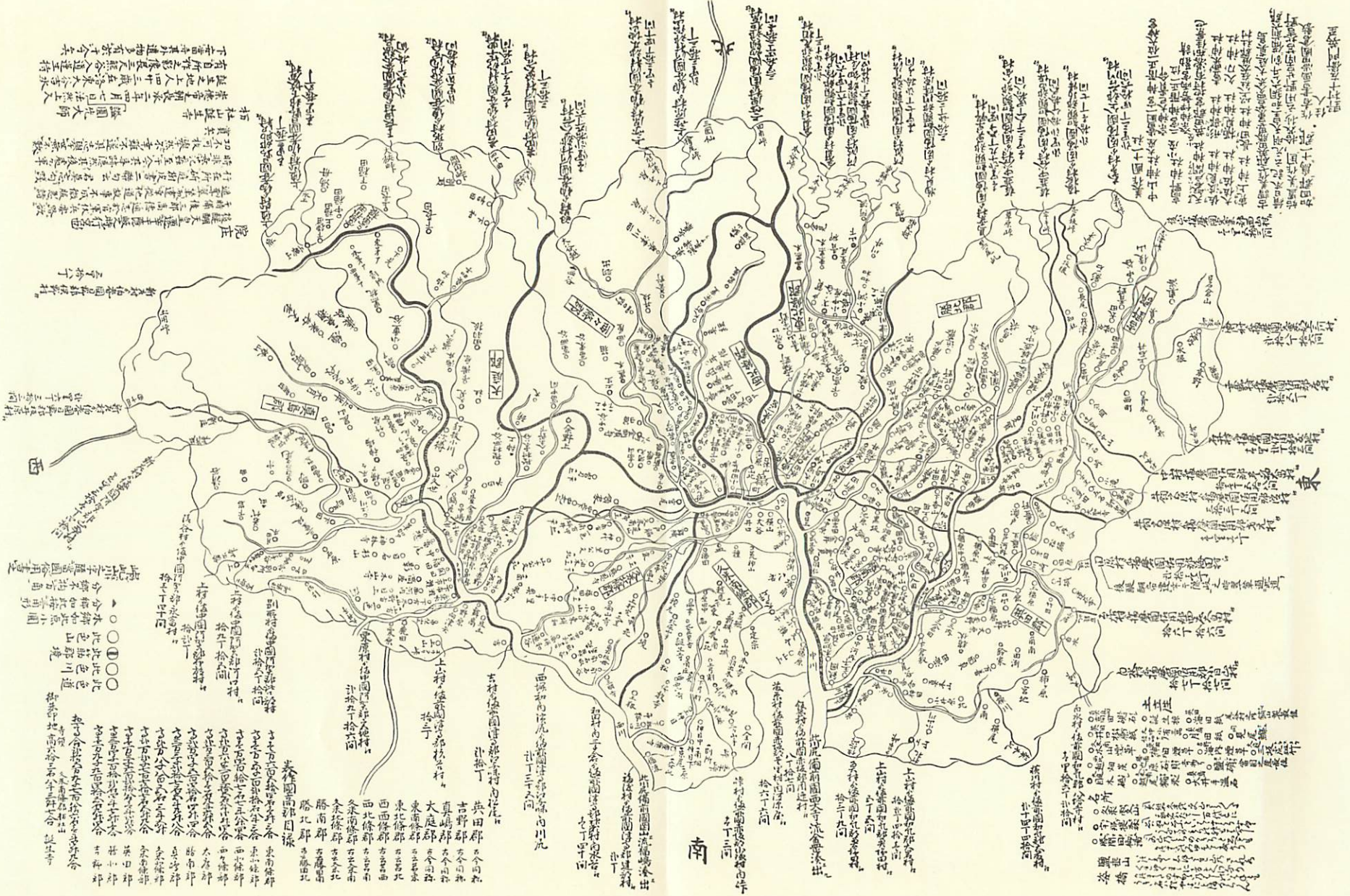


図21 近世の美作国図—「美作輿地全図」(『吉備群書集成』)—

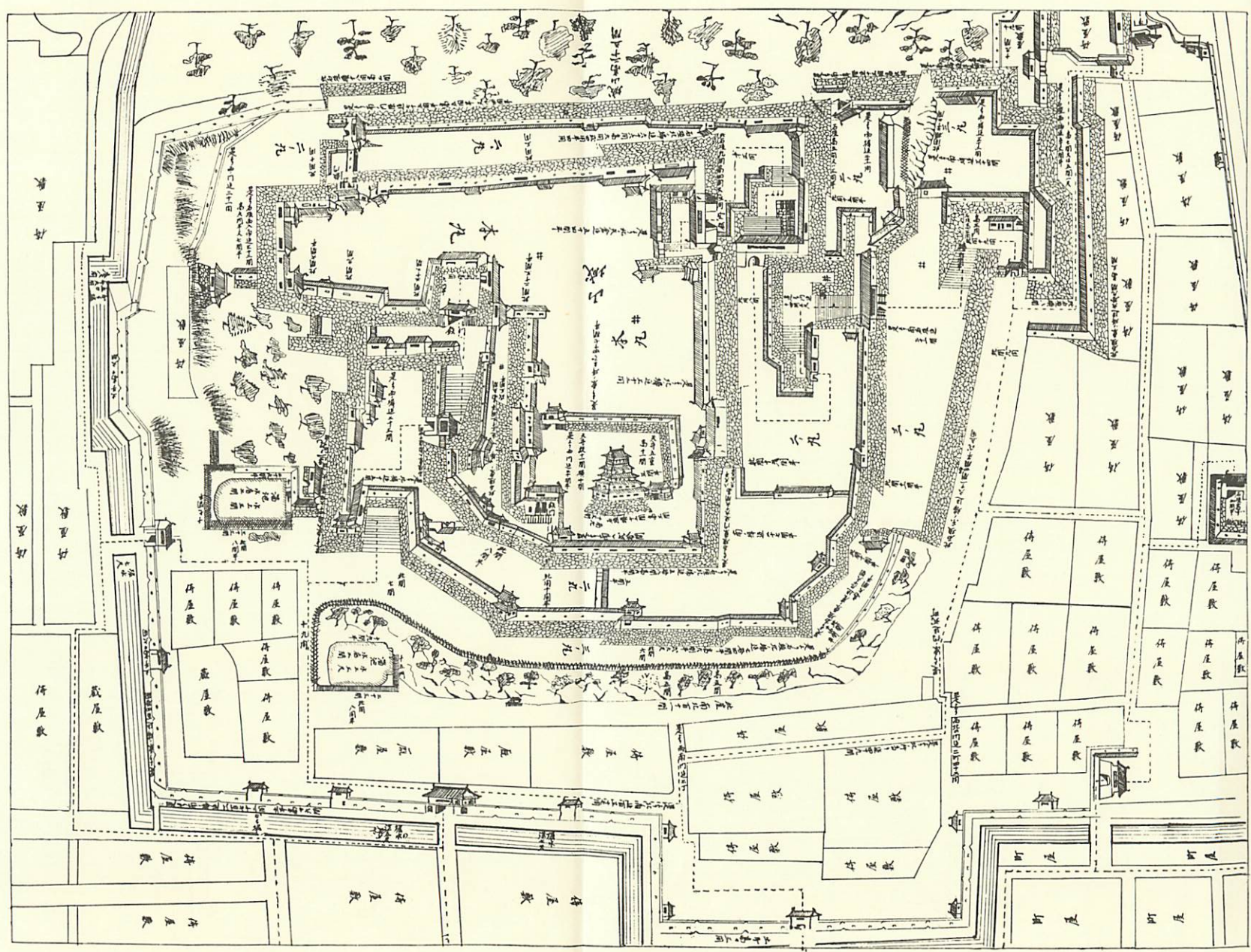
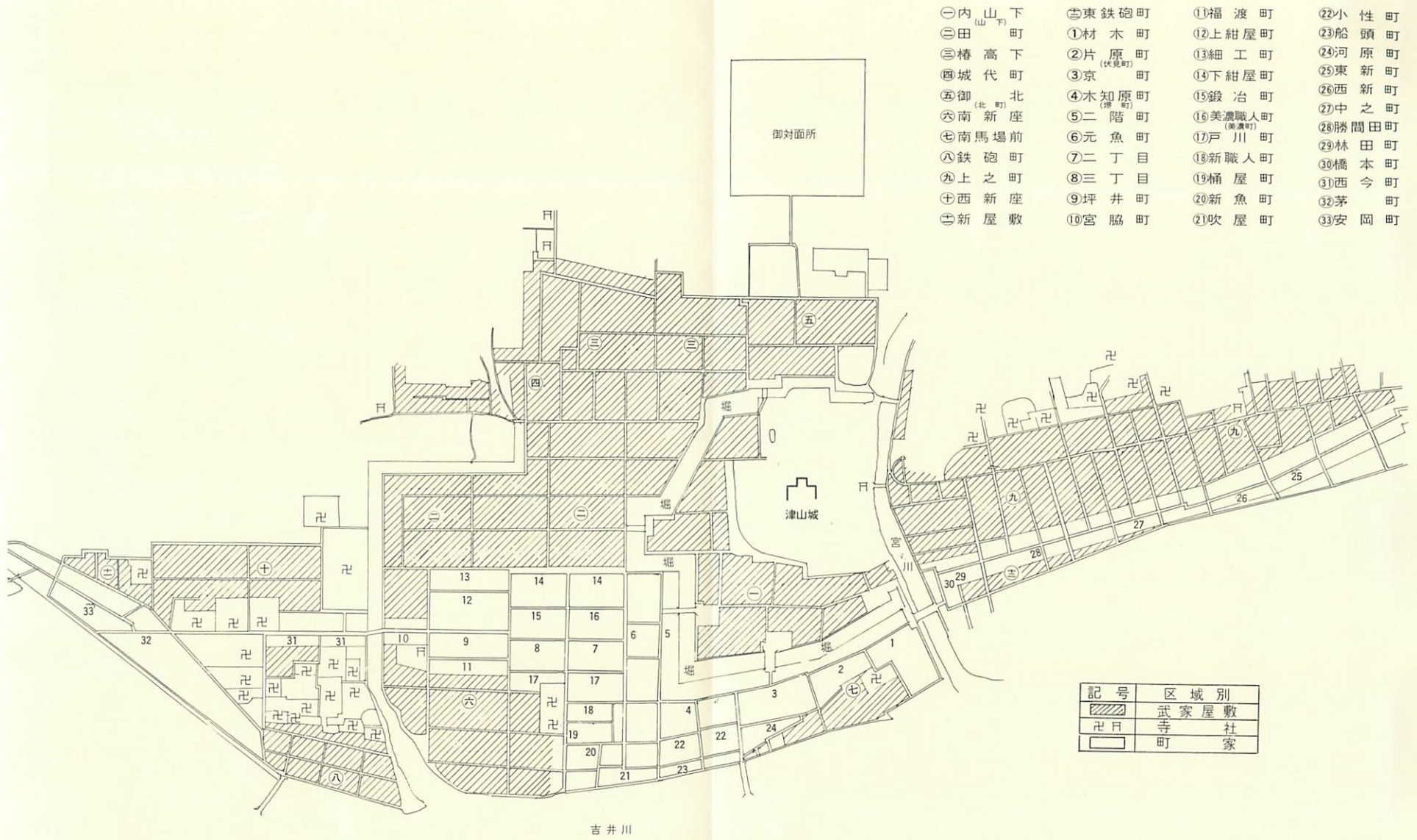


図25 正保の津山城絵図  
(内閣文庫所蔵 一杉山宇三郎氏模写)



- |        |                          |         |        |
|--------|--------------------------|---------|--------|
| ㊦ 内山下  | ㊦ 東鉄砲町                   | ㊦ 福渡町   | ㊦ 小性町  |
| ㊦ 田町   | ① 材木町                    | ⑫ 上紺屋町  | ㊦ 船頭町  |
| ㊦ 椿高下  | ② 片原町                    | ⑬ 細工町   | ㊦ 河原町  |
| ㊦ 城代町  | ③ 京 <small>(大見町)</small> | ⑭ 下紺屋町  | ㊦ 東新町  |
| ㊦ 御北   | ④ 木知原町                   | ⑮ 鍛冶町   | ㊦ 西新町  |
| ㊦ 南新座  | ⑤ 二階町                    | ⑯ 美濃職人町 | ㊦ 中之町  |
| ㊦ 南馬場前 | ⑥ 元魚町                    | ⑰ 戸川町   | ㊦ 勝間田町 |
| ㊦ 鉄砲町  | ⑦ 二丁目                    | ⑱ 新職人町  | ㊦ 林田町  |
| ㊦ 上之町  | ⑧ 三丁目                    | ⑲ 桶屋町   | ㊦ 橋本町  |
| ㊦ 西新座  | ⑨ 坪井町                    | ⑳ 新魚町   | ㊦ 西今町  |
| ㊦ 新屋敷  | ⑩ 宮脇町                    | ㉑ 吹屋町   | ㊦ 茅町   |
|        |                          |         | ㊦ 安岡町  |

記号	区域別
▨	武家屋敷
㊦	寺社
□	町家

図42 津山城下町平面図

正 誤 表

頁	段	行	誤	正
二〇	上	一三	平城でながら… みずのとたう	平城ながら… みずのえたら
三一	上	一一	壬辰	壬辰
三三	下	一九	天主閣または…	天主または…
三六	下	一〇	辰巳櫓	辰巳櫓
一〇三	上	一五	六か年	五か年
一〇三	下	一二	逗留し一宿に…	逗留し二宿に…
一〇三	下	一六	無足・隠居	無足隠居
一一二	上	一四	七郎右衛門	七郎右衛門
一三一	下	二	論は長継、 おくりな ちようけい	論は長継院、 おくりなちようけいん
一五五	上	二	年寄五人組越度たるべき事。	吟味を遂げ、曲事申し付くべき事。
一五七	上	一五	証拠とすべからず。	証拠とすべからざる事。
一九〇	下	図 130	(この次に一項脱落)	(本表の末尾の一項を挿入する)
二〇六	下	一三	飲岡	飯岡
二四六	上	二〇	可遺之	可遺
二五四	上	七	【苦南村】 申すべく候	【苦南郡】 申すべく候 (下略)
二五四	上	一七	郡の外に追放…	郡の内追放…
二五四	下	二〇	…梅 伐り申す…	…梅・桜伐り申す…

(一五七頁、上段、一五行の次に左の一項を挿入する)

一、町人并びに手代、侍中へ慮外がましき体仕るまじき事。

付、侍中より、町人不届これある時その町へ預け候儀、一兩日は苦しからず。三日とも預り候儀は、奉行所より言葉を請けず候わば用いまじき事。

津山市史 第三卷 追加正誤表

頁	段	行	誤	正
四	下	二〇	城砦×	城砦
一三	下	一六	浅倉×	朝倉
一五		系図	成正妻	成共妻
一八	下	一〇二	された。……五万石の	され、翌六年五月美濃四郡のうちで、一万石を与えられ、さらにこゝでまた、三万九〇〇〇石の
四一	上	四	城砦×	城砦
六一	下	一五	壇信徒×	壇信徒
七七	上	七	駿河、駿府	駿河駿府
八五	下	一八	三〇〇〇間	三〇〇〇間
九三		系図	共成×	成共
九七	上	一八	奸佞×	奸佞
九七	柱		津川砦×	津川砦
九九	上	一二	高合×	高
九九	上	一七	本田×	本多
一〇一	上	二	三日目×	三日月
一〇九	下	七	編さんを×	編さんを
一一六	下	四	(津山郷土館)×	(津山郷土館蔵)
一二〇	下	四	鍛冶所奉行×	鍛冶竹奉行
一二三	上	七	(君側)×	一(君側)
一三〇	上	一八	松平直明×	松平直明
一六七	上	七	兼光五郎左衛門×	兼先五郎左衛門
一六九	上	二	二五人×	二四人
一六九	上	二〇三	忠兵衛×	六郎左衛門
一六九	上	一七〇一八	元禄八年……	元禄八年亥十二月三日
一九六	上	三	城砦×	城砦
二一九	上	六	杯×	杯
二二九	下	四	ひく田×	ひへ田
二四九	下	四	大庭村(久世町)×	大庭村(落合町)
二七三	上	二	仕え、五両×	仕え横目となり、五両
二七六	上	五	相撲	相撲
			太布屋 六郎左衛門殿	